

平成20年 第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期16日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
9月 9日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明・質疑・委員会付託（全員協議会）
9月10日	水	休 会	議案調査
9月11日	木	本 会 議	一般質問
9月12日	金		一般質問
9月13日	土	休 会	（市の休日）
9月14日	日		（市の休日）
9月15日	月		（市の休日）
9月16日	火	本 会 議	一般質問
9月17日	水		一般質問
9月18日	木	委 員 会	常任委員会 （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
9月19日	金		常任委員会 （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
9月20日	土	休 会	（市の休日）
9月21日	日		（市の休日）
9月22日	月		議事整理
9月23日	火		（市の休日）
9月24日	水	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成20年 第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

9月9日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	21
2. 本日の会議に付した事件	23
3. 出席議員氏名	25
4. 欠席議員氏名	26
5. 説明のため出席した者の職氏名	26
6. 事務局職員出席者	26
7. 開 会	27
8. 諸般の報告	27
9. 開 議	27
10. 日程第1 会議録署名議員の指名	27
11. 日程第2 会期の決定	27
12. 日程第3 議会改革検討特別委員会の中間報告	28
13. 日程第4 議案第86号上程・説明・質疑・討論・採決	33
14. 日程第5 議案第87号から議案第111号まで上程・説明・質疑・討論・ 採決	36
代表監査委員から監査報告の申し出	44
15. 日程第6 議事第2号平成19年度菊池市決算特別委員会設置について	49
16. 日程第7 議案第112号から議案第113号まで上程・説明・質疑・討論・ 採決	50
17. 日程第8 報告第12号から報告第14号まで上程・報告	51
18. 日程第9 請願第5号及び陳情第2号から陳情第4号まで上程	52
19. 日程第10 委員会付託	52
20. 日程第11 休会の議決	53
21. 日程通告 散会	53
9月10日（水曜日） 休 会	
9月11日（木曜日） 本会議	
1. 議事日程第2号	57
2. 本日の会議に付した事件	57
3. 出席議員氏名	57

4. 欠席議員氏名	58
5. 説明のため出席した者の職氏名	58
6. 事務局職員出席者	58
7. 開 議	59
8. 日程第1 一般質問	59
(1) 怒留湯健蓉さん質問	59
「人事評価制度について」	59
○総務部長 緒方希八郎君答弁	60
怒留湯健蓉さん再質問	61
○総務部長 緒方希八郎君答弁	63
怒留湯健蓉さん再々質問	64
○総務部長 緒方希八郎君答弁	66
○市長 福村三男君答弁	67
(2) 怒留湯健蓉さん質問	69
「指定管理者制度について」	69
○教育長 田中忠彦君答弁	70
怒留湯健蓉さん再質問	71
○教育長 田中忠彦君答弁	72
怒留湯健蓉さん再々質問	73
○教育長 田中忠彦君答弁	76
○市長 福村三男君答弁	77
休 憩	78
開 議	78
(1) 松本 登君質問	78
「企業誘致について」	78
○企画部長 石原公久君答弁	80
松本 登君再質問	82
○企画部長 石原公久君答弁	83
(2) 松本 登君質問	85
「ふるさと納税について」	85
○企画部長 石原公久君答弁	87
松本 登君再質問	88
○企画部長 石原公久君答弁	89
松本 登君再々質問	90

○市長 福村三男君答弁	90
昼食休憩	91
開 議	91
(1) 藤野敏昭君質問	91
「市政について」	91
○市長 福村三男君答弁	92
藤野敏昭君再質問	93
○市長 福村三男君答弁	94
(2) 藤野敏昭君質問	95
「農家救済について」	95
○経済部長 後藤 定君答弁	95
藤野敏昭君再質問	96
○経済部長 後藤 定君答弁	96
(3) 藤野敏昭君質問	96
「財政状況について」	96
○総務部長 緒方希八郎君答弁	97
藤野敏昭君再質問	98
○総務部長 緒方希八郎君答弁	98
藤野敏昭君再々質問	99
休 憩	100
開 議	100
(1) 樋口正博君質問	100
「菊池市一般職の非常勤職員、臨時職員の任用に関する取り扱い要綱に ついて」	100
○総務部長 緒方希八郎君答弁	101
樋口正博君再質問	102
○総務部長 緒方希八郎君答弁	103
樋口正博君再々質問	104
○総務部長 緒方希八郎君答弁	105
(2) 樋口正博君質問	105
「雇用促進住宅の受け入れ方針について」	105
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	105
樋口正博君再質問	106
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	108

樋口正博君再々質問	108
休憩	109
開議	109
(1) 中山繁雄君質問	110
「新市建設計画について」	110
○企画部長 石原公久君答弁	110
中山繁雄君再質問	111
○企画部長 石原公久君答弁	111
(2) 中山繁雄君質問	112
「電鉄バスの廃止について」	112
○企画部長 石原公久君答弁	112
○教育長 田中忠彦君答弁	113
(3) 中山繁雄君質問	113
「入札残の使途について」	113
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	114
中山繁雄君再質問	114
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	114
○経済部長 後藤 定君答弁	115
中山繁雄君再々質問	115
9. 日程通告 散会	116

9月12日（金曜日） 本会議

1. 議事日程第3号	119
2. 本日の会議に付した事件	119
3. 出席議員氏名	119
4. 欠席議員氏名	120
5. 説明のため出席した者の職氏名	120
6. 事務局職員出席者	120
7. 開議	122
8. 日程第1 一般質問	122
(1) 三池健治君質問	122
「菊池市中小企業振興基本条例について」	122
○総務部長 緒方希八郎君答弁	123
三池健治君再質問	124

○総務部長 緒方希八郎君答弁	125
○副市長 村上健二君答弁	126
(2) 三池健治君質問	126
「工事入札参加者について」	126
○総務部長 緒方希八郎君答弁	127
三池健治君再質問	129
○総務部長 緒方希八郎君答弁	132
三池健治君再々質問	132
休憩	133
開議	133
(1) 隈部忠宗君質問	133
「学校教育について」	133
○教育長 田中忠彦君答弁	134
○企画部長 石原公久君答弁	136
隈部忠宗君再質問	136
○教育長 田中忠彦君答弁	137
隈部忠宗君再々質問	137
○市長 福村三男君答弁	138
(2) 隈部忠宗君質問	139
「農業の振興について」	139
○経済部長 後藤 定君答弁	140
隈部忠宗君再質問	140
○経済部長 後藤 定君答弁	141
隈部忠宗君再々質問	141
○市長 福村三男君答弁	142
昼食休憩	143
開議	143
(1) 東 裕人君質問	143
「財政健全化法と国保について」	143
○総務部長 緒方希八郎君答弁	144
東 裕人君再質問	144
○総務部長 緒方希八郎君答弁	145
東 裕人君再々質問	145
○総務部長 緒方希八郎君答弁	146

(2) 東 裕人君質問	146
「まちづくりと住民参加について」	146
○企画部長 石原公久君答弁	147
東 裕人君再質問	148
○市長 福村三男君答弁	148
(3) 東 裕人君質問	148
「新庁舎問題について」	148
○企画部長 石原公久君答弁	149
東 裕人君再質問	150
○企画部長 石原公久君答弁	151
東 裕人君再々質問	151
○市長 福村三男君答弁	151
休 憩	152
開 議	152
(1) 坂井正次君質問	152
「農業振興について」	152
○経済部長 後藤 定君答弁	153
坂井正次君再質問	154
○経済部長 後藤 定君答弁	155
坂井正次君再々質問	156
○経済部長 後藤 定君答弁	157
○市長 福村三男君答弁	158
(2) 坂井正次君質問	159
「市の活性化について」	159
○総務部長 緒方希八郎君答弁	160
○企画部長 石原公久君答弁	160
坂井正次君再質問	161
○総務部長 緒方希八郎君答弁	162
○企画部長 石原公久君答弁	162
(3) 坂井正次君質問	163
「食育について」	163
○教育長 田中忠彦君答弁	164
○市民部長 村山 隆君答弁	164
坂井正次君再質問	165

○教育長 田中忠彦君答弁	165
坂井正次君再々質問	166
○教育長 田中忠彦君答弁	166
○市民部長 村山 隆君答弁	167
休 憩	167
開 議	167
(1) ニノ文伸元君質問	167
「学校教育における施設整備について」	167
○教育長 田中忠彦君答弁	168
ニノ文伸元君再質問	168
○教育長 田中忠彦君答弁	169
○財政課長 川上憲誠君答弁	169
(2) ニノ文伸元君質問	169
「スポーツの競技力向上対策について」	169
○教育長 田中忠彦君答弁	170
ニノ文伸元君再質問	171
○教育長 田中忠彦君答弁	174
ニノ文伸元君再々質問	174
9. 日程通告 散会	174

9月13日(土曜日) 休 会

9月14日(日曜日) 休 会

9月15日(月曜日) 休 会

9月16日(火曜日) 本会議

1. 議事日程第4号	177
2. 本日の会議に付した事件	177
3. 出席議員氏名	177
4. 欠席議員氏名	178
5. 説明のため出席した者の職氏名	178
6. 事務局職員出席者	178
7. 開 議	180
8. 日程第1 一般質問	180
(1) 泉田栄一朗君質問	180

「農業後継者について」	180
○経済部長 後藤 定君答弁	181
泉田栄一郎君再質問	181
○経済部長 後藤 定君答弁	182
(2) 泉田栄一郎君質問	182
「農業支援について」	182
○経済部長 後藤 定君答弁	183
(3) 泉田栄一郎君質問	184
「みどりのカーテンの取り組みについて」	184
○教育長 田中忠彦君答弁	185
泉田栄一郎君再質問	185
○教育長 田中忠彦君答弁	186
(4) 泉田栄一郎君質問	186
「公園整備について」	186
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	187
泉田栄一郎君再質問	187
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	188
泉田栄一郎君再々質問	189
休憩	189
開議	189
(1) 山瀬義也君質問	189
「農業危機突破対策について」	189
○経済部長 後藤 定君答弁	190
山瀬義也君再質問	192
○経済部長 後藤 定君答弁	194
○総務部長 緒方希八郎君答弁	195
山瀬義也君再々質問	196
○市長 福村三男君答弁	198
(2) 山瀬義也君質問	200
「文化財について」	200
○教育長 田中忠彦君答弁	201
山瀬義也君再質問	203
○市長 福村三男君答弁	204
昼食休憩	205

開 議	205
(1) 本田憲一君質問	206
「公の施設災害時の対応、そして建設について」	206
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	206
○教育長 田中忠彦君答弁	207
本田憲一君再質問	207
○教育長 田中忠彦君答弁	209
○市長 福村三男君答弁	209
本田憲一君再々質問	210
○教育長 田中忠彦君答弁	210
○市長 福村三男君答弁	210
(2) 本田憲一君質問	211
「子育て、児童の成長に向けて本市の対応は」	211
○市民部長 村山 隆君答弁	211
本田憲一君再質問	212
○市民部長 村山 隆君答弁	213
(3) 本田憲一君質問	213
「第三セクター今後の対応は」	213
○総務部長 緒方希八郎君答弁	214
本田憲一君再質問	214
○経済部長 後藤 定君答弁	214
本田憲一君再々質問	215
○経済部長 後藤 定君答弁	216
休 憩	216
開 議	216
(1) 坂本昭信君質問	216
「農業問題について」	216
○市長 福村三男君答弁	217
坂本昭信君再質問	217
○経済部長 後藤 定君答弁	218
坂本昭信君再々質問	218
○経済部長 後藤 定君答弁	219
(2) 坂本昭信君質問	220
「地産地消について」	220

○経済部長 後藤 定君答弁	220
坂本昭信君再質問	220
○経済部長 後藤 定君答弁	221
(3) 坂本昭信君質問	222
「合併浄化槽について」	222
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	223
坂本昭信君再質問	223
休憩	224
開議	224
(1) 外村国敏君質問	224
「医療助成について」	224
○市民部長 村山 隆君答弁	225
外村国敏君再質問	225
○市民部長 村山 隆君答弁	226
外村国敏君再々質問	227
○市民部長 村山 隆君答弁	228
(2) 外村国敏君質問	228
「妊婦健診について」	228
○市民部長 村山 隆君答弁	230
(3) 外村国敏君質問	231
「太陽光発電について」	231
○企画部長 石原公久君答弁	232
外村国敏君再質問	232
○企画部長 石原公久君答弁	233
外村国敏君再々質問	234
○企画部長 石原公久君答弁	234
(4) 外村国敏君質問	235
「雇用促進住宅について」	235
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	236
(5) 外村国敏君質問	236
「建築確認申請手数料について」	236
9. 日程通告 散会	236

9月17日（木曜日） 本会議

1. 議事日程第5号	241
2. 本日の会議に付した事件	241
3. 出席議員氏名	241
4. 欠席議員氏名	242
5. 説明のため出席した者の職氏名	242
6. 事務局職員出席者	242
7. 開 議	244
8. 日程第1 一般質問	244
(1) 森 清孝君質問	244
「農業振興について」	244
○総務部長 緒方希八郎君答弁	245
○経済部長 後藤 定君答弁	245
森 清孝君再質問	247
○経済部長 後藤 定君答弁	247
(2) 森 清孝君質問	248
「職員人事について」	248
○総務部長 緒方希八郎君答弁	249
森 清孝君再質問	251
○総務部長 緒方希八郎君答弁	251
森 清孝君再々質問	252
○市長 福村三男君答弁	253
(3) 森 清孝君質問	254
「市政の中の大きな課題について」	254
○市民部長 村山 隆君答弁	255
森 清孝君再質問	256
○市民部長 村山 隆君答弁	256
森 清孝君再々質問	257
○市長 福村三男君答弁	257
休 憩	258
開 議	258
(1) 森 隆博君質問	258
「環境問題について」	258
○市民部長 村山 隆君答弁	259

森 隆博君再質問	260
○市長 福村三男君答弁	261
森 隆博君再々質問	262
○市長 福村三男君答弁	263
(2) 森 隆博君質問	264
「旧菊池市市営牧場の状況について」	264
○経済部長 後藤 定君答弁	264
森 隆博君再質問	265
○市長 福村三男君答弁	266
森 隆博君再々質問	267
○市長 福村三男君答弁	268
(3) 森 隆博君質問	268
「教育施設について」	268
○市民部長 村山 隆君答弁	269
○教育長 田中忠彦君答弁	270
森 隆博君再質問	271
○市民部長 村山 隆君答弁	272
○教育長 田中忠彦君答弁	272
森 隆博君再々質問	273
○市長 福村三男君答弁	274
昼食休憩	275
開 議	275
(1) 奈田臣也君質問	275
「菊池市の財政状況について」	275
○総務部長 緒方希八郎君答弁	277
奈田臣也君再質問	278
○総務部長 緒方希八郎君答弁	279
奈田臣也君再々質問	280
○総務部長 緒方希八郎君答弁	281
(2) 奈田臣也君質問	283
「菊池氏館跡遺跡の調査・保存について」	283
○教育長 田中忠彦君答弁	284
奈田臣也君再質問	284
○教育長 田中忠彦君答弁	286

奈田臣也君再々質問	286
○教育長 田中忠彦君答弁	287
○市長 福村三男君答弁	287
休憩	288
開議	288
(1) 木下雄二君質問	288
「自治公民館の整備について」	288
○教育長 田中忠彦君答弁	288
木下雄二君再質問	289
○教育長 田中忠彦君答弁	289
木下雄二君再々質問	290
○市長 福村三男君答弁	290
(2) 木下雄二君質問	290
「教育環境について」	290
○教育長 田中忠彦君答弁	291
(3) 木下雄二君質問	291
「スクールバスについて」	291
○教育長 田中忠彦君答弁	292
木下雄二君再質問	293
○教育長 田中忠彦君答弁	294
(4) 木下雄二君質問	294
「囑託について」	294
○総務部長 緒方希八郎君答弁	295
(5) 木下雄二君質問	296
「市長と語ろうふれ合い懇談会について」	296
○総務部長 緒方希八郎君答弁	297
木下雄二君再質問	297
○市長 福村三男君答弁	298
(6) 木下雄二君質問	299
「環境整備基金について」	299
○市民部長 村山 隆君答弁	300
木下雄二君再質問	301
○市長 福村三男君答弁	302
木下雄二君再々質問	304

○市長 福村三男君答弁	305
休 憩	306
開 議	306
(1) 水上博司君質問	306
「地籍調査について」	306
○経済部長 後藤 定君答弁	306
(2) 水上博司君質問	307
「減反政策について」	307
○経済部長 後藤 定君答弁	308
水上博司君再質問	309
○経済部長 後藤 定君答弁	310
(3) 水上博司君質問	310
「市民への財政状況の周知について」	310
○総務部長 緒方希八郎君答弁	311
水上博司君再質問	312
○市長 福村三男君答弁	312
水上博司君再々質問	313
9. 日程通告 散会	314

9月18日(木曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)

9月19日(金曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)

9月20日(土曜日) 休 会

9月21日(日曜日) 休 会

9月22日(月曜日) 休 会

9月23日(火曜日) 休 会

9月24日(水曜日) 本会議

1. 議事日程第6号	317
2. 本日の会議に付した事件	317
3. 出席議員氏名	318
4. 欠席議員氏名	318
5. 説明のため出席した者の職氏名	318
6. 事務局職員出席者	319
7. 開 議	320

8. 日程第1 各常任委員長報告	320
・ 総務常任委員長報告	320
・ 文教厚生常任委員長報告	321
・ 経済常任委員長報告	323
・ 建設常任委員長報告	324
委員長報告に対する質疑	326
（1）樋口正博君質疑	326
（2）東 裕人君質疑	327
（3）坂本昭信君質疑	329
（4）横田輝雄君質疑	330
（5）山瀬義也君質疑	331
討 論	334
採 決	334
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	335
10. 追加議事日程（第6号の追加1）	336
日程第1 意見書案第5号 上程・説明・質疑・討論・採決	336
日程第2 意見書案第6号 上程・説明・質疑・討論・採決	337
日程第3 意見書案第7号 上程・説明・質疑・討論・採決	338
日程第4 決議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	339
11. 閉 会	340

平成20年第3回菊池市市議会定例会

議事日程 第1号

平成20年9月9日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会改革検討委員会の中間報告
- 第4 議案第86号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度菊池市一般会計補正予算―第4号)
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第87号 菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第88号 菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 菊池市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第90号 平成20年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第91号 平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第92号 平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第93号 平成20年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第94号 平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第1号）
- 議案第95号 平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第96号 平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第97号 平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第98号 平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 99 号 平成 19 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 100 号 平成 19 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 101 号 平成 19 年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 102 号 平成 19 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 103 号 平成 19 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 104 号 平成 19 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 105 号 平成 19 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 106 号 平成 19 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 107 号 平成 19 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 108 号 平成 19 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 109 号 平成 19 年度菊池市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 110 号 菊池市土地開発公社定款の一部変更について
- 議案第 111 号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明・質疑

- 第 6 議事第 2 号 平成 19 年度菊池市決算特別委員会の設置について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 7 議案第 112 号 菊池市土地開発公社定款の一部変更について

議案第 113 号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 8 報告第 12 号 継続費精算報告について

報告第 13 号 専決処分の報告について

報告第 14 号 専決処分の報告について

まで一括報告

- 第 9 請願第 5 号 菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願

陳情第 2 号 たばこ税増税反対に関する意見書

陳情第 3 号 郵政民営化法の見直しに関する意見書

陳情第 4 号 燃油・飼料・肥料等生産資材高騰対策に関する意見書

第 1 0 委員会付託

第 1 1 休会の議決



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会改革検討委員会の中間報告

日程第 4 議案第 8 6 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成 2 0 年度菊池市一般会計補正予算(第 4 号))

まで上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 5 議案第 8 7 号 菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 8 号 菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 9 号 菊池市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 0 号 平成 2 0 年度菊池市一般会計補正予算(第 5 号)

議案第 9 1 号 平成 2 0 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 9 2 号 平成 2 0 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 9 3 号 平成 2 0 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 9 4 号 平成 2 0 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 9 5 号 平成 2 0 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 9 6 号 平成 2 0 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 9 7 号 平成 2 0 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 9 8 号 平成 2 0 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)

- 議案第99号 平成19年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第100号 平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第101号 平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第102号 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第103号 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第104号 平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第105号 平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第106号 平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第107号 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第108号 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第109号 平成19年度菊池市水道事業会計決算の認定について
議案第110号 菊池市土地開発公社定款の一部変更について
議案第111号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議事第2号 平成19年度菊池市決算特別委員会の設置について

まで上程

日程第7 議案第112号 菊池市土地開発公社定款の一部変更について

議案第113号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 報告第12号 継続費精算報告について

報告第13号 専決処分の報告について

報告第14号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

日程第9 請願第5号 菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願

陳情第2号 たばこ税増税反対に関する意見書

陳情第3号 郵政民営化法の見直しに関する意見書

陳情第4号 燃油・飼料・肥料等生産資材高騰対策に関する意見書

まで一括上程

日程第10 委員会付託

日程第11 休会の議決



出席議員（27名）

- | | | | | | |
|-----|-----|---|-----|----|---|
| 1番 | 東 | 裕 | 人 | 君 | |
| 2番 | 泉 | 田 | 栄一朗 | 君 | |
| 3番 | 森 | 清 | 孝 | 君 | |
| 4番 | 藤 | 野 | 敏 | 昭 | 君 |
| 5番 | 樋 | 口 | 正 | 博 | 君 |
| 6番 | 二ノ | 文 | 伸 | 元 | 君 |
| 7番 | 中 | 山 | 繁 | 雄 | 君 |
| 8番 | 水 | 上 | 博 | 司 | 君 |
| 9番 | 三 | 池 | 健 | 治 | 君 |
| 10番 | 怒留湯 | 健 | 蓉 | さん | |
| 11番 | 坂 | 本 | 昭 | 信 | 君 |
| 12番 | 隈 | 部 | 忠 | 宗 | 君 |
| 13番 | 奈 | 田 | 臣 | 也 | 君 |
| 14番 | 葛 | 原 | 勇 | 次郎 | 君 |
| 15番 | 木 | 下 | 雄 | 二 | 君 |
| 16番 | 坂 | 井 | 正 | 次 | 君 |
| 17番 | 森 | 隆 | 博 | 君 | |
| 18番 | 山 | 瀬 | 義 | 也 | 君 |
| 19番 | 本 | 田 | 憲 | 一 | 君 |
| 20番 | 栃 | 原 | 茂 | 樹 | 君 |
| 21番 | 松 | 本 | 登 | 君 | |
| 22番 | 工 | 藤 | 恭 | 一 | 君 |
| 23番 | 境 | 和 | 則 | 君 | |
| 24番 | 北 | 田 | 彰 | 君 | |
| 25番 | 外 | 村 | 國 | 敏 | 君 |
| 26番 | 徳 | 永 | 隆 | 義 | 君 |

27番 横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	村上建二君
収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	村山隆君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	松岡敬二君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	上林正章君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	川上憲誠君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	山口正司君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	三牧茂君
代表監査員	宮川貞雄君
監査委員事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
総務審議員	高田早苗君
議事係長	上田敏雄君

午前10時00分 開会



○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員 は27名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年度第3回菊池市議会定例会を開会します。



○議長（北田 彰君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

去る、7月5日、第2回東京菊池会総会が霞ヶ関ビル・東海大学校友会館にて開催されましたので、出席してまいりました。

次に、7月30日から31日にかけて議会広報特別委員会が福岡県太宰府市議会の「議会だよりについて」研修がっております。この件については、特別委員長より報告書が提出されております。

また、監査委員から、平成20年5月分から8月分の一般会計・特別会計、並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告いたします。なお、詳細につきまして、事務局に備え付けの書類により、ご承諾いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。



午前10時01分 開議

○議長（北田 彰君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、境 和則君及び外村國敏君を指名します。



日程第2 会期の決定

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る9月2日の議会運営委員会につきまして、本日から9月24日までの16日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月24日までの16日間と決定しました。

○

日程第3 議会改革検討特別委員会の中間報告

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、議会改革検討特別委員会の中間報告を議題とします。議会改革検討特別委員会から付託中の件について、中間報告の申し出がっております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革検討特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会改革検討特別委員長の発言を許します。議会改革検討特別委員長、横田輝雄君。

[登壇]

○議会改革検討特別委員長（横田輝雄君） おはようございます。菊池市議改革検討特別委員会の中間報告をいたします。

第1回菊池市定例会において設置されました、議会改革検討特別委員会の報告でございますが、合併後の菊池市を思い、そして、よりよい菊池市にするために、そしてまた、いかにすれば安心して市民がよりよく暮らせるか、今の菊池市をいかにすれば活性化ができるか、今の菊池市をいかにすれば今日の厳しい財政を切り抜けることができるか、いろいろ我々市議会もでき得る限りの力を出し合い、あすの明るい菊池市を目指して頑張ろうではないか、そんな気持ちを結集して議会改革検討委員会が開かれております。

一般会計における地方債においては、概算ではありますが、推移を見ますときに、現在の公債率が14%台であります。平成24年、25年ごろには15%台になるという予想もされておるようなわけでございます。また、昨年2月、発行されました菊池広報を見るとき、1月による今後10年間の財政試算の策定ということにはなっておりますが、平成23年度には、現在積み立てている財政調整基金は底をつき、さらに平成26年度には17億円の赤字になる試算であると公表をされております。

私たち市議会においても、もろもろの事柄を検案し、議員のでき得る限りの改革を進めたいと議会改革検討特別委員会が開催されているわけでありまして、付託

議案は、一つ、議員の定数に関する事、二つ、常任委員会の所管について、三つ、費用弁償について、四つ、その他議会改革についてであります。

第1回を4月21日、第2回を5月15日、第3回を7月7日、第4回を7月28日、第5回を8月27日の5回を開催いたしましたわけでございます。そのうち、7月7日は山鹿市、7月28日は上天草市を、それぞれ研修、各市議会の状況を調査をまいりました。

1の議員の定数につきましては、削減することには賛成であります。削減の幅については少ない幅にするのか、大きい幅にするのか意見の分かるるところであります。2番目の常任委員会の所管については、各常任委員のバランスのとれた筋の通った審議が行われるように、当然執行部との関連も発生しますけれども、一貫した審議ができるようにすべきではないかという強い要望があつているところであります。現在の委員会の在り方、あるいは常任委員会の数、担当部署の在り方、そういったことについて活発な意見があつております。3の費用弁償の件につきましては、議員は報酬であり、費用弁償については旅費的な考え方もあるのではないかと、他に区長をはじめ、報酬を受けている委員さんがたくさんいらっしゃいます。そんなことについても配慮をすべきではなかろうかということで、まだまだ審議すべきであると思われるという意見が出ております。4番のその他議会改革については、総合的な判断が必要であり、今後の課題ということにしております。

いずれも活発な意見があり、なるべく早く集約すべきとの意見もあつておりますが、まだまだ、意見も出尽くしておりませんので、今後さらに精力的に会議を重ね、12月定例会までには何とか結論を出したいという意見の一致を見ているところでもあります。

以上、簡単ではございますが、議会改革検討委員会委員長の間接報告といたします。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。境和則君。

[登壇]

○23番（境 和則君） おはようございます。委員長にお尋ねをしたいんですが、3月の議会の定例会におきまして、議員の報酬というのが諮問委員会の結果をもちまして執行部のほうから提案があり、菊池市議会としては賛成多数で可決したわけでございます。そういう中で付帯事項だったと思っておりますけれども、議員の報酬は元に戻すのが妥当であると同時に、議員の定数はお考えいただきたいというような催しがありまして、それを踏まえて議会は議決をし、それから、議会のほうで議会改革の特別委員会ということで委員会が設置されました。

今、委員長がおっしゃったように大変ご苦慮をなさって、いろんな意見が出ているかと思えますけれども、私としましては議員の定数を削減するという事であるならば、果たして定義が大変難しいかとは思いますが、削減の目標に向かっては努力をしないでならないし、3月の議会に特別委員会があって、今まで4回をされたそうですが、なぜ6月にそういう問題が出てこないのか、また、この9月定例会でも大変重要な問題でありまして、市民の関心も強うございます。こういう問題につきましては、定数はそのままなのか、何名減らすのかは、明確に市民に発表する我々の市会議員の信頼関係というのが、そこで結ばれてくるかと思えますので、その意見の中で、いろんなご意見があらわれて、まだまとまったことには入ってないと、それから、特別委員の中でお話がありましたものですから、人数をどうするかということについては、最終的には満場一致が望ましいかと思えますけれども、委員長の配慮においてなるべく早く結論を出し、後の2項目か3項目につきましては、いろんな諸問題もわかりますけれども、議員定数についてはやはり早目に解決しなきゃならんというのが、我々市会議員の役目だと思いますので、もう少し詳しくお聞かせいただければ、人数の問題にしても定義の問題にしても、どういう意見があったかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 議会改革検討特別委員長、横田輝雄君。

[登壇]

○議会改革検討特別委員長（横田輝雄君） 大きく分けますと2つであったと思いますが、最初の議員報酬の値下げの話は、これはあっておりません。これは市長の、執行部の提案によって議決をされたものでございますし、その間、いろんな意見はありました。しかし、最終的に議決をされて、現在執行されていることでございますし、そのことについての審議はやっておりません。ただ、2点目の1日も早く、やっぱり議員の定数を発表すべきではないかということですが、やはりこれは、最終的に全体をまとめたときに発表すべきことであって、中間的に何名だどこだけ決めて、ほかの3項目は後送りにするというふうなことはあり得ないと思います。

だから、最終的に決めるときには一括をして、やっぱり数字というのはそりゃいろいろ出ております。いろいろ出ておりますが、審議の途中でございますから具体的な数字は、発表することは控えさせていただきたいと思えますけれども、いずれにしても、皆さん、そういった、先ほどおっしゃったような趣旨のもとに、真剣に討議がなされていることをご報告いたします。

○議長（北田 彰君） 境和則君。

[登壇]

○23番(境 和則君) 今、お聞きしましたけども、一括議題とされる場合におきましても、ここの4項目の中で若干私が懸念いたしますのは、常任委員会の問題、それから、委員会の費用弁償につきましても、大体議会の議員定数においても、議会運営委員会というのは実際あるわけですたいね。その議員必携の中には、条例の改廃やら、議員の数とか費用弁償については議会運営で論議するとたしか書いてあるかと思えます。

ですから、たまたま3月の定例会において議員報酬の問題が議案として出され、それを踏まえて菊池市議会としては議決をしたわけですね。それから、皆さん、ご案内のとおり、市民の間から議員の報酬を上げたとか、いろんなお話があらまして、また私どもは、七城町の執行部との懇談会のときも市民の人から、議員報酬の問題については理解できるけども、それに付随した議員定数の問題はどうかとなつとるか、非常に関心が広がるございますし、委員長報告のとおり、財政だとかいろんな菊池市行政の在り方については、委員長おっしゃるとおりでありますけども、この一つひとつの積み重ねというのは、菊池市議会がスピード的に早く結論を出して、市民に報告する。そういうことがお互いの市民と議会、または行政と市民とが一体となることではなかろうかと思えますし、この4議案の中でも、議員定数をはじめにやられて、そしてできますならば、この9月定例会でも特別委員会を開いていただいて、そして、この議員定数の問題を取り上げていただいて、そして、皆さんの結論が一致するならば、追加日程としても議法的には、私はできると考えております。

それから、費用弁償の問題について、委員長に私の考えを申し上げますと、費用弁償について論議するのではなくて、私が常日ごろ思っているのは、4回の定例会において議会が報酬をいただきながら、またその反面、その定例会の中で本会議員日当、常任委員会日当というのを返上したらどうだということでもあります。また、委員長がおっしゃるように議会の委員会の費用弁償をすると、ほかの委員会に影響を与えるということもありますけども、それぞれの非常時の委員会につきましては、費用弁償が出てもいいかと思えますが、せめて4回の定例会中の本会議費用、常任委員会の費用については返納したほうがいいんじゃないかというような考えを持っておりますので、一括議題をされることは大変有り難いことかと思えますけども、後の問題については、特別委員会は議長に答申をされて諮問をするわけで、改めてほかの議員さんたちのご意見がその中で出てくる可能性がありますので、議員定数の問題だけを非常に市民に報告する、我々はあると思えます。それから、菊池市議会は4月1日から議員の報酬はそのアップにもって受領しているという現実も踏まえてあれもありますから、委員長におかれては皆さ

んの意見を取りまとめて速やかに報告されるのが一番理想的かと思えますけども、できる限り早くとなれば、この委員会、9月の定例会中においても特別委員会を設置され、この案件だけを取り上げて早目に議決をしていただいて、後の案件については十分な論議がとれると。また、最終日に追加日程として出されることも私は技術的に可能かと思うわけです。私は、またそうすべきだと思いますので、あえて委員長に心構えをもう一度お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 議会改革検討特別委員長、横田輝雄君。

[登壇]

○議会改革検討特別委員長（横田輝雄君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど、当初の報告で申し上げましたように、費用弁償については、話は出ました。でもやはり、いろんなことを勘案しながら最終的な結論を見なきゃならんだろうということで、現在、審議途中であります。あるいはまた、議員定数だけでも早目に結論を出したらどうかということでございますが、付託されました議案は4つであります。4つ一緒にして答申をしたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（北田 彰君） 境和則君。

[登壇]

○23番（境 和則君） 大変、僭越ですけども、議員の皆さんが菊池市の行財政、また、議会の活性化をされるときにいろんな問題でご心配をされてお話をされているのは、当然当たり前でありまして、私どももそのとおりでと思います。しかし、そのような市民と議会の信頼関係を結ぶためには、やはりスピードアップで1日も早く、おのずと菊池市議会が身をもって示すことが、一番市民と議会との信頼関係が結ばれて、この菊池市議会議員さんに任せておけば大丈夫だというような姿勢が臨んでくるのではなかろうかと思えます。そして、あえて申し上げれば、議案が提案されたときに、この議員の報酬の問題については多数で議決をした。議決をしたならば、その付帯事項については大変ないろんな問題がありますしょうけれども、早急に結論を出して早くこの菊池市議会は、議員報酬は合併当時の元に戻したけれども、次の選挙からについては、諮問がありました議員定数問題については、かくかくしかじかということで菊池市議会は決まりましたという報告する、そのスピードアップと信頼関係が、まさしく菊池市の発展になるし、いろんな面で、委員長が言われました財政の問題、いろんな組織の問題が心配されるときにも、やはり何でこんなに時間がかかるのかという問題が市民の人たちからもいっぱい聞こえてくる恐れがあります。

私個人の一議員としても、何でこの問題が早急に片付かないか、いっぱい疑念

を持っております。何でなのか、何で月に1回なのか、2ヵ月に1回なのか、12月をめぐりにしなきゃならないか、こういう問題が何で決められないんだろうと。このような不信感が、やもやすればちょっと、私も委員長に、大変僭越ですけども市民の間からは、やはり自分たちのことを考えて、いざ議会のことになればのんびんだらりと時間がかかって、何ば考えとっとかわからんというような批判もかう恐れがありますので、あえてお尋ねしますけども、議法的にもこの定例会中に一括議題で付託は受けていらっしゃいますけども、技術的に可能であれば、9月定例会に特別委員会を設置されて、招集されて、この問題を取り上げ、議員の定数をまとめて、この問題だけでも最終日に追加日程として出すべきだと思います。あえてお伺いします。

○議長（北田 彰君） 議会改革検討特別委員長、横田輝雄君。

[登壇]

○議会改革検討特別委員長（横田輝雄君） 反論ではありませんが、委員12名、のんびんだらりと悠長な気持ちでやっとする人は1人もおりません。真剣に皆さん、1日も早く、菊池市議会がスリム化を目指し、そしてまた、明日の菊池市がよりよくするために精いっぱい努力をしております。

先ほど、財政の面も触れて申し上げました。そんなことも含めながら、私たち12名の議員は意見の一致を見ながら、いろんな意見がたくさん出ます。これはもう、出て当然でございます。5万数千の市民の代表であります。そのことを踏まえながら1日も早くまとめて、そして、付託されました全議案について1日も早く皆さん方に報告ができるように努力をしてまいる所存でございますので、そういったご報告に代えさせていただきます。

○23番（境 和則君） 技術的に可能か、可能じゃないか、委員長の考えをちょっと言ってください。一議案だけを取り上げて、9月定例会で議案とする。これが質疑やったとでもんね。

○議会改革検討特別委員長（横田輝雄君） 9月定例会のときに、一つの議案だけ取り上げて、審議をする気持ちは委員長にはありません。

以上であります。

○23番（境 和則君） どうもありがとうございました。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



日程第4 議案第86号、一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第4議案86号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村光男君） おはようございます。

本日、平成20年第3回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から9月24日までの16日間の日程でご審議をお願いするものでございます。提案理由を申し上げます前に、先の定例会以降の市政の概要につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、去る8月25日から28日までの4日間、「市長と語ろう、ふれあい懇談会」を、市内4会場において開催をさせていただきました。これまで市長への手紙、市長へのメール、あるいはふれあいトークという形で市民の皆様のご意見を拝聴してまいりましたが、前回平成18年11月のまちづくり懇談会に続き、各地域に出向きましてご意見を伺ったものです。内容は市の財政状況に関する事、新庁舎建設に関する事、また、各地域の課題に関する事など、貴重なご意見を伺うことができました。今後ともこれらのご意見を踏まえ、市政運営に活かしてまいりたいと思います。

次に企業誘致関係でございます。先月8月1日に大阪府枚方市に本社を置きます株式会社サンユウと熊本県立ち会いの下、工場建設に関する進出協定を締結いたしました。当社は自動車用部品であるボルト、ナット類の材料となります磨棒鋼、鋼線等の製造・加工・販売メーカーで、進出先は七城町蘇崎工業団地です。用地面積は1万1,000㎡、初期投資額16億円、初期雇用15名で、平成21年の下期には営業開始予定でございます。

最後にご案内を申し上げます。第63回国民体育大会大分国体のボート競技が来月10月3日から6日まで本市斑蛇口湖ボート場で開催されます。全国から約900名の選手、監督、スタッフ及び関係者を加えますと、約2,300名が竜門ダムに集結をし、4日間にわたる熱戦が繰り広げられます。市民広場及びダム周辺、ダム構内の一般駐車場よりシャトルバスも運行をされます。ダム湖周辺、または菊池市をアピールする絶好の機会でもございます。大会を盛り上げ、成功裏に終わりますよう皆様ご家族連れでの応援をよろしく申し上げます。

それでは、上程いただきました議案につきまして、ご説明申し上げます。議案第86号は地方自治法第179条の規定に基づき先決処分いたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。内容の詳細につきましては、総務部長に

説明をいたさせますので、慎重審議の上、速やかにご承認をいただきますよう、
お願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、議案第86号を説明いたしたいと思えます。議案の第1ページをお願いしたいと思えます。

議案第86号専決処分の報告及び承認を求めることについて説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

開けて、4ページをお願いしたいと思えます。平成20年度菊池市一般会計補正予算―第4号でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ749万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を215億9,469万1,000円とするものでございます。

今回の専決処分は、本年3月、老人福祉センターの温泉からレジオネラ菌検出されたことで保健所の指導により、再度の清掃、消毒作業が必要になったことによります補正と、去る6月21日、22日の集中豪雨によりまして発生しました災害復旧費の補正でございます。事項別明細で説明します。

10ページをお願いします。歳入でございますが、今回の補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。下段のほうで歳出でございます、款3民生費、目1高齢者福祉費41万9,000円の補正は、老人福祉センターの清掃、消毒委託料でございます。その下の款10災害復旧費、目2現年度補助災害復旧費130万円の補正は河川2カ所、道路3カ所の災害復旧にかかる測量設計委託料でございます。目3単独災害復旧費577万5,000円の補正のうち、496万円は、市道16カ所の落石、封土の撤去、及び処理にかかります機械借り上げ料及び原材料81万5,000円の補正でございます。

以上で議案第86号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「質議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質議なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第86号案は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第86号を採決します。

お諮りします。議案第86号については原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって案第86号は原案のとおり承認することに決定しました。



日程第5 議案87号から議案111号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第5議案第87号から議案第111号まで25議案について、一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村光男君） ただいま上程されました議案第87号から議案第111号について、概要についてご説明を申し上げます。

今回提案しております議案は、条例の一部改正案3件、平成20年度の各会計補正予算9件、平成19年度各会計に係る歳入歳出決算の認定11件及びその他議決案2件でございます。

この中で、平成20年度菊池市一般会計補正予算におきましては、原油価格の高騰によります経済不安に対応するため本市独自、あるいは県事業と連携した支援策を講じたところでございます。まず、農業関係では配合飼料や燃油価格高騰の影響を受けた農林業者に対して、今後の飼料や燃油価格の上昇に対応できるよう経営強化を支援する熊本県飼料燃油価格高騰緊急対策資金の利子補給金をはじめ、施設園芸作物におけるハウス内の保温効果の向上と燃油削減のための多重被覆施設の導入を含む熊本県園芸新たな挑戦強化対策事業の導入、このほか、市単独事業の優良繁殖牛導入のための家畜導入事業の追加補正をお願いしております。次に、商業関係では、市民生活安定対策として、地域消費の呼び起こし、地産地消の促進、また地元購買力の定着・増強を図るため、地域通貨に関する補助金を

計上しております。これらのほか、予算上は計上しておりませんが、固定資産税のうち事業用資産に対して課税しています償却資産につきまして一部減免することによる支援策の検討も進めております。

以上、議案のうち経済対策に係る部分について申し述べましたが、詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは議案の議案第87号から議案第111号までを一括してご説明を申し上げます。議案の13ページをお願いしたいと思います。

13ページ、議案第87号菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成19年度の統一地方選挙から首長選挙においてローカルマニフェストを頒布することができるよう、公職選挙法の一部改正がなされたところでございます。今回、国政選挙と同様に首長選挙におきましても選挙運動用ビラの作成に要する費用を公費負担とするための改正でございます。開けていただきまして14ページ、15ページが条例の一部を改正する条例でございます。

次に17ページをお願いします。議案第88号菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成18年3月議会におきまして、当該施設を平成18年9月1日より指定管理者制度導入するにあたりまして、使用料の優待者証所持者の取り扱いにつきまして条例の一部を改正したわけでございますけれども、条例の別表から優待者証所持者に関する部分を削除したところでございますけれども、その時に付則第3項も削除すべきところではございましたが、削除しておりませんでしたので、今回条例の一部改正で付則第3項を削除するものでございます。

開けていただきまして19ページをお願いします。議案第89号菊池市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、農集の事業対象区域の富の原西地区に亀尾字東原の一部指定区域を、また、永・住吉地区に伊坂字三本木及び西原の一部指定区域を追加し、下水道施設を整備することによりまして、関係住民の生活環境の改善を図るものでございます。

次に21ページをお願いします。議案第90号平成20年度菊池市一般会計補正予算第5号でございます。開けていただきまして22ページ、歳入歳出予算の総額に7億1,216万8,000円を追加し、予算の総額を223億685万9,

000円とするものでございます。事項別明細で主なものを説明いたします。

32ページをお願いします。歳入でございます。主なものを説明いたします。款14国庫支出金、目3民生費国庫負担金901万2,000円の補正のうち650万円は生活保護受給者の人工透析を受けることになったことによります医療費国庫負担金、また、目10災害復旧費国庫負担金853万4,000円の補正は河川災害及び市道の災害復旧に伴います国庫負担金でございます。同じく款14国庫支出金、目7土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金、並びに都市計画費補助金の補正は限府中央線街路事業において、地権者との年度内契約が見込めませんために、その事業費の一部を大琳寺木庭橋線の舗装に振り替え、残りの事業費を高質空間整備事業に振り替えるものでございます。開けていただきまして、34ページをお願いします。款15県支出金、目5農林水産業費県補助金1,884万円の補正のうち526万2,000円は園芸新たな挑戦強化対策事業補助金でJA菊池のいちご部会、ネギ部会、花卉部会への施設整備及び機械導入の補助金、並びに板井園芸組合、清泉園芸組合へのハウス換気設備に対する補助金、及び1,300万8,000円の補正は飼料・燃油価格高騰の緊急対策として利子補給に対する県補助金でございます。款18繰入金、目3老人保健医療事業特別会計繰入金1億1,709万8,000円、並びに介護保険事業特別会計繰入金1,814万2,000円の補正はそれぞれの事業の平成19年度決算に伴う繰入金でございます。下段の款21市債、目5農林水産業債1,790万円の補正のうち主なものは、花房北部地区ふるさと農道緊急整備事業の増に伴うものでございます。

次に38ページをお願いします。歳出でございます。主なものを説明いたします。款2総務費、目1一般管理費110万2,000円の減額補正は4月より廃止しております市庁舎のリース料1年分を減額するものでございます。目7財産管理費512万1,000円のうち主なものは需用費の補正で、消耗品費がコピー紙の値上げによるもの、また、燃料費が燃油価格高騰に伴います庁舎暖房用A重油の価格増に伴う補正でございます。目9地域振興費1,997万8,000円の補正のうち主なものは、新工業団地整備促進委託料2,000万円でございます、県営旭志川辺工業団地に係ります推進費でございます。これは県の行います事業推進に対する緊急的な費用負担等に対処できるよう、菊池市支援分の予算を確保するものでございます。項2徴税费、目2賦課徴収費3,537万8,000円の補正のうち主なものは委託料405万3,000円で個人住民税の公的年金特別徴収制度に伴いますシステム開発委託料と、法人市民税の確定によります予定納税分の還付金2,600万円でございます。開けていただきまして40ページ、款3民生費、目3障害者福祉費1,307万円の補正のうち扶助費1,300万円は生

活保護受給者の人工透析導入に伴う医療費給付事業でございます。項2高齢者福祉費、目1高齢者福祉費779万6,000円の補正のうち主なものは、老人福祉センターのレジオネラ菌が検出されたことに伴います対策経費でございます。その下の目3母子福祉費610万1,000円は児童手当給付対象者の増、及び鹿児島市への生活支援施設入所者に伴う措置費でございます。目4児童福祉施設費2,677万8,000円のうち主なものは、保育園5園の園児数の増、並びに産休代替、延長保育、障害児童保育に係ります保育士の非常勤職員報酬及びそれに伴います社会保険料の補正でございます。一番下の款4衛生費、目2予防費454万3,000円のうち消耗品費117万7,000円は新型インフルエンザ予防対策として約1,000名分のマスク、ゴーグル、消毒液等を購入するもの。開けていただきまして42ページが菊池養生園保健組合への交付税算入額相当分の負担金330万円でございます。款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費4,597万4,000円の補正は菊池広域連合負担金でございます。今回クリーンセンター花房の膜分離装置の膜交換に伴う本市負担分でございます。目3塵芥処理施設費4,109万3,000円はエコビレッジ旭の灯油高騰によります燃料費補正でございます。次に款5農林水産業費、目3農業振興費2,938万7,000円の補正のうち526万2,000円は園芸新たな挑戦強化対策事業補助金で、JA菊池のいちご部会、ごぼう部会、花卉部会、並びに板井、清泉の各園芸組合への施設整備及び機械導入の補助金、また、2,362万5,000円の補正は飼料及び燃油高騰に伴う農林業者の方への融資制度、2分の1の県補助で新たに補助制度を設けるものでございます。目4農業振興施設費241万5,000円の補正は、第3セクター6施設の周辺マーケット診断、経営状況診断、経営計画概要の策定及び今後の経営方向性等についての経営診断に対する補助金でございます。目6畜産費372万6,000円の補正のうち主なものは家畜導入事業の導入牛の増に伴う補助金、目7農地費2,313万8,000円の補正のうち主な物は県営大津北部及び花房北部地区のふるさと農道緊急整備事業補助金の事業確定によります2,163万8,000円の増額補正でございます。開けていただきまして44ページ、款6商工費、目1商工総務費1,668万5,000円の補正のうち負担金補助及び交付金1,650万円は原油高騰飼料高に伴う緊急経済対策として地域通貨を発行するものでございまして、プレミアム分及び事務費について、その事業を行います地域通貨実行委員会への補助金でございます。次に款7土木費、目3道路橋りょう維持費1,328万8,000円のうち工事請負費1,100万円の補正はまちづくり交付金事業の街路事業の減に伴い当該予算の一部を大琳寺木庭橋線の舗装工事に組み替えるものでございます。開けていただきまして46ページ、款7土

木費、項4都市計画費、目2街路事業費の1,000万円の減額補正のうち保障、補てん及び賠償金は相続等の問題で年度内の契約ができませんので、保証金2,590万円を減額し、その一部1,000万円を正院町温泉通線回遊道路整備の工事請負費に振り替えるものでございます。次に款7土木費、項6住宅費、目1住宅管理費530万4,000円の補正のうち工事請負費450万円は朝日西団地のガス集合装置の取替工事並びに砂田団地の屋根防水改修工事でございます。開けて48ページ、上から2段目になりますけれども、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費1,546万5,000円の補正のうち実施設計委託料1,541万4,000円は隈府小学校の校舎2棟と体育館の耐震補強改修実施設計委託料でございます。その下の項3中学校費、目1学校管理費951万7,000円の補正は菊池南中学校の校舎1棟及び体育館の耐震補強改修調査設計委託料でございます。目2教育振興費184万6,000円の減額補正のうち212万4,000円の減額補正は竹島問題により韓国への中学生派遣事業を中止したことによる減でございます。項6保健体育費、目2体育施設費3億4,551万3,000円の補正のうち工事請負費3億4,330万円は菊池市総合体育館の空調設備及びトップライト、サッシの改修工事費3億4,000万円、並びに旧水源北小学校グラウンド整備工事330万円でございます。款10災害復旧費、目1農地等災害復旧費852万1,000円の補正のうち工事請負費578万3,000円は田島にあります揚水ポンプが落雷に遭いまして、その施設の災害復旧のための補正でございます。開けていただきまして50ページ、下段になりますけれども、款10災害復旧費、目2現年度補助災害復旧費1,365万9,000円の補正のうち1,268万円は河川2カ所、市道3カ所の工事請負費でございます。26ページに戻っていただきたいと思っております。26ページ、第2表、繰越明許費補正で小学校、中学校の耐震補強の調査及び実施設計につきまして熊本県教育委員会と協議しました結果、県内には有資格者が約20社と少なく、熊本県及び県下の各市町村が一斉に発注することが想定され、年度内完了は困難とのことでもございましたので、繰越明許費補正をお願いするものでございます。下段の第3表債務負担行為補正は飼料・燃油価格高騰緊急対策資金利子補給事業に対し、貸付実行日から3年以内で支払い利息の8分の6以内での利子補給をするための補正でございます。右のページが第4表地方債の補正で起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を25億6,430万円とするものでございます。

以上、議案第90号の説明でございました。

次に55ページをお願いします。議案第91号平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号でございます。開けていただきまして56ページ。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億2,497万4,000円とするものでございます。60ページの事項別明細をお願いします。上段が歳入でございます。款10繰越金84万3,000円は今回の補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。下段の歳出のものは、款2保険給付費、目5審査支払い手数料432万8,000円でございます。これはレセプト審査枚数の増に伴う補正でございます。その下の款11諸支出金100万円は退職被保険者の資格移動に伴う還付金、また、款12の予備費は今回の補正に対しまして現予算内の予備費にて財源調整をするものでございます。以上が議案第91号でございました。

次に63ページをお願いします。議案第92号平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算第1号でございます。開けていただきまして64ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,478万円を追加し、歳入歳出の予算を7億5,476万4,000円とするものでございます。事項別明細で説明いたします。68ページをお願いします。まず歳入でございますが、主なものは、款2国庫支出金、目1医療費負担金1,028万7,000円の補正でございます。平成19年度の事業実績に伴います精算交付金でございます。款5繰越金1億1,330万6,000円は平成19年度決算に伴う繰越金の確定によるものでございます。下段が歳出で、款2諸支出金、目1償還金768万2,000円補正は平成19年度の社会保険支払基金及び県費負担金等の確定に伴う超過分の返納金でございます。一番下の他会計繰出金1億1,709万8,000円の補正は平成19年度事業実績に伴う一般会計への繰出金でございます。以上が議案第92号の説明でした。

次に71ページをお願いします。議案第93号平成20年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算第1号でございます。開けていただきまして72ページ、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,152万1,000円を追加し、歳入歳出予算を40億9,524万4,000円とするものでございます。76ページの事項別明細をお願いします。まず歳入でございますけれども、款7繰入金、目2その他一般会計繰入金178万5,000円の補正は支援システム改修に伴います一般会計からの繰入金でございます。一番下の款8繰越金、目1繰越金1億2,937万8,000円の補正は平成19年度決算に伴います前年度繰越金でございます。開けていただきまして78ページが歳出でございます。款1総務費、目2認定調査費等費178万5,000円の補正は介護認定の訪問調査及び審査会の支援システム改修委託料でございます。款5基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金3,935万5,000円の補正は平成19年度の保険料精算分を基金

として積み立てるものがございます。款6諸支出金、目2償還金7,188万1,000円の補正は平成19年度介護サービス費の確定により、国、県及び社会保険支払い基金への返納金でございます。一番下段の他会計繰出金につきましては平成19年度決算に伴う一般会計への繰出金でございます。以上が議案第93号でございました。

開けていただきまして、81ページをお願いいたします。議案第94号平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算第1号です。開けていただきまして82ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算を3億7,208万円とするものがございます。86ページをお願いいたします。歳入でございます。款6繰入金、目2基金繰入金520万円の補正は今回の補正財源として基金を充てるものがございます。下段の歳出でございますが、款1総務費、目2事業費520万円の補正のうち工事請負費400万円の補正は旭志三本木地区及び小原地区の下水道工事に伴います排水管付設工事でございます。以上が議案第94号でございました。

開けていただきまして89ページ、議案第95号平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算第2号でございます。開けていただきまして90ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,148万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を13億8,365万2,000円とするものがございます。94ページをお願いいたします。上のほうの歳入でございますが、款6繰入金、目1一般会計繰入金1,148万9,000円の補正は今回の補正財源として一般会計から繰り入れるものがございます。下段の歳出でございますが、款1事業費、目1事業費200万円の補正でございますが、まず、委託料480万円の減額補正は入札残を不要額として減額するもの。また、工事請負費680万円の補正につきましては、西寺地区の下水道工事の設計変更に伴う増額補正でございます。目2の維持管理費948万9,000円のうち主なものは需要費でございますが、処理場で使用しますA重油の単価高騰に伴う補正でございます。以上が議案第95号でございました。

開けていただきまして97ページ、議案第96号平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第2号でございます。開けていただきまして98ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算を5億3,010万円とするものがございます。102ページをお願いいたします。上段でございますが歳入です。款6繰入金、目1一般会計繰入金300万円の減額補正は歳出補正の減に伴う繰入金を減額するものがございます。下段の歳出でございますが、款1事業費、目1事業費500万円の減額補正は桜山地

区、富の原地区の污水管整備事業委託料の入札残600万円を減額するもの。また、工事請負費100万円の補正は住宅の新築に対する公共樹4カ所を設置するものでございます。目2維持管理費200万円の補正は泗水処理場の空気圧縮機等の修繕料でございます。以上が議案第96号でした。

開けていただきまして105ページ、議案第97号平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算第1号でございます。開けていただきまして106ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,751万円とするものでございます。110ページをお願いします。歳入のほうでございますが、款5繰入金、目1一般会計繰入金150万円の補正は歳出補正の増に伴う繰入金を増額補正するものでございます。下段の歳出でございますが、款1事業費、目1事業費150万円の補正でございますが、工事請負費でございますが、合併浄化槽の圧そうポンプ6機を設置するものでございます。以上が議案第97号でした。

次に、開けていただきまして113ページ、議案第98号平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号でございます。開けていただきまして114ページ、歳入歳出予算の総額にそれぞれ403万3,000円を追加し、歳入歳出予算を5億4,100万3,000円とするものでございます。118ページをお願いします。歳入でございますが、款5繰入金、目1一般会計繰入金403万3,000円の補正は歳出補正の増に伴う繰入金の増額補正をするものでございます。下段の歳出でございますが、款1事業費、目2維持管理費403万3,000円の補正は修繕料でございますが、富の原東、永、住吉、田島地区の農集処理施設の放流調整ポンプ等の修理費でございます。以上が議案第98号でした。

次に、議案第99号、平成19年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第108号平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、この10議案につきましては、別冊のピンクの表紙の平成19年度歳入歳出決算書となっております。この10議案につきましては地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、平成19年度の各会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。また、議案第109号につきましては、別冊となっております見出しがあると思っておりますけれども、ご確認いただきたいと思いますが、平成19年度菊池市水道事業会計の決算の認定でございますが、地方公営企業法第30条の規定に基づきまして、水道事業会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。以上の議案第99号から議案第109号までの各会計の決算の認定にあたりましては、本市監査員の詳細な審査を受けまして、審査意見書を付して認定をお願いするものでございます。なお、資料

といたしまして、別冊で各会計の決算に係る費用施策の成果を添付しておりますのでご参照いただきたいというふうに思います。

議案のほうに戻っていただきまして、121ページをお願いします。議案第110号菊池市土地開発公社定款の一部を変更についてを説明いたします。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正が行われまして、平成20年12月1日から施行されることに伴いまして、開発公社の幹事の職務を定めます法律の適用を現行の民法から公有地拡大に関する法律に改めるために、土地開発公社の定款の一部を変更をお願いするものでございます。定款の変更を行う場合には公有地拡大に関する法律の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるためお願いするものでございます。

開けていただきまして123ページ、議案第111号字の区域の変更についてご説明申し上げます。菊池市の字の区域を変更するもので、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定によりまして議会の議決を経る必要がございますので、お願いするものでございます。今回の変更は菊池東部地区中山間地域総合整備事業の実施に伴うものでございます。中ほどの表に変更する字につきまして、変更前の大字、字名、区域、変更後の大字名、字名を記載しております。次のページが地図でございます。その次のページが字区域の変更図を添付しておりますので、参照いただきたいというふうに思います。

以上で議案第87号から議案第111号まで一括して説明を申し上げました。よろしく願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。



○議長（北田 彰君） 次に、代表監査委員から監査報告の申し出がっておりますので、これを許します。

代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 失礼します。平成19年度決算審査の結果について、この場をお借りしましてご報告いたします。

地方自治法の規定に基づきまして、平成19年度の一般会計ほか各決算書が市長より審査に付されましたので、森隆博監査員とともに各決算書に基づき慎重に審査を行いました。ご提出いただきました書類及び聞き取り調査によりまして審査を重ねました結果、審査に付されました一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準

拠して作成され、決算係数は各関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、いずれも符合し、誤りのないものと認めました。なお、各種基金の運営状況を示す書類の係数についても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

今回の決算で特筆されますのは、国と地方財政の三位一体の改革に伴う税財源移譲で地方税が増税された年度となり、実質収支は、平成18年度よりは一般会計では減少したものの特別会計で増加し、また、単年度収支では前年度に引き続き、約1億6,500万円割り込んだことをごさいます。これは、合併に伴う財政面での既定の路線でございましたが、今後の財政運営に当たっては実質収支の増加、単年度収支の差引額の増加が確実に実現できるように要請します。

また、新市庁舎建設の凍結はありますものの、新市計画に基づき精力的な本市運営が展開される一方で、様々な行財政改革の諸施策の効果が発揮されております。その背景には退職者が増加した点も大きく、今後も職員数の適正配置の追求に加え、まだ、横並び的な補助金の継続、委託料や随意契約の在り方をはじめ、非効率的で改革・改善を必要とする点も多く横たわっております。

今回の決算審査では、細目にわたり個別事項について精査する中で、事業事務の成果で堅実な事項等には積極的に評価し、また十分な成果に至っていない事項や事務事業に対しましては、担当課ごとに個別に直接注意、指導してきた事項も多くあります。この中で、昨年度の決算審査や定期審査の際に具体的に留意した事項がそのままの状態改善されてないことがないように、今後特段の留意をしていただき、一層精査し、事務事業の見直しを適確に加えていただくようお願いいたします。合わせて実際的な評価が可能となる財務諸表、行政コスト計算書等の提示の取り組みが進められているため、早期に具体的な完成をお願いします。

今後におきましては、企業誘致数の増加実績などにみられる本市の永續できる発展の礎を築くための継続努力とともに、さらに最少の予算で最良の行政サービスと市民の福祉の向上を享受できる菊池市実現に向かっての取り組みを期待し、本市の財政、組織、事業の全般にわたり効率的かつ有益な市政運営と執行を一段と求めまして、報告に代えさせていただきます。

続きまして、新しく設定され平成19年度は報告事項となっております、平成19年度菊池市財政健全化審査意見について、合わせて報告させていただきます。

この財政健全化審査は、市長から提出されました健全化判断比率及びその算定基礎となる事項記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しております。審査の結果、審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めま

す。詳細については、別添、詳細の意見書をご参照いただくことを申し添えまして、以上で、財政健全化審査意見についても報告に代えさせていただきます。

以上でございます。



○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は、一括質疑として3回までとなっております。質疑は、提出議案に対し疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。質疑の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、横田輝雄君。

[登壇]

○27番（横田輝雄君） 通告をしておきました件について、質疑をいたします。

まず、議案第90号平成20年度菊池市一般会計補正予算の教育費保健体育費の2,000万円についてでございますけれども、

これは先ほどの説明の中で、失礼しました、地域振興費の委託料でございます。失礼をいたしました。これは、これは総合体育館の空調設備、あるいはサッシ等のもろもろだということ。大変失礼いたしました。ちょっと後のほうとダブっておりますして誠に申しわけありませんでした。工業団地の委託料の2,000万円でございます。内容については、県のほうの負担金的な要素があるというふうなことでございました。この負担金というのがどのような内容のものであるか、その辺をお尋ねして、また再度お尋ねいたしたいと思います。

なお、第9款の教育費、保健体育費の総合体育館の空調設備でございますが、先ほど言いましたように、このことについては空調と、それとサッシ、あるいはまたほかのことが入っているようでございますが、この体育館については建設当時空調については配管が施されているというふうに聞いておりました。見てみますと、なるほどそのとおりでございます。今回のこの補正について、その元の設備、空調をされておりますが、そのことを活かされているのか、活かされていないのか、全く新しく設計をされて、この予算の執行にあたられているのか。どういう格好であるか説明を聞いてみないとわかりませんが、元の空調設備を活かされて、そして予算を組まれているということであれば、また別でございますが、もし、元の空調関係の設備を全く利用せずに今回の補正に至ったということであれば、もし、以前の空調設備を利用した場合にはどの程度のものであったか、比較検討がなされたかどうかをお尋ねをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 県の川辺地区の新規工業団地の決定に伴いまして、本年9月から約1年間かけて環境アセスメントの調査が実施されることとなっております。全体事業は、県予算で実施されることとなっておりますが、県より幾つかの協力依頼があっているところです。対処すべき事案に対して、早急に対応すべく予算を計上いたしているところでございます。

具体的には、地元地権者協議会を立ち上げ、その推進役員の費用や、事業面では取付道路、上下水道、排水処理等の調査が必要になってくることが想定されます。したがって、県の事業を補完する形での予算となっております。

そういうことで対応すべく、計上しているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 今回の菊池市総合体育館の改修工事3億4,000万円の改修工事費ですが、ご存じのように、夏期の使用時に非常に室内の温度が上がり使いにくいという苦情が寄せられていたことから、今回この対策を行うものです。屋根面のトップライトからの直射日光の改良、それから換気窓の不足が考えられますので、今回それらを改良し、さらに全館を対象とした空調を追加するものです。

現在、既存のダクトですね、空調に関するものは観客席への空調としてのみ配管されておりましたが、もちろん今回の改修では、当然既存のダクトも有効に活用し、改良を行うよう計画しておるところでございます。今回は、観客席だけでなく、メインアリーナ、サブアリーナ、ホールまで空調設備を設置する予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○27番（横田輝雄君） 再質問いたします。

企業誘致関係につきましては、県の依頼によっていろんなアセスメントとか、もろもろをやるということでございますが、先ほど来、先般来、大きく新聞等に報道されました。県のほうも1日も早く、やはりこのことについては取り組んでいただきたいというふうなことでございますが、ちまたに話を聞きますと、やはり、もう少し菊池市が積極的に、委託料、今回2,000万円は組んでありますけれども、もう少し積極的に、例えば土地等についても、どうしてもやっぱりいろんな

事情によって手放したいというふうな人が出てきた場合、こういった委託料的なことでなくして、やっぱり開発公社でも使って、こういった前向きな姿勢でやる考えが必要ではなかろうかと思いますが、そういったこともこの中に含まれているかどうかというふうなことを、懸案をしてお尋ねをいたしているわけでございます。

全般的に、あれだけ県が熊日新聞等にも大きく出したわけですから、いよいよこの企業が来ることは間違いないわけだというふうに解していると思いますが、そのことに対する受け皿、これはこの2,000万円以外にも将来考えているかどうか、少し一般質問的なことになるかとも思いますが、関連がありますのでお尋ねをいたしたいと思います。

なお、総合体育館の空調設備については、過去のいろいろダクト等についても、利用しながらこの空調設備をやるということでございますが、非常に市民、待望した、欲しかったことでございますし、そのことについては反対するものではありませんが、この工事はたしか、当初は一般競争入札によって行われたというふうに記憶をいたしております。今回のこの工事についても一般競争入札等を取り入れて、やっぱりやってもいいんじゃないかというふうなふうにも考えますが、その点はどのようにお尋ねか、質問をいたしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 24haにも及ぶ大規模な買収となります。したがって、議員さんから、今、ご心配いただいておりますようなことが想定されます。いろんなことが出てくるかと思いますが、それらに迅速に対応すべく予算を計上しているところでございます。基本的には県の予算で執行するという事になっておりますが、県の予算が不足したり、いろんなことで立て替えたりというようなことも出てくるかもしれません。そういうことで前向きに対処していきたいというふうに考えております。

また、今後におきましては、市が負担しなければならない事業というものが県から少し示されております。そういったものも来年度以降におきまして、市の負担というのが大きく出てくるのが想定されます。それについても積極的に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 本予算は、ただいま補正予算として上程しておるわけで

ございますので、議決をいただいた後に指名審査会においてそのような形を含めた検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○27番（横田輝雄君） 再質問いたします。最初の工業団地につきましては非常に前向きに取り組むというふうな答弁をいただきまして、非常に安心をしたわけでございます。どうかひとつ、地元の皆さん、そしてまた、住民の皆さんたちが不安のないように、あるいはまた、特定の人が営利を目的で入り込んでこないような施策を、やはり常に気配りをしてやっていただきたいということを強く要望したいと思います。

なおまた、体育館につきましてはこの議決の後に十分検討をするということでございますので、ご要望を申し上げて質疑を終わります。

以上です。



日程第6 議事第2号平成19年度菊池市決算特別委員会設置について

○議長（北田 彰君） 次に、日程第6議事第2号平成19年度菊池市決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第99号から議案第109号までの11議案については、13人の委員をもって構成する、平成19年度菊池市決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号から議案第109号までの11議案については、平成19年度菊池市決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました平成19年度菊池市決算特別委員会の委員については、委員会条例第8号第1項の規定により、お手元に配付しております特別委員の名簿のとおりと指名します。

ここで委員会条例第10条第1項の規定により、平成19年度菊池市決算特別委員会を開催します。正副委員長互選のため、暫時休憩します。

指名されました方は、委員会のほうに、よろしくお願ひしたいと思います



休憩 午前11時21分

再開 午前 11 時 35 分



○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定に基づく、平成 19 年度菊池市決算特別委員会の正副委員長の、互選の結果を報告します。

委員長に松本登君、副委員長に樋口正博君。

以上です。



日程第 7 議案第 112 号及び議案第 113 号の一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第 7 議案第 112 号及び議案第 113 号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての 2 議案を一括議題とします。

本案について、地方自治法第 117 条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、かかわる議員はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） かかわる議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村光男君） 議案第 112 号及び議案第 113 号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。議案 125 ページです。

現在、本市の区域には 14 名の人権擁護委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされています。その中のお二人、旭志の工藤鐵雄氏及び三池和博氏が、本年 12 月 31 日をもって 3 年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本中央法務局長より依頼がありました。

推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。十分検討いたしました結果、議案第 112 号菊池市旭志麓 2,525 番地、工藤鐵雄氏を再度推薦、議案第 113 号菊池市旭志弁利 1,935 番地 7、水上明孝氏を新たに推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第112号及び議案第113号の2議案については、会議付則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、起立によりお諮りします。議案第112号は原案のとおり適任とすることに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第112号は適任とすることに決定しました。

次に、議案第113号は原案のとおり適任とすることに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第113号は適任とすることに決定しました。

○

日程第8 報告第12号から報告第14号まで一括上程・説明

○議長（北田 彰君） 次に、日程第8報告第12号から報告第14号までの3件について一括して議題とします。提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

〔登壇〕

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、報告第12号から報告第14号を一括してご説明申し上げます。議案の129ページをお願いします。

最初に、報告第12号継続費精算報告についてを説明いたします。

平成17年度から平成19年度継続事業として実施してまいりました、つまごめ荘改築工事につきまして、継続事業が完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、報告を申し上げます。

開けていただきまして、130ページが精算報告書でございます。左のほうから、各年度の当初の全体計画、実績、比較となっております。全体計画の合計が17億9,800万9,000円。実績で支出済額が16億5,091万8,067

円、比較で当初の事業費より実績での支出済額が1億4,709万933円少なくなっておるようでございます。

以上、報告第12号でございます。

次に、131ページをお願いします、右側でございますけれども、報告第13号と開けていただきまして、133ページ、報告第14号の専決処分の報告につきましては、1件の事故で2台の車両に損害を与えたものでございます。

まず、131ページの報告第13号専決処分の報告について説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、報告するものでございます。開けていただきまして132ページ、専決処分書でございます。

事故の発生日が平成20年5月7日、相手方は記載しておりますとおりでございます。事故の概要でございますけれども、七城町瀬戸口で発生いたしました建物火災に消防積載車で出動し、本庁舎に帰庁する際、七城メロンドーム前の交差点で、運転していた本部機動隊の隊員がブレーキ操作を誤り、右折のため停車していた車両2台に接触し、損害を与えたものでございます。4の損害賠償の額、5の決定事項は記載のとおりでございます。

また、右側の報告第14号でございます。専決処分の報告についてでございますが、これにつきましても地方自治法の規定に基づき、専決処分しましたので報告するものでございまして、開けて135ページが専決処分書でございます。

事故の発生日が平成20年5月7日、相手方は記載のとおりでございます。事故の概要につきましては、先ほど申しました1件の事故で2件の被害者ということで、内容については報告第13号で説明したとおりでございます。4の損害賠償の額、5の決定事項については記載のとおりでございます。

以上、報告第12号から報告第14号を一括して説明申し上げました。

○議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。報告第12号については、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、また報告第13号及び報告第14号については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告にとどめます。



日程第9 請願第5号及び陳情2号から陳情第4号一括上程

○議長（北田 彰君） 次に、日程第9請願第5号及び陳情第2号から陳情第4号の4件が、今定例会までに提出されました請願・陳情であります。その内容についてはお手元に配付しているとおりであります。



日程第10 委員会付託

○議長（北田 彰君） 次に、日程第10委員会付託を行います。

議案第 87 号から議案第 98 号及び議案第 110 号から議案第 111 号並びに
請願第 5 号、陳情第 2 号から陳情第 4 号までの 18 案件を、お手元に配付してお
ります議案・請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいた
します。



日程第 11 休会の議決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第 11、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日 10 日は、議案調査のため休会としたいと思いますが、こ
れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

よって、明日の 10 日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日は休会ですので、会議をあさっての 11 日午前 10 時か
ら開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。なお、午後 1 時から全員協議会を大会議室で開催
しますので、お集まりをお願いしたいと思います。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。



散会 午前 11 時 44 分

平成20年第3回菊池市市議会定例会

議事日程 第2号

平成20年9月11日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（26名）

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君
23番	境	和則	君

24番 北田 彰 君
25番 外村 國敏 君
26番 徳永 隆義 君
27番 横田 輝雄 君

欠席議員（1名）

11番 坂本 昭信 君

説明のため出席した者

市長	福村 三男 君
副市長	村上 建二 君
収入役	高本 信男 君
総務部長	緒方 希八郎 君
企画部長	石原 公久 君
市民部長	村山 隆 君
経済部長	後藤 定 君
建設部長	岡崎 俊裕 君
七城総合支所長	松岡 敬二 君
旭志総合支所長	中村 榮光 君
泗水総合支所長	上林 正章 君
企画部首席審議員	木村 靖弘 君
財政課長	川上 憲誠 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田 浩文 君
教育長	田中 忠彦 君
教育次長	山口 正司 君
農業委員会事務局長	五島 千秋 君
水道局長	三牧 茂 君
監査委員事務局長	大塚 茂幸 君

事務局職員出席者

事務局 長	岩木 精四郎 君
議事課 長	永田 哲士 君
総務審議員	高田 早苗 君
議事係 長	上田 敏雄 君

午前10時00分 開議



○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

なお、ここで申し合せについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答で、質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。これより、一般質問を行います。

通告をしておりますので順次進めてまいります。

最初に人事評価制度について質問をいたします。

平成20年度の地方公務員法改正により職階制が廃止され、能力に応じた処遇の反映を目指し、人事評価制度が導入されることになりました。人事評価は、主に「職務遂行能力」と「業績評価」からなり、評価結果は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となります。総務省が提示する、いわゆる「準則」は、国家公務員の制度をベースにした最大公約数的なもので、都道府県や政令指定都市などの大きな組織では準用しても問題は少ないでしょうが、小さな市町村にそのまま総務省準則を当てはめると、無用の混乱を生じさせる恐れがあると心配されています。実際に制度を導入しても、評価結果を処遇に反映させるには、3年から5年はかけなければならないと言われております。いくら制度をつくっても、それを動かすのは人です。人事評価制度を導入するか、しないか、運用をどうするか。評価する人も、評価される人も、しっかり学習をして制度を理解しなければなりません。そもそも、人が人を評価する場合、正しい評価などあり得るのか、情緒や感情の入らない評価などあり得るのか、この制度には、このような本質的な問題があり、大いに危惧されるところです。今一度立ち止まって、人事評価制度とは何かを考えてみたいと思います。

改正後の国家公務員法では、新設の条文が幾つかありまして、27条で「職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、第58条に規定する場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行わなければならない」とされています。この場合、人事評価とは、「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう」と規定しています。そして、先ほど言いました58条は、「職員の昇任及び転任は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする」と。そして、「任命権者は、職員を降任させる場合には、当該職員の人事評価に基づき、昇任、転任と同様に、当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる官職に任命するものとする」と規定しています。そして78条では、「職員が人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、または免職することができる」としています。これなどは、上司の覚えがよくなく、低い評価をされた人は、その意に反し、降任、または免職されるということになります。法改正後の人事評価制度に関する新設の条文の一部を、ほんの一部ですが見てみましたが、どれを取っても、管理者の、あるいは任命権者のさじ加減一つで労働者の命運が決まることにもなりかねません。評価をめぐって、上目遣いやごますり社会を想像してしまいますが、それでも9月から既に施行ということですので、次の事柄についてお伺いをいたします。

まず、準備のために、これまで幾ら経費がかかっていますか。次に、今後幾ら必要ですか。それから、コンサルによる説明があったようですが、コンサルはどこですか。職員の皆さんとは、今後どういう協議を重ねられますか。それから、本市としては、この制度の照準をどこに定めておられるのか。何が狙いなのか。つまり、どこがどう悪いから、どう改善するために導入するのですか。

以上です。一般論ではなく、本市の実態に即してお答えをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。それでは、人事評価制度についてお答えいたしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、人事評価制度導入に係る、これまでの経費

についてということですが、平成17年度に職員研修委託料として25万円、平成19年度に人事評価制度構築委託業務として313万8,000円を支出しております。

2点目の今後の必要経費といたしましては、本年度中に職員研修を行う予定でございます。委託料としては、約80万円を予定いたしておりますが、その後の予定は特にいたしておりません。

3点目の平成19年度に実施しました人事評価制度構築業務委託につきましては、委託業者をプロポーザル方式で決定し、東京都千代田区丸の内1丁目7番地12号の株式会社ビジネスコンサルタントのほうに契約し、実施いたしております。

4点目の今後の職員との協議につきましては、これまでも人事評価制度の構築には、各部、各総合支所の代表者、あるいは職員組合の委員長及び現業評議委員会の議長を加えた12名で構成しております人事評価制度構築検討委員会を立ち上げて、職員の意見を集約しながら進めてまいりまして、今後もこの組織と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

5点目の、本市の人事評価制度の導入の一番の目的でございますが、これは職員の人材育成でございます。職員自ら積極的に課題に取り組み、市民の皆様が求める十分な成果を生み出す職員の育成こそ、これからの行政運営の大きな影響を与えることになると考えております。そのためには、職員自らが設定した高い目標を自ら達成する能力を身に付けることこそ必要であり、その効果的な手段として人事評価制度を今回導入するものでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） ご答弁をしっかりと聞きました。私は、本市の実態に即してお尋ねしましたところ、本市としては人材の育成が一番の目的だということですね。人材の育成については、これまで市町村アカデミーであったり、自治体間交流であったり、県からの出向を求めるなど、時間も経費もかなり費やしておりますが、それでは十分ではなかったということでしょうか。施行導入に、既に420万円ぐらいになりますか。投資されたということのようですけども、一番の目的が人材育成であるとするれば、この制度で、どこまで人材育成が可能なのか。それが市民にどのように還元されていくのか。これはモニタリングが必要ではないでしょうか。ちょっと追跡をしていただきたい。

私は、現行の勤務評定制度に欠陥がないとは思っていません。しかし、これに

代わるものとして人事評価制度が万全かという点、これもやっぱり問題が多いだろうと思うのです。ましてや、天の声などあってはなりませんし、特に菊池市では今まで職員採用、任用については、汚職事件もあって、市民は人事には敏感だと思っただけです。そういう中で、人材育成が第一の目的ということでしたが、この制度が実際に功を奏するかどうか。この制度で、粛々と人材育成が進むかどうか、ちょっとやっぱり疑問があると、私はあえて指摘せざるを得ません。どう考えても、現状を見たときに、すんなり人材育成につながるとは思えないような気がするのです。依然として課題は大きいと思われまます。

私が質問をしようと思ったときは、大分県は導入しないということを決めていましたが、たった今の情報では、部分的に管理職にちょっと模索をするということが行われているようでした。そういう中で、本市は9月から施行ということですが、現状では改正国家公務員法を準則として、地方公務員にも準用せよということのようですが、国は国家公務員法の改正に合わせて、地方公務員法の改正も進めていますね。その改正案が国会に上程されて内容が明らかにされましたが、いろいろ売りがあるようですが、本当の狙いは、人事管理制度全体の変革にあると識者は指摘しているようです。そうであれば、導入することによって、能力と実績に基づく人事管理を行うために、首長などは、任命権者は、職制上の段階の標準的な職と、その職務を遂行する上で発揮することが求められる職務標準遂行能力と言いましょか、標準職務遂行能力と言いましょか、そういうものを定めなければならなくなりますね。これは、非常に複雑で高度な配慮を有する作業だと私は思います。

でも、私の以前の議会の質問で福村市長は、「人を評価することは、非常に微妙な問題であるために慎重を期したい」という旨の答弁をされておりますので、導入には消極的な姿勢であったかと思いますが、それが真実ならば、この制度には、あまり乗り気ではないかと心配されているのではないかと思います。ただ、公務員法の改正によって導入をやむなしとされるのであれば、考課表が大手を振って一人歩きをしないように工夫を凝らしていただきたいと思っただけです。本制度が職員の活力につながるものかどうか、次の事項について具体的にご所見をお伺いしたいと思っただけです。

1つは、人事評価と処遇を直接的に結び付けないということです。職員が頑張っただけいい評価を得たからといって、賃金原資が直接的に多くなることにはなりませんね。賃金原資が増加しないのに、評価のいい職員に昇給や賞与を多くすることとは、逆に評価の悪い人の昇給や賞与を低くすることですから、決まった賃金総原資を職員で取り合う形になってしまいます。これでは、協力意識

や組織としての力の発揮という点では逆効果ではないかと思うのです。協力体制にひびが入ることを、どうお考えですか。

それから、民間企業のまねをしないということ。これも大事だと思います。民間企業の場合は、先ほどと反対で、社員が頑張ってよい評価を得ることで会社の業績が向上し、それが賃金原資の増加に結びつくでしょう。そして、その増加した分を、再配分するというように考えることができますので、人事評価と処遇を直接的に結び付けることが可能であって、またやる気の喚起と言いましょか、やる気を促すということでも効果があるかもしれません。民間には、拡大の論理、競争の論理が成立します。しかし、税による公共サービスの提供者である市町村はそうではありませんが、このことをどうお考えですか。

それから、評価と処遇の連動は長期的な観点が必要であるということです。市町村では、人事評価の結果と昇給や賞与の処遇を短期的に直接的に結び付けることは、これはとても難しいことです。言うまでもなく、公共サービスはグラフの上昇を競って、一つでも物を多く売のような業務ではないからです。それは、そもそも数値で表せるようなものではなくて、連続して確実に温かく市民に施されてこそ意味があります。評価になじまないものを無理に数に置き換え、記号に置き換え、他人が書いたその数や記号を基に昇給が多くなったり少なくなったりということは、信頼や連帯の醸成にはつながりませんが、これをどうお考えですか。

それから、人事評価制度導入の理由に、若手のモチベーションの低下と高年齢層のモラルハザードの懸念が言われています。そうであるとして、現状を見たときに、人事評価制度でこれに道が開けると私は思いませんが、いかがお考えですか。

以上について、ご所見とご方針をお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは1点目の協力体制にひびが入るのではないかと
いうことですが、人事評価制度は業務目標の設定から評価の決定まで、
様々な局面で評価者と被評価者のコミュニケーションを必須の要件といたしてお
ります。これまでより職場の協力意識や組織力が、これ以上に強まるものと考え
ております。

2点目の民間企業のまねをしないことということですが、税による公共
サービス提供者である市町村は違うのではないかとということですが、
地方自治体も組織である以上、業務の改善が常に求められるところでござい
ます。人事評価制度は行政サービス業務を人事面から改善、また向上させるため

の一つの方法だと考えております。民間の場合と、基本的な考え方は何ら相違ないというふうに考えております。

3点目の評価と処遇の連動はということでございますけれども、人事評価制度は短期間に評価する制度と考えられがちですけれども、評価を毎年ごとに行う理由といたしましては、職員が常に自分の現状をチェックできることと、一度の評価によって本人の評価を固定しないようにするためのものがございます。一方、人事面から見ますと、職員の職種、職務に応じて業務能力を評価しながら段階的に職員を育てる制度であります。また、業務面から見ますと、職員の業務達成度により、組織としてどのような業績を上げ、今後どのような業務を優先して行えばよいかを常に検証できる継続的な長期的な展望に立った制度と考えております。

4点目の高年齢層のモラルハザード等でございますけれども、人事評価制度が目指すものの一つといたしまして、コミュニケーションによる組織の活性化が挙げられております。職場内の対話がより多く交わされることによりまして、若手職員の納得性が高まり、自立的な職員に向けてのモチベーションが向上するものと考えております。また、高年齢層においても、対話を通して、若手職員等指導育成することがやりがいの一つになり、勤務意欲が高まるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） ご答弁のようになっていけばいいなど、私も心から願っておりますが、実はこの件について、管理職、職員双方に聞き取りをしました。全部を網羅したということではないんですけれども、管理職にも導入を待ち望んでいる、非常に積極的な方とそうでない方がいらっしゃる。職員のほうにも同じことが言えますね。理由は全く違います。職場には、既にそういう微妙な空気が、導入に関して流れております。ご答弁では、こうであろうと、そうであろうと、こうあることを願うと、期待するというような希望的な観測が述べられましたが、どうも成功の鍵はコミュニケーションと対話であるということのようでした。この制度の中では、それが重んじられるということであったように思いますが、そうであるとして、ただでさえ非常に微妙な職場環境の中で、人間的な素質が非常に求められるコミュニケーションと対話の力量が発揮され得るのか。現状を観察したところでは、ちょっと心配な気がいたしますので、あえて指摘をしておきます。

付け加えて申し上げますが、考えますに、コミュニケーションと対話と

いうことですけれども、私たちの一番弱いところがコミュニケーション能力と対話力の低さだということが言われていますよね。そういう現実の中で、人材育成は、私はかなり難しいだろうと思うのです。少なくとも、そうであれば、人材育成を言うのであれば、管理職からの一方的な育成を強調するのではなくて、管理職、職員双方に育ち合うという、何て言いましょうか、謙虚な姿勢が必要ではないかと思うんですね。人を評価するというのは、非常にやっぱり謙虚さや誠実さや忍耐力や想像力がある。それは、やっぱり人としてのそれなりの知性と力が問われると私は思います。そういうことを考えるときに、その需要と供給のバランスを考えるときに、これはよほど心して、職員の働き方が、より保証されるような温かいまなざしが必要であるということを申し添えたいと思いますが、そういう背景をしながら、今、民間においても結果が検証され始めておって、最近の調査では、ちょっと固有名詞は伏せますけれども、民間大手の中に人事評価制度が、むしろ逆効果であったとして廃止する傾向にあることも、ご承知かもしれませんが、報告されています。評価シートに書き込まれたランクを表す文字とか記号は固定化して、あたかもその人の全人格のごとくついて回るでしょう。他人に評価された不本意な数字や記号はトラウマとなって、よほど奴隷的な労働者でない限り、熱意やアイデアを喚起し続けるとは思いません。競争が原理の民間でさえ、その矛盾に気が付き始めたときに、競争とはおよそ無縁の公共サービスの分野に、なぜまた導入を強要するのか。この国の政治の貧困を改めて意識せざるを得ません。非常に担当部署は悩みながらやっているということ、私は存じ上げておりますが、公共サービスは隣の人との競争ではなくて、隣の人との連帯、連携でなければ成立しません。各部署間で分野を超えたサービスの向上を図るためにしのぎを削ると。そういうことであれば話はわかりますけれども、人事評価制度は、あくまでも個人が対象ですよ。職場は評価するほうも、されるほうも、むやみに気を使う、ちょっと嫌な雰囲気になるでしょう。人事評価は煩雑ですから、しっかり見ておかなければならなくなると、ますます事務量も増えるでしょう。気も遣うでしょう。そんな時間があったら、本来のサービス業務に充当すべきではないかと私は思います。職員の意識改革、意識の高揚、熱意の喚起を願うならば、その人ごとの、あるいはその職場ごとの課題に適合した個別の手法が考えられるべきです。本市役所のみならず、人事評価制度の学校なんかもそうですけれども、すべての職場に矛盾が広がっています。もっと、人間が大事にされる温かい社会を構想するときに、この人事評価制度には、疑問と危惧を呈せざるを得ません。そもそも人を評価するなどおこがましい話です。ましてや、評価される側の身に立ってみましょう、評価されることを想像してみましょう、誰しも、あんたには

評価されたくないよというのが、本音ではないでしょうか。制度の矛盾を言えば尽きませんが、最後に次の事項について確認をいたします。

厳正・公正な人事評価をどう確保するか。人事評価の結果を参考に、上司は指導や能力の活用が実際に図れるのか。人事評価の結果を本人に教え、自ら能力開発に努めるよう、継続して指導が可能ですか。合併後、通常の人事異動でさえ調整が困難であるときに、ここへ人事評価制度が入ってくると、今以上に不平や不満が増大すると考えられますが、これをどうするのですか。評価する側、される側双方に信頼と敬愛の関係がなければ、制度の狙いは果たせません。成果への自信はございますか。それから、苦情処理や復活措置が講じられなければなりません。その体制は保証されますか。それから、いい職場環境の中からしか、質の高い公共サービスは作り出せない。本制度導入によって、メンタルヘルスの職員を出さないこと。市民サービスの低下を招かないことをお約束いただきたいと思っております。

以上について、関係部長と市長のお考えをお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、まず1点目でございますけれども、厳正・公正な人事評価の確保をどうするかについてでございますが、人事評価は職務行動の中で確認できた具体的な事実を評価しますので、評価者の評価基準の理解と目線の統一が重要でございます。そのため、公平な評価に向け、評価者トレーニングを積み重ねていきたいと考えております。

2点目と3点目の評価結果を本人に公表し、それにより、いかに職員の能力開発に努め、いかに指導するかということでございますが、この制度の導入の一番の狙いは、適正に処理される制度の実現と個性ある人材の育成にございます。評価結果を本人に公表するのも、そのための一つの方法でございます。1つには、職員が自分の職務能力や職務態度のレベルをチェックしながら、さらに上のレベルを目指すために役立てることでございます。また2つ目には、評価の公表時を利用して指導助言する時間を確保するというのも一つでございます。人事評価は、評価基準に基づき評価する制度でございます。基準に基づいた適正な評価であれば、基本的には評価者が誰であれ、同じ職種と職務であれば同じ評価の結果が出るということになり、職場ごとに区別することなく職員育成ができることとなりますので、試行や職員研修を重ねながら、被評価者が納得できるよう、評価者の評価制度を高めていきたいというふうに考えております。

次に、人事評価制度の導入で職員の不満が増すのではないかとということでござ

いますが、人事評価制度の導入の目的の一つに、職員の適材適所の配置、それに適正な処遇の実現がございます。この制度導入により、評価者の主観的に頼らない極めて公平で納得性のある職員職が可能になる制度だと認識しておりまして、試行並びに研修の中で検証していきたいというふうに考えております。

成果は、評価する側、評価される側双方の信頼と敬愛関係が必要であるということにつきましては、この制度導入で評価者と被評価者双方が職場面談を通じた話し合いの中で、被評価者の考えや職務能力を評価者が理解し、その職員に求められる職務能力を的確に無理なくアドバイスすることによりまして、評価者、被評価者の信頼関係が構築されるものと考えております。

苦情処理や復活措置体制の保証につきましては、先ほど申しました人事評価制度構築検討委員会の中でも苦情処理についての意見がございます。試行期間中は、職員課で対処しますけれども、本格運用に移行する場合におきましては、職員が安心してこの制度に取り組めるよう体制づくりを行う必要があると考えております。

最後に、制度導入によるメンタルヘルスの職員を出さないこと等についてでございますが、この制度を理由とした職員のメンタルヘルスにつきましては、職員の自己診断書や部課長のヒアリングに注意を払いながら適切に対処していきたいと考えております。

また、この制度は本来厳しい財政状況の中で、いかに行政サービスを低下させないかを考えて導入するものでもあります。今後の地方分権における行政サービスの在り方を考えた場合、各自治体は市民満足度の向上の観点から、限られた財源の中で様々な独自試作の立案を行う必要がございます。今回の人事評価制度は、それに対応できる職員を育成するために導入するものでありまして、本制度を職員自身が認識して取り組めば、より質の高い行政サービスが実施できるものというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 人事評価につきましては、ただ今総務部長のほうから人材の育成を大きな目標、目的としているということで説明を申し上げたところでございます。厳正・公正な人事評価をどうするかというのは、大きな課題はあります。私が過去におきまして、「人が人を評価するのはいかがなものか」ということを申し上げたということでございますが、これは難しさを申し上げたところであります。こういった公正・公平な人事評価をしなければ、評価をして受けてない人た

ちからすれば、逆に評価をしてほしいという声も非常に強い一面があるということだと思います。そういったためには、やっぱり評価をする側の人たちが、厳正・公平な目線で確実に正確に物を見、物を判断することができるようなことで、統一した一つのトレーニングというのが必要になってくるだろうと。10人のそういった評価をする人がおれば、10人が出したものが一定の人について同じような得点が科されるというようなことにちかまえていかなければいけないと。そういったものをトレーニングしていかなければいけないんじゃないかなと思います。

今、菊池が合併をいたしまして、4つの市町村におきます、それまでの人事の考課というのはどういうふうになされていたのか具体的にはわかりませんが、それぞれの村や町において採用され、そして定年を迎えられますまでの間において、経験だとか知識だとか行動だとかやる気だとか、いろいろなものを総合的に首長なり人事担当者が考課をしながら、それによって職制というのがあったのではないのかなと思います。しかし、合併によって自治体の組織が市、そして町、村という3つの自治組織が合併しているということもありまして、やはりこの大体は課長補佐でなければならないのに、課長補佐になれなかったとか、あるいは本来課長たるべきものが、年齢的に全然、この自分の後輩の者がよその町から合併して、この新市になって課長になったとかといった、いろんなご不評というのもあったわけでありまして、それは、その組織、組織の中における枠の中での評価というのがあったのであって、それが4つの市町村が一緒になっているために、今でもなおかつ定年期を迎えるに当たりまして、自分たちのはるか後輩の、学校のときに部活動で指導しておったあいつが、おれよりも上席に座っているよといったものもないではありません。しかし、合併の一つの狭間の中で、そういったことについては、お互いその職階級の中で甘んじて、そして上司として立てて今頑張らせていただいているものだと思っております。そういうことも一つのこの背景にありながら、この評価というものを適切にしていかなければいけないというふうな思いを強く持っているものであります。評価の中に適正性があるということを前提としたものでありますし、またこれは試行的なことをやって、そして現実的に問題はどんなものがあるのかと、またこの評価制度を本当に運用、運行が実行できるのかといったものも、やはり検証しなければならないと思います。この評価をすることを否定した場合に、評価をせずしてどういうふうに職階級を設けていくのか。あるいは、このそれぞれの職場というものについて配置をしていくのかというものもあります。自らで自らを評価し、そしてまた他人の目からも評価をしていただき、その評価の中で不平不満、モチベーションの低下と

かモラルハザードにならないような、そういうことを評価するシステムを、より正確に確実にできるような実行体制を早くつくれるかどうかというのが問題ではないのかなと、このように今思っております。

民間の話もありましたけれども、民間に学ぶべきものは大変多いと私は思っております。学ぶべきものの中で、この人事評価というのは、まずいところは、やはり捨てていかなければなりませんし、いいところは学んでいかなければならないと思います。大分の話もありましたけれども、隣の街ではありますけれども、加点をして、やはり合格をしたとかといったものが社会的問題になっておりますが、評価もまさしくそうでありまして、今、菊池市の人事の異動かれこれにつきまして、何かそういったものがあるのかと私の耳には聞こえておりません。少なくとも多くの皆さん方が、自分たちが納得のできる人事として担当課、あるいは部長さん方々の協議の中で進められてきておると、このように思っております。そのことを、私は決裁をさせているわけでありまして。

この人事評価をしなかったらどうなるかと言えば、本当にまた大変乱れてくるんじゃないかなと思っておりますので、適正な人事評価をするためのシステムづくりを試行していくということでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） ご答弁のとおりになっていきますように、執行部職員以下には温かいまなざしを求めて次に移ります。

次には、指定管理者の現状についてお伺いをいたします。平成15年9月に地方自治法の一部が改正施行され、公の施設の管理運営を指定管理者に代行させる指定管理者制度が導入されました。制度導入2年目の平成17年4月1日現在では、制度を導入した地方自治体はまだ少なく、全国で51施設にとどまっています。多くの地方自治体で導入を平成18年4月に持ち越しました。全国的な状況については、公立文化施設協会が指定管理者制度導入状況に関する調査報告書としてまとめています。今回の最終報告書は、指定管理者制度完全施行2年目として、平成19年10月1日現在の導入状況を調査したものです。調査は、全国2,197施設に対して行われています。その2,197施設中、既に制度を導入している施設が954施設で43.3%、直営が1,177で53.6%となっており、熊本県では43施設のうち、制度導入が11施設で25%、直営が31施設で75%と報告されています。これらの数字は、全国的にも全県的にも文化施設を民間に委託することにちゅうちょする行政当局の姿を示しています。文化施設を民間にやることの良心の痛みです。本市は、法改正とともに段階的に指定管理者制

度を進めてきました。体育館やプールや公民館等々、その多くが一定程度の評価が認知されつつあるようです。ただし、文化施設についてはどうでしょうか。

実は、このたび市民有志で映画会を行うことになりました。そこで、文化会館へいろいろなやりとりをしたのですが、対応が以前と少し違います。丁寧で柔らかい口調は接遇のマナーとしては、それはそれでいいのですが、何か話がかみ合わない。映写会を滞りなく行おうと基本的なことを尋ねているだけなのに、文化施設らしいそれなりの回答が得られない。この違和感は何だろうと、私はにわかにかんがふことが気になり始めました。それで、急ぎよ、この経験を基に各方面に聞き取りをしてみましたところ、文化施設として基本的な問題点が明らかになりました。「講演のために必要な音響や照明、その他の機材と施設の能力等について詳しい説明が得られなかった」、「打ち合わせのときと本番のときの担当が違い、しょっちゅうトラブルやいら立ちを経験した」、「音響や照明、その他の機材等に必要な専門職は、その都度再々委託されている」、「受託者は、本業はビルメンテナンス及び消毒サービス会社である」、「受託者は、文化事業の受託としては本市が初めてであり、この分野の経験を持たない。実績の評価ができないものを、なぜ指定管理者にしたか疑問である」というようなものでございました。中には、トラブルが発生して、使うホールを植木町のほうに変えたという人もおり、市民の不評は見過ごせないと思いました。

私が直接聞いた市民の声の中から、ただ今6点ほどご紹介いたしました。当局にはこれらの実態が把握されているでしょうか。そして、それが問題として認識されているかどうか、最初にお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 不評の把握についてでございますけれども、市民及び利用者からの会館施設管理及び運営業務の内容に対する直接的な苦情というのは、また要望等についての対応は指定管理者が行っております。さらに、そのことは、毎月提出されております業務月報においても報告することとなっており、指定管理者だけでは対応できない苦情等については、双方協議の上、問題の解決に取り組んでおります。

そこで、市民の皆様からの不評の実態が把握されているかとの質問でございますけれども、調査しましたが、現在のところ、教育委員会としては、そのような話は、指定管理者からも、また市民の方からも伺っていないということです。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） 不評の実態については、指定管理者からも市民からも何も聞いてないと、したがって何も知らない、したがって問題意識もなかったということですね。そうであれば、当局自身が何も知らないという、この実態こそ、私は問題だろうと思います。あれだけ、波乱含みで出発したわけですから、いろんなことを想定して、実態追跡の姿勢が必要だったのではないのでしょうか。誰も何も言わないから、何も無いと思っていたのでは、ちょっとあまりにのんき過ぎるだろうと思います。

私は、今回の経験をもとに十数人の人々を訪ねて、様々な証言を得ました。今日、ここで取り上げるのは、そのほんの一部でしかありませんけれども、いずれも重要な内容を含んでいると思うんですね。ここで申し上げたいのは、やはり利用者の声を知る努力をしていただきたい。現場に下りて行っていただきたい。現場の過不足に精通していただきたいということですが、よろしいでしょうか。

受託先の職員の、いろいろ書類を見たんですけれども、受託先職員の有資格者ですね。それは、電気主任技術者が6名、それから建築物環境衛生管理技術者が13名、ビルクリーニング技能士6名という陣容になっていますが、これはビルメンテナンス及び消毒サービス会社であれば当然の数字でしょう。計画書によれば、文化芸術関係の専門職は必要が発生したときに再委託、再々委託で調達する旨書かれています。ということは、文化芸術事業を自ら企画、立案する部門がなく、企業の方針として文化芸術の振興計画は持たないということです。唯一それを補うものとして、当該指定管理者は、計画書に熊本イズムとの業務提携をうたっていますが、熊本イズムは企業や地域の催し物などでは、それなりの評価もあるでしょう。しかし、本受託者が、自社が持たない文化芸術事業部門を熊本イズムに全面依存するといふのであれば、これは大いに問題です。なぜならば、熊本イズムは、本来文化施設が担うべき芸術性の高い音楽や演劇等を提供し得るものであるのでしょうか。こういう状況では、我が市の文化芸術の振興を委ねられるか、甚だ疑問です。

指定決定は議会の議決事項でもありますので、私はそれにかかわる議事録を見てみました。それによりますと、指定決定に至った経緯なども、この時点で今一度検証する必要があると思われまます。その節、付託された文教厚生常任委員会では、非常に慎重に論議をされ、この会社で大丈夫かと強い憂慮が示されています。その中で、重要な指摘がなされていますので、それが契約等に反映され遵守されているのかを含めて、数点を確認いたします。

まず、冒頭の会社の説明のところ、「技術職もおられるかと思ひます」といふ

くだりがありますが、これはこの業界の技術者がいるとの誤認を与えかねない表現で紛らわしい。ここでは、この会社の有資格者の説明と、この分野には初めての参入業者であることこそ説明されるべきでありました。これは、説明責任の回避ではありませんか。

それから、その説明を受けて、木下委員長が、「照明など今まで委託していた人に何の相談もなかった中で、この会社にするということのようだが、その後もそこへ依頼することができるのか」と聞かれたのに対して、「現在の業者のリストを指定管理予定者に渡してありますのでうんぬん」と答えられていますが、これは予定業者に専門部がなく、その人材がいないのであれば、ここを使えばいいと受託を促し便宜を図ったことにもなり問題ではありませんか。

次に、横田議員が、「舞台照明など間違いなくこの会社でできるか」と、あるいは、「企画等の面はどうか。確約は取ってあるか」と聞かれたのに対して、それは間違いなくできるというふうな、そして5年以上の経験者を入れるとか、そういう募集要項に規定を設けているので云々、云々と非常にあいまいであったために、「それは協定書か何かにうたわれるのか」と聞かれたのに対して、答弁は、「もちろん協定書の項目は云々、その仕様書等の項目を全部クリアするような項目になるので、もちろんその中に包含される云々」と答えられています。しかし、協定書にも仕様書にもそのような項目はありませんし、確約としても書かれていません。これは、虚偽の答弁になりますが、いかがですか。

次に、泉田議員が、「予定の指定管理者はM照明会社に依頼するということだが、そこもまた下請けに回しているということを知ったが、その点はどうか」と聞かれたのに対して、「照明は特殊な技術なので最低でも5年、全体を見るには10年くらいかかる業種なので、会社で持つのはリスクが大きいということで云々、云々」と答えられています。これは、市民の不安にどう応えるかに不信するより、非常に業者擁護の論理ですが、なぜこういう論理になるのですか。

文教厚生常任委員会の議事録を読み返してみますと、非常に重要な指摘がなされています。それらの指摘を真摯に謙虚に受け止め、いまして時間をかけ論議を深めるべきであったと、文化施設への指摘は拙速であったという批判が聞かれましたが、対応をいかがなさるでしょうか。

以上です。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） お答えいたします。

指定管理者の経験と文化芸術に対する専門性及び資質の観点から指定管理当初

の文厚委員会からの指摘された遵守状況についてのご質問であります。まず、この「技術者もおられるかと思えます」ということにつきましては、指定管理者として選定された会社の概要を説明しているところでありましたので、この会社の業務に沿った技術者ということでお答えしたものです。説明が不足していたということであれば、これから十分気を付けたいと思えます。

2点目の、「指定管理者への受託を促し、便宜を図ったのでは」ということにつきましては、業務内容が専門的になることから、舞台・照明等の技術者については、有資格者へ委託できる規定を募集要項で定めて、スムーズな指定管理体制への移行ができるよう、当時、市民会館が業務を委託している業者等についての情報を提供したものであります。

3点目の、「舞台照明や企画等が確約できる協定書とするのか」ということにつきましては、会館業務全体の管理運営の基本的な事項であることから、個別事項とはせず、協定書中に包含されているものとして作成したところであり、虚偽の答弁になるとは考えておりません。

4点目の、「舞台照明、音響等の個別業務委託が選定業者の擁護ではないか」ということにつきましては、業界全体として技術者不足が指摘されており、利用される市民の皆様の要望に添うことができないという考え方から、専門業者が適当だろうということでお答えしたもので、選定業者を擁護するつもりで発言したものではありません。

5点目の、「文化施設の指定は拙速であったのではないか。また、その対応についてはいかがか」ということについては、地方自治法改正により、菊池市としましても、行政改革の推進を図るということで文化施設にも指定管理者制度が導入されたところです。指定管理に係る業者の選定につきましては、菊池市指定管理者候補選定委員会により、十二分に慎重なる審議が行われ、決定されたものであるため、今後も指定管理者制度の導入趣旨に沿って管理運営を行ってまいりたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○10番（怒留湯健蓉さん） しっかり一言一句落とすまいと聞きました。文教厚生常任委員会の議事録を読み返してみる、それから、当時の文厚委員さんであった方々のお話も聞かせていただいたんですけれども、非常にやはり説明があいまいであったということが改めて指摘せざるを得ません。

ここで重要なのは、議決機関である付託委員会に必要で十分な資料が提供され

ていないということです。私は、ちょっとおかしいと思いましたので議員の調査権を使い、ある程度書類を入手して、そして初めて、その事実に近づくことができました。説明責任は、私たち議会もそうですけれども、執行機関にとって極めて重い任務ですよ。思いますに、審議に必要な十分な書類を提示せずに、あいまいな説明に終始していることこそ私は問題だろうと思います。業者擁護ではないとか、便宜を図ったものではないとか、拙速ではなかったと、やんわり否定はされましたけれども、そう答えざるを得ないというか、当時の担当の皆さんではないしですね、この答弁書を書いた方は。しかし、客観的に見れば、誰が見ても、今回の私のここでした指摘は的を射ていると、私は思います。以後は、お願いしたいのは、新規事業については、特に十分な資料を付けて、正確な的確な説明を行うようにしていただきたいということです。

そして、申し添えておきますが、そもそも都市圏と違って、地方には文化芸術の地図が非常に少ないと、乏しいのですよね。そうそう担い手がいるわけではない。釈迦に説法かもしれませんが、そういう背景をしっかりと見据えて事に当たるべきであったと、改めて指摘をしたいと思います。

教育長がお触れになりましたように、自治法改正に伴う制度導入であれば、私も検証を重ねながらの部分的な段階的な導入はやむなしとの立場ですが、ここへ来て、文化施設への導入に関しては、いま少し慎重であるべきであったと強く思われます。同じような意見は文化協会等の関係者の方々からもよく聞きます。文化施設はほかの施設とは違うんだからという表現です。

公立の、つまり税金で建てた文化施設には担うべき役割があるはずですが、それは、文化芸術の振興、住民の自主文化事業の支援、そしてその分野の、この分野の人材育成です。そして、直営ならでのこととして、自治体文化施策との連動、地域住民との協働、地域の実情、課題等を踏まえた事業展開等が考えられます。それは取りも直さず、文化のまちづくりが市の方針となっているか。市民と協働してそれを反映させようとしているかということが問われていると思うのです。文化施設のコストダウンについては、既に部分的な民間導入が進んでいますので、指定管理者への移行にはメリットは少ないと言われてきました。事情聴取、情報聴取をしてみますと、移行への整備や準備に新たな負荷が発生し、総合的に見通すとき、むしろ直営が望ましいとして、つまりコストダウンやサービスの向上は、直営でも可能と判断し、また現時点では効果が検証されていないとして、指定管理者への移行を踏みとどまる自治体が多いようです。

公立文化施設協会の19年3月の全国的なデータですが、今後指定管理者への移行の予定を聞いたアンケートで、「予定あり」と答えた自治体が15%、「予定

なし」が26%、「検討中」が35%、「検討なし」が23%と報告されています。自治体の慎重な姿勢が伺われます。我が菊池市では、文化芸術振興の拠点である文化施設泗水ホールも、また早々に指定管理者へ委託されました。17カ月が経過したところで危惧された問題点が顕在化し、今後の文化芸術施策への疑問も浮上してきました。3年の契約期間の折り返し地点です。しっかり現状を見据えて、将来の文化芸術振興への展望を開かなくてはなりません。そもそも、指定管理者制度導入の際には、命や教育や文化に関する施設については、特に慎重を期すよう、条例制定当時の総務委員会において特別な意見が付され、時の中原総務委員長より、委員長報告として本会議で報告されています。ご記憶でしょうか。

私が得た証言の中には、実に生々しいものもありました。例えば、「1年半の間に館長が2人も替わって今の人3人目」と。これは裏を取りましたが、事実ですね。また別の証言では、「最初の1年で赤字を300万ぐらい出したんじゃないか。今年も既に100万ぐらいあるのではないか。どうも辞めたがっているのでは」という話です。これらは、単なる風評であれば幸いです、いずれにしても芳しい話ではありません。

最後に、それらのことを念頭に置きながら、今後の文化芸術の振興を期して、次のことに対するご所見をお伺いいたします。

市の指定自主事業にジャンルの乏しさと質の低下が見られます。検討改善を求めますが、いかがですか。文化行政の積極的なプランをお聞かせください。それから、協定書11条の2が求めている事業計画書を見ましたが、これは菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の第5条、選定基準の1から4を満たしているか疑問です。文化施設の役割、設置目的等を考え合わせたときに、本事業計画書が条例そのものをクリアしていない疑念も生じますがいかがでしょうか。指定取り消しを定めた協定書14条の3に照らしていかがですか。受託者は計画書に菊池支店を開設し、地元の雇用を図る。あるいは、地元との協働企画事業を行う、あるいはホームページを開くということを記していますが、約半期が経過した今日、実態と整合していますか。それから、業者自主事業について、熊本を中心に活動するアーティストの支援、それから支援・育成に力点が置かれているようですが、これでは市民に質の高いいろんなジャンルの文化芸術に触れる機会が保証されません。この受託者の一つの弱点だと判断せざるを得ず、引き続き指定することに強い懸念を覚えますが、いかがでしょうか。

以上です。教育長と市長には、信頼に足る誠実なご答弁をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） お答えいたします。

1点目の指定自主事業の検討・改善につきましては、これまでも指定管理者から提出されました事業計画を基に協議を行ってきたところですが、今後は内部協議をしっかりと充実させたいと思いますし、さらに内容の検討協議を各文化団体の代表者で構成されました、市民会館運営審議会において十分審議していただき、自主事業の改善を図ってまいります。

2点目の文化行政の積極的なプランにつきましては、菊池市総合計画の中にも、市民文化の振興を掲げておりますとおり、市民のニーズに合った文化芸術の講演などを行い、市民の文化意識の高揚に努めることとします。本年は、県立劇場ネットワーク事業と共催し、日本の民謡にスポットを当てた、肥後華組公演等も計画しております。また、市民が中心となって活動している市民文化活動に対して支援を図ることや、先人から伝えられた歴史的遺産である文化財等についても保存・保護・継承を図り、後世に残すことができる施策を図っていきたいと思います。

3点目、4点目の事業計画書が、指定管理者の指定の手続きに関する条例の選定基準を満たしているか、条件をクリアしているか、また取り消しについていかがかということにつきましては、先ほども述べましたとおり、指定管理者選定委員会において十分に審議され、選定されたものであると思っております。

5点目の事業計画に菊池支店開設、地元雇用協働企画事業を行う旨についてでございますが、支店開設にあたっては設置も視野に入れるとのことで、将来的な展望をうたわれているものと考えます。現在のところ、支店の設置はあっておりません。地元雇用については、6名の職員中4名が地元雇用で、1名の方は本市に移転され菊池市民となっております。協働企画事業におきましても、童謡祭、音楽祭り、老人クラブ芸能大会など、地元の皆さんによる実行委員会や団体との共催事業を行うとともに、若者にも会館を知ってもらい利用していただくよう、新たに地元青年グループとの共催でホワイエを活用した事業も企画実施されています。

6点の自主事業の在り方につきましては、今お話ししましたような事業を継続し、事業計画につきましては指定管理者と協議を行いながら、様々なジャンルについて模索し、市民の皆様喜んでいただけるような事業を開催していきたいと思っております。

管理運営に対するご意見につきましては真摯に受け止め、指定管理者とともに十分協議を行い、市民の皆様から親しまれる、愛される施設として、また文化芸術の発信拠点としての市民会館づくりを目指してまいります。あわせ

て指定管理の検証も実施してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 指定管理についてのお尋ねでございますが、特に、この文化的施設であるということの中で慎重を欠いているのではないかといったご意見かなと受け止めました。人が知恵と、あるいはまた経験を積み重ねて文化というものが生まれてくるものだと思います。

菊池市につきましては、文教発祥の地として広く内外にその名を馳せておりまして、中世以来、絶えることなく、この菊池らしい人の心、あるいは物、そういったものが調和しながら菊池文化というものを形成してきたものだろうとこのように考えております。特に菊池の、この菊池市文化会館につきましては、その文化の歴史を継承するための一つの施設であります。菊池市の誇り高い芸術文化の伝統として建設されたものであります。市民の皆さんの芸術文化の鑑賞の場、あるいはまたそれぞれのお稽古事などをはじめといたしまして、活動発表の場、さらにはまたいろんな今後の観劇をはじめといたしまして、住民自らがうたい踊り、そしてその感動を共有できる場として建設をされて今日に至っております。

このたびの市民会館の指定管理につきましては、いろいろな今ご意見を拝聴させていただきましたが、本来施設が担うべきであろうというご指摘がありますレベルの高い文化芸術、このことについて振興が一つ提供できるような体制であるのかどうかといったものを、さらに検証する、再点検する必要があるところであります。指定管理者のモニタリング、あるいはまた、まだ期間が短こうございますけれども、こういったものの中における業績の評価、そういったものを加えながらモニタリング実施を随時行っていくことが必要だろうと思います。

いずれにいたしましても、市民の皆様方が身近に感じ、利用しやすい、そういう親しみのある文化会館でなければならないと思います。一面、側面におきましては、この民間企業への指定管理ということの中で、民間企業からすれば収益性というものに走りやすい部分もないではありません。そういった中で、自主事業等々を含めながら、レベルの高い、質の高い、市民が求めるような文化芸術というものについて、部長のご答弁の中にも一部含まれましたけれども、さらに行政として深くかかわり合いながら取り組んでいくべきだろうと、このように考えまして、お答えをいたすところでございます。よろしく願いいたします。

○10番（怒留湯健蓉さん） 厳格な検証を求めて質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時57分

開議 午後11時07分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松本登君。

[登壇]

○21番（松本 登君） おはようございます。通告に従いまして、順次お尋ねをいたします。

まず、企業誘致についてであります。平成20年度一般会計当初予算の財源内訳を見ますと、総額約217億円、自主財源約79億円、総額に占める割合は36.5%であります。依存財源約138億円、63.5%となっております。国に頼る依存財源の割合の高さを見ると、小規模自治体の厳しい現実を感じます。さらに今日、地方分権改革が進み、地方に対し独自性・独立性を求めています。一方で三位一体の改革による歳出歳入、一体改革によりまして、国からの支出金は減額の一途をたどっております。また、権限の移譲は仕事量の増加となっております。しかし、市政運営の根幹をなします行財政のしくみは、今後とも変わることなく、国に頼りきる財政の現実を見ると、これからどうなるのだろうと不安がよぎるところであります。ところで、依存財源の一般会計予算に占める割合であります。平成17年度63.8%、平成18年度65.7%、平成19年度64.1%、平成20年度63.5%と均一的に推移しております。地方税はどんどん減少しておりますが、予算編成に当たりましては、財源不足の一部を補てんする臨時財政対策債、さらには合併特例債の活用、また歳出における削減等々、限られた財源の重点的配分により予算が編成されているところであります。思いとしては、小規模自治体の代名詞となっております3割自治体から抜け出すことは容易ではないなという思いであります。

そこで、新たな自主財源の確保であります。市政方針によりまして、ふるさと寄附金、広告の掲載、自動販売機による手数料収入等が掲げてありますが、ここはやはり施策として企業誘致でしょう。市域における産業の振興、雇用の拡大、税収増等が見込まれる企業誘致こそが喫緊の課題であります。市政方針におきましても、主要政策のトップに企業誘致の推進が掲げられております。企業誘致は、市活性化のための重要施策として取り組む。特に本年度は、輸送機器関連産業、IT関連、今後需要増が見込まれる太陽電池産業に重点を置き誘致に努めると言及されております。工業用地の確保については、熊本県の新規工業団地の候補地

であります川辺地区において地元地権者と連携し、県に対し早期建設を要望するとあります。その川辺地区についてであります。去る6月17日付け熊日紙は、トップ扱いで菊池市に大型工業団地2012年、平成24年度完成を目指し、半導体関連の誘致を図ると活字が踊りました。建設予定地は川辺工業団地に隣接する農地約24haであり、ハイテク関連工場を念頭に、本年度、環境調査、来年度、用地買収・造成、完成は2012年の平成24年度を目指す。総事業費は、25億円から30億円とありました。川辺地区の工業団地の県営化は市の最大の懸案であり、永年にわたり市挙げて県へ要望を続けてまいりました。このたびの県の対応につきましては、状況から見て地元県議の努力、そして市の熱意の結果、本格着手となったものであります。その後、県の動向であります。益城町の県営くまもと臨空テクノパーク団地24haへ、大日本スクリーン製造の立地が決定をいたしました。用地全体を一括購入という大型の企業立地であります。企業の話によりますと、空港や高速道路へのアクセスの良さや人材確保の優位性が立地の決め手となったとあります。

ここで、企業の動向について日経によりますと、九州の工業団地計画の特集を組んでおります。九州の自治体が一斉に工業団地の造成に乗り出している。その計画は300haを超える。工場の立地も高水準で推移している。各自治体とも完売に向け強気の構えを崩していない。この計画の中に、本市川辺地区約24haの造成計画が平成24年度完成と掲げられ、県でも売却のめどが立つと強気の姿勢が示されております。一方、九州経済産業局によりますと、九州7県の企業立地はこれまで右肩上がりでしたが、進出ペースは落ちてきている。立地ラッシュもあと1年程度と具体的に言及がされております。この報道は、これからの企業の動向については、今がピークだよと示唆しているものと理解をいたします。川辺地区については、県計画によりますと、用地買収、団地造成は来年度となっております。

そこで、県による来年度の用地買収造成の計画を前提としてお尋ねをいたします。

1番目、計画用地の大半は農振地域であります。まず、除外等の法的対応、その手続き・期間・問題点はないか、その見直しをお示しく下さい。

2番目、従前における川辺地区に対する農業整備に関する国庫補助事業の取り組みがありますが、補助事業の残存期間、補助金の取扱について、処理・調整・手続き・問題点等お示しく下さい。

3番目、企業立地の場合、まず、水の確保が生命線であります。企業次第では大量の水を求めます。この用水の見込みとともに排水計画、そして放流先につい

て問題点はあるのか、ないのか併せてお示しをください。

4番目、24haに及ぶ用地の買収に問題はありませんか。まず、同意はどうでしょうか。さらに用地買収について、これは県の意向、買収単価でございますが、地権者の思い、50名おられます。要は、価格だろうと思いますが、決着が長引けば問題であると思えます。タイミングがずれば厳しい現実となると思えます。県営益城町団地への企業立地が決定を見た今日、次は、川辺団地であります。今の県の取り組み、社会情勢から見まして、そして、また県の間口の広さから見まして、早めの企業立地の可能性が現実味を帯びてきていると私は考えます。そのときへの備えを怠ってはなりません。見解をお願いします。

5番目、県において、環境影響調査アセスメントの予算計上がありました。その概要・期間・調査終了に伴い、その結果次第では、事業そのものに影響があると思えますが、見解をお願いします。

6番目、本議会へ、新工業団地整備促進委託料2,000万円が計上されております。初日の質疑への答弁で、川辺団地に対し、県によりますアセスメントの実施とともに、県からの支援事業について、答弁者であります部長が言及されました。支援事業というのは、県営化に係るソフト・ハード事業に関する支援であろうと思えます。当然、特別委員会にも相談されておる、議論がなされておるといふふうを受け止めるところでありますが、これは県との協議もあろうかと思えますので、公にできる範囲で結構でございますので、その概要についてお答えをください。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 旭志川辺地区の地権者の皆様をはじめ、市議会の皆様方、また、市の積極的な誘致活動によりまして、去る6月、熊本県が本年度より5ヵ年計画によりまして、平成24年度完成を目指して、川辺地区に県の大型工業団地を整備することが決定いたしました。しかし、決定はいたしましたものの、本予定地は24haのうち約8割が農用地域であり、また、一部は畑地帯総合整備事業の実施区域でもございます。一番目の農振除外、農地転用につきましては、熊本県が事業主体であることから、許可不要案件となりますが、農用地区域の見直し、農地転用の届け出は必要となります。また、土地改良事業の工事完了日から8ヵ年の期限がくるのが平成22年3月末となりますことから、全体計画に照らして補助金返還等の検討を行っていく必要がございます。

3点目の用水や水の量、排水の調査でございますが、これらにつきましても、県のアセスメントの本年度の調査の中で実施されるということになっているとこ

ろでございます。これらにつきましても、市と一緒に協力してまいりたいと思っております。また、用地買収につきましては、24haにも及ぶ大規模な買収でございますし、先祖から受け継いだ財産ということの買収でございますので、今後、困難も予想されると思っておりますけれども、精いっぱい頑張りたいというふうに考えております。

5点目の環境影響調査でございますが、県も本年度より環境影響評価や各種調査等を積極的に実施されることから、地元役員さんのご協力を得まして、この8月末に地権者約50名の土地への立ち入り同意書をいただきまして、先ほど県に提出したところでございます。この環境影響評価は、例えば公害にかかわる項目として、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音や自然環境保全にかかわる項目として、地質・植物・動物・景観等を事前に調査し、それを評価し、公表して、住民や行政の意見を聞きながら、十分な環境保全対策を実施することによりまして、環境への影響を未然に防止し、良好な環境を確保するために実施されるもので、春夏秋冬の1年をかけて実施される予定となっております。

今後は、この環境影響評価の調査結果をもとに、県及び地権者と連携を密にし、新規工業団地実現に向け取り組んでまいります。また、総工費25億円から30億円にも上る大プロジェクトでございますので、市役所庁内におきましても、各部署が横断的に対応できますように実務担当者で庁内推進委員会を立ち上げ、迅速に対応できるよう体制を整えることといたしております。

いずれにいたしましても、大変な事業になると思っておりますので、気を引き締めて積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○21番（松本 登君） 支援事業抜けとる。

○企画部長（石原公久君） 支援事業のことにつきましては、先ほどの質疑のときにお答えいたしましたけれども、中身につきましては言える分だけ申させていただきますが、今回、予算に挙げておりますのは、地元役員会を支援するという形で、役員さん方が積極的に動いてもらいませんとこのことはなり得ません。したがって、役員さん方の推進に係る推進費を計上いたしております。また、看板の設置もいたしまして推進を促していきたいというふうに、大型看板を国道沿いに立てたいというふうに考えております。

それと、県が予算を計上いたしておりますけれども、県の予算に不測事態が生じることが予想されますので、それをバックアップする形での予算計上といたしております。これといったものは具体的には計上していないというところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○21番（松本 登君） 川辺地区の農用地に関しましての、いわゆる農振の除外につきましては、ただいまの答弁で、県が事業主体であるということで、農地の転用等々についての手続きについては省かれるということであったかと思えます。ただ、農用地区域の見直しについては、これは市の計画であり、その計画の変更ということになるわけでありますので、当然、市のほうの協議会にかかると。協議会は、たしか年2回開催というふうに思いますが、そういうことになるとタイミング次第では若干の時間を要するのではないかというふうに思うところであります。

また、国庫補助事業につきましては、残存期間の数字、年度を示されましたが、やはり補助金の返納、こういうようなことも当然出てまいります。ただ、事業の着手にあたっては、やはり事業主体、あるいは市としての思いということで一生懸命お願いするわけですが、こちらの都合で途中でやめるよという場合には、省庁でも非常に厳しく対応されるということで、時間はたっぷりかかるというふうに受け止めて臨んでいくべきであろうというふうに思います。時間はかかるということをお前提にお願いしたいと思えます。

それから川辺地区に関しましての、いわゆる用水、生活用水、工業用水、そして排水、その放流先等々の事柄につきましては、今の答弁では一言で終わりました。協議検討するということがあったように思いますが、そうではなくて、やはり私は、ただ県の仕事だからということではなくて、やはりその辺のところは十分にこちらで、前段で対応する必要があるはしないかということをお申し上げておるわけです。見解的な相違もあろうかと思えますが、その辺のところは、ぜひお願いをしたいと思えます。県から突然立地のめどがたったからということで話が合ったとき、それじゃさあ、じゃあ水をどうしようかということじゃなくて前段で、ぜひ対応方をお願いしたいなあという思いでございます。

用地の買収につきましては、これは県の買収価格はあると思えます。50名にも及ぶ地権者の皆さんでございます。そして思いがあります。そういうことでございますけれども、常識として見た場合ですね、単価には相当の開きがあるのではないかと。ないということであれば、これはもう幸いですけれども、あるというふうに思うところでございます。そういうことであるならば、県と地権者の思惑というものを、早目、早目に確認をしながら、これは難しい交渉でございますけれども、やはりその辺の対応方も担当として十分に受け止めていてほしいなど。

もたもた、もたもた長引くということになりますと、これは最悪の結果に至るといふことも、当然、頭の中においておく必要があるのではないかとそういうふう
に思います。県のアセスメントが実施されるわけでございますが、その結果でい
ろいろな事柄が表面化してまいるとも思いますけれども、県と地権者との連携とい
う形でやっていただきたいというふうに思います。

さて、平成19年度の企業誘致の実績であります。工場の新設が4件、増設
が2件、設備投資額34億円、新規雇用約160名とあります。県内市町村では
まさにトップクラスの実績であります。そこで、企業立地が市に与えるメリット、
業績について具体的な数字でお願いをいたします。税金についてであります。法人
税、固定資産税、市民住民税に係る実績分の増収額、これは見込みで結構で
ございます。市民の雇用数については、全体で160名と示されておりますが、
実際はどのくらいおられるのか、お示しをいただきたいと申します。それから、
市全体に及ぼす経済面での波及効果、これは難しいところでございますが、この
ことについてもお尋ねをいたします。

それから、次に既存の工業団地についてであります。田島地区、林原地区、蘇
崎地区があります。市の土地開発公社の所管となっております。用地が先行取得
され、既に造成済みのところであります。企業の立地がなかなか進まないとい
うことでもございまして、現在、塩漬け状態にあります。用地約18.6ha、借入金
約20億円、毎年の金利負担約2,200万円となっております。この土地開発公
社の決算が本年度予算から連結決算として適用となります。いわゆる財政健全化
法に対する対応であります。特別会計、第三セクターとともにこの開発公社の
経営状況も対象となるということでもございます。

この既存の団地への企業の立地は、焦眉の急であります。現在の市の姿勢・見
通し・情報を、お示しをいただきたいと申します。

それともう1点、大阪事務所に職員を派遣されておりますが、その勤務内容・
効果・実績について、これは具体的にお示しをいただきたいと申します。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 議員さんが言われましたとおり、農振の見直しであったり、
補助金の返還、それから水量の調査、そういったものが私どもに課せられていく
ことだと思っております。これらについては、なるべく早くできるような対策を講じて
いきたいというふうなふうに思っております。また、用地確保につきましても、いろいろな考
え方があろうと思っておりますけれども、地元と十分話し合いながら、できるだけ全用
地が買収できるように、全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうなふうに思いま

す。

それから、19年度における立地の状況でございますけれども、熊本県の立地件数が新設14件、増設21件の合計35件でありました。そのうち本市は、新設4件、増設2件の計6件でございます。県下でも立地件数にいたしましては、トップの立地を見たというところでございます。この企業の立地によりまして、税収の増加、雇用機会の確保・拡大、地域経済の活性化など、波及効果が挙げられると思います。

まず、税収の見込みでございますが、現時点では、償却資産等の不確定要素の多い中で、その概算でございますが、約2,600万円程度が見込めると思っております。次に、雇用についてでございますが、平成19年度は本社からの配置転換もございまして、計画では160名となっておりますけれども、現時点での雇用者数は104名でございます。そのうち本市からの雇用者数は22名となっております。また、波及効果でございますが、新工場建設段階におきましては、地元の建設業、あるいは機械メーカーへの波及効果、さらには製造、出荷段階におきましては、現在、医療供給メーカー、あるいは運送業など、地域の事業者にとっては様々なビジネスチャンスが発生し、事業者の売上増大の機会になるというふうに思っております。

次に、既存の工業団地についてでございますが、現在、分譲可能な用地が、議員おっしゃられましたように林原、蘇崎工業団地が2区画の7.7ha、田島工業団地が3区画で10.9ha、合計の5区画18.6haの用地がございまして、熊本県企業立地課、熊本県東京事務所並びに大阪事務所との連携を密にしながら、早期売却等、企業誘致に積極的に取り組んでいるところでございます。現在は、中大型二輪車の生産が集約されます、本田熊本製作所関連企業や、北部九州に展開されます自動車関連企業などを視野に入れて、大阪事務所に派遣しております職員に企業を訪問させ、情報の収集と誘致活動に取り組んでいるところでございます。しかし、なかなか売却が進まないという部分もございます。蘇崎、林原のほうにつきましては、19年度におきましても、20年度におきましても、企業の進出があったところでございますが、田島工業団地のほうが、なかなか進出が進まないという状況でございますので、全力を挙げてこちらのほうの団地の売却に努めたいというふうに思っております。

最後に、県大阪事務所派遣職員について申し上げますが、19年の4月から企業誘致を専門として、県大阪事務所へ派遣いたしております。派遣職員は、県大阪事務所企業誘致担当職員とともに、関西、それから東海地域を中心に企業訪問をいたしております。また、自動車関連企業の展示会や、熊本県人会等の会合に

出席いたしまして、情報の収集と誘致活動に積極的に取り組んでいるところでございます。特に、先の関西地区から進出いたしました株式会社サンユウの誘致につきましては、県大阪事務所とともに積極的に誘致活動に取り組みまして、その成果による進出となったところでございます。

今後も企業を訪問し、早い情報の収集と提供に努めさせ、企業の誘致に積極的に努めていただくように期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○21番（松本 登君） 19年度の実績について数字が示されたところでございます。びっくりするような数字ではありませんが、市政に与える影響は波及効果も含めて大なるものがあると受け止めるところであります。

既存の団地につきましては、これ何としても企業の立地に向けあらゆる面において優遇措置についても、大幅なアップを図って手段を講じていただきたい、そういうふうに思います。議会の中にも、企業誘致特別委員会が頑張っております。市執行部との連携、あるいは独自の行動も当然あると思いますが、何とか塩漬け状態の解消に向け取り組んでいただきたいと、そういうふうに思うところであります。

企業誘致に関しましての識者の話でございますが、企業誘致は人間誘致であると言われております。人を誘致すると、そのためには、地域の獨創性、景観の創出、食文化によるまちづくりが重要であると言われております。まちづくりは、企業誘致に限らず、市挙げて取り組むところではありますが、企業から見て、人から見て、菊池はいいまちだと印象を与えることがポイントではないでしょうか。住んで良かったと思えるようなまちづくりとともに、誘致活動に取り組む姿勢が印象を良くするというふうに思うところであります。

川辺地区は、県営の工業団地であります。しかも1箇所で24haという大規模な団地であります。市の全面支援は当然の義務であり、企業立地に至る条件整備、特に用地の取得につきましては、価格も含め100%の支援が必要であろうと思います。問題点は早期にクリアし、どの場面にも素早く対応できますように、準備をお願いいたします。併せて、既存の工業団地も企業立地に向け、全力で取り組んでいただきたいと思っております。

企業誘致については、終わります。

続きまして、ふるさと寄付金納税についてお尋ねをいたします。本年度の予算編成方針によりますと、新たな財源の確保を目指し、ふるさと寄付金納税の募集

を行うとあります。本市では、ふるさと納税については、税制改正以前から新たな財源の確保の手段として位置付けられ、各方面へ広報活動を実施されておりました。さて、本年5月にスタートしましたふるさと納税制度であります。現在、各県、市町村一斉にその取り組みが始まりました。本市では、一歩先んじた取り組みであり、その姿勢は良といたします。ただ、要は実績であります。新たな自主財源として、各県、市町村ともどもにこの新しい制度に対する期待は大なるものがあります。熊本県の蒲島知事も10億円を目指すとされており。県の目標額は10億円ということでもあります。県では空港はじめ、至る所に制度の趣旨とともに県に対しての寄付募集の広告看板が見られます。市の広報は、市政の動向を市民に知らせる情報機関であります。市外に対してもこの際、対応が重要ではないでしょうか。市の対応では、先に「がんばるふるさと菊池広報菊池応援寄付金」という広報誌がありました。さらに、広報8月号での掲載がありました。寄付を募るわけですから、まず制度に対する寄付金のしくみの周知徹底、寄付者に対する特典の検討がこれはずいとも必要ではないか、そのように思います。特に特典につきましては、各県、各市町村の競争が過熱をしております。

例を1つ、2つ申し上げます。島根県の出雲市、5,000円を超える寄付については焼酎、これ飲む焼酎、それと地酒セットから1品を贈る。北海道の池田町、本来、町民しか買えないワイン。池田のワインは有名ですね。1人12本までが買えますよ。松山市、道後温泉本館の入浴券、松山城ロープウェイ乗車券2人分を贈る。長野県の飯山市、これはスキーで大変有名な所ですね。市ですが、人口が3万を割っているぐらいの小さな所ですが、10万円以上された場合には2014年開業予定の新幹線駅舎に名前を刻む。熊本市、熊本城など市内14箇所の歴史文化施設の1年間の無料入場券を贈ると。本市でもどうですか。特典について、どう考えておられますか、あつというものを企画してはどうですか、期待をいたします。特典なしでは寄付は集まりませんよ。

さて、寄付金の納税のしくみであります。まず寄付の方法、手続きを簡素化する。さらに、払い込み場所については、市役所での支払、銀行振込、現金書留、クレジットカード払い等々、多角的にやはり検討する。さらに、寄付金を支払った場合、領収証を手元に保管、確定申告のとき必要。住民税の税額控除が受けられる控除の上限は、住民税の1割。寄付金に上限はありません。寄付を受けられる場合は、5,000円を超えた場合、例えば10万円寄付の場合、年収とのかかわりもありますが、ここは具体的に税額はいくら軽くなると、などなどわかりやすく一覧表あたりでまとめて、繰り返し周知徹底を図るといえるのはどうでしょうか。先の8月末現在の寄付の状況ですが、これ報道によりますが、43都道府県、

1,884件、3億3,000万円とあります。熊本県の場合は、51件、386万円です。特典については、特産品の中から選択してもらう方式を、現在、検討されておるようであります。

識者の話としては、このふるさと寄付金についての取り組み次第では、大きなうねりとなる可能性ありとあります。本市といたしましても、新たな財源確保のエースとして取り組むお考えのようであります。寄付金募集については知恵を絞り、市挙げて取り組む必要を感じます。結果は頑張りに必ず応じると思います。

制度の周知徹底について、お礼の特典について、率直にお答えください。併せて寄付金の現在の実績もお願いします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 「がんばるふるさと菊池応援寄付金」、いわゆるふるさと納税の募集を7月1日から開始いたしまして、市の広報及びホームページでの周知はもとより、現在、東京菊池会、各地域の県人会の方々など、県外在住の菊池市出身の方々にチラシの送付を行いまして、その周知活動に努めているところでございます。

この制度のしくみをわかりやすく周知徹底をとということでございますが、菊池市ホームページ及びチラシには、制度の概要及び寄付金の申し込みから金融機関への払い込み方法、確定申告までの流れを詳細に記載しております。払い込み方法につきましては、全国の郵貯銀行、菊池地域農協の本所支所、菊池市の代理金融機関の本支店及び現金書留による現金の送付など、寄付される方が身近な金融機関から払い込みが可能ないように、利便性を図っているところでございます。しかしながら、寄付金の税控除を受けるための確定申告や寄付控除額の算定方法など、一般の方々にはわかりづらい部分もありますので、申し込みや問い合わせのあった方々に対しましては、電話にて個別に対応しております。今後もさらにわかりやすい説明に努めてまいりたいと、また、周知にも努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、次に寄付された方へのお礼の件でございますが、現在、菊池市ではお礼状と市政要覧のみを送付しているところでございます。先のこの制度ができるときの国のふるさと納税調査会の発表によりますと、寄付された方へのお礼は好ましくないというふうな答申が出されたんですが、今、議員おっしゃるように、各自治体とも競ってそのお礼なり特典を与える状況が出てきております。県内では、その特産物をお礼として贈っているのは1市のみでございますが、ご意見にもありましたように、今後の寄付者へのお礼やPRの意味からも、大変意義ある

ことだと思いますので、その実施時期や、またその内容につきましても、庁内の推進委員会に付議いたしまして、その対応について積極的に検討させていただきたいというふうに思います。

それから、寄付控除の具体例でございますけれども、年収が700万円の所得で住民税の所得割が30万円の方ですね、それぞれ違いますけれども、10万円寄付されたと仮定いたしますと、控除対象外の5,000円を差し引きました9万5,000円が控除対象額となります。まず、住民税の基本控除につきましては、その1割の9,500円となります。それと、次に特別控除は、住民税の所得割額の1割の3万円が限度となっております。したがって、基本控除の9,500円と特例控除の3万円を合算いたしました3万9,500円が控除額となり、この額が寄付されました翌年度の住民税から控除されることとなります。10万円寄付いたしますと、その差額が個人負担となるということも出てまいります。

それから、これまでの、現在までの寄付金の件数でございますが、7件で26万5,000円となっております。これはきのう現在でございます。これ以外に、ただ今、問い合わせと申し込みの書類を送ってくれというようなものも数件ございますので、お金が入った時点では7件で26万5,000円ということで報告をさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○21番（松本 登君） 制度の周知につきましては、他方面に輪を広げておられるようでありまして、そのことについては結構でございます。

ただ、いわゆる広報による内容も説明がございましたが、いわゆるそれが、そこを申し上げておるわけです。行政用語の羅列ということで、私はそれを見た上で申し上げておるわけです。そういうことで行政用語ではなく、制度をわかりやすく、なるほどと言えるようなそういうふうなことを考えてくださいよと申し上げているつもりでございます。

特典につきましては、これはもういつも執行部としておっしゃるところでございますが、県下13市の状況はどうかと。なんか1市が対応していると、こういうことは関係ありませんよ。今後、特典の実施時期・内容について積極的に検討もするとおっしゃっておりますので、ぜひ、これはお願いしたいとそういうふうに思います。

さて、ふるさと寄付金は、県をはじめ市町村の競争であります。それぞれに財政難にあえいでおります。まず、そこで最初に、目標額を表に出すべきではない

かと。県は10億円、じゃあうちは幾らかと。例えば1,000万円ではどうかと、私はこれ思うわけでございますが、目標値を定めることにより頑張る張りが出てくるのではないかと、そういうふうに思います。新たな財源の確保を目指し、みんなで知恵を出し、あるいは企画力を結集してくださいよ。魅力あふれる菊池のまちづくりを示すことによる寄付金もどんどん集まるのではないのでしょうか。ふるさと寄付金は納税者の自発的寄付でありまして、市の、まちづくりの応援団なんですよ。

そこで、使い道について申し上げたいと思いますが、広報に載っておりますね。「水と緑に育まれた心のふるさとづくり、水と緑を活かした生き生きふるさとづくり、水と緑に包まれた爽快ふるさとづくり」と書いてあります。この3つのテーマは総合計画の将来像でしょう。これは菊池のまちづくりの理念でありまして、市全域にわたるまちづくりの方針としてみんなが認めておるところでございますが、あくまでもテーマでございまして、具現化については下位計画に委ねるということになるわけですよ、具体的な事柄は。寄付者から見れば、使い道としては漠然としておりましてインパクトありません。

例を申し上げます。菊池の環境を守る森林環境税を創設し、ふるさとの森林や水源の保護・保全に努めます。菊池の市の木は桜であります。桜による日本一づくり。高齢化の時代でございます、日本一の福祉のまちづくり。これはお隣がとっておりますが、子育て日本一というのがありますですね。エコ対策として、風力発電、今、盛んに取り組まれておりますが、色付きの風車あたりどうでしょうか。こういういろいろなことを考えるのが企画ですよ。イベントの協賛、菊池一族の歴史、こういうことを、ぜひ、考えて使い道に使っていただきたい、使い道にしてくださいと。市民の声が、こう具体的に私お聞きしましたのが、「何に使うとな」と。だけん、これ何ですか、ふるさと、水と緑のと、言えますか、言えませんでしょう。だから、使い道が、「じゃあ使い道がはっきりすれば、どうされますか」、「これは考えるったい」というようなお話もあつたことをお知らせいたしておきます。

このような、今、申し上げておりますようなことが、いわゆる企画ではないでしょうかね。みんなが菊池を好きになるようなまちづくりに、寄付金の使い道を、企画力によって示してくださいよ、お願いします。部長、よろしく、頑張って答弁してください。

○議長（北田 彰君） 部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） ふるさと納税制度によります寄付金の目標額でございます

が、開始初年度でもあることや、寄付対象者が個人情報保護の観点から把握しにくいという点がございます。そういうことから、具体的な寄付金の目標額を設定しづらい状況でございます。しかし、なるべく多くの方からの寄付を集めることは、市財源の確保につながりますので、インターネットのホームページのみではなくて、できるだけ対象者の把握に努め、個人の了解を得ながら資料の送付を行い、その寄付をなるべく集められるように努力してまいりたいと思います。

また、寄付金の使途につきましては、今、いろいろ森林の保全であるとか、桜の日本一、福祉の日本一であるとか、風力のカラーの風車とか、そういったのをご提案いただきました。いろいろなものがあると思います。で、そういったの、特色のある事業に特定の寄付をいただくということも一つの方法かと思います。現時点では、ほとんどの自治体が寄付金の使途を特定の事業に限定していないという状況もございますけれども、事業を特定することで、今みたいに特定することで賛同を得られるという部分もございますので、今後の状況を見ながら庁内の推進委員会で十分前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

なにぶんふるさと納税につきましては、募集を始めたばかりでございまして、その方法の是非もこれから明らかになってくると思います。菊池といたしましても、この制度を活かし、多くの方が趣旨に賛同していただき、たくさんの寄附が集まりますように努めてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○21番（松本 登君） 目標額は設定しづらいとおっしゃいましたが、私は目標・目的があって頑張れるのではないかという思いがありますが、考え方の相違ですかね。

寄附金の使い道については、具体的にこれも一緒ですね。具体的に示してこそという思いがございしますが、いずれにしても企画的発想で検討してください。

ただ今のままで、始まったばかりだからとおっしゃいますのは、今のままでどんどん集まれば何も言うことありません。しかし、なるべく集めましょうということを申し上げるわけです。

いろいろ申し上げておりましたが、市長、何か一言ございますか。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 大変この意欲のあると言いますか、ご理解のあるご発言をいただきました。願わくば議員の皆様方が、友人があり、兄弟があり、あるいはご親

戚があられます。それぞれがやはり自分たちの身近にある年賀状とか、暑中お見舞いだとか、そういったところで県外内外の方々に対して、この趣旨書というものを送っていただくようなことが、広く市民の中にもできないのかなという思いで聞かせていただきました。先ほど、個人的なプライバシーかれこれがあるという、そういったバリアがあるために、この名簿を使うとかといったことができない状況になっておりまして、東京の菊池会などで、せいぜいご説明申し上げるということであります。

それから、また制度につきまして、この確定申告という制度が非常にわかりづらい。当然、一般の市民の方々は確定申告の必要性がないということもありまして、果たしてこの税がこの還付されるのかといった、非常にこの行政に対する不安・不信、そういったものもあるのではないかなと思っておりまして、これを何とかこの源泉徴収とかといったものの中で、年末調整等で何かできないのかといったものは、多分、関係の皆様方が等しく考えておられるんじゃないのかなと。制度の複雑さをもう少し簡便にわかりやすくして、そしてご理解をいただくということも一つだろうと思ひまして、総合的にそういったことを勘案して、また国のほうにも県のほうにも通じて、わかりやすい制度としてもう一遍再検討していただくように働きかけをしていかなければならないだろうと思ひます。

いずれにいたしましても、理解している、わかっている人たちが、広くそれを広げていただくということではないのかなと思ひますので、よろしくその辺については、いろいろお願いいたしたいと思ひます。大変ありがとうございます。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

○
休憩 午前11時59分

開議 午前12時58分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤野敏昭君。

[登壇]

○4番（藤野敏昭君） 藤野敏昭でございます。まずは残暑お見舞いを申し上げます。日ごろは大変お世話をいただきまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。

今日、9月11日、初めての一般質問ということでございます。この9月11日は、アメリカ中枢同時テロより、今日で7年目になるそうでございまして、ニ

ニューヨークでは追悼式が挙行されているという話を聞いております。犠牲者が2,749人という大変な惨事があってもう7年もたつわけでございます。改めて合掌したいというふうに思います。また、お昼のニュースで、蒲島県知事が川辺川ダム建設の中止を表明されました。やはり首長たる者は、どちらに進んでも反対討論はあるわけでございます。そういうものを通して、福村市長に市政についてお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

福村市長は、平成13年6月から旧菊池市の市長を務められ、平成17年4月には4市町村が合併した新菊池市の初代市長に就任されました。選挙に当たっては、新しい菊池市の基本理念である「豊かな水と緑、光溢れる田園文化のまち」を目指し、菊池市に住みたい、住んでよかったと思われる市政を推進することを訴えてこられました。初代市長に就任されてからこれまでの間、景気の回復や後退、少子化、高齢化など、社会情勢の変化、あるいは小泉政権下の地方分権の推進や三位一体の改革など、大きなうねり、変化がありましたが、福村市長は的確な判断により乗り越えてこられました。

初代市長に就任されて3年半、菊池市も社会の大きなうねりの中で、課題や難問など山積したと思われませんが、これまでどのような思いで市政を運営してこられたか、今、市長自身、どういう心境かお伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 私は平成13年に旧菊池市長選に立候補し、当選をいたしました。市政を預かっておったわけでありますが、その間に、ご案内の旧菊池市、菊池地域の将来を熟慮しつつ、4市町村による合併を決意をいたしましたところでございます。4市町村の合併は、平成17年3月でありましたが、4月には合併後の新しい菊池市の市長選挙が行われたことはご承知のとおりであります。新菊池市の市長選挙では、菊池に住みたい、住んでみたい、また、住んでよかったと思われるような新菊池市を築くこと、「よみがえれ菊池」、あるいはまた「羽ばたけ新生菊池」ということを訴えまして、多くの市民の皆様方の指示を受けまして、市長に当選をさせていただき、今日を迎えております。そのとき目指したのが、農林業の活性化、商工業の活性化、観光産業の振興、生活基盤の整備などなど、6項目をひとつ図るものでございました。

これまでの4年間を振り返ってみますと、合併に当たりましては、4市町村間で51の協議項目を設定をいたしました。合併の方式、期日などの基本的な協議項目、議員の定数、任期、新市建設計画などの合併特例法に規定をされております協議の項目、条例・規則の整備や、農業・商工業・福祉等各事業の取り扱いな

どのその他必要な協議項目などでありましたが、公共団体の取り扱い、第三セクターの取り扱いなど、10項目の継続調整中の事項を省きまして、調整はほぼ終わることができたところであります。また、この協議項目の中には、新市建設計画、菊池市総合計画にも織り込まれましたものもあり、市民の皆様方のご理解とご協力をいただきまして、これまで一つひとつの施策、事業を実施してまいりました。さらには、菊池ふるさと遺産、新エネルギー事業、いやしの里促進事業など、新しい新菊池創造事業といった新たな事業を加えまして、市の充実・発展に努めてきているところでもあります。

特に、企業誘致につきましては、雇用の場の確保、市の財政の安定的な財政を確保するということを含めまして、平成17年の合併以来、この新設・増設併せまして12社、立地協定を結ばせていただきました。県内でもトップクラスの誘致ができたと先刻一般質問にお答えしておりましたけれども、また、農業につきましては、自然循環型機能を維持し、増進する環境保全重視の農業生産への展開が望まれておりますが、農地、水、環境保全向上対策事業に取り組みまして、79の活動組織が設立をされ、事業促進の基盤もつくることのできたのではないかとこのように思っております。また、国道325号線の4車線化、まちづくり交付金事業によります老人福祉センター及び街角ポケットパークの建設など、福祉やまちづくり事業も着実に推進中であります。さらには、歴史的な価値の高い鞠智城につきましては、県や山鹿市と連携をし、期成会を立ち上げ、国営公園化を目指しています。

しかし、私はもっともっと住みよいまちに、もっと活力のあるまちにと、市長として3年半の間、全力で駆け抜けてまいりましたが、合併時の協議項目や総合計画で取り組んでおりますそれぞれの事業につきましては、まだ道半ばであります。自分の中では十分とは言い難い状況であります。市民の皆様方の期待に十分応えられていないというのが今の心境でございます。

○議長（北田 彰君） 藤野敏昭君。

[登壇]

○4番（藤野敏昭君） 新生菊池市の発展、充実に取り組んでおられる市長の真剣な思いはよく理解できました。福村市長は、社会経済の大きなうねり、変化の中で、市にとっては本当に厳しい財政状況の中にあるにもかかわらず、計画的で、市民の目線に沿って新生菊池市の建設に取り組まれて、着実に、タイムリーに事業に対応してこられました。まだまだ幾つかの困難な、未解決な課題もありますが、真剣に事業に取り組んでこられたと思っております。激しない、温厚でまじめな態度で、菊池市の理念、菊池市のあるべき姿を、市民の皆様方へ訴えてこられま

した。福村市長は、政治姿勢としては市民の方々の意思を中心に置いて事に当たられており、市民中心という考え方がよく伝わってまいります。

先ほど、まだ道半ばであり、市民の皆様方の期待に十分には応えられていないと言われました。今、福村市長は、新生菊池市の姿をどう思い描いておられるのか、その実現のためにどう取り組まれようとしているのか、新生菊池市に対する思いを再度お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 平成17年4月に市政を預かることになりました、初代市長といたしまして、この合併におきますところのそれぞれの約束事があったわけですが、その実行を誠実にやっていくというのが基本スタンスであります。自分なりに形を思い描いたものもあります。これまで、その実現に向けて全力で取り組んでまいりました。先ほどの合併協議項目や、総合計画に掲げた事業の取り組みについての認識の中でやり残した部分があると申し上げましたが、その中でも大きなものの1つに、今後の市の発展に欠かせない体制の整備があります。例えば、県営の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業や、商工会の統合、あるいはまた土地改良区の統合など、経済基盤を強化するものがあります。また、着手はいたしておりますもののほかに、新たに、先刻申し上げました川辺地区に新しい県の大型の工業団地の建設が、企業誘致ということになるわけですが、これらが新生菊池市の姿を明確にまた示す重要なときにあるとこのように思っております。

私といたしましてもこれまで、菊池市政の充実、そして発展のために精根傾けて精いっぱい頑張ってきた思いでございますが、時間と環境の一つの変化の中で、新市の建設計画におきましても見直しの必要性を感じておりますし、やり残された約束、公約事項につきましてもあります。今後も、菊池市に住みたい、住んでみたいと、また住んで本当によかったとこのように思ってもらえるようなまちづくり、全国に誇り得るような菊池市づくりを、合併を進めてきました者の一人といたしまして、初代市長に就任をさせていただいたのでありますから、その効果を実現することこそ、私の責務であろうとこのように考えております。

来年の市長選挙には、そのためにも真意を問いながら、その実現を訴えていきたいと、このように決意をいたしているところであります。

藤野議員をはじめ、議員の皆様方のご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 藤野敏昭君。

[登壇]

○4番（藤野敏昭君） ただいま、来年の市長選に再度立候補し、自分なりの仕上げを行いたいと、力強い明確なる出馬表明をなされました。大変頼もしく思います。私も微力ですが、全面的な支援、協力をしたいと存じます。スマイリー福村で、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、農家救済について。畜産業を先頭に、農家経営は破局を迎えようとしております。ご周知のとおり、飼料、燃油、肥料、資材等の高騰が原因であります。即刻、集中的に濃厚なるカンフル剤投与が不可欠だと私は思います。どのように把握されておられるのか、また、どんな対応を施されたのか、そして今後の施策を併せてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 農業施策につきましては、新市合併以来、農業経営の支援策として、様々な国・県の補助事業や市単独の事業を実施してきたところでございます。また、農業制度資金など、長期で低利な資金を融資することによりまして、経営の安定化を図ってまいりました。合併から本年8月末までの融資実績につきましては、82件で17億6,600万円となっております。

しかし、近年の配合飼料や燃油価格の高騰によりまして、農家は大打撃を受け、非常に厳しい状況にありますことは十分認識しております。この状況を打破するため、配合飼料や燃油価格高騰の影響を受けた農林業者に対しまして、経営の維持に必要な運転資金を融資することにより、経営の安定を図ることを目的としまして、熊本県飼料燃油価格高騰緊急対策資金が創設され、熊本県下で20億円の融資額が確保されたところでございます。この資金の貸付限度額は個人500万円、法人につきましては1,000万円で、所得減少率により、末端金利は0%から1%の2通りになっております。熊本県下有数の農業地帯であります本市といたしましても、農林業者の支援のために、この資金に取り組むことといたしまして、県融資枠20億円の2分の1、10億円程度の融資申込みを見込み、本議会に2,362万5,000円の利子補給補助の補正予算を計上させていただいておるところでございます。また、直接的な支援策ではございませんが、市単独の家畜導入事業といたしまして、250万円の補正をお願いしております。当初予算と合わせますと1,000万円の予算になりまして、有効に活用し、菊池管内で繁殖から肥育までの一貫経営ができる体系を構築し、菊池牛のブランド化を図るとともに、繁殖農家も肥育農家も安心して経営に取り組める環境を整備することで、畜産農家の支援をしてまいりたいと考えております。

また、市長の提案説明もございましたように、今日の社会情勢は農業・商工業

をはじめ、市民生活全体を圧迫していることから、市民向けの経済対策といたしまして、地域通貨事業を実施し、市民皆様の年末年始及び年度末の消費向上に向けまして、支援策を講じるため、本議会に補正予算をお願いしているところでもございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 藤野敏昭君。

[登壇]

○4番（藤野敏昭君） 背に腹は変えられぬという言葉がございます。基金が目的を持っていることは承知の上であえて提言いたしたいと思えます。

今現在で、庁舎建設基金が6億円、これは19年、今年度分も含めてでございます。小川基金9億円、財政調整基金47億円くらい、をぜひ活用されて、今の窮地を救っていただきたいと存じます。機を逸したら取り返しのつかない事態を招くは必定です。その辺をよくご理解いただき、心あるご回答を再度お願いしたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 再質問の基金の運用につきましては、議員も申し上げられましたとおり、目的を持って積み立てておるものでございますので、目的外への使用はできないことになっております。なお、財政調整基金の活用につきましては、市民のニーズに対応していくため、財源が不足する場合は財政調整基金を取り崩し、有効に活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 藤野敏昭君。

[登壇]

○4番（藤野敏昭君） ありがとうございました。

では、3番目の財政状況について質問いたします。合併して3年半、当初より極めて厳しい財政である財政再建団体予備軍に等しい、北海道夕張の二の舞になるなどと、不安をあおられどおしでございました。したがって、支援者への説明責任も事欠く始末でございました。そんなことから、市民の大多数は、最悪の市の財政と真に受けておられるのではないのでしょうか。

先日、全協で財政の健全化判断比率、及び資金不足比率のご説明がありました。ほかに財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率が議会資料にありました。それらの通知をどう読み取るか、よくわかりません。専門分野から分析され、菊池市の財政の実情、実態はどうか、またほかの団体との比較をお示し

ください。願わくば、市民の被害妄想を払拭するためにも、安全宣言をぜひ頂きたいというふうに思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 本市の財政状況の現状と、近隣市町村との状況ということでございますけれども、本市の財政構成は、地方税等の自主財源が、全体の35.9%、地方交付税等の依存財源が64.1%と、国・県への依存度が高い財政状況となっております。三位一体の改革によりまして、3兆円規模の税源委譲が行われましたものの、国庫補助金の縮減と交付税の見直しによりまして、約5兆1,000億円が削減されるなど、国への依存度が高い地方公共団体は厳しい状況下にあると言えます。このような中、総務省が公表しております市町村財政比較分析表に基づき、平成18年度決算で比較しますと、本市の財政力指数は0.45、全国市町村の平均値は0.53、類似団体、48団体ありますけれども、本市と類似している団体、48団体の平均値が0.69でありまして、類似団体48団体中33番目の数字となっております。なお、県下14市の平均値は0.44となっております。県下では中位に位置しますが、全国や類似団体48団体から見ますと、財政力が豊かとまでは言えない数字となっております。

次に、実質公債費比率でございますが、本市は14.9%、全国市町村の平均値は15.1%、類似団体の平均値は16.3%となっております。類似団体48団体の中では、18番目の数字となっております。また、県下14市の平均値は15.8%となっております。全国と類似団体の数値が高い要因でございますが、これは公共下水道や病院が挙げられ、本市の場合も特別会計の公共下水道等が比率に影響しており、今後の事業の取り組みで上昇していくことが想定されます。

次に経常収支比率であります。本市が94.4%、全国市町村の平均値が90.3%、類似団体の平均値は86.9%となっております。類似団体48団体の中では39番目の数値となっております。なお、県下14市の平均値は94.6%となっております。主な要因でございますけれども、行政活動の多様化等から、扶助費などの経常経費の伸びが著しく、収入では自主財源が低下し、地方交付税が年々減少していることが挙げられます。このような状況下であり、一層の財政構造の弾力性の確保が必要となっております。

財政調整基金、減債基金等の積み立て状況は、類似団体との比較が公表されておりませんので、県下14市で比較しますと、熊本、八代、天草、山鹿市に次ぐ5位となっております。これは数値のみで財政状況を判断することはできません

が、経常収支比率は国が示す基準、80%を大きく上回っておりまして、本市だけではなく、多くの地方団体が弾力性を失っていることが伺えます。このような中で、県内における各市町村におきましては、長引く景気低迷の影響で、自主財源の確保に苦慮しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 藤野敏昭君。

[登壇]

○4番（藤野敏昭君） ありがとうございます。先ほどの質問で安全宣言をぜひ頂きたいというふうに私のお願いだったのですが、それには触れておられませんので、次の答弁に併せてお願いしたいと思います。

行政が英知を持って政を凶っておられる、市民の信頼をかけた、今の説明でそういうふうに思います。しかしながら、今後、5年、10年、どう変化していくのか、心配は隠せません。どのように変わっていくとお考えなのか、またそれに対する施策、予定・計画というものをどのように考えておられるのか、再度お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 今後の財政動向でございますけれども、これまでの国の行財政改革や地財計画からしまして、財政的には年々厳しさを増すものと考えております。平成19年度決算数値から見た場合、経常収支比率は94.8と、対前年度より0.4%上昇しております。

歳出面では、22%を占める人件費は、今後、団塊の世代の退職に伴いまして下降線をたどりますが、その一方で15%を占める扶助費は医療費等の社会保険保障関係経費などが毎年5%程度増加しておりまして今後も増加傾向にあると思われまます。次に公債費は14%で、現在は旧市町村時の起債分を償還している状況でありまして、新市分の起債にかかる償還は平成21年度から発生してまいります。また、臨時財政対策債への発行額が、平成13年度から20年度まで、据え置き3年、償還期間20年で、約64億2,300万円となっておりますので、今後、年間約3億2,000万円の償還が発生してまいります。新市建設計画に沿って公債費を試算しますと、平成26年度がピークになり、歳出額の約15%を占めることが予想されます。この人件費、扶助費、公債費の義務的経費が、歳出総額の約50%を超えておりまして、物件費、補助費等がそれぞれ11%を占めるため、投資的経費が12%と対前年度に対し5%ほど縮小し、事業ベースで約14億5,400万円の減となっており、弾力性が低下しております。このことを

踏まえ、歳出面では今後の新市建設計画の推進と、市民ニーズに応えるためにも、さらに行政改革は進めなければならないと考えております。効率的な財政運用をさらに行っていかなければならないとも考えております。

歳入面では、税源委譲と法人税の伸びによりまして、地方税は約5億5,600万円の増となっておりますけれども、地方譲与税が約3億4,700万円の減、地方交付税が約1億8,900万円の減となり、また、普通建設事業費等の事業量の減少に伴いまして、国・県支出金が減少し、歳入総額は約14億5,800万円の減の、223億4,800万円となっております。今後の歳入面では、合併支援措置として合併後交付されてきました、普通交付税分の5年間で5億4,000万円と、特別交付税分ではありますが3年間で7億5,000万円分が今後終了しますと、この支援措置分の地方交付税が合わせて2億5,800万円減少することとなります。特に本市歳入の3割を占めます地方交付税については、平成26年度までは合併算定替の適用によりまして、年間約14億から15億円が優遇されておりますが、平成27年度から5年間で、段階的に減額され通常の額となりますので、公債費及び起債額を念頭に、さらなる行政改革、行政のスリム化が必要になってくるといいますとともに、地方健全化法の施行に伴いまして、一般会計だけでなく、全会計を視野に入れたところの財政健全化を図っていかなければなりません。

国におきましては、道路特定財源が一般財源化される方向で進められており、今後、道路財源が十分に確保されるのか心配されるところでございます。また、原油高騰により、地域経済が低迷しておりまして、地方財政にも大きな影響を与えることが予想されます。今後、自主財源の確保が大きな課題であります。市民サービス向上のため、今後の動向に注視し、行政改革に取り組み、財政の健全化に努めてまいりたいというふうに思っています。

安全宣言ということでございますけれども、先ほど説明申し上げましたように、県内では中位ほどの財政の状況でございますけれども、今後の厳しい状況を見ると、やはり安全宣言まではいかないというふうに理解いたしております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 藤野敏昭君。

[登壇]

○4番（藤野敏昭君） 行政改革の強化をやりますと、また自主財源の確保に努めますと、この自主財源につきましては、先般、先段で松本副議長のほうから質問がありました企業誘致、これは市民全体、もちろん議員もですけれども、まずは市長がリーダーシップを執らなければどうしようもないと、本当に前向きに全員で、全員一致で進んでいきたいというふうに思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後1時29分

開議 午後1時38分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） こんにちは。先ほど藤野議員より、市長の進退を問うという、明日の熊日の朝刊の見出しになりそうな質問がありまして、傍聴席のほうもかなり人数が減りまして非常にやりにくいのですが、いみじくも、蒲島県知事が、川辺川ダム問題についてダムに頼らない治水をやるということで、きょう表明をされました。私個人的にはダムも治水の手法の1つであると考えていましたが、今まで約10年にわたり、県民を巻き込んで右だ左だということで、なかなか決着が付かなかった問題を、知事の政治決断によって表明をされたということは、非常に敬意を払うところであります。市長も出馬をされるということですので、政治決断においては、いかなる場合も右左あります。いろいろな避難を浴びようとも、その志を忘れずに頑張っていたきたいと思います。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

菊池市一般職の非常勤職員、臨時職員の任用に関する取扱要綱についてであります。集中改革プランにより市職員の削減案が提示され、平成17年4月1日613人を、平成21年度には565人にするという大胆な目標に取り組みられました。その結果、平成20年4月1日現在で555人と、職員数・達成年数ともに目標を上回る早さで組織改革が行われております。執行部の決意が十分に伝わる内容だと頭が下がる思いであります。しかしながら、市役所とは、市民に対しての総合サービスを提供するサービス業であります。あくまでもその質の低下は許されず、住民サービスのニーズの多様化により、業務の民間委託や委譲を行わない限り、職員削減によるしわ寄せは市民に回ってくるという本末転倒の結果にもなりかねないと考えられます。そのような状況下、行政の運営に助力をいただいているのが非常勤の職員の方々です。現在、菊池市においては常勤職員のほか、嘱託職員と臨時職員、2種類の雇用形態による非常勤職員の方々がおられますことをご存じのことと思いますが、一般にはその違いがわかりにくいと思います。

そこでお伺いをいたします。嘱託職員と臨時職員の雇用形態の違いをお聞かせください。さらに、菊池市一般職の非常勤職員の任用等に関する要綱と菊池市臨時職員の任用等に関する要綱の、非常勤第4条、臨時第3条、任用期間について、具体例を用いて詳しく説明をお願いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、まず嘱託職員についてでございますけれども、嘱託職員は地方公務員法第17条の規定に基づき任用する、非常勤的任用に当たり、一般的には特に学識、経験や特別の資格を要するものではなく、正規任用の通常勤務職員が行う職務内容と同一のもの、または準ずるもの、補佐的な業務を行う職とされており、勤務体制につきましては菊池市一般職の非常勤の任用等に関する取り扱い要綱に定めてありまして、その勤務時間につきましては人事院規則に準じて、常勤職員の1週間当たり勤務時間の4分の3を超えない範囲として、1週間につきましては通常の常勤職員が40時間ですので、その4分の3、週30時間の範囲内と定めているところでございます。現在の嘱託職員数で申し上げますと、嘱託職員数は286名であります。主な職種は介護士45名、保育士48名、調理師48名、補助教員26名でございます。

これに対しまして臨時職員についてでありますけれども、臨時職員は地方公務員法第22条第5項の規定に基づき任用する臨時的任用に当たりまして、災害復旧時等の緊急の場合や、一時期の業務多忙時に臨時的に補充する職員でありまして、いわゆるアルバイト等で任用するものでございます。その勤務体制につきましては、菊池市臨時職員の任用等に関する取り扱い要綱に定めてありまして、勤務時間は正規職員と同様の週40時間、1日8時間勤務と定めているところでございます。現在の配置状況でございますけれども、業務多忙時に臨時的に任用する目的で、税務課に2名、生涯学習課文化振興係に2名を配置しているところでございます。その他、日々雇用として、米飯時の労力補充で、学校給食調理に月に10日程度10名の任用をしている状況でございます。

任用期間についてでございますけれども、嘱託職員の任用期間は、任用等に関する取り扱い要綱第4条において、1年以内とし、特に必要が認めるときは更新することができるものとし、その更新回数は4回を限度として定めているところでございます。合併当初の平成17年3月22日から、17年度末の3月31日までにつきましては、合併前の任用期間の再契約となりますので、更新回数としては、平成18年4月1日が1回目の更新となります。4回目の更新は平成21

年4月1日となります。更新限度である4回の更新回数を迎えた場合、次年度の任用候補者には該当せず、少なくとも1年間の経過した後でなくては任用することができないとなっております。臨時職員についてでございますけれども、臨時職員についても要綱第3条によりまして、任用期間は5ヵ月以内と定めておりまして、再度同一の人を任用する場合においては、1月の経過期間を設けた後に任用することができるということでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） ご説明ありがとうございました。今、私の手元にも、菊池市一般職の非常勤職員の任用等に関する要綱と、菊池市臨時職員の任用等に関する要綱、2つが手元にあります。私は現在の要綱改正が、端的に言う必要であるというふうに考えております。特に先ほど説明を求めました非常勤第4条、臨時第3条の任用期間についてであります。嘱託職員の場合、5年という年限を区切っておりますが、臨時職員の場合はこの要綱を見れば、年限を区切っていないというところも若干あって、不公平感も否めないわけでありまして。嘱託職員、臨時職員ともに一長一短、それぞれ条件の違いはありますが、再度調整が必要ではないかと感じております。

なぜ私がこのようなことを聞くかといえば、現在の要綱は合併時に制定をされたものであります。実際、新菊池市として歩み出した今日、本当に現状に合ったものか不安を感じているところであります。実際に例をとってみれば、つまごめ荘が多床室からユニット型に変わりました。どう考えても介護士の増員は絶対的に必要であります。現在の人員を見ても、市職員47名、嘱託職員49名であり、内訳でいけば、市職員の看護師、職員が3名、嘱託が5名。調理職員が市職が3名、嘱託が5名。介護士にいたりましては、職員28名、嘱託36名というふうになっております。総員96名中49名が嘱託職員です。果たして嘱託員の任用期間5年を区切った場合、現在の要綱で、契約終了後、対応が可能であるかというのが非常に不安に思えるところであります。さらに先ほど述べたとおり、この要綱は合併時に行われました。嘱託員の契約期間は17年の4月1日から計算されます。すなわち極端な言い方をすれば、平成22年3月31日にすべての嘱託員が一斉に契約が切れるという状況になりまして、総入れ替えということになります。果たして現場がそれで対応ができるか、非常に難しいのではないかとこのように思われるところであります。特に現在、ただでさえ、介護士の離職率は平均離職率を20%ほど上回っています。精神的・肉体的にもつらいわりに報われ

ないと言われ、人材を海外に求める企業さえ多く見られる昨今、せっかく5年間仕事にも慣れたころ、1年間の休職を迫る、果たして1年後その職員が戻ってくれとお考えでしょうか。非常に不安に感ぜずにはられません。

施設独自の採用や外国人の雇用に関しても、施設を法人化して、独立採算制にして職員の採用を法人に任せる方法も考えられますが、急速な体制の変更は無理でしょう。このことは、私の所属委員会でもある文教厚生委員会において、委員会の中でまたお話をしていきたいと思いますが、現状、市直営の施設ということを考えれば、人事の採用の権限は菊池市にあり、その責任は重大であります。

ぜひとも任用満期前の早い時期に、要綱変更の議論と決断が不可欠と考えますが、執行部のご見解をお聞かせください。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 臨時職員と嘱託職員の任用期限についてでございますけれども、任用決定につきましては、地方公務員法に基づき、現下にて職務内容に応じて、履歴書と面接にて選考し任用の決定を行っているところでございます。再任用するに当たりましても、同様に選考を行った上で決定するものであり、単に期限の延長を行っているものではございません。

議員ご指摘のとおり、臨時職員については、更新回数に限定は定めていないわけでございますが、業務多忙な時期が同一年度内に2回発生した場合は、業務内容に精通した職員のほうが効率的な業務・運営が図られると判断した場合において、同一年度内に引き続き任用しますけれども、その場合は地方公務員法に基づきまして、客観的に任用期間を空ける必要があり、現在、要綱では1ヵ月経過した後でなければ任用することができないように定めておるところでございます。また、嘱託職員の更新回数の制限につきましては、一部の者だけが恒久的に勤務することではなく、広く雇用の機会を与える必要性があることと、労働基準法並びに地公法において、嘱託職員の身分保証を十分でないまま長期間にわたる不安定な状況に置くことは好ましくないということで、通常勤務職員と同様の勤務状況でありながら、給与や任用期間等の勤務条件が異なるのは職務給の原則に反し、または他の職員との均衡を失するものであるとしており、恒久的に任用することは過去の判例から違法性が認められ、更新回数の制限を行っているところでございます。

そのようなことから、合併当初より、各課においては要綱を遵守し、計画的な任用を実施するよう指導しているところでありますが、現状は、議員ご指摘のと

おり、技能労務職である介護士等の不足については、深刻な問題となっております。ハローワークを通じての公募だけでなく、各区回覧文書にて公募を行うなど、現下において、募集に非常に苦慮しているところでございます。

議員ご指摘のような要綱の見直しについても、要望が上がっているところでございますが、1年間の休職期間を終えて同じ職場に復帰するということは、議員仰せのとおりなかなか難しいものと感じております。しかしながら、嘱託職員や臨時職員は、公務の一時的な業務の補充であり終身雇用ではない中で、身分保証が十分でない、不安定な状況で雇用し続けることは逆に好ましくないと思われま

す。しかしながら今後、各課の嘱託員の更新状況について精査を行い、関係法令や財政状況等に併せて、正規職員の補充を含めた定員管理等を視野に入れた中で検討し、施設入所者や利用者はもとより、市民サービスの低下につながらない要綱の見直しを含めて、早急に対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） はい、ありがとうございました。確かに市として、非常勤・臨時職員ともに多くの菊池市民に雇用の場を、また機会を広く公平に設けるといことでありますので、その思いで要綱がつけられたことは理解をいたします。しかし、様々な世の中の情勢の変化など、より市民のためになるようなことであれば要綱変更は行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

確かに先ほどから述べられているように、不安定な雇用形態を長期間続けることは、雇用される側においても不利益が生じるということでもあります。実際、裁判所の判例も出ているということでもありますから、そこら辺は大変苦慮はされているところではあると思いますが、平成22年3月31日をもって、ほとんどすべての嘱託員の契約満了を迎え、再契約できない現状で、現場でパニックが起こるといことは、すなわち市民の不利益を講じることにもなりかねません。ぜひともその事態だけは避けなければならないと考えられます。

とりわけ非常勤職員の任用期間、5年間の改正を要綱第2定義ですね。1から6までそれぞれに検証して、現場の意見を活かした要綱改正を考えてはいかがでしょうか。先ほども述べたとおり、任期満了はあと1年半後に迫っております。常に議論を先行させ、今年度中に平成22年4月1日以降の対策を講じる必要があると考えますが、執行部において、今年度中に再度見直し作業を行う考えがあるかお聞かせください。

特にこの問題については、条例ではなくて要綱であります。議会の議決事項ではなく、執行部の判断に委ねられるところであります。冒頭に述べたように、市民サービスの向上を図る上で決して本末転倒な結果にならないことを望みながら、熟慮を求めます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 議員仰せのとおり、今のように5年で制限になって1年間空くということになると、施設運営等に良好な運営はできないということも懸念されます。

そういった意味で、先ほど申しましたように、早い時期にこの要綱の見直しに取りかかりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） ありがとうございます。市民本意に考えていただけるということで、ありがたく思います。

次に移らせていただきます。雇用促進住宅の受け入れ方針についてであります。現在菊池市には、菊池地区2棟70戸、現在入居が50戸で141人、七城地区甲佐町に2棟60戸、現在の入居が56戸150人、2つの雇用促進住宅があります。労働者の地域間移動の円滑化を図るため、雇用保険法の雇用福祉事業により設置された勤労者向けの住宅であり、独立行政法人雇用能力開発機構、旧の雇用促進事業団において管理がなされております。政府の方針により平成23年度までに、雇用促進住宅の2分の1程度を前倒しして譲渡・廃止するとなっております。菊池においても、当然その受け入れ方針を、庁内において検討がなされていると思いますが、次の4点についてお答えをください。

まず1点目、独立行政法人雇用能力開発機構との譲渡契約は具体的にいつごろまでに行わなければならないか。2点目、譲渡契約の内容はどのようになっているのか。3点目、各住宅ともに、建築物の耐用年数と残り耐用年数はどの程度あるか。4点目、仮に譲渡後、市が直接運営をした場合、シミュレーション的に黒字運営が望めるのか。

この4点を1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お尋ねの4点につきまして、順次お答えを申し上げます。

思います。

1点目の時期でございますけれども、雇用促進住宅は菊池宿舎と七城宿舎は、平成20年度内に譲渡を受けるか、受けないかの最終決定を行い、譲渡を受ける場合は2年以内に譲渡契約を結ぶよう、雇用能力開発機構から説明を受けているところであります。

2点目でございますけれども、契約等の内容につきましては、譲渡先を地方公共団体か、地方公共団体が推薦する法人、または地方公共団体が譲渡先として適当であると特に推薦する法人となっております。譲渡の条件につきましては、公的な住宅として原則10年間の用途指定があることや、入居者との円滑な対応契約が締結できることとなっております。価格につきましては、不動産鑑定業者2社による評価に基づき、土地及び建物、それぞれの平均価格から5割を減額した合計額が譲渡価格となります。ただし、土地については、住宅の建築面積の5倍の面積までについては5割減額として、5倍を超えて7.5倍までの面積については4割減額となり、またそれ以上、それを超える面積につきましては減額の対象になっていません。

3点目でございますけれども、建物の耐用年数は鉄筋コンクリート建築で60年となっております。菊池宿舎は昭和58年建設で築25年、また、七城宿舎は平成9年建設で築11年ですので、残りの耐用年数は菊池で35年、七城で49年となります。なお、耐震構造、アスベスト調査についてはすべてクリアをいたしているということであります。

4点目でございますけれども、機構側の提供を受けました資料を参考にしますと、18年度の家賃収入は菊池宿舎で約2,300万円、七城宿舎が約2,700万円となっております。18年度の維持管理費等の支出は、併せて約250万円となっております。これは人件費は別でございます。同じ家賃で入居率を100%に想定した場合の家賃収入は、菊池宿舎が約2,900万円、七城宿舎では2,800万円の収入となります。シミュレーションでは、既に建設されている住宅ですので、建設費がかからないことから、現段階、平成18年度の収支では黒字という結果になりますが、詳細な分析ではありませんので、将来については不透明な状況と言えます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） ありがとうございます。1点目については、平成20年度以内に契約する意思があるかどうかを表明して、その後2年以内に契約をするとい

うことであつたかと思ひます。

2点目の契約内容につきましては、菊池体育センター、旧勤労者体育館の件もありますので、できるだけ今後、条件等の変更申し入れを交渉する余地がないのかなというふうにちよつと思ふところでもあります。本当は、幾らですかと聞きたいところですが、なかなかそのお答えは簡単には出ないようですので、できるだけ有利な交渉をやっていただければと思ひます。

3点目の住宅使用の耐用年数は、菊池が残りが約35年、七城が約49年ということですが、十分使用が可能であるように思われます。

4点目の黒字運営ができるかということに関しては、ただの数字合わせであります。菊池宿舎がもし仮に全部埋まった場合が月額が約2,900万円、七城宿舎が約2,800万円ということですから、単純に計算をしますと耐用年数が35年と49年ということですから、掛けますと菊池が10億1,500万円、七城が13億7,200万円の家賃収入を得るということができるわけですね。まあ60年ということですからずっと埋まるということはなかなか不可能なことではあるとは思ふのですが、単純計算でいけばこのようになるということだと思ひます。そのことを考えますと、一番大切な取得価格いかんでは十分取り組む価値があるというふうに考えます。確かに一般市営住宅と雇用促進住宅では、建設の目的はもちろんのこと、現在ご入居の方々の所得層も違ふので、このままの入居条件と市営住宅として使用する場合には、方針の決定もなされておられませんので、大きく変化するということであるようですが、いずれにしましても、譲渡価格の決定待ちとのお考えでしょう。

実は菊池宿舎の住宅居住者には、平成23年度以降は民間を含めた第三者への譲渡を行う旨の通知と、2年前に行われておりました継続契約の更新が中止をされております。もう、そういう意味では精神的にも非常に不安を感じておられるみたいです。早い方は4軒ほど、雇用促進住宅から市営住宅への申し込みがなされているようではありますが、皆さんご存じのとおり、市営住宅は当選狭き門であり、急な転居を避けるためにできるだけ早く準備に取りかかっているようでもあります。ただこの数字はあくまでも菊池市営住宅のみであり、その他市外への流出も相当考えられるというふうに考えております。菊池市の対応及び決断時期のいかんによっては、先ほど述べた106戸291人が一斉に市外に流出をするということもあり得るでしょう。経済状況が思わしくない昨今、入居者の方も行政管理の住宅は大きな安心と魅力を感じておられると思ひます。現在、空室が24室見られますが、市直営となればその解消も可能であると考えられます。そこら辺のところはどのようにお考えでしょうか。

さらには、菊池宿舎は昭和58年建設で26年経過をしております。官民譲渡が不成立の場合、持ち主である独立行政法人雇用能力開発機構自体が、最近の政府の見解では、解体の方針ということになっております。そのようになれば、同時に宿舎の解体・撤去も予想がされます。ある日突然、あそこ解体ということで、お住いの方がばらばらに散っていかなければいけない状況も考えられます。そのような中で、耐用年数が60年ということを考えると、いささかもったいないような気もしないではありません。

国の方針により、約300人の市外への人口流出を黙って見送るのか、それとも行政により歯止めをかけるのか、様々な諸条件を勘案しなければなりません、いち早い決断が望まれています。執行部のご見解をお示してください。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問の3点についてお答えを申し上げたいと思います。

1点目でございますけれども、菊池体育センターは私有地に建設しており、建物が機構と市の共同の建築で、市が管理運営を受託をいたしておりました。本件の雇用促進事業団の雇用促進住宅につきましては、敷地・建物とも機構所有であり、運営管理も機構が行っていることから、状況については違いがあると思えます。仮に市として譲渡を受ける方針が決定した場合は、機構側と交渉する中で、よりよき条件を引き出せるように努めてまいりたいと考えております。

2点目でございますけれども、耐用年数もあり、最低限の居住水準は満たしておりますが、5階建てでエレベーター設備がないことを除けば、公営住宅としての利用も十分可能であろうと思われます。

3点目でございますけれども、機構からの情報によりますと、雇用促進住宅の現入居者の状況は若年ファミリー世帯が多く、また勤務先が菊池市外の方もおられ、廃止となればご指摘のとおり、市外への人口流出等も考えられます。本市としましては、現在少子高齢化による人口減少に歯止めをかけることと併せ、定住促進のための方策としまして、企業の社員住宅や個人向け世帯住宅の誘導等とともに、この雇用促進住宅の譲り受けも含め、現在、庁内関係課横断的に作業部会を立ち上げまして協議を進めているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） ありがとうございます。執行部としても様々な方向性を考えておられるようであります。ぜひとも早い段階での決断を望むとともに、現在、

菊池・七城両宿舎にお住まいの方々へ、できるだけ早い時期に不安を払拭していただければと思います。

この問題に関しましては、近隣の各自治体も様々な対応をなされているみたいであります。ある自治体では、移動人口より定住促進を考えての方針により、譲渡自体を考えておられる自治体もあれば、一方においては契約締結を迅速に実施して、広さや内容にも気を配った若者向けの定住促進住宅として、別途に経済部政策として管理する自治体もあるようであります。先ほどの答弁をお伺いしますと、日ごろより建設部で示されているとおり、住宅マスタープランの中の菊池市営住宅ストック総合活用計画により、10年間は現在の1,200戸維持をされるという考えのように聞こえるのであります。当然、譲渡契約を行ったとしてもそういうことになれば別の管理ということにならざるを得ないかとは思いますが、しかしながら、両宿舎とも立地的に小中学校に非常に近く、自然環境も豊かなところであります。できれば私は菊池市も先ほど述べた公社と同じく、現在空室が目立つ宿舎の4階、5階部分を中心に若者向けに改装を行いながら、安心・安全な子育てができる環境を実現した、若者向けの定住促進住宅として活用すべきであると考えます。

また現在、今のつくりでも資料を見ると、菊池宿舎が4戸、七城宿舎が2戸、身障者用の住宅もつくってあると思うんですよ。エレベーターの話が出ましたが、一足飛びにそこまでいくことは非常に難しいと思うのですが、1階部分は独居の老人の方であるとか身障者の方であるとか、そういう方にできるだけ配慮をして使っていただいて、4階、5階は若干体力的に上るのは大変でしょうけれど、若者がある程度広いスペースで住めるような住宅の改造を行うことによって、十分空室は埋まるのではないかというふうに思われますので、そこら辺のところを考えていただければと思います。

いずれにしても、少子高齢化の中、また企業誘致の受皿の1つでもある住宅問題であります。将来的には住宅マスタープランの見直しも含め、庁内の迅速かつ適切な判断により、できるだけこの新菊池市に若者または人が残れるような環境に対応していただければと思います。

最後は要望になりましたが、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩をします。

○
休憩 午後2時14分

開議 午後2時23分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

次に、中山繁雄君。

[登壇]

○7番（中山繁雄君） こんにちは。第1番目の質問を行わせていただきます。

新市建設計画について質問いたします。はじめに、新市建設計画について質問しますが、合併して丸3年を迎えています。地域住民の皆さんから聞かれるのが、合併前に説明があった旧市町村の新市建設計画、合併後の10ヵ年計画の実態はどのようになっているか、計画どおり進んでいるのか、偏った事業になっていないかなど、合併時に協議を重ね策定した、旧市町村ごとの枠配分の新市建設計画が、当初の計画と現在ではどのような実績になっているか、共通事項の計画と現状、枠配分の計画と現状はどのようになっているか、はじめにお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 新市建設計画は、市町村合併が、合併関係市町村の住民の生活に大きな影響を及ぼすことから、住民に対しまして合併後の将来像を示し、その将来像が周知されることによって、広く住民の合併に対する関心と評価を得るために策定されたものであります。その新市建設計画、財政計画の普通建設事業は、新市のある一部の地域だけに偏った事業が推進されないよう、旧市町村単位で合併前3ヵ年の標準財政規模の平均を持って、事業費の枠配分が行われ、それを合併後10年間で事業を進めていくことで策定されたものでございます。

しかし、合併時は、それぞれの繰り越し事業や国・県の認可事業の関係で、事業の調整がうまくいかず、平成17年度、18年度は配分割合が若干ではございますけれども崩れておったのも事実でございます。この件につきましては、平成18年度のまちづくり懇談会においてご指摘いただいたところでございます。事業配分の調整は当然必要であり、平成19年度以降に調整を行っているところでございます。また、現状について申し上げますと、平成20年度予算ベースで申し上げますが、共通部分を除き標準財政規模割で、旧菊池市が48.4%の割当に対しまして47.1%の予算化でございます。旧七城町が15.1%に対しまして12.4%、旧旭志村が13.4%に対しまして16.7%、旧泗水町が23.1%に対しまして23.8%となっております。ほぼ配分割合になった計画となっております。

事業割合は、国・県等の補助事業等の関係で、多少の増減はありますが、合併前に取り決められました標準財政規模の割合になるよう調整しているところでござ

ざいます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○7番（中山繁雄君） ただいまの答弁では、繰り越し事業や国・県の認可事業の関係で、合併2年間は若干崩れているとのことでしたが、平成20年度ベースでは概ね枠配分のおおりの予算を計上しているとのことでありました。

しかし、国からの補助金の削減や、本市を取り巻く現在の厳しい経済情勢が続く限り、本当に計画どおりに事業が展開できるのでしょうか。私は疑問符が付くと思います。燃料の高騰など、経営の圧迫、加えて消費の冷え込みなど、将来を予測した場合、財政の健全化に向けて本腰を入れて取り組まなければならないと思います。この不況を乗り越えなければならないのではないかと考えます。

今こそ、自主財源の確保が最重要課題だと考えますが、本当に厳しいのであれば、この際思い切って財政計画を見直す考えはないかお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 新市建設計画の財政計画の見直しについてということですが、合併いたしました当初計画から現在は見直しをして進めているところでございます。その理由に、国の補助金の縮小、削減及び交付税の見直しによりまして、全国的に3兆円から5兆1,000億円もの歳入の減少が予測されました。したがって菊池市におきましても、財源の確保が厳しくなってきたということが第1の原因でございます。2点目に、合併後、旧市町村時代には見えなかった新たな事業が発生してきたこと、3点目に、合併後、予想しなかった公共施設の老朽化による事業の発生など、多くの課題が生じたため新市建設計画の財政計画の試算を行いましたところ、大きな財源不足を生じることが予測されたものでございます。

このようなことから、新市建設計画事業費の調整、事業の差し替え、事業の追加を行い、全体事業費を見直しし、当初、計画額の約430億円であったものを、その80%の約347億円に事業費を下げ、前期5カ年間に偏っていた事業費の平準化を図りまして、現在それを進めているところでございます。

新市建設計画の普通建設事業につきましては、旧4市町村ごとに設置されています地域審議会において報告し、ご意見をいただいております。また事業計画は、緊急性、必要性を踏まえ、市総合計画の実施計画に計上し、毎年ローリングをしながら、見直しと同時に事業を実施しているところでござ

ざいます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○7番（中山繁雄君） この質問をするにあたり、議員から言われたことがあります。旭志は事業を遂行してから見直せとは何事かとも言われました。旭志の場合は、合併前からまちづくり交付金事業におきまして、たしか合併前から5ヵ年をかけてする事業だと思っております。たまたまその事業が合併にまたがったからこういう事業の実態になっていると思います。

総務で勉強会を行いました。その中で、将来にわたり投資的経費に回す予算がだんだん減っていくという予測でありました。投資的予算が組めないということになりますと、税収アップにつながるようなこともできないということだと思います。投資的予算が減らないようにするためにも、やるべき事業、削減できるものは削減していただくようお願いいたします。

議員研修が先日ありました。元三重県知事の北川さんの話でありました。その中で、職員が素晴らしい事業を考えて上司に提案しても、予算がないということでキャンセルになることが多々あるそうです。そういうことが続くと職員もやる気をなくしていくのが実情だと私は思います。今までやってきた事業だけをやっていくのは楽でいいでしょう。しかし、市の発展はないと思われま。投資的予算で職員のアイデアで我が市が発展することを望み、第1の質問を終わります。

2番目の質問に入ります。電鉄バスの廃止について質問いたします。バスが廃止になると聞いておりますが、このバスの廃止により子どもたちの通学及び老人の交通手段がなくなると思いますが、行政としてこの廃止に対応をどのように考えておられるかお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 熊本電気鉄道株式会社の路線バスの見直しによりまして、本市に影響が出る主な路線は、泗水町から、泗水町の住吉、桜山方面を經由して、伊萩または小川方面と結びます旭志線、御代志から、合志市の竹迫、大津町杉水を經由して旭志の津留と結びます津留線、植木町豊田から林原を經由して、電鉄菊池プラザ、または菊池温泉と結びます豊田線になります。いずれの路線も利用者が大変少ない状況にあり、小中学生がスクールバスの的に利用している分を除きますと平均乗車率の密度は0.5人以下になるものと考えられ、一般の方の利用はほとんどあっていないということになります。また、過去の本市における公共交

通の実情から見てみますと、自家用車から公共交通への転換はなかなか進みにくい現状が伺われます。

こうしたことから、今後の対応につきましては、その地域に代替交通が必要であるかどうかを見極め、必要である場合にはかかる経費を勘案しながら、その地域の実情に見合った交通体系の構築を行っていかねばならないものと考えております。しかし、旭志地区や七城地域におきましては、今回のバス路線の見直しに係る路線以外に産交バス等のバス路線が残っておりまして、七城のほうは電鉄バスでございますが、道路運送法や国の認可・許可手続の中では、既存のバス路線に路線を競合させて、何らかの交通体系を構築することはできないこととなっております。

したがって代替交通の構築につきましては、大変厳しい部分があるということをつけ加えさせていただきまして、答弁とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 私のほうから、子どもに対する今後の対応についてお答えさせていただきます。

電鉄の路線バスの廃止に伴い影響を受ける本市の児童は、登校時のバスを利用しています旭志小学校生48名、七城小学生16名の64名でございます。教育委員会としましては、電鉄バスから本市に対して路線バス廃止等の打診があっていることを、企画部から連絡を受けていましたので、路線バスの存続の有無にかかわらず、10月の後期学期から路線バスの利用をやめ、スクールバスを運行することで事務手続きを進めていたところでございます。なお、熊本電鉄は9月1日をもって路線バスの廃止を届けておりましたが、教育委員会としましては10月の後期学期からのスクールバス運行を予定しておりましたので、10月の後期学期が始まるまで、その間はぜひ路線バスを存続するようお願いし、電鉄バスもその旨了承されたところです。

そういうことで教育委員会としましては、予定どおり、後期学期10月からは、旭志小学校においてマイクロバス2台で、七城小学校においてはマイクロバス1台でスクールバスの運行を行い、通学手段の確保を図ることとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○7番（中山繁雄君） 今、お聞きいたしまして、子供たちの対応はスクールバスで対応できますが、これから後期高齢者社会になっていき免許のない老人も増えるか

もしれません。この人たちの交通手段につきましては、旭志の場合、四季の里バスもあります。それと連携した交通方法も考えられると思います。また、電鉄バスは旭志ばかりの問題ではありません。七城、泗水の住民にも関係していきます。住民に迷惑のかからないようお願いいたします。

また一昨日、この廃止について保護者の方から電話がありました。何かと聞いたら、廃止になったということはまだ聞いていないというような方もおられたようです。それから、支所の連絡にも何か遅かったように聞いております。こういうことはいち早く連絡をお願いいたしまして、交通弱者にいち早い対応をお願いいたしまして、質問を終わります。

次に、第3問目の質問を行わせていただきます。過去2年間の建設部による入札状況について質問をさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 過去2年間の建設部の状況でございますけれども、平成18年度は120件で設計額が4億9,520万2,000円、契約額が4億7,028万4,000円で、残額が2,491万8,000円を不用額としております。また、平成19年度は件数が140件で、設計額5億7,382万6,000円、契約額5億4,094万円で、残額が3,288万6,000円を不用額として清算をいたしております。

以上お答えします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○7番（中山繁雄君） 今の建設部からの報告を聞きまして、入札残が出た場合、その残金については財政課に返金されているのでしょうか。私は先ほど、将来の財政について質問をいたしました。金の使い方について考えていただきたい。投資的、また住民が本当に困っていることに優先的に使ってもらうことを考えてもらいたい。住民の本当に困っていることにつきましては、建設関係が特に多いと私は思います。入札残で次の事業に回せないか、質問いたします。

それから今度経済部のほうで、泗水、七城に農道舗装に予算が組んでおられますが、経済部では入札残についての対応はどのようにされているか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えします。単独事業の設計額と入札額の差額

につきましては、入札残金の使途につきましては市の方針としまして、原則不用額を残すということで決まっておりますので、そのようにいたしております。

そのほかの事業に使えないかということでございますけれども、最終的に3月で決算額としてそれだけ残るわけですから、途中では、それは随時契約をしていますので、結果的にはこの残額が残っているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 経済部関係でございますが、農道整備に係る単独事業の入札残の状況といたしましては、平成18年度で16万1,000円の不用額です。それから19年度につきましては3件で残額が29万6,000円でございます、不用額でございます、これは返しておると。これは平成18年10月に総務部長通達によりまして契約変更は財政課に合議し、安易な事業追加や無駄に予算消化することのないようにという通達があっておりますので、そのようなことで調整を図っている現状でございます。

先ほどご指摘ございました、本年度の泗水地区及び七城地区の単独事業の農道整備事業につきましては、主に旧町村間の境界の未舗装路が残っておった計画路線でございます、本年度の予算内の有効な事業進捗のために、入札残につきましては総務部長通達を基準といたしまして、現場の状況や地元の意向等を勘案しながら、適切な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○7番（中山繁雄君） 経済部と建設部との事業のやり方の内容では、違うのはわかりました。しかし、住民の困っていることを考えるのも役所だと私は思います。入札残の1割でも2割でもいい、計画されている路線が3年計画なら2年でできるようにしていただきたいと思います。

通告後に電話がありました。グリーンロード、これは市道ですが、道路沿いに竹やセンダンの木が茂り、大型車がすれ違うのに片方がゆっくり通らなければ通らないということでした。建設課に聞いたところ、地主との境界のこともありますが、予算がないと聞きました。そういう維持にも予算を回すことも考えていただきたい。主要幹線道路のグリーンロードを皆さん見てください。もう竹やぶが生えて通れないようになっている所もあります。企業誘致にも力を入れていると

き、今の幹線道路を見ると、私はこういう幹線道路の対策にも、この残金を少しでも回していただきたいと思ひまして、質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思ひます。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午後2時45分

平成20年第3回菊池市市議会定例会

議事日程 第3号

平成20年9月12日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（27名）

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	枋原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君	
24番	北	田	彰	君	
25番	外	村	國	敏	君
26番	徳	永	隆	義	君
27番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君	
副	市	村	上	建	二	君	
収	入	高	本	信	男	君	
総	務	緒	方	希	八	郎	君
企	画	石	原	公	久	君	
市	民	村	山		隆	君	
経	済	後	藤		定	君	
建	設	岡	崎	俊	裕	君	
七	城	松	岡	敬	二	君	
旭	志	中	村	榮	光	君	
泗	水	上	林	正	章	君	
企	画	木	村	靖	弘	君	
財	政	川	上	憲	誠	君	
総	務	山	田	浩	文	君	
教	育	田	中	忠	彦	君	
教	育	山	口	正	司	君	
農	業	五	島	千	秋	君	
水	道	三	牧		茂	君	
監	査	大	塚	茂	幸	君	

事務局職員出席者

事	務	局	長	岩	木	精	四	郎	君
議	事	課	長	永	田	哲	士	君	
総	務	審	議	高	田	早	苗	君	

議 事 係 長

上 田 敏 雄 君

午前10時00分 開議



○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、三池健治君。

[登壇]

○9番（三池健治君） おはようございます。朝一の質問というのは初めてじゃないか
と思います。今日は、副市長のほうに回答お願いしてあります。いつも寂しそう
に座っていらっしゃると思いますので、私が勇気を振り絞って質問したいと思います。

それでは通告に従い、1つ目であります。菊池市中小企業基本条例についてを
質問いたします。

この条例は、本年度の3月議会において議員提案でできた条例です。議員が条
例つくことは画期的なことだと思います。この条例は、中小企業の育成でもあ
り、菊池市の活性化でもあります。地元の仕事は地元で行う、地元の血税は地元
が使う、これを掲げてできた条例であります。熊本県がこの条例をつくり、他県
や他市へ仕事が流れていくのを防ぐ抑止力になっていると聞き及んでいます。菊
池市もまちづくりに懸命です。また、住民の方も「どぎゃんかしょい！座談会」
を開き、市の活性化を訴えています。このように、疲弊した菊池市の元気を取り
戻すのは、市が発注する仕事を地元の業者をお願いすることです。小さなことか
らこつこつやることが市の活性化につながります。何億円もする億単位の仕事
の大型事業や、特殊な工事とまでは言いません。数千万円や数百万円、いや、数十
万円の仕事でいいのです。ほんの少しでも地元が潤えば、ほんの少しの活性化に
つながります。この願いを込めてつくったのが、菊池市中小企業基本条例です。
3月につくったこの条例が、4月には行政により破棄されています。去年は、地
元業者だけが指名され、その中で競争入札を行い、地元の業者が仕事をされまし
た。それが条例をつくった今年は、熊本市の業者を指名に加えてあります。当然、
熊本市内の業者が落札されました。菊池市の業者は、熊本の大きい業者には価格
競争では勝てません。それがわかっている、熊本市の業者を指名したとしか思え

ません。「技術では負けないのに」と、地元の業者の方は肩を落としておられました。また、「大きい会社には、価格競争では勝てません」とも言っておられました。ひどい話です。こんなことでは菊池市の発展は望めません。活性化も望めません。そこで、質問いたします。

去年は、議会事務局が地元である菊池市だけの印刷業者を指名し、仕事をお願いしていました。菊池市中小企業基本条例をつかった今年は、指名審査委員会がわざわざ熊本市の業者を指名に加えています。なぜ、地元業者だけを指名しなかったのかをお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。指名競争にかかわります事務を総務でしておりますので、事務に関するものをこちらで答弁させていただきたいというふうに思います。

平成19年度の「議会だより」の入札につきましては、ご指摘のとおり地元業者5社による指名競争入札を行ったところでございます。平成19年度及び平成20年度に菊池市が発注する物品等の入札につきましては、工事委託契約と同様に、物品等指名願の提出業者を指名審査会に諮り指名することといたしております。しかしながら、平成19年度からこの物品等指名願による入札参加を始めました関係で、入札参加資格申請の受付期間が、平成19年4月2日から4月末日まででございました。申請書の内容を精査し、審査結果通知書を6月21日付けで申請者あてに発送いたしております。したがって、平成19年4月8日に開催しました平成19年度の「議会だより」につきましては、この制度運用前でもございましたので、入札参加資格申請書の提出の有無にかかわらず、地元で印刷が行われている5社を指名し、入札を行ったところであります。しかしながら、5社のうち3社が入札を辞退されましたので、実質地元2社による指名競争入札となったところでございます。

平成20年度の「議会だより」の入札につきましては、入札参加資格申請書の提出を願い、提出をいただいた地元業者2社しかございませんでした。通常、見積書を徴集する場合でも3社以上から徴集していますが、金額からしても2社では競争の確保ができないことから、入札参加資格申請書を提出していただいている地元2社、それと地元以外からの5社、合計の7社による指名競争入札を実施したところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○9番（三池健治君） 2社しかなかったからよそを入れたということですけども、自治法第167条指名競争入札には、何社以上が指名できますというようなことは全然うたってありません。それを、その3社以上という規定はどっから出てきたのか、ちょっと私には理解できないんですけども、地元の業者が2社あれば、十分競争原理は成り立つというふうに思っております。我々が指名中小企業条例をつくったばかりなのに、そういうふうになぜ市内を入れたかということですね。競争価格、競争価格と言われますけども、競争価格の原理を主張しているのはわかりますけども、菊池市でも競争価格を成し遂げていないものもあります。ガソリン価格がそうです。同じ菊池市内でありながら、ガソリンが全然違うですね。菊池市で入れる所はリッター当たり173円、七城が175円、旭志が184円、菊池市が189円と16円の差があります。このように競争価格が必要であれば、どっかの一番安い所を探して競争するというようなことになるのが普通じゃないかと思えますけども、これだけの差があって統一されていないと。これをもって、どうして競争価格が成り得るかということをお願いして、次の質問に移ります。

わざわざ、指名審査会や熊本市内の業者を指名に加えたということで、議会を無視した指名審査会とはどのような人たちが会員なのか、インターネットで調べてみました。まず、条例、規則、例規集を開きます。菊池市では、第1編、総記から第13編のその他まであり、その中の第6編、財務、第1章、通則の中にあります。菊池市工事入札参加指名審査要領です。（設置）として第1条「菊池市が発注する建設工事、調査、測量、設計及び（以下市の工事等という）この指名競争入札に参加される建設業者及び調査、設計、コンサルタント、（以下建設業者等という）の選定を適正に行うため、菊池市工事入札参加指名審査会（以下指名審査会という）を設置している」とあります。次に、組織であります。第2条「指名審査会は会長及び指名審査員をもって構成する。会長は副市長をもって充てる」云々とあります。「指名審査員は総務部長、企画部長、市民部長、経済部長、建設部長、教育次長及び各総合支所長をもって充てる」とあります。そこにお座りの部長さん方々です。要領ですので条例とは違い、議決権はいらないようです。菊池市工事入札参加指名審査要領では、市の工事とか建設業者というように、建設工事に関するものに対して指名競争入札に参加することができるとうたってあります。印刷業を指名することができるとは一言もうたってありません。

そこで、質問します。

その1として、指名審査会が指名を行う場合は市工事等とあるのに、印刷業を指名しているのはなぜかをお尋ねします。その2として、印刷等は昨年同様、各

担当部署に業者指名を行わせる考えはないかをお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 先ほどの地元業者2社ということで、2社もおるのということでございますが、中小企業振興基本条例の中には市の発注する工事、委託業務、物品の購入等に当たりましては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の原理を確保に留意しつつ、地元であります中小企業者の受注機会を増大することということでございます。2社というのは、ここで言います競争性を確保という形からして、運用の中で3社以上ということ随意契約の見積りの中でもいたしておりますし、当然、指名競争入札をすれば、それ以上の対象、指名入札業者がいなければということで理解をいただきたいというふうに思います。

また、今の再質問でございますけれども、地方自治法施行令及びそれに基づく本市の会計規則の規定によりまして、随意契約を結ぶことのできる金額の上限でありますけれども、これは、工事または製造におけるが130万円、委託業務が50万円、物品の買い入れが80万円となっております。つまり、これらの金額を超える場合は、特殊な例外を除いてすべて競争入札に付さなければならないこととなっております。本市、工事入札参加資格指名審査会要領の規定によりまして、設置された菊池市工事入札参加者資格指名審査会、いわゆる指名審査会と聞いていますけれども、これら入札に付すべき案件の審査をそこで行っております。

議員ご指摘の印刷物は物品の買い入れに該当しますので、80万円を超える案件については、この指名審査会において審査を行い、業者選定を行っているところでございます。なお、審査会要領においては市が発注する業務、すなわち審査会が審査を行う案件の種類をすべて表記することは困難であるため、市工事等という形で表記をいたしておるところでございます。等という中に含まれますのが、審査要領に記載にある、調査、測量、設計などのほか、清掃業務委託、消防設備点検業務、文化財調査、警備保障業務委託、不動産鑑定、電算関係業務委託、その他物品の購入など多岐にわたっておりますので、議員ご指摘の印刷物もこの中に含まれるものであるとご理解をお願いします。

次に、今後の印刷物についての業者指名であります。ただいま申し上げましたように、地方自治法の規定に基づき80万円を超える金額については、指名審査会で審査を行った上で競争入札に付することになります。ちなみに、5万円以上80万円未満につきましては、物品入札担当課であります財政課で業者選定を行った後、見積りを徴集し業者決定を行っております。5万円未満につきましては、発注課において業者選定後見積りを徴集し、決定を行っているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 副市長、村上建二君。

[登壇]

○副市長（村上建二君） 菊池市工事入札参加者指名者等審査要領の規定に基づきまして、先ほどおっしゃいましたように指名審査会の会長で務めさせております。中小企業振興基本条例と入札に係る事柄につきまして、答えさせていただきます。

先ほどの答弁で総務部長が申しあげましたように、地元業者の育成・保護は行政の使命であるというふうに思っております。中小企業振興基本条例が制定される前から入札の指名におきましては、地元業者に対しまして、市外の業者と異なりました優遇措置を講じているところがございます。まず、地元の業者ということ常を常に念頭に置いているということでございます。ただ、一方、国や県から公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律などによりまして、一般競争入札や総合評価方式など多様な入札制度を導入し、競争性の確保に努めるように要請をされているところであります。また、納税者であります市民からも、行財政改革が叫ばれる中に、限られた財源を有効に活用するためにも競争原理の徹底を図るよう、いう声も聞こえてまいります。さらに、昨年的一般質問でも、一般競争入札を導入し落札率を下げる考えはないかというような質問もちょうだいいたしましたところでございます。

このようなことから、地元業者の保護・育成には十分配慮しつつ、また、国・県が求める競争原理の導入なども視野に入れながら、今後とも入札及び契約の適正化には努めてまいりたいというふうに思っております。

中小企業振興基本条例と入札の事務についてでございますけれども、この振興基本条例は、基本法規であるというふうに思っております。入札に関する業者指名手続きすべてとらわれるものではない、というふうに考えているところでございます。ただ、この振興基本条例では、工事または業務委託、そして物品の購入等に当たりましては、透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めることという規定もされているところでございまして、従前どおりこの基本条例というものをしっかり念頭に置きまして、尊重し、事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○9番（三池健治君） 答弁、ありがとうございます。

ただ一般競争入札、大型工事ならわかりますけれども、何十万円、何百万円の仕

事を、私は一般競争入札してくれというような話じゃないと思いますよ。やっぱり小さい仕事を小さな市内の業者の方に回していただくのが、市の活性化につながるんじゃないかというような考えでしたものでありまして、あんまり形にこだわる必要はないんじゃないかというふうに思います。それは確かに、一般競争入札は必要かと思います。それはやっぱり大きい仕事、何億円というような仕事だったら、もうそれは私たちもわかりますけども、何十万円、何百万円の仕事を私たち言っていることなんで、さほど、そうあんまり四角四面にこだわる必要はないというふうに私なりに思っております。

それでは次に、質問に移ります。工事入札参加について質問いたします。

議員提案の菊池市中小企業振興条例の中に、定義として第2条「この条例において中小企業者とは、中小企業基本法、昭和38年、法律第154号、第2条、第1項に規定する中小企業で、市内に事務所または事業所（従業員等が常駐しない事業所等を除く）を有する者」というのがあります。すなわち、事務所及び事業所があっても、従業員が常駐していないと指名の参加はできませんよという条例です。

そこで1つ目の質問として、市内に事務所及び事業所等に、従業員が常駐しているかの確認は行ったのかお尋ねします。確認をしているのであれば、その内容をお聞かせください。2つ目として、従業員が常駐しない事業所は指名から外されたのかお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点目でございますけれども、菊池市に指名願を提出しておらっしゃる業者のうち、市内に本店または支店、営業所を有する業者は、平成20年8月末現在でございますけれども、建設工事が124社、委託業務が40社、物品が108社ございます。指名願は、県が実施します経営事項審査と同様にあくまでも書類審査であり、これはすべての業者について事務所の確認は実施しておりません。仮に実施するといいたしましても、合わせて272業者について、定期的に訪問を含めた調査を行うことは、事務的に、または時間的に極めて困難を要します。しかしながら、市内に支店、営業所を有する業者の実態調査は実施したところでございます。菊池市に意欲を持った企業、商店等があると、進出することが雇用の創出効果や地域経済振興の点からは望ましいものであると考えております。このことは、基本的には大企業であろうと中小企業であろうと、あるいは企業誘致である会社であろうと、そのいかんを問いません。

しかしながら、これが菊池市に指名願を提出業者であれば、多少事情が異なっ

てまいります。地元業者の育成は、行政の責務であります。菊池市中小企業基本条例が制定される前から入札の指名におきましては、当然ながら市内業者に対して、市外の業者とは異なった優遇措置を講じてまいっております。ところが、市内に形だけの支店、営業所を設置した場合には、市内の業者と同等の取り扱いを受けることができるならば、本来、市内の業者が影響を被ることになります。

このようなことから、ただいま申し上げましたとおり、建築工事と委託業務については、市内に支店、営業所を有する業者の実態調査を実施したところでございます。また、支店・営業所を開設する旨の届け出があった際には、必ず現地に出向いて訪問調査を行います。その際、支店・営業所としての体裁を十分に整えていても、1年間は従前同様、市外の業者として取り扱う旨を伝えております。1年経過し、支店・営業所としての体裁とともに、継続的な営業活動を維持して、はじめて市内業者に準じた取り扱いをすることとなります。形だけの支店・営業所であれば、当然ながら論外ということになります。

また、既存の支店・営業所につきましても調査を行っております。今年、5月に書面による調査と、その内容確認のための訪問調査を行いました。調査の結果、市内業者に準じた業者としての取り扱いをすることが不相当と認める場合は、その取り扱いを変更することとしておりましたけれども、今回はそのような事例は見受けられませんでした。なお、調査の内容でございますが、支店・営業所の形態、これは独立した建物か、住居兼事務所か、自社所有か、賃貸借か等でございます。また専任技術者、管理技術者、主任技術者及びその他社員の氏名、出勤頻度、また電話、ファックス、メールアドレス、看板、標識等の有無、タイムカード、出勤簿等の有無、パソコン等電子機器の状況などであります。

次に、従業員が常駐しない事務所等は、指名から外したかということですが、先ほど申しましたように、市内の業者すべてについての実態調査を行っておりません。また常駐の定義も難しいものがありますが、書類審査においては従業員が常駐しない状況は何えませんが、ご質問の趣旨とは多少異なるかもしれませんが、建設業の許可基準について記した、建設業法第7条においては、営業所ごとに専任技術者、または10年以上の実務経験者を置かなければならないと定めております。もし仮に、建設業者においてこのような事態が発覚した場合には、許可行政庁であります、国交省、または県への通報、さらには菊池市工事等請負委託契約に係る指名停止等の措置要領の規定を適用し、建設業法違反行為として1ヵ月以上9ヵ月以内の指名停止措置を講じることになります。

また、先ほど申し上げました支店・営業所につきましては、その実態調査において、従業員の常駐について疑義ある業者につきましては、指名から外したとい

うことではなく、市内業者に準じた取り扱いはしないということといたしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○9番（三池健治君） 条例では、営業所だけを対象に調べてくれというのは載っていません。市内の業者、市内にある事務所及び事業所とあります。それで、私なりにちょっと目視ですけども調べてみました。全部の会社をちょっと目視ですけども調べてみましたけど、やっぱり中には非常にその市内営業所でなくても、ひどい所もあります。もうこれは後で詳しく説明しますが、それでそういう人たちが、やっぱり指名に加わっている仕事がいっぱいあります。今年の4月から8月までに、工事だけで92件あります。その中で39工事ぐらいが、あんまりふさわしくないような業者の方が指名しているというふうにかがいます。工事名を挙げていきたいんですけども、39ありますんで、ちょっとそれは控えさせていただきますけども、そのように地元の業者、営業所だけでも従業員の方がいないなあというような会社が、やっぱり指名されております。

このようなことがないように、これからも気を付けていただき、健全な仕事をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、再質問に移ります。

平成19年度、20年度で、菊池市に入札参加資格名簿、俗に言う指名願です。これを提出している建設業者は、なんと960社あります。菊池市の工事を請負、仕事をしたいとの願いです。遠くは東京からもきています。もちろん事務所もなければ事業所もありません。それに委託業者、主に測量、設計業者ですけども、618社あります。合わせますとなんと1,578社になります。規制緩和のせいでしょう。指名願が提出されたら断ることはできないようです。変な世の中になったと驚いています。いつかは仕事が回ってくるとの考えのことでしょうけど。

菊池市の業者と言いますと、業種別に分かれて建築が26社、土木が61社、管工事、主に水道関係の仕事が15社、それに電気工事関係が14社、造園が6社で124社ですね。先ほど部長が言われた数字と合います。地元、菊池市に根を下ろし組合に加入している業者の方は、菊池市住民の皆さんのお力になろうと一生懸命です。管工事組合16社は、菊池市の広報誌に紹介されていたように、6月6日には水道週間に合わせて、水道施設の清掃と草刈り作業のボランティアを行い、8月1日には空き缶拾い等を行っています。少しでもまちをきれいになりたいと願いを込めてのボランティア活動のようでした。また、市建築組合では、

市の保育園や小中学施設の改善作業のボランティアを行ったと熊日新聞に紹介されていました。建築組合では、市民皆さんのおかげで自分たちの仕事ができる、市民への感謝の気持ちを形で表そうと、始めて今年で30回を迎えたとあります。本当に頭が下がります。

8月のはじめに、建設業協会の会長さんとお会いし話を伺いました。議会では、菊池市中小企業基本条例をつくりました。この条例は、地元業者の育成、菊池の仕事は菊池の業者でを目的と、菊池市の発展を目的としておりますと、私なりの解釈で趣旨説明をしました。建設業協会では、皆さんのお役に立つことをやっていますかと尋ねてみました。「住民サービスのボランティアをやっているのであれば、菊池市の執行部に対して、建設業協会84社のアピールもでき、市内の業者は絶対必要であると強く訴えていくことができますから」と言いました。その答えとして、「今は建設業協会では、ボランティア活動は特にはやっていません。しかし、大規模の災害が発生したら、直ちに駆け付ける用意がある」とはっきり言われました。もちろん機械力が必要な場合は、機械も道具同様だということです。それもそのはず、建設業協会が今年の4月に大規模災害時の支援活動に関する協定書を市と締結してあります。大変失礼なことを聞いたと反省しているところです。このように地場企業は、住民に対して安心で安全な暮らしを支えていることがよくわかります。数少ない菊池の仕事、安いからと一言でよその業者に持っていかれたら、菊池の業者はすぐに倒産してしまいます。そうなったら住民を災害から救うことはできません。大規模災害、地震時のビル崩壊、それと土砂崩落、最近特に多いゲリラ豪雨による土砂崩落、これらの災害による生き埋めは、一刻一秒を争います。救出には機械力が絶対必要なのです。

そこで地場企業124社、全部目視であります。会社の規模を調べました。地図を片手に同じ所をぐるぐる回りながらの調べでした。先ほど執行部に聞いたのは、担当部署が業者を確認してどのような評価をしたのか、私の評価とどれだけの食い違いがあるかを知るためにお聞きしました。事務所もあり重機用の倉庫を備え、資材置きを確保している業者、企業。自宅に事務所を構え、重機や資材置き場を確保している企業。自宅を事務所として重機や資材置きを確保している企業。建築では、作業場や工場を構え機械を保有している企業もあります。また営業所でも、重機を置き、資材置きを確保している企業もあります。それと事務所も構え、事務員が常駐している企業もありました。このように、機械力のある住民のために企業が数多くあります。それに控え、営業所に多いのですが、自宅に看板を掲げているだけの企業、中には看板さえ掲げていない企業もありました。住所を元に探しても事務所が見つからなかったり、市営住宅に住所があり、どこ

が会社か全くわからない企業もありました。

なぜ目視で調べたかと言いますと、災害時はどうしても企業の力が必要で、機械力が必要なんです。重機を保有し、会社を維持させるにはかなりの資金が必要です。そういう企業には、どしどし仕事をしていただき、住民の安全を守っていただきたいからです。そのための企業育成を掲げているんです。営業所という看板だけの企業指名入札に参加させる余裕は、今の菊池市にはないと言えます。看板だけを掲げている企業は、本社のある自分のまちから仕事をいただければと思っています。本社にはそれなりの機械をそろえ、住民への奉仕もされていると思われるからです。機械力ならリースで十分だと思われるが、リースは予約制です。何日の何時に予約すれば、その時間には必ず届けてくれます。しかし、災害は予約ができません。災害に強いのは、やはり自社にある機械力です。

今年度4月から8月まで、菊池市では92本の工事が指名競争入札で出ています。今までの合計予定価格は10億2,121万円で、落札価格は9億8,689万円です。落札の平均が95.7%で、入札残が3,431万円です。この金額は消費税が含まれていますので、消費税を引きますと3,259万円となります。金額予定価格に対しての入札残の割合は、約3.4%となっています。ほとんどが菊池市内の業者が指名されていますが、看板だけの業者や実態がつかめない業者も落札してありました。業務委託と言いますと、業務委託は特殊な仕事が多く、菊池市にはないような業種です。このため、菊池市以外の県内企業や地域要件なしの企業が指名されて落札されています。今年度8月までに57件の業務委託が出ています。これまでの合計予定価格は2億5,505万円で、落札価格は2億1,768万円です。落札率の平均は86.7%で、入札残は3,736万円となっています。これも税を引くと3,549万円となります。予定価格に対しての入札残の割合は、14.7%です。きのうの中山議員の中で、入札残は幾らあるかというようなこと聞かれたんですけども、平成18年度で120件、2,000万円という答えが出ています。19年度は140件で3,000万円と。私の計算では半年間ぐらいで3,000万円ぐらい出ていますんで、ちょっと計算が違うんじゃないかというような気もしましたけども、工事価格での入札残より業務委託のほうが入札残ははるかに率がいいのです。

なぜこんなことを比較したかと言いますと、地場企業は、落札率は高いが、災害時は必ず住民を守ってくれます。機械力のない地場企業や看板だけの営業所に仕事をお願いするのであれば、菊池市以外の企業に依頼したほうがはるかに工事金額は安くなります。でも、住民への安心感は全くありません。

そこで質問ですが、緊急時の救助対策は機械力が重要です。地元の機械力のあ

る会社を育て、事務所だけを置く会社を指名から外す考えはないかお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） お答えいたします。

建設業法第5条及び第6条におきまして、建設業の許可を得る際に必要な事項が記されておりますけれども、機械に関する記述はありません。現行では、機械を保有していなくても建設業の許可が取得できるようになっております。また、工事を受注した際に必要とする機械をリース、レンタルすることも可能であり、機械を所有していなければ業務ができないとまでは言えません。このため、機械を所有していないことを理由に、指名を解除することはできないものと考えます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、災害時の緊急時には、自社で機械を保有している業者のほうが当然ながら迅速な対応ができるものと思われまます。県レベル、あるいは県外の規模の大きい市でございますけれども、業者をランク付けする際に、機械の保有数や市との防災協定締結の有無、またボランティアの実績等も含めたものを総合的に判断して点数に差を付けるなどの方法を採用しているところがあります。

今後は、このような方法を本市についても導入できないかを研究いたしますとともに、来年度が指名願の切り替え時期になりますので、添付資料として、事務所倉庫、機械等についての写真添付を義務付けたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○9番（三池健治君） さすが部長ですね。検討と言わないで、今度は研究ということでは言われたですね。

今まで機械力のある地場企業を残す必要性を訴えたのは、今、災害が非常に増えております。岩手・宮城内陸地震のように、活断層地震が増えております。この地震は地盤の亀裂や地盤の段差、それによる土砂崩落です。また最近、異常気象で短時間に多量の雨が降ります。ゲリラ豪雨と呼ばれております。愛知県岡崎市では、1時間に146ミリもの雨が降ったと報道されました。我々には想像つかない降雨量です。がけ崩れや土砂崩れが起きるのは、火を見るように明らかです。

我がまち、菊池市は特に山間部が多い所です。緊急対策として機械力のある会社の育成を図り、住民が安心して暮らせることを、まちにしたいと願っております。

これで、私の質問終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時44分

開議 午前10時54分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 12番隈部でございます。先般通告をいたしました学校教育について、2番目に農業の振興について質問をいたします。

本市におきましては、「文武両道、廉恥礼節たる子どもの育成」を目標に掲げ、「知・徳・体」のバランスのとれた教育活動が推進をされております。特に、学校教育においては、学力の指導力の強化、特色ある開かれた学校づくり、心豊かな児童生徒の育成等を重点努力事項として取り組んでおられますことに敬意を表します。しかしながら、本市の小中学校には、3つの課題があると聞いております。

まずその1つは、各教科の基礎基本の定着であります。平成18年度の「ゆうチャレンジ学力調査」によりますと、各教科各領域とも県平均と大差はないということですが、学校間や教科領域別に落ち込みが見られ、児童生徒一人ひとりの至達の状況に応じた、よりきめ細やかな指導を充実する必要があるとされております。

2つには、生徒の指導の充実であります。平成18年度の本市の不登校児童は、小学生8名、中学生55名と依然として憂慮すべき状況であるようです。基本的な生活、学習習慣、規範意識、集団活動における社会性の未定着な児童生徒が増加しているようです。特に中学校では、生徒の非行、問題行動の克服が大きな課題だそうです。したがって、教職員の先生方が児童生徒にかかわる時間的余裕を確保し、個人に応じた指導や多様な体験活動をより充実する必要があるということです。

3つには、特色ある学校づくりであります。これまで3学期制の中で固定的にとらえられていた教育活動を見直し、児童生徒にとって一層魅力のある学習活動や行事等の編成を行い、特色のある学校づくりを進める必要があるということから、こういう問題解決のため本年度から小中学校19校すべて2学期制を実施されました。これから成果が期待をされるところであります。

この3つの課題の中で、特に本市の不登校児童は小学生が8名、中学生55名

と憂慮すべき状況でありますけれども、他の学校ではいじめ・不登校、それがエスカレートしますと自殺といった社会問題が生じております。本市の小学校、中学校でのいじめ・不登校の現状についてお尋ねを申し上げます。

次に、2番目の高校と地域の連携でございますが、現在菊池市内には、菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校の3つの高校があります。それぞれ、学校のカリキュラムに沿った教育活動が行われていますが、文教菊池として、また学校の活性化、生徒の社会性の定着、地域の活性化には交流が必要ではないかと思えます。高校と地域の連携について、お伺いをしたいと思います。

以上、第1回の質問といたします。以降は質問席にて質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、いじめについてお答えいたします。

文部科学省は、「いじめとは、子どもが一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」と定義しております。現在、県が行う教育相談体制として、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的な知識を有するスクールカウンセラーが、中学校の拠点校であります菊池南中学校に配置されています。また、市としましても、生徒の生活全般にわたる相談を受ける「心の教室相談員」を全中学校に配置しております。また、教育全般の相談を受ける「子どもと親の相談員」を小学校2校に、そのほか相談窓口として教育事務所に、いじめ・不登校アドバイザー等スクールソーシャルワーカーが配置されております。本市には、学校教育指導員、適応教室教育指導員も配置しているところです。

まず、いじめのことですが、現在、学校における真剣な取り組みや人権教育の成果から、本市においては深刻ないじめ問題は発生していませんが、いじめほどの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを認識し、日ごろから定期的なアンケート調査等で学校の実態把握に努め、学校や保護者からのいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に全力を期している所存でございます。

次に、不登校児童生徒の現状についてですが、まずこの定義についてですが、「不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因や背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席したもののうち、病気とか経済的な理由によるものを除いたもの」としております。要するに登校したくてもできない、または登校しないというの

が、年間30日以上あったものと定義しているわけです。そこで、毎年、学校基本調査の中で不登校の統計を取っていますが、全国的には年々増え続けている現状です。ちなみに平成19年度は、全国12万9,000人が不登校児童生徒だと言っております。34人に1人ということです。

本市の場合は、平成19年度の調査結果では小学校5名、中学校36名、合計41名となっております。前年度の平成18年度63名に比べまして、約22名減少しております。そのほかにも、不登校気味や、別室への登校、適応指導教室登校の児童生徒もいます。不登校児童生徒は、その要因背景が多様であることから、学校のみでは解決することが困難な場合が多く、学校からの声かけや、迎えに行くなどの手だてをしても継続的な登校までは至っていないのが現状です。不登校問題の解決にあたっては、教育委員会としましては、学校現場はもちろん、先ほど述べましたスクールカウンセラーや心の教室相談等の各種の相談員との連携や、関係機関との連携を強化しているところでございます。

なお、平成20年度は、このような不登校や不登校傾向にある児童生徒を対象に、熊本大学の先生や学生の協力を得ながら、集団での交流活動や農業体験、社会体験活動を行う「菊池市児童生徒サマースクール事業」を新たに行ったところでございます。今月の2日より、2泊3日の宿泊教室も含めまして、連続9日間のサマースクールを実施したところでございます。一応、大きな成果を上げました。

次に、高校と地域の連携についてでございますが、市教育委員会としましては、市内の高校3校でございますが、直接的に指導助言などをする立場にはございませんが、しかし教育委員会各課の事業や各種イベントスポーツ大会などにおきまして、地元3つの高校生にはボランティアとして、また運営やその他いろいろな面においてお世話になっております。また、菊池高校との連携としまして、「教育支援ネットワーク菊池」というものを立ち上げておまして、内容としましては、市内小・中・高校合同で、小・中・高合同でのごみ拾い等のボランティア作業や、夏休みに高校生が小学生に学習指導を行うこと、中・高での合同の部活動の実施など、小・中・高連携を推進しております。そのほかにも、菊池高校職員や菊池高校教員OBの先生方や、及び中学校の先生方が講師となり、市内の中学生を対象に、その基礎学力の向上を目的に「拓志ゼミナール」を開講されております。ご存じのとおり、市としましてはこの事業にその経費の一部補助を行っております。この「拓志ゼミナール」は、毎週土曜日の午前中、市内の5つの中学校3年生を対象に無料で数学・英語及び小論文の講座を開講され、平成19年度で159名、平成20年度で147名の受講者があり、現在基礎学力の向上ほか受講生の自己表現力や自ら学習に取り組む姿勢の育成など、これまで多くの成果が上がってお

ります。

市教育委員会としましても、今後とも様々な機会をとらえ、このような小・中・高連携を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 地域の活性化等の立場から、地域づくりの観点からお答えをさせていただきます。

地域の活性化におきましては、地元高校との連携というものは大変重要なことだと認識いたしております。地元高校と地域の連携の状況につきまして申し上げますが、市主催で毎年開催しております旭志の「ホタルフェスタ」、「菊池夏祭り」、「菊池秋祭り」には菊池女子高校から、郷土芸能であります「菊池千本槍」を毎年披露いただいております。また、「菊人形」、「菊まつり」では、菊池農高から菊の展示に毎年出品をいただいております。菊池高校につきましても、これまでに、菊池夏祭りに白竜の担ぎ手として参加いただいた経緯がございます。このように地元高校から、地域に根差した活性化を図るイベントにも積極的に参加をいただいている状況でございます。

本市の未来を担う高校生などの若い人たちの参加は、本市の将来を考えるのに、重要な経験であると考えております。今後とも、地元高校生の社会参加につきましては積極的に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 答弁の中で、いじめにつきましては学校における人権教育の経過で発生していないということでしたが、どの学校でも、どの子どもでも起こり得る問題であることから、十分認識して、万全を期していただきたいと思っております。

不登校については、昨年よりも22名減少したということですが、まだ継続的な登校までには至っていないということですので、先ほど言われました、新たな事業である、「菊池市児童生徒サマースクール事業」等を通じながら、成果を期待したいと思います。

高校の地域の連携につきましては、心も体も驚くほど吸収力や成長のエネルギーを持つ高校との情報交換、交流、地域の連携については、将来を背負う有望な若者であります、菊池の3年間の学校生活は、「学校内でも良かった」、「地域との

環境も素晴らしかった」というような環境づくりが必要ではないかと思えます。

不登校の児童についてでございますけれども、学ぶ意欲や自信、確かな学力をはぐくむため、どのような指導をされているか、また、不登校の児童生徒を対象にした適応指導教室での取り組み状況、課題について、お尋ねを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 不登校問題の解消に向けて、現在やっております適応指導教室のことについてお答えいたします。

まず、「適応指導教室」というのは、長期欠席をしています不登校の児童生徒を対象に、学校以外の施設に部屋を用意いたしまして、知識や経験を有する教育相談員が学校や家庭と連絡を取りながら、子どもたちの心のケアを含め、学習の援助をしながら、学校へ復帰できることを目標として運営されている教室であります。ここに参加する児童生徒は出席として取り扱われます。新市発足以前から、菊池市や泗水町におきましては、それぞれ、「きくち教室」や「泗水こうし教室」が設置されておりましたが、本年から七城地区におきましても不登校の児童生徒の対応が、必要性が高まりましたことから、七城中体育館内に新しく「七城教室」として、適応指導教室を設置いたしました。

不登校の要因や背景としましては、学校、家庭、本人にかかわる様々な要因が絡め合っており、本人はもとより、家庭の問題、友人との関係などが考えられます。教育相談員の先生は、昼夜を問わず、学校訪問や家庭訪問を行い、個々に応じた支援を行っておられます。適応指導教室教育相談員は、不登校に悩む児童生徒及び保護者の身近な相談員であり、学校家庭及び先に述べました心の教室相談員との連携を密にして、不登校児童生徒が学校に復帰できるよう取り組んでいるところでありまして、その成果も確実に上がっているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 不登校児童の学ぶ意欲や、自身の確かな学力を育むために適応指導教育相談員の方々、心の相談員の方々と学校・家庭の連携を密にしながら、学校にぜひ復帰できるように指導をお願いいたします。

今年は、菊池高校は創立100周年を迎えられます。明治41年に創立されまして、現在まで二万四千六百有余名の方々が巣立たれたそうであります。「汗と夢」の校訓の下に、素晴らしい人材を輩出して来られました。心からお祝いを申し上げます。この記念事業と合わせて、公立高校としては日本一の太

陽光発電システムを備えたユニバーサルデザインのエコ・スクールとして、21世紀型の地球環境に配慮した新校舎と新体育館が完成され、さらなる飛躍を、期待を申し上げます。

昨年、高校新築の現場から、菊池一族の館跡ではないかと思われる中世の館の跡が発掘されました。この館では600年前、明治の近代国家建設の指導理念となった菊池家憲がつくられ、また文教菊池の元になった「連歌の会」が催されたとすれば、100周年にさらに花を添えるものと思います。遺跡の学術調査を、ぜひお願いをしたいと思います。

また、一昨年ほど前に、「奇跡と呼ばれた学校」という本を読んだことがありますけれども、京都に国公立大学合格者数を1年間に30倍に増やしたという堀川高校というのがあります。この学校では、「学校は学びの場だ」、「学校は小さな社会だ」、「学校は楽しいところだ」という3つを目標に頑張られたそうではありませんけれども、きのう、松本議員は「企業誘致は人の誘致である」と言われました。まさに素晴らしい学校づくりは人の誘致につながるものと思っております。

エコ・スクールの太陽の力、地下に眠る菊池一族の力、そして加工グループによるおにぎりやみそ汁の提供、または高校生による空き店舗の活用なども行われているそうでございますけれども、まさに地域の高校に成長しつつあると思えます。また、成長してほしいと思いますが、市長より、高校と地域の連携について、それから100周年を迎える菊池高校への所感について、お伺いをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） お答えいたします。

ただいま述べられましたように、菊池高校につきましては、明治41年の9月に隈府町外11カ村の組合立菊池女学校として設立を見ております。大正12年に県に移管をされまして、県立の女学校となってまいりました。幾つかの変遷を遂げておりますが、戦後学制改革によりまして、熊本県立菊池高等女学校から男女共学の新制の県立菊池高等学校とこのようになりまして、その後、菊池農蚕高等学校との統合が一時期を統合いたしまして、その後存続運営されて、本年、ご指摘のとおり設立以来100周年という素晴らしい1つの歴史の記念すべき年を迎えているということでございまして、誠に喜びに耐えません。また、私も卒業生の1人といたしまして、その当時の恩師をしのんでいるところでございます。

菊池高等学校につきましては、菊池市に所在する高等学校といたしまして、県立の菊池農業高等学校及びこの私立の菊池女子高校とともに、菊池市内外の若者

の高等教育機関として、雄偉な人材を送り出してまいりました。また、地域に、社会についても貢献をして来ました。県の教育委員会の県立高校の再編整備計画が推進をされています中で、商業科とともに普通科を有する菊池高校が地元の高
校としてこの存続発展をすることは、市にとりましても大変大きな意義を持って
おります。

先ほどの教育長の答弁にもございましたが、現在、地域での小・中・高の連携
による教育を検討、実施する受け皿としまして、市教育委員会、市内の小中学校
及び菊池高校によります教育支援ネットワークが組織されまして、その事業の一
環である市内小中学生を対象とした学習塾といたしまして「拓志ゼミナール」が
実施をされていると、このように理解しています。そのようなことにつきまして、
いち早く議会のご理解とご協力を得まして、菊池市からの補助金を出している
という状況にありまして、誠に感謝に耐えないところでございます。

教育は、地域発展の1つの大きな要であると思っております。学力とともにし
っかりした体力、そして豊かな情操を持った子どもたちが育つ学校のある、この
ような地域につきましても、3つの高等学校を抱えておるわけでありまして、発
展の底力ということになります。市立であります小中学校はもちろん、市の発展
充実を長期的に考えますときに、人づくりであります、また地域にある高等学校
として、我々は全面的にこの協力をして育てていかなければならない大変重要な
ことであると思っております。教育委員会の所管することで多くを述
べられませんが、これまで小・中学校、高校との小・中・高連携という言葉がご
ざいまして、これまでも取り組みがなされておりますが、例えば、小・中学校の
先生方と地元のこの高等学校の先生方、教師が人事交流などを含めて、小・中・
高の連携というのをさらに深めていくというようなことはできないのかなといっ
た思いも強くしているところでございます。

いずれにいたしましても、菊池高校が本当に素晴らしい100周年の節目を迎
えておるということでございまして、次のまた100周年を見据えながら、菊池
高校がさらなる、あらゆる面での充実されることを、支援をいたしまして、菊池
市また菊池地域の教育力の向上、ひいては次の時代を担うであろう若者たちが菊
池市の発展のために頑張ってもらえるように、市議会の皆様方、そして市民の皆
様方、地域の皆さんとともに努力してまいりたいとこのように思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） ありがとうございます。次に、農業の振興についてお伺い

をいたします。

前回の定例会でも農業の振興について質問をいたしました。しかし、今回は、昨日の藤野議員の質問もありましたように、本市の基幹産業であります農業が危機の状態を迎えております。配合飼料、燃料等油類、肥料、生産資材価格の高騰が農家を直撃しています。農家の方々は、耕畜連携あるいは、省エネ対策によるコスト削減、生産性の向上等、一生懸命取り組んでおられるものの、自助努力ではどうしても解決できない極めて厳しい経営を強いられております。

基幹産業であるこの農業の危機を、農業ばかりではございませんけれども、農業の危機をどう克服する考えであるか、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 農業振興についてお答えします。

燃料価格や飼料、肥料など農家の生産資材価格の高騰によりまして、生産コストはかつてない水準まで上がり、改善の兆しも見えないまま、今後もこの状況が続くものと予想され、コスト上昇を価格に転換することが困難な農業の経営は、大変危機的な状況であると認識しております。このような中で新たに創設されました、「飼料・燃油価格等緊急対策資金に対する利子補給補助金」や、施設園芸ハウスの多重被覆資材導入を含めた「単県園芸新たな挑戦強化対策事業」への取り組みなどの予算を、本定例会で補正予算としてお願いしているところでもございます。また、本市農業算出額の約7割を占めます畜産業においては、既に固定資産税の減免措置が終了した堆肥舎施設におきましても、今年度から新たに5年間の減免措置を行うことにしております。

農業の危機は、農業者・農業団体・行政共通の課題でもありますので、先般菊池地域振興局を中心に菊池地域燃油・資材・飼料等価格高騰対策会議が設置されたところでもございます。今後も関係機関と連携しながら、厳しい農業情勢に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 今お答えのように、農業者・農業団体・行政と連携を密にしながら、ぜひ情報を早く入手して、対応をお願いしたいと思います。農業の危機を克服するためには、きめ細かな支援が大きな勇気を与えるものと思っております。

そこで、次の4点についてお伺いをいたします。まず、減反における市町村間

調整についてお尋ねします。2番目に、飼料用稲の栽培技術の確立についてお尋ねします。3番目に、堆肥を利用した化学肥料の削減について、どう取り組まれているかお尋ねいたします。4番目に、都市と農村の交流の支援について。

次の4点について、お伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 再質問の農業支援についてお答えいたします。

まず、1点目の減反における市町村間調整につきましては、これまで、七城地域を中心に他の市町村との生産数量目標の調整が行われてきました。現在、市内一本化した菊池市水田農業推進協議会におきましても、必要に応じ、市町村間調整に取り組むこととしております。

次に2点目でございます。2点目の飼料用稲の栽培技術の確立ということでございますが、本年度JA菊池が事業主体となりまして、飼料用稲の品種でありますニシアオバの実証展示圃の設置及び農家との検討会議によりまして、その定着と普及を図る取り組みが進められておるところでもございます。

3点目の堆肥を利用しました化学肥料の削減につきましては、農地・水・環境保全向上対策の営農活動や、エコファーマーの推進など、農薬や化学肥料を減らす環境負荷低減による営農活動への取り組みを進めております。また、肥料価格が高騰している現状を踏まえ、化学肥料を削減し、削減した環境負荷低減型の農業を市全域に広げることによりまして、経営の安定を図っていききたいと考えております。

4点目の都市と農村の交流の支援につきましては、本年度も七城地域においてJA菊池七城中央支所青壮年部を主体とした組織による、福岡方面等の都市部の子どもたちを招いて、自然体験、農業体験等を行う七城ファームスカウト学校事業が継続的に実施されております。これには、企画部所管の菊池市地域づくり推進補助金によって支援を行っております。

そのほか、物産館の取り組みといたしまして、特に有限会社七城特産品センターでは、以前七城町で実施されておりました都市部消費者を対象とした収穫体験を、メロンドーム、温泉ドーム及び地元生産者との連携により復活され、県内外の消費者への方々への農産物のPRが図られているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○12番（隈部忠宗君） 再々質問いたします。

今、お答えのように農地・水・環境保全向上対策事業で、本当に農村はきれいになりつつあります。2階建ての部門での減薬農業も進められております。

先日、メロンドームに行きましたら、メロンが実に大きい玉になっております。二、三年前ですか、ホルモン剤の使用が禁止されて玉太りがしないと農家の方々は悩んでおられましたけれども、メロンドームの出荷者すべてがサンゴから取れますサンゴ礁の肥料「ドナン」を使用しておられまして、その結果、メロンの玉が大きくなって糖度ものってきたということで、大変喜ばれておりました。こういう、本当に細かな、きめ細かな指導が、農家を本当に勇気づけていただくものと思っております。

最後に、農業の危機の克服には、行政・農業団体・農家、三者が一体となって対応しなければならないと思っております。そしてぜひ、菊池のこの基幹産業であります農業が成長産業として育ちますように、行政の長として市長の意気込み、所信をお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先ほど、部長のほうから答弁をいたしました。農業の経営が大変な、危機的な状況に立ち至っているということにつきましては、十分認識をいたしているところでございます。

ただ今、化石サンゴ「ドナン」のお話を承りましたが、本当にいい結果が、効果が現れているということで本当によかったなと思っております。メロンや野菜などについて、その効果が現れることによって、また新しい七城ブランド、菊池ブランドの誕生になってくるのかなと思います。遠く、石垣の島にありますこの化石サンゴを利用することによって、この果樹の甘さとか、あるいは野菜の日持ちだとか、そういったものを真剣に取り組んでいただいております。本当によかったなと、そういった結果がさらにまた広まることを、期待してやまないところであります。農業の経営が危機的な状況であるということにつきましては、こういった中で何をこの菊池市として取り組むことができるのかということで、随分と熟慮を重ねてきたところでございます。

市の取組といたしましては、ご承知のとおり、畜産堆肥舎につきましては、既に固定資産の減免措置が終了いたしておりましたが、多くの関係者の皆さん方の強い熱望によりまして、さらに5年間この減免を続けていくということで、本年からの減免措置をさらに5年間延長するということになっております。

経済全般にわたります原油高騰の影響を受けまして、この固定資産税の中におきまして、この原油高騰の影響を一つ踏まえまして何かできないかという中にお

きまして、固定資産税のうちで事業用資産に対しまして課税しておりますが、この償却資産税。償却資産税について一部減免しようということで、このことを支援策の1つとして検討を深めているところでございます。どれだけになるか、関係者がどういった方々、どれだけの件数になるかはまだ調査中でございますけども、この納税に対しまして減免、また減免を還付するという形でお金をお返しするという方向が、何とかできないかといったところを検討いたしましております。また、今回新たに創設をされました、「飼料・燃油価額等の緊急対策資金」につきまして、ご説明を申し上げておりましたように、熊本県内の枠が約20億円と聞いておりますが、そのうちの2分の1、10億円の融資を菊池市で仰ぐということをご想定をいたしまして、本市で確保できるように、利子補給の補助金の補正予算を本定例会に提案をさせていただいているところでございます。またさらに、経済対策、景気対策を趣旨といたしました、地域通貨の実施を計画をしております。このことにつきましては、これまで合併の時の地域通貨として発行しておりましたが、その時のことの反省すべきものを反省しながら、広く市民の、消費者であり生活者である両面からとらえて、恩恵が被られるような形を整えていきたいということでの補正をお願いしているところでございます。

市といたしましても、このような激変する経済情勢の中で、本市の農業また産業の発展のために、しっかりした支援を引き続き講じてまいりたいとこのように考えております。

○12番（隈部忠宗君） どうも、ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

○
休憩 午前11時36分

開議 午前12時59分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） こんにちは。日本共産党の東です。通告に従って、質問をします。

まずはじめに、財政健全化法と国保についてです。先日9月9日の全員協議会でも執行部のほうから説明がありましたが、昨年の通常国会で財政健全化法が成立をし、2008年度決算から適用されるようになりました。実質赤字比率、連

結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4つの指標に応じて健全段階、早期健全化段階、財政再生段階などに分類され、様々な義務が生じてきます。議会と監査委員の役割が拡大し、責任がこれまで以上に重くなります。この指標のうち、注目されている指標として連結実質赤字比率があります。すべての会計の赤字を連結させるもので、特別会計である国保会計も当然連結決算に含まれます。6月議会では、崩壊の危機に直面している国保について様々な角度から議論が交わされましたが、この連結決算の指標向上を考えれば、財政健全化法の国保への影響としては、歳入増の面から国保税増税、引き上げが当然予測されると私は考えています。

そこで、財政健全化法の下で、本市の国保について考えられる影響・問題はどのようなものがあるか、まずはじめにお聞きします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 財政健全化法と国保との関係につきましては、その指標の1つであります連結実質赤字比率として算定されます。財政指標の公表は平成19年度決算から、早期健全化計画等の作成の義務付けは平成20年度決算からの適用となっております。国保財政が赤字となれば、当然基準値が悪化しますが、これは国保財政だけではなく、すべての会計において連結となり、健全化判断基準を上回れば、健全化計画の策定に取り組みなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） この連結実質赤字比率の計算式は、分母が標準財政規模、分子が連結実質赤字額になります。この分母と分子で考えてみると、分母である標準財政規模は、今日の地方交付税削減の流れの中で小さくなっていくことが考えられ、分母が小さくなれば、分子が同じであれば、当然指標は厳しくなる。本市では合併して15年後、平成32年の一本算定で地方交付税の大幅減が見込まれ、この指標で考えると、相当の厳しさが予測されると思います。

一方で、分子のほうの国保会計の問題では、6月議会で国保増税の根拠とされた医療費増、所得の低下、収納率等々、どの問題も短期間での改善、変化は、そう期待できないと思います。そうなると、指標悪化の一要因となるであろう国保は、もう増税の道しか残されなくなるというのは容易に推測されます。そうならないように国保増税回避の道、方策は6月議会後検討されているのでしょうか。こ

れについてお聞きします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 本年6月議会で、平成20年度の国保税率の改正を可決していただきましたが、本年度が実質の増税による改正でありました。平成21年度については、医療費の伸び及び所得の確定がいたしておりませんので、国保税率の改正は不透明でございます。その中で、収納率向上につきましては、本年6月議会の総務常任委員会におきまして、国保税徴収率の92%以上達成の付帯決議がありました。必ず達成しなければならないと、至上命題でございます。そこで本年4月、機構改革によりまして、税務課内に新たに収納対策室が新設され、9名の職員で収納率向上に向け努力しております。収納率92%以上を達成するためには、滞納処分の強化を図らなければなりません。そのため、高額滞納者、悪質滞納者等については、差し押さえしか対処法がないと考え、搜索等の強化を図り、4月から8月まで23件の搜索を行い、自動車及び動産等の差し押さえを行っております。搜索により差し押さえた自動車、動産につきましては、インターネット公売、並びに市独自の公売会にて換価し滞納した税金に充当しております。また、市税と滞納処分の強化を推進するために、税務課内で、まずできることについて協議を重ねてまいりました。さらには、収納率向上対策会議において、関係各課と連携を深めるとともに、全税目において現年度優先で収納率の強化を図ることを確認し、特に国保税につきましては、目標達成のために各期、納期限後の督促や催促による自主納税の促進などを図りながら、滞納者の納税相談を行っているところでございます。また、現年一斉徴収のため、年末及び年度末における特別臨戸を計画しております。収納率向上に努力してまいりたいというふうに思います。

また、併せて医療費抑制事業として、人間ドック助成事業をはじめ、健康づくり、温泉大学、いきいき養生塾の開催や、がん健診等の各種健診事業に取り組み、医療費の抑制を図ってまいります。また、本年度からは、特定健康診査事業が始まり、なお一層、健診や保健指導業務に力を入れてまいりたいというふうに考えております。一般会計からの繰入につきましては、内部協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 6月議会での国保増税によって、この菊池市は近隣自治体の中

で、最も国保税が高い自治体になりました。例えば、所得150万円、4人家族、40代夫婦、子ども2人、試算してみると、同じ所得でも国保税、菊陽町が31万6,000円、合志市が34万8,500円、菊池市は39万200円。菊陽と比べても、この国保増税によって7万4,000円近く差が出るわけです。この6月の国保増税に市民の間で大きな悲鳴が上がっています。市民を取り巻く経済環境とも相まって、庁舎よりもまず暮らしを、こういう声が日々強まっています。

私は、6月議会の国保増税の反対討論で述べましたが、不要不急の基金取り崩しで国保会計への繰入は真剣に検討すべき時期だと考えます。不要とは言いませんが、不急、急がない基金の取り崩しをすべきだと。市民の暮らしを守るために、また、財政健全化法の影響回避のためにも、この取り崩しは考えないのか、お聞かせください。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 議員ご承知のとおり、基金には、まず1点目に、突発的な災害や緊急を要する経費に備えるための財政調整基金。また2つ目に、将来の公債費償還時の財源としての減債基金。その他に、基金の使途が条例で定める特定の目的のみに取り崩しが可能な特定目的基金がございます。この特定目的基金として、本市には奨学資金の給付のための奨学基金、ジュニアスポーツ振興のためのジュニアスポーツ育成ゆうり基金、小川基金を原資とした振興基金、それから地域等の環境保全のための環境整備基金、企業誘致促進のための基金、また打出氏からの寄付を原資とした教育振興基金、それに新庁舎建設のための庁舎建設基金がございます。

この特定目的基金は、先ほども申しましたように、目的外の取り崩しができないものというふうに考えておりますので、取り崩しについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 目的がなくなれば取り崩せるということでした。次に移ります。

まちづくりと住民参加についてです。私は、今年3月議会で「合併して何もよいことはなかった」という市民の声をこの場で紹介をしました。そして、「この声にどう応えていくのか」と、こういう質問をしました。執行部からは、「いろんなご意見やご不満の声も聞こえているのも事実ですが、さらに市民の方々のご意見をお伺いしながら菊池市づくりを進めてまいります」と、こういう答弁がありました。不満は知っていますよ、さらに市民の声を聞きますよという答弁でした。

それから5ヵ月、先月末に「ふれあい懇談会」が七城、旭志、泗水、菊池の4つの地域で開かれました。庁舎問題はもちろんですが、企業誘致、人権問題、教育、道路、エネルギー対策、交通、財政、祭り等々、様々な意見や要望、また批判がたくさん寄せられた「ふれあい懇談会」だったと思います。合併してやがて4年、執行部の施策と住民の思いが、なかなか合致しない。結局、住民の声が届いていないのではないかと思います。私は、これまでのような施策の説明会や2年に1度の懇談会などでは、やはり不十分だと考えています。今回のような懇談会的な会は、もっと細かい単位で頻繁に開くべきなのではないかと思っています。人員配置も工夫をすれば可能です。要は、やる気の問題。住民の声を聞くかどうか、構えの問題であると思います。そういう思いを、「ふれあい懇談会」に参加して、いろんな意見を聞きながら思いました。

その思いを踏まえて率直にお聞きしますが、本市では、まちづくりに住民の声が活かされていると考えていますか。また、様々な取り組みをされていると思いますが、住民参加について本市の基本的な考え、取り組みはどういうものがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） まちづくりへの住民参加についての基本的な考え方につきましては、市民と市のそれぞれが、まちづくりにおきまして重要な役割を担うものであることを自覚し、それぞれの役割に応じた責任の下に、相互に協力して推進することだと認識いたしております。具体的な取り組みといたしまして、現在、商工観光課で取り組んでおります菊池市中心市街地活性化計画では、菊池市中心市街地活性化協議会の委員に、各種団体から参加をいただきご意見をいただいているところでございます。また、都市整備課で取り組んでおります、まちづくり交付金事業につきましても、住民参加型のワークショップを開催し、ご意見をいただいております。全体的な取り組みにつきましては、毎月第1火曜日に実施しております、「市長とふれあいトーク」、投書箱や市のホームページを利用する市長への手紙、8月末に開催しました「ふれあい懇談会」等で、住民の意見や要望など生の声を聞いているところでございます。また、合併による地域格差等の懸念に対しましては、各地域審議会の開催によりまして、地域住民の声を反映させ、きめ細やかな行政サービスに努めているところでございます。なお、本市の基本的な政策等の策定にあたりましては、事前に内容を公表して、住民から意見を募集し、それを考慮して施策の意思決定を行うパブリック・コメントを実施している現状でございます。

このような取り組みを行い、本市のまちづくりに住民の声を活かしているところではございますが、ご指摘いただきました「ふれあい懇談会」等の開催につきましては、今後の開催において、開催の規模や頻度について十分研究し、より多くの住民の声を市政に反映させていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 今、全国で住民参加とか住民との協働、こういうのを掲げない自治体はないわけですよ。住民の声を聞くのは、やっぱり基本的な問題、基本的な流れになっていますので、部長も答弁で言われましたが、しっかりいろいろ知恵も出し合いながら考えていっていただきたいし、協力できるのであれば、ぜひ協力させていただきたいと思っております。

次に、この住民参加を考える上で、最近あちこち回っていると、至るところで住民投票という声が聞こえます。ここでは基本的な問題としてお聞きしますが、この住民投票とは何でしょうか。また、まちづくりや将来の市政にとって重大な問題が生じたときに、市長は判断を住民投票に委ねる意思があるのでしょうか。あくまで、一般論として市長の考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） まちづくりに関します住民投票につきましては、それぞれの自治体で制定された住民投票条例に基づきまして実施されるものであります。地域における重要な問題、あるいは政策、事業に関して住民の賛否を直接問うものであると、このように認識をいたしております。住民投票は、場合によっては市民を二分すると、そして対立を招くということで市政が混乱してしまうということが懸念される一面があるということでございまして、慎重に対応すべきものだと、このように思います。

しかし、お尋ねは一般論としてどうかということでございますが、まちづくりや将来の市政にとっての重大な問題が生じた場合におきましては、住民の方々から意見とか、あるいは要望など生の声を基にいたしまして、この住民投票の是非について判断をしなければならないものだと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 今、全国で住民投票を求める運動が広がっています。どういう場合かと言えば、住民が選んだ市長とか議員が住民の意思とかけ離れた施策を行

おうとする場合とか、あるいは住民全体の意向を住民投票の結果で示す必要に迫られた場合、こういった場合に各地で住民投票の運動が行われていると。やはり、この住民投票の意義については、民意はどこにあるのか、それをつかむという点で、この住民投票の意義は非常に大きなものがあるというふうに私は思いますし、そのことも強調して次の質問に移ります。

3つ目の質問は新庁舎問題についてです。昨日、川辺川ダム問題で、知事が白紙撤回を表明しました。流域住民の声、関係者の声など、多方面から意見を聞き判断された知事の発言は非常に重いし、大変なご英断であったと思います。テレビを見てみると、川辺川ダム建設の問題でどの立場の人も、賛成の人も反対の人も共通に語られていた言葉、キーワードは、先ほどの話ではありませんが「民意」でした。私は、今回、新庁舎問題について住民の意向、住民の声とのかかわりで民意はどこにあるのか、民意をどうつかむのか、その角度で質問をしたいと思います。

新庁舎問題は、住民との関係では、私は大きく3つの時期に分けられるのではないかなと思っています。1つ目の時期は、合併前後から凍結までです。合併前の協議会の合意、合併、市長選、市議選、こういう時期です。この時期は、住民とのかかわりでは、合併前の各地での住民説明会、行政のアンケート、七城町での住民投票、菊池での新庁舎再検討を求める署名、こういうのがあった時期でした。2つ目の時期は、凍結前後から今日までです。2006年秋の「まちづくり懇談会」、凍結、基金条例制定、そして先日の「ふれあい懇談会」、こういう時期です。3つ目の時期は、今日からこの問題の最終決着を図るまでの時期だと思います。

そこで、お尋ねですが、新庁舎建設問題を巡るこの間の経過の中で、これまで住民の声を聞いたのか、聞いたのであれば、どの範囲で、どんな内容で聞いたのか、まずはじめにお聞きします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 平成15年8月に菊池北部4市町村合併任意協議会が設立され、本格的に協議が始められました。その内容は、法定協議会へ引き継がれ、協議を重ね、合併期日である平成17年3月22日を迎えました。その間、市民の皆様への合併協議の報告につきましては、「合併協議会だより」の全戸配布、旧4市町村におきましては、新市将来ビジョン及び新市建設計画の住民説明会を開催し、意見を伺ってまいりました。新庁舎建設についても、重要協議事項としてお知らせをし、ご意見を伺ってまいりました。特に、新庁舎問題については新聞

にも取り上げられ、多くの住民の方にタイムリーな情報として周知されたところ
でございます。

庁舎問題を含めて合併協議会の確認事項は、旧4市町村の行政の代表からなる
各市町村長、助役、教育長及び議会の正副議長、合併特別委員長など、議会を代
表する方々から3名、並びに学識委員といたしまして自治会長さん、商工会の代
表、農業関係の代表、女性、青年の代表の方々に組織された合併協議会において
審議されたものでございます。このように、関係市町村の各方面の代表者の方々
によって審議された項目であり、十分住民の皆さんに合併の経緯は伝わっている
ものと考えております。問題があれば、各4市町村ごと持ち帰りいただいて議論
をいただき、合併協議会においては、すべて満場一致で確認してまいりました。
その結果、51項目の協議項目が確認され、それをもって旧4市町村議会の議決
を得て合併が成し遂げられたものでございます。

このようなことから、行政としましては、この確認事項を尊重し、確実に執行
していかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 私は、住民の声を聞くという点では不十分ではなかったかなと
思います。主権者である住民が、この合併の問題、庁舎の問題で判断を下せるよ
うにしっかり説明もして、何よりも住民の意向をつかむべきではなかったのかな
というふうに思っています。

次に、2つ目の時期についてです。凍結後から今日に至るこの時期に、基金の
積み立てなどが進んでいます。市長、凍結とは一体何でしょうか。私は、昨年3
月議会の基金条例制定への反対討論で、凍結期間中にやるべきことは、「市民の声
をよく聞くこと」、「対立の中心問題である庁舎の位置については、議会の議決で
決めること」、「事業の全体像、規模が明確でない中での条例制定は、なし崩しの
建設に道を開きかねない」、こう、強調しました。今年3月の予算に対する反対討
論では、「凍結中に基金だけは3億積み続けるのは認められない」、こうも述べま
した。広辞苑によると、「凍結とは、資産・資金などをそのままとどめおいて、移
動、または使用を禁止すること」、こう書いてあります。市長の言う凍結とは、一
体何でしょうか。

それから、凍結後1年半、回答はしていないし、位置についての議会の議決も
ない中で事業だけ進めるのはなぜでしょう。また、庁舎移転推進の立場の人も、
反対の立場の人も、庁舎移転どうなるのかの不安、そして不信があります。この

不安にどう応えますか。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 凍結中に事業を興すのはおかしいのではないかというご質問でございますが、これまでお知らせしてきましたとおり、基金の積み立てを行っておりますが、これにつきましては、凍結を解除したときに多額の負担が単年度に集中しないように積み立てを開始したものでございます。事務所の位置についても、議会の議決もない中で事業を進めるのはなぜかということでございますが、このことにつきましては、先ほども述べましたとおり、合併前の旧4市町村の議会で議決され法定協議会で確認された項目でございます。市民の不安にどう応えるかということですが、現在は凍結中でありまして、その解凍の時期が来ましたら、市民の皆さんの不安を取り除けるように、十分説明責任を果たしながら努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） それで住民が賛成にしろ、反対にしろ、納得すると思っているのでしょうか。

最後に3つ目に時期について、要は、今日から最終的な判断の時期についてお聞きします。庁舎移転については、議員はそれぞれ賛成や反対の思いがあります。市長はどうでしょうか。本市の財政状況や将来展望、住民の声なども考えれば、市長の認識の変化、発展はあり得るし、あってもおかしくないと思います。もし、判断がつかないのだったら、住民に直接問うたらどうでしょうか。民意はどこにあるのか、私は住民投票すべきであると考えます。

以前、住民投票に対する市長の見解を伺いました。市長は、「選挙が終わったばかり、市民を二分するような行為は望ましくない」、こう答弁されました。それから2年3ヵ月、市民の一体感が生まれるどころか、新庁舎問題を巡る対立は激しくなるばかりではないかと思います。それは、この間の「ふれあい懇談会」で市長自ら体験したことではないでしょうか。私は、このままでは、せっかく合併した新しい菊池市の将来に禍根を残すと思います。

庁舎移転の賛否を問う住民投票をする意思是市長にありますか。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 住民投票は、地域における重要な問題に関して住民の賛否を直接問うために実施されるものです。新庁舎建設問題も、この菊池市にとりまして

は大変重要な課題であると認識をいたしております。しかしながら、先ほど企画部長が申し述べましたように、新庁舎建設については、合併協議会で確認された項目であり、旧4市町村の議会において議決された事項であるということでございます。この問題につきましては、これまで賛否両論の市民の声も大変重く受け止めております。また、新庁舎用地は、現在ご承知かと思いますが、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業の中で求めるということになっております。市では、整備事業の同意推進に全力を挙げているところではありますが、事業に対しますところの未同意者も多く、換地業務や文化財の調査などが完了するまでには、今後さらに数年必要かこのように思います。したがって、このような状況下におきまして、住民投票というものについてはいかがなものかなどこのように思っております。

住民投票の実施の意思があるかとの質問でございますが、住民投票を行った場合は、市民を二分するような結果があるということをして18年の6月の東議員の質問にもお答えしたところでございますが、そういった市を二分するような結果が予測されると、今後、合併後のまちづくりにつきましては、いつもの私の言葉といたしましては、新市の一体性の醸成を図っていかなければならないということ強く訴えて、そのように積極的に取り組んでまいりました。

したがって、初代の市長といたしまして、市政の混乱を招かないようにすることこそ私の責務であると、このように考えております。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後1時32分

開議 午後1時41分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 皆さん、こんにちは。企業誘致の坂井でございます。なんか選挙運動のようでございますけれども、今回は企業誘致ではなく、農業の振興について、言うちみろて思うとります。ほとんどウケませんけれども。

さて、本市の財政状況につきまして、多くの議員の方々から質問があっていましたが、数字を出すこともございませぬけれども、そう悲観的ではなく、また楽観的でもなく、苦しくはあってもみんなで力を合わせて展開、方向性を間違わねば光も見えてくると。非常に抽象的ではありますが、このような状態だと思って

います。優良企業の誘致も執行部のご尽力のおかげで光が見えてまいりました。しかし、基幹産業の農業に関しましては、原油・資材の高騰、飼料の高騰等でコストは上昇し、農産物の価格は上昇せずに非常に厳しい経営環境にあると思います。そこで、通告に従いまして、本市の農業振興について質問いたしたいと思えます。

まず、補助金のことについてでございますけれども、市長は本市の基幹産業は農業であると明言をされてはおりますけれども、農業に対して予算措置がなかなか少なく、本議会で珍しく「家畜導入事業補助金」、そしてまた、「飼料燃料価格高騰緊急対策資金利子補給」など対策を打っております。そうではありますけれども、もっと思い切った予算、そして施策を組んでいただきたいと思えます。その点で、補助金はトンネル事業で市からの支出は0%であります。市の財政支出はないと。農業活性化のためにも有利な補助金をいかに獲得するかが大事であります。執行部の補助金獲得に対する意欲が私にはなかなか伝わってきません。

そこで質問ですけれども、農業補助金に対して、市執行部はどのように考えておられるのか。また、現在、どのような補助金があるのか質問をいたします。

次に堆肥利用についてであります。私が経済委員長を務めていたときには、よく旭志の、本市の余剰堆肥の問題が議論になりました。農協とタイアップして対応はしておられましたけれども、現在は、本市の余剰堆肥の状況はどうなっていますか。

以上、2点をまず質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 1点目の補助金の確保についてでございますが、現在、国及び県においては、各種作物の生産振興、経営力の強化や合理化などを図るため、機械施設等の整備事業として、国事業では耕種部門で普通作、園芸作物を対象としました生産総合対策事業、畜産部門では畜産総合対策事業、そのほか耕種・畜産の認定農業者や集落営農組織を対象としました地域担い手経営基盤強化総合対策事業、あるいは担い手経営展開支援リース事業などが設けられております。県事業としましては、集落営農組織を対象としました水田地域営農体制整備支援事業、園芸作物を対象としました園芸新たな挑戦強化対策事業、それから、葉タバコや茶、その他の特用作物を対象としました地域特産物産地づくり支援対策事業、畜産農家を対象としました飼料作物増産緊急対策事業などが設けられており、いずれも2分の1から3分の1以内の範囲による補助率となっております。

本市におきましても、これまで普通作、施設園芸、畜産関係をはじめとしまし

て、農家組織等の要望に応じ、補助事業への誘導を図ってまいりました。今後の新規事業等の情報につきましても、県をはじめ関係各機関からの情報収集に努めまして、本市に合った補助事業を取り込みながら、積極的に農家経営につなげていきたいと考えております。

2点目の堆肥利用、余剰堆肥でございますが、菊池市で生産される堆肥につきましては、推計で年間約28万4,000トンでございます。このうち、菊池市内の農地に散布できる堆肥は13万6,000トンでございます。差し引きの14万8,000トンを地域外に流通させなければならない、処理できない状況でございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） いろんな補助事業があるようでございますけれども、なかなか地域の方々、利用は少ない、少ないと言いますか、そこまで行き届いていないような気もいたします。また、堆肥も14万8,000トンは余っていくというような数字をいただきました。

そこで、第2点の質問でございますけれども、先ほど市長のほうから、隈部さんの質問に対して償却資産の減免も考えているような、というようなこともいただきました。これは非常にありがたいことだと思っております。補助事業も原油価格高騰対応緊急支援事業に絞っていきたいと思います。今の事業は、私が経済委員会のときに、たしか農協のいちご部会の二重カーテンなどに使った事業だと思えます。この事業は、農協関係には伝わっていても、一般農家にはこの有利な補助制度がなかなか伝わっていなかった、ではないかと思えます。この件につきましては、農家も私も日立キャピタルのほうから情報を最近入手したわけでございますけれども、この原油価格高騰対応緊急支援事業は、18年から19年、20年と続いているわけでございますけれども、この支援事業、補助事業、市として今までどのように対処してこられたのか質問をいたします。この点で1点です

次に堆肥について。現在、化学肥料は6割から約2倍高騰し、今こそ本市の余剰堆肥が宝の山になる。堆肥を活用しコスト削減、地力増進、環境保全、耕畜連携という観点からも非常に大事になってくると私は思います。堆肥は土づくりに欠かせず、生産性を高めるだけではなく、堆肥に含まれる窒素、リン酸、カリなどの肥料成分が注目を集め、その活用で高騰した化学肥料の施肥量を減らし、コスト削減に結び付けたいものであります。堆肥による施肥量の削減は、土壌を分析した上で堆肥中の窒素、リン酸、カリなどの肥料成分を調べる。そしてまた、

栽培する作物生産に必要な肥料成分の量から、土壌中の成分と堆肥で補充される成分量を引き、足りない部分を化学肥料で補うという意味で、土壌分析、そしてまた肥料の成分分析が大変大事になってくるとは思います。堆肥分析で約6,000円ぐらいかかります。この分析費用を耕畜連携、そしてまた余剰堆肥解決、そしてまた肥料コスト削減の意味からしてでも、市で支援する考えはないのか。

以上、2点を第2番目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の各種事業の周知につきましては、これまでの推進体制においては、農家組織等の必要に応じた計画により相談がある場合に、事業の要件を満たす補助事業に誘導し、事業を実施してまいりました。JAの部会等におきましては、JAの指導員が深くかかわっている関係で、いち早く補助事業への取り組みが進められている状況にあります。このような中で、平成19年度より実施されております地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業におきましては、これまでの補助事業は、農家組織が事業主体となる必要がありましたが、本事業におきましては、認定農業者個人に対し助成が実施できる制度でございますので、多くの方々に本事業が周知できますよう、認定農業者全員に対しまして、郵送による情報を提供し、希望者の相談を受け付けながら取り組んでいるところでございます。今後の事業推進におきましても、補助事業が有効に活用できるよう、各総合支所との連携をとりながら周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の堆肥利用でございます。本市におきましても、農地水環境保全向上対策の営農活動やエコファーマーの推進など、農薬や化学肥料を減らす環境負荷低減による営農活動への取り組みを進めております。ご指摘の堆肥中心の施肥体系につきましては、このような取り組みの基礎となるものと承知しておりますし、エコファーマー認定の際の生産計画の中において、堆肥を中心とした施肥体系を反映させ計画づくりに取り組んでおりまして、土壌分析も生産計画作成の際は義務付けられており、JAの土壌分析室を中心に分析が行われております。

このような環境負荷低減に向けました取り組みの推進は、組織的な取り組みによりある程度の広がりを持ちながら進められていくことが有効であると考えております。

議員ご指摘の費用の支援ということでございますが、農地・水・環境保全向上活動で組織的な営農活動に取り組む際には、当初の分析費用は実費負担となりますが、その後の分析費用は交付金を充てることができるようになっております。

農地・水・環境保全向上活動交付金におきましては、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担し支援をしておりますので、本事業の推進により継続的な効果が現れるよう推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 分析に関しては2回目からということでございましたけれども、これが基本であります。そしてまた、現在、冒頭で言いましたように、コストが非常に上がって、また原油も上がって、化学肥料も上がってという状況でございます。よければ、ぜひ1回目から分析費用を市のほうで持っていただければ、いろんな面でプラスになると思います。

3回目の質問いたします。原油高騰支援事業につきまして、昨年まで、今、部長も答弁にありましたけれども、相談がある場合やったというようなことをお聞きしました。しかしながら、去年、おとしとこの事業に取り組んでいけば、今年のこの原油高に対していち早く対応し、コストは下がっていたと思います。そういう点で、今年は一生涯懸命頑張っておられるようでございます。一般農家への周知徹底が今後も、もっともっと必要ではないかと思えます。要は、本当に高騰した今年、そして来年と非常に重要になってくると思えます。市の財政も痛まず、補助によって農家のためになるならば、市としては農業活性化のため、他の市町村より一步有利になるため、やはり他市町村よりも一步遅ければ、その枠が取れないと思えます。そういう意味もあります。また、最新の情報入手のため、ちょっと極端なことを言いますが、農林水産省にまめに足を運び、県よりも早く知るくらいの情報収集が必要ではないでしょうか。それによって、より有利な補助金が獲得できるのではないのでしょうか。

私の養豚業界の仲間は、農林水産省との懇談・懇親会でいろんな情報収集をしまして、素晴らしい補助金を情報収集しております。この情報は多分、県とかまだ市町村には行き渡っていないと思えますけれども、やはりそういったトップのところからの情報収集があれば、人よりもより一步早く有利な補助金が手に入るものと思えます。また、補助金獲得のために、補助金を取れば会計検査とかいろいろございますけれども、多大なる事務量が必要になると思われます。農水省にも出張させるためにも、有利な補助金獲得にあたり、農林振興課に職員を増員させるくらいの意気込みが必要だと思えますが、いかがでしょうか。質問いたします。

また、ハウス農家は原油高騰で非常に困っておられます。この原油価格支援事業

ですね。この補助金によって施設用ヒートポンプというのがございます。これにいろいろ書いてありますけれども、何もバックマージンはもらっておりません。年間624万円の燃料代がこのヒートポンプを使えば215万円の経費節減になる、燃料代が抑えられるという、安くて済むという優れものでございます。この施設野菜花卉農家は、こういった施設を今求められております。市としまして、いろんな要望も挙がっておりますが、できるだけ多くの施設園芸農家のために補助金獲得、頑張ってくださいと思います。

この原油価格高騰対応緊急支援事業は、市の財政を伴わない、しかも農家にとって50%の補助であります。市も農家も大きなメリットを持った、現在においてタイムリーな補助金であります。多くの農家が利用できることを望みます。この補助金獲得のため、農家のため、市長、来年のこともございます。市長として最大限の努力をしていただきたいと思いますが、このことに関しては、必ず市長にお答えを願いたいと思います。

それから、堆肥利用についてももう1点。堆肥を利用したいけれども、堆肥化学肥料をどれだけ使っているのかわからないというような農家が多いと思います。私もあまりわかりません。千葉県では堆肥という有機肥料、化学肥料を組み合わせ、成分に過不足のない施肥量を自動計算するパソコンソフト「エコFIT」を開発。このソフトは、作物と作型を選ぶと理想的な肥料分量を示す施肥設計値が出る。次に使いたい堆肥と有機肥料、化学肥料を選ぶと、肥効率を折り込んだ上で設計値を満たす各資材の10a当たりの施肥量を表示するという優れものでございます。本市もこういったソフトを普及所、そしてまた市役所、特に農協と連携をとり、余剰堆肥の利用促進、化学肥料のコスト削減につなげるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、耕畜連携の観点からも、堆肥利用の推進に対してのご所見も賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） それでは、再々質問にお答えします。

1点目の燃油高騰支援、あるいは人員確保についてでございますが、国・県の各種事業につきましては、生産基盤の整備を図るための有効な手段であると考えております。燃油高騰対策事業はじめ、各補助事業においては、当然、採択要件や数値目標の設定等の基準が設けられておりますので、農業者組織等の要望に応じ、要件の精査を行いながら、適正な補助事業の活用が図られるよう推し進めてまいりたいと考えております。

本定例会におきまして、施設園芸関連の県補助事業による施設及び機械等の導入に係る補正もお願いしておるところでございます。この事業では5つの事業主体による取り組みが計画されておきまして、うち2つの事業主体がJA部会以外の農家組織で、七城のメロン、あるいは花卉の生産組織で取り組むことになっております。燃油高騰対策事業につきましては、積極的に進めてまいりたいと考えておりますし、各総合支所との連携を密にしながら、広報等も活用し事業の周知徹底を図ってまいりたいと思っておりますので、農家の皆様におかれましても、お気軽に農林振興課、各総合支所産業振興課へご相談いただければ、さらに詳しい情報を提供できるんじゃないかなと思っております。

それから、職員確保という面で、情報収集というのは、大切さというのは、私も十分認識するところでございます。そのような中で、ただいま定員適正化計画を進めておるところでもございますので、現在の体制で対応してまいりたいと考えておりますが、今後の新規事業等の展開によりましては、当然、人員確保が必要な状況が生まれてくるものと思っておりますので、その際には強く要望してまいりたいと考えております。

2点目のシステムソフトにつきましては、化学肥料、窒素量及び堆肥の肥料的効果を考慮しながら、目標とする肥料分量を過不足なく満たす堆肥、有機質肥料、化学肥料の使用料がパソコンで簡易に算出できるもので、千葉県農林総合研究センターが開発したものです。JA菊池におきましても、同様のソフトがございまして、土壌分析の際の施肥設計に利用されております。利用につきましては、JA組合員の以外の方でも利用ができますので、さらに有効利用が図られるよう、関係機関と連携した働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 燃油価格の高騰によります緊急対策ということで、国も県も、また我々市町村自治体もしっかり頑張っております。そのことについては、先の説明の中でご理解いただいていると思っておりますが、なお、まだもっと補助金事業制度等について、よく検討・研究をしながら、なるべく早く農家の方々に補助対象になるやつについては事業を示せと、そういったことではないかと。またさらに、それは系統の組合員さん方以外の方々にも、同じように早く知らせて対策ができるようにということではないかなと思っております。

そのことを受けまして、先ほど説明申し上げましたように、本市としてできる財政の限りの中で、できるやつは何をやったらいいのかと。いろんな農業関係の

団体の方々から直接いろんな諸会合でお話を聞いたり、また直接要望を受けたりしております。そういった中で、意外と直接、こういったことの事業をやってほしいという具体性がなかなか見いだせない状況で、いわゆる全体、全国的な緊急対策としてのアラカルトが出ているというだけであって、本当に具体性に地域に必要なものは何なのかといったものを、お示しをいただきたいということを申し上げてきたわけでありますが、具体性に欠けている部分もあるために、内部的に検討いたしまして、先ほど申し上げますように、償却資産の減免であったりとかいうことを含めまして、利子補給で金利0%にもっていきこうといった、そういう負担などなどを取り組んでまいっているところでございます。

農家に対する、農業に対する補助金というのは、意外とトンネルで市の負担分はないんじゃないかというお話もあっておりましたけども、随分と負担をしております、農業が国の施策等々によりまして、その施策の裏打ちをするものはやっぱりこの自治体の負担というものが伴ってきているものが多いということでございます。

また、一例については、例えば農家に対する直接支払制度というのが平成13年度からスタートいたして、7年余り、8年目になっておりますけども、これにいたしましても、国が負担しています、県が負担しています、菊池市はやっぱり4分の1の負担をしております、今現在、2億2,000万円ほどの年間の直接支払をしておりますから、平均して7年間とすれば15億円の直接支払が農家に入っているということになります。そのうちのいわゆる4分の1を市が負担し、5,000万円程度負担しながら7年、8年間やっているから、やっぱり3億、4億のお金も負担しているということで、そんな制度というのが意外と目に見えていない部分がありますけども、農家に対しますそういった補助事業というのは、またさらに拡充していくべきものは拡充していきたいと、このように思っておりますので、どうぞご理解を、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 意外と基盤整備とかそういった負担金はあると思いますが、経営的に独自にやるというような部分も工夫していただきたいと思います。

続きまして、活性化ということでございますけれども、この菊池市に、私が経済委員会のときだったですか、何のときだったかな、里道というのが、もうこれはものすごい数の里道があると思いますが、国から各自治体に譲るということで話がきました。それも含めてでございますけれども、市の財産、そして土地・施設そういったのはどれだけ物件があるか。そして、また面積はどれだけあるか。

簡単には出ないと思いますが、金額にすればどれぐらいかと、わかるだけでも結構ですから、わからないならわからないでよろしゅうございますが、把握しておられますか、質問いたします。

それから、中山君の質問にもございましたけれども、植木インター菊池線の電鉄バスが10月をもって廃止になろうとしております。地区住民、特にお年寄りの「……」の確保について、どのように対応するつもりなのか、まず第1点、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 公有財産のうち里道・水路、面積とか価格とか、そういうのはちょっと数値的には把握できない部分がありますけども、3月末現在の財産調書によります普通財産の山林及び旧泗水町が所有しておりましたけども、新端辺草地を除きますと、約5万9,000㎡、これは財産の名称で区分しますと、約55件という形でございます。

詳しい数値については、また必要であればお答えしたいと思いますけども。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） ご質問の路線は、豊田線というバス路線になりますが、この路線の菊池市内での主な利用者は、七城小学校への通学児童でありまして、熊本電気鉄道株式会社から、非公式に路線廃止の打診があった昨年12月から、教育委員会と連携をとりながら、市のスクールバスで対応することとして準備を進めてまいりました。現時点で熊本電鉄の路線廃止の時期は、10月14日以降としか決まっておりませんが、その10月14日以降は、市のスクールバスにて小学生の交通手段の確保を図ることができることになっております。

老人の交通の確保はどうするのかというお尋ねでございますが、この県道植木インター菊池線の温泉ドーム付近から電鉄菊池プラザ、または菊池温泉までは、熊本電鉄の熊本線の七城経由及び田島経由が運行しておりまして、乗合タクシーや巡回バス等を競合させて、路線地域と菊池市街を結ぶ路線の運行を行うことは法的にできないことになっております。また、こうした法的な問題ばかりでなく、利用の面では植木町の豊田周辺の高校生の菊池高校への通学と、七城の新村・大尺地区の児童が、七城小学校へ通学に利用しているのが主でありまして、それ以外の一般の方が利用されることはほとんどない現状でございます。

過去の本市における公共交通の実情から見てみますと、自家用車から公共交通機関への転換はなかなか進みにくい現状から、豊田線の廃止によりまして、地域

に代替え交通が必要であるかどうかを見極め、必要である場合には、法的な問題やかかる経費を勘案しながら、地域の実情に見合った交通体系の構築をしていかなければならないかなあと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 考えてみますと、市有林もそうでしたけれども、私が申したいのは道路脇の市有地、そしてまた、それを欲しいという人がいる市有地。そしてまた、その土地は、まあ別にあまりためになっていないからどうでもいいやというような市有地、そういう市有地ですね。もちろん市有林もそうだと思います。要望があってそれなりの値段で買うという人があれば、売買しても結構だと思います。特に、私が言いたいのは、財政が苦しい折、少しでも税収、自主財源増を目指さねばなりません。不景気で来年度あたり税収、減少はしないかというような心配もしているところでございます。

しかしながら、よく考えてみますと、里道を含めて考えてみますと、相当の土地がこの菊池市には眠っていると思います。そういった中で、眠っている財産・土地を欲しがって、今も言いましたけれども、欲しがっている市民がいたら、不良債権と思い、市が必要と認めなければ売却し、自主財源に充てるべきだと思います。特に、里道に関しましては、地方分権で税源移譲の一環であるがために、国の里道であったのが市道、里道になったとも聞いております。市も積極的に市民にその里道を買っていただくために、働きかけ、多くの市民の方々に市内に数限りなく点在する里道を知ってもらうために、広報で告知・周知徹底を行い、なるべく購入していただけるようにすれば、自主財源増につながりはしないかと思っております。そういう観点につきまして、市長の考えをお伺いいたします。

第2点、スクールバスの点につきましては、大変お願いをしていましたところ、本当に実現できましてありがたく思っているところでございます。乗っている方が少なかったから廃止になったわけでございますけれども、これは竜門線とか、水源のバス路線も一緒だったと思います。廃止路線、関係地域はほかに交通手段もなく、菊池市街へ買い物、そしてまた、お年寄りや病院への通院等、タクシーで20分ないし30分かかります。

車の運転ができる人はよろしゅうございますけれども、できないお年寄りや子ども等の弱者のためにも、同じ理由で廃止になった竜門・立門地区ですね、また、泗水・田島地区で運行されている乗合タクシー等同様の対応が必要ではないかと私思っておりますけれども、交通弱者の立場での対応をお願いしたいと思います。

が、お伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 市の財産の売却ということで自主財源の確保をしたらどうかということでございますけれども、合併後の新菊池市にそのまま引き継いでおります財産につきましては、普通財産のうち売却可能な資産について洗い出しを行っているところでございますが、以前から売却可能な資産として把握している土地につきましては、計画的に売り払いを行い、自主財源の確保に努めているところでございます。なお、平成18年度の実績でございますけれども、普通財産の一般競争入札による売り払いが2件ございました。1件目が旧水源家畜せり市場でございまして、89万5,000円。2件目が旧熱帯魚養殖施設で、528万円でございます。また、そのほか先ほど申されました、里道・水路の法定外公共物につきましても、16件、面積にしまして2,050㎡、価格にいたしまして約700万円、合計、平成18年度では1,300万円の財産売却収入を得ておるところでございます。また、平成19年度におきましては、普通財産の一般競争入札による売り払いが1件で1,000万円。また、道路拡張に伴います代替地として、旧津留住宅跡地を240万円。また、簡易水道施設用地を80万円で売却しておりまして、それ以外に里道・水路の法定外公共物が9件、2,500㎡程度で460万円。計の1,780万円程度公有財産を売却し、収入を得ているところでございます。

また、今後の取り組みにつきましても、平成20年度におきまして、野間口にあります市有地を、これは宅地でございますけれども、1,700㎡を約1,100万円で、先月一般競争入札により売却したところでございます。

行革におきましても、遊休地の有効な利活用ということで売却の促進を打ち出しておりますので、引き続き売却可能な資産につきましては、洗い出しを行いながら、各部課、あるいは各総合支所と連携をとりながら、計画的に売り払いを進めてまいりたいと、そのことによって自主財源の確保に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） さっきご質問の中に旧菊池市の竜門地区のような運行はできないかというようなお尋ねでございますが、ご存じのとおり竜門地区の方面の3路線については、バスは完全廃止になりました。したがって、相乗タクシ

一を進めているところでございます。

ただ、先ほど申し上げますように、七城地区の場合には、温泉ドーム付近から熊本線と田島経由線が走っております。菊池まで走っておりますので、その区間を乗合タクシーの事業は展開できないこととなります。そうしますと、当該地区から温泉ドームまでしかタクシーは運行できないと、そこからまたバスに乗り換えていただくという法的な問題がございます。そうなりますと、市内からその現地までタクシーで迎えに行くと、温泉ドーム付近で降ろさなければならないという矛盾が出てまいります。そうしますと、そこからまたタクシー事業者は菊池市内まで回送という実態が出てまいります。燃料高騰の時代に、そういった回送による赤字を抱え込むということは、事業者にとってかなり厳しい状況でございまして、大変難しいという見解を事業者が示しております。

しかし、お困りになっておられる方も実際おられるわけでございますので、かなり難しい問題ではございますけれども、今後とも関係機関と協議をしながら、何か方策は見つけていきたいと思っておりますが、現時点では厳しいとだけ申し上げさせていただきたいと思えます。

お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 私、この1回目の質問のときに、市民の「……」だと言いましたけれども、これ訂正していただきまして、市民の交通の手段に訂正をさせていただきたいと思えます。よろしく願います。

非常に厳しいということでございました。しかしながら、お年寄りには温泉ドームには病院はございません。そういうことを考えてもらって、前向きにご検討よろしゅうお願いしたいと思えます。

次に、食育について質問いたします。市の小中学校、保育園の給食、また福祉施設での地場産の農産物を使った地産地消はどのようになっているのかお伺いをいたします。なお、農業体験学習に関しましては、ちょっと省かせていただきたいと思えます。

という1回目の質問なんですが、これに2回目、3回目とやりますが、これは今日の朝の新聞の記事なんですが、今からの新聞にとってもタイムリーな記事なんですが、「汚染米、病院給食にも」というような記事で載っておりました。また、今日の昼のニュースには、「汚染米、あられにも」というような、あられもにやあニュースが流れてまいりました。そういうことも踏まえながら、地産地消どのようになっているかという、お伺いいたします。よろしく願います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） お答えします。

あられとか、そのほかにも病院食、それから保育園の給食等にあるということで、私自身も本当に、今、学校給食していますけども、大丈夫だろうかあとということ考えたものの一人ではございます。

今、お尋ねは、今どういう考えかということですので、学校給食のことについて、偽装ブレンドがありはしないかということによろしゅうございますか。

○16番（坂井正次君） 地産地消はどのようになっているかということ。

○教育長（田中忠彦君） 地産地消ですね、失礼しました。それじゃあ、学校給食の基本物資であります地産地消で、主食のお米やパン、これにつきましては学校給食会からとっております。そのうちのパンにつきましては、七城にありますパン組合工場から直接学校に納入されております。また、お米につきましては、学校給食会と契約しておりますので、県経済連及びその傘下にありますJ A、本市の場合はJ A菊池との連携によりまして、すべて地元産米を使用しております。

その他の給食の食材についてですが、これは3月の中山議員の一般質問にもお答えしましたが、プリンとかヨーグルト、そういう加工品を除きまして、野菜や果物、肉、魚、豆腐、かまぼこ、みそ、しょうゆ、そういうほとんどの食材を地元の業者から調達しております。その生産、製造までは調査しておりませんが、ほとんどが大部分地元の生産、あるいは製造されているものと思っております。

以上、お答えしたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 保育園の給食につきましては、3歳未満児が主食及び副食、3歳以上児が副食となっております。したがって、お米につきましては、3歳未満児の主食のほか、除去食、食物アレルギーを持つ子どもたちに対する原因となる食品を除いた食ですけども、この除去食、おかゆやおじや等、離乳食に使用して、公立5園の合計で、大体一月当たり約67kgを使用しています。

また、銘柄は菊池産米のほか、県外産米も使用していますけれども、今後も菊池産米の使用に努めてまいりたいと思っております。

また、福祉施設につきましては、養護老人ホーム「ふじのお荘」、「こすもす荘」、また特別養護老人ホーム「つまごめ荘」の3施設で、大体お米につきましては一月当たり約810kgを使用していますけれども、一部は菊池産米、そのほかは熊

本産米を使用していますので、こちらのほうも引き続き菊池産米の使用に努めてまいりたいと思っています。

なお、お菓子等につきましては、私のほうで把握しています限りでは、福祉施設のほうの「ふじのわ荘」、「つまごめ荘」におきましては、菊池市の製菓業者、また「こすもす荘」では手づくりのお菓子、また保育園では大部分が手づくりということになっています。

汚染米等につきましては、現在、追跡調査等を実施しては、今のところまだ汚染米を使っているという状況は見つかっていません。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 3番目の質問で言うはずだったですけども、あえて2番目のときに言いますけれども、七城の米は、七城農協の倉庫から学校給食会が集めて、向こうで加工して持ってきて、七城の小中学校に配給しているそうでございます。しかしながら、それを直接、農協の精米したのを直接給食に回していただきたいというような声があるというのを頭においてください。

県の給食センター会からの配給体制であるということでございますけれども、今、食に対する信頼は薄らいでおります。中国の毒入り餃子、中国産うなぎ等の食品の偽装、食に関してはうそばっかりで不安材料が多々ございます。現給食体制、給食会から調達しておりますけれども、果たして私はこれで大丈夫だろうか、偽装はないのだろうか、向こうでブレンドして持ってきてはいないかとか、いろんな疑いをかければ切りがありませんけれども、その点につきましては、いかがお考えでございますか。

質問いたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 先ほど申しましたように、地元産米と言いながら、偽装ブレンドではないかとの質問でございますけども、学校給食用精米につきましては、先ほども少し申し上げましたが、県学校給食会と県経済連との契約により、経済連傘下のJAの各倉庫から直接出荷され、大型とう精工場で地域ごとに精米し、各学校、あるいは給食センターに発送されていますので、そのようなことはないものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○16番（坂井正次君） 一応、農林省も業者もみんなそういうことを言います。しかし、平気でだましているのが現状でございます。特に、お年寄りもしっかり長生きしてもらわなければなりません。また、保育園、学生と、私たちの孫たちが、健康で育ってもらわなければ困るわけでございます。そんな中で、最近、新聞を大変にぎわしております汚染米の問題が取りざたされております。農薬メタミドホス、アセタミプリドや、すみません、カビ毒アフラトキシンで汚染された輸入米の不正転売問題等の波紋が日増しに広がっております。また、このように食の安全・安心を思えば、私だけでしょうか、心配で心配でなりません。先にも言いましたが、病院の給食にも使われていたと。学校、保育園の給食は大丈夫なんではしょうか。大変心配であります。

そんな中で私が言いたいのは、外国産農産物よりも国産農産物なんです。遠くの国産農産物よりも近くの菊池の農産物なんです。やはり一番安心だと思います。特に、お米は何をブレンドしてもなかなかわかりにくい。何を混ぜているかわからないのに、さっきも言いました、菊池の七城のお米が倉庫から持って行って、県の給食会に行き、そしてこっちに配給される。途中で何が入るか、何を混ぜておられるのか、これは本当に、私は心配であります。

県下最大の農産物生産地域であります、この菊池でございます。直で地産地消が、なるべく多くの農産物が直でできないのか。まして、お米と今の情勢、何を混ぜ合わせているのかわかりません。大変心配であります。地元の産直なら大丈夫です。菊池の農産物を直で給食に使われないか、また使っていこうというお考えはないのか質問いたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） お米を現在、県学校給食会を通じて購入しておりますけれども、その理由を申したいと思っております。

まず、熊本県等からの助成金とか、学校給食会の価格調整金等の活用ができるということでございます。それによりまして、各JAが提示する価格より安い価格で購入できるということ。それにより、給食費としての保護者の負担が軽減されます。また、自主流通米は、毎月価格変動がありますが、年間を通じて一定の安い価格で供給が行われています。次に、県学校給食会が経済連とお米の一括購入契約を結ぶことによりまして、凶作時におきましても安定的に供給を受けることができます。また、万が一の場合にも、熊本食糧事務所からの協力体制がとられることになっております。さらに、高度な異物除去装置等が完備した大型とう

精工場での精米が行われますので、異物混入等のない安全・安心な精米の供給が
されております。

品質の良い地元産のお米をより安価に、そして安定的にかつ安全に供給される
体制が確立・確保されていることから、今後も学校給食会を通じた供給体制で進
めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 先ほども答弁しましたとおり、お米につきましては、菊池
産米をできるだけ入れるようにしていますけども、野菜関係等につきましては、
保育園関係におきましては、園の菜園等で、自分たちで栽培し、保護者の協力で
収穫等をやっております。

また、「ふじのわ荘」関係等の福祉施設におきましては、魚につきましては、基
本的には国産品ということで、あとにつきましては、できるだけ菊池産を納入し
てほしいということで、地元の業者のほうには依頼をしているところです。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。



休憩 午後2時39分

開議 午後2時49分



○議長（北田 彰君） 質問者がしっかりこう質問しよりますから、私語のないように
お願いします。それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○6番（二ノ文伸元君） 本日最後となりました。頑張ってやりますので、よろしくお
願いいたします。

[「まだわからん」の声あり]

違うそうです。早速、質問させていただきます。

昭和36年に、現在の隈府小プールがつくられ、本年で約47年間が過ぎまし
た。その間に、大勢の児童が水に慣れ親しみ、何よりも大事なこと、水から命を
守る術を身に付けさせてくれました。私もその中の1人であります。私の場合は、
水泳が大好きで、あの当時は水泳同好会というクラブがあり、夏になれば放課後
や夏休みによく朝から晩まで練習をしたのを覚えております。おかげで今でも子

どもたちと水を通して触れ合うこともできております。また、4年前に阿蘇で行われた県民体育祭において、45歳以上50M自由形で優勝をすることができました。今年も、今月の20日と21日に玉名において県民体育祭が開催をされます。私も出場をいたします。ぜひ、ここにおいでの方の議員の皆様方、執行部の皆様方には応援に来ていただきますように、よろしくお願いをいたしておきます。特に市長、来てください。応援に来てくれれば、私も応援します。(笑いあり)

○議長(北田 彰君) 早く質問に入ってください。

○6番(二ノ文伸元君) それでは早速、質問に入りたいと思います。ちょっと話がずれました。

最近では、隈府小の市営プールも半世紀近くも過ぎますと老朽化は否めないものがあるように感じております。更衣室やロッカー、そしてトイレなど、現在は使われておりません。これは使われないので。特にトイレが使えないということは、子どもたちはどこで用を足しているのでしょうか。もう、皆さんもおわかりのことだろうと思います。恐らく、じわーっとやっているのかなど、自分でおかしくてたまりませんけども、また、プールの底の色は濃いグレーで、今にもカップでも出てきそうな色をしているんです。やはり、このようなプールでは、子どもたちも泳ぎたいとは思わないのではないのでしょうか。

そこでお尋ねですが、この際、隈府小プールを大改装される考えはないのか、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長(田中忠彦君) 隈府小学校のプールは、昭和36年に設置されたもので、老朽化も進んでいることから、これまでも何度も補修を行ってきたところです。今年度におきましても、7月までにプールサイド改修工事、配管の漏水工事、ろ過器等の工事を行いました。しかし、その上プール本体の漏水等が激しく、授業にも影響を来している状況というのは承知しております。

教育委員会としましては、設置後、約50年ほど経過しておりまして、改修よりも新設のほうがよいのではないかと考えております。できるだけ早い時期に着手できるよう、努力してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 二ノ文伸元君。

[登壇]

○6番(二ノ文伸元君) 新しくされるということで、やはり何がしかのお金は莫大なものがかかるかなと思います。隈府小も100年以上たつて、いろんなところで

老朽化が進み、いろんなところを改修したりしなければならないのは、私もわかっております。今、早いうちとおっしゃいましたけれども、今はマニフェストという、そういう期限を切ったものが定着をしておるとやはり思います。教育長の任期は、たしかいつまでだったか、ちょっと私もわかりませんが、やはり教育長の、「早いうちに」というのはやはり教育長が教育長であられる時期で、最低、そのようなことでよろしかったのでしょうか。

それと、やはり、今も申しましたように、財政のことはやはり財政課のほうとご相談してということですが、やはり財政課は、課長さんそこにおいでですけども、やはり心臓部だろうと思うんです、この市役所ですね。一番大事な、とても優秀な、有能な方が、恐らく財政課の課長さんになっておられることだろうと思います。考え方はいろいろありますけども、ここは、やはり課長さんの肝いりとは言いませんが、しっかり市長とご相談をなされて、せめて教育長の任期のうちにやられていただくように、答えは何かもらえないのかなと思いますので、しっかりご相談をしていただきたいというふうに思います。

1つだけ、1点だけ、その教育長の任期の期間中ということで、早いうちにとというのはよろしいのでしょうか。それだけ、お聞かせください。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 難しい質問でございますが、現時点でいつするかということでは明言できませんが、できるだけ早い時期にとということで、お答えさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君、財政課長？ 市長？

[登壇]

○6番（二ノ文伸元君） いえいえ、財政課長で。

○議長（北田 彰君） 財政課長、川上憲誠君。

[登壇]

○財政課長（川上憲誠君） 今後、十分検討してまいりたいと考えるので、よろしくお願いたします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○6番（二ノ文伸元君） 教育長が、できるだけそういうふうにとということで承りましたが、やはり教育長も、再選も後ろのほうからあるということで、そのようにならないようにじゃないですけども、とにかく、教育長が今期の任期のうちによろしくお願をいたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

次に、2問目に移りたいと思います。次の質問はまた教育長になるかと思えますけども、よろしくお願ひします。本市におけるスポーツの競技力向上対策ということで、質問をさせていただきます。

北京オリンピックも終わり、現在パラリンピックが行われております。日本人選手も、水泳の北島康介選手をはじめ、柔道の石井選手と、本市のお隣合志市、さつき、合志市の議員さんがおいででしたけども、合志市出身の内柴正人選手がみごとに金メダルを取られたことは、皆様もご存じのとおりであります。本市においても、泗水出身の牧野選手が出場されました。大変このことは本市にとりまして、名誉なことだったと私は感じております。しかし、オリンピックに出場するには、並大抵な努力ではなかったのではないかと考えます。また、努力だけではなく、周囲の方々の支えなくしての出場は恐らくなかったでしょう。

この、牧野選手が出場されたセーリングというスポーツは、現在においては、この日本ではまだまだメジャーではないようです。オリンピック前の一番大事な時期に帰郷され、集金集めにも四苦八苦され、パーティーやTシャツを売って、オリンピックには出場されたようです。海のスポーツということで、本市には練習する場所はないのですが、わざわざ帰郷され、資金集めに奔走されたあの時期にもっと練習に集中することができていたら、入賞どころか、メダルも夢ではなかったのではないのでしょうか。あのフェンシングの太田選手は、まだまだこの日本ではメジャーではなく競技人口も少ないフェンシングで銀メダルを獲得しました。このことは、本人の努力はもちろんですが、周囲の理解と協力があつたからと考えます。特に、資金面では福岡に本社のある明太子屋さんが、フェンシング協会の会長さんということで、相当資金集めで協力されたようです。そのおかげで、練習に集中することができ見事に銀メダルを取ることができたものだと考えております。私は、このようなトップアスリートをつくるために大事なことは、底辺の拡大とスポーツを楽しむ環境の整備だろうと思っております。

そこでお尋ねですが、本市におけるスポーツ競技力の向上対策として、ハード面、ソフト面で、どのような対策を現在取られているのか、またこれからどのようなことを考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 競技力向上対策ということで、まずハード面につきましてですが、平成19年度において、市営ゲートボール場や弓道場の移転新築を行いました。並びに、旭志グラウンド改修工事等、総合計画により体育施設整備を実施してまいりました。なお、20年度においては、市営の七城総合グラウンドテニ

スコートが老朽化しておりましたので、改修をいたしております。また、今回の9月議会におきましては、菊池市総合体育館の空調設備工事の補正予算を計上しているところでございます。この空調設備工事におきましては、過去、各種の全国規模のスポーツ大会等が開催されましたが、特に夏の期間中の大会等について、体育館内の冷房が完備されていないために、選手及び関係者の方々には、大変ご迷惑をおかけしたことだと思います。今後、空調設備工事をお願いすることにより、全国規模のスポーツ大会はもとより、各種のイベント・集会等に備えることができるかと思っております。

次に、ソフト面につきましては、市民の体育スポーツ振興及び競技力向上を目的とした菊池市体育協会や、市民の体力・健康増進及び親睦融和に寄与しています菊池市体育指導員協議会に対して補助金を交付しており、市民の体育スポーツの振興を図っております。今後も議員所属の体育指導員や協会の皆様方には、市民スポーツの指導者として、より一層のスポーツ振興にご尽力を賜りたいと思っております。

また、今後のことですが、まずソフト面につきましては、総合型地域スポーツクラブ設立を平成21年度を目標に掲げ、菊池市体育協会並びに菊池市体育指導員協議会または、各地域でスポーツ教室のご指導をいただいている指導者の方々にご相談をしながら設立していきたいと思っております。

次にハード面につきましては、市民のスポーツの関心度が高まっている中で、各種のスポーツ団体から専門的な場所がほしいということ、そういう等のご要望もあります。例えば、専門の野球場があれば、野球人口も増え、将来に向けて、選手の養成にもつながっていくのではないかと想像もできますが、場所の選定並びに予算も講じなければなりませんので、今後の課題とさせていただきます。

なお、平成24年度には、熊本県民体育祭が菊池郡市で開催される予定ですが、今後ハード面につきましては、後期の総合計画により社会体育施設の整備の見直しも検討しなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○6番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。

今、答弁を聞いてみますと、これならオリンピック選手もこの町から出るんじゃないかなあというふうにも思いますけども、それに付け加えまして、私のほうから提案という形で、少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず、ソフト面からですけども、やはり先ほども牧野選手のことをちょっとお

話をさせていただきましたけども、あの人の場合はやはり中学校まで菊池市在住だったんですかね。違いますかね。とにかく、昔泗水のほうに住んでおられたというふうに聞いております。菊池市である程度の年月まで育って、東京のほうで練習をされて、そしてオリンピック出場が叶ったとか、そういう方には、やはり何かの特典こういうものを付けていただきたい。例えば、菊池名誉市民賞とか、それといろんな基金があると思います。先ほどは、基金は目的以外にはつくれないと、総務部長のほうからの答弁も、東議員のときの答弁にありましたけれども、やはりその状況に応じて条例を変えるなり臨機応変に、できないものはできないで仕方がないと思いますけども、やはりこのオリンピック出場を果たされた方には、ぽんと100万をどこかの基金から持ち出してやっていただくとか。すると、わざわざ大事な時期にこっちに帰ってきて、資金集めをしなくていいと思うんですよ。

菊池市としては、これだけやっていますというようなことを内外にもアピールすることができると思いますので、そういう条例等をつくられる考えはないのか、そこはお答えをいただければありがたいです。

2点目は、やはりスポーツ選手が日本一になったら、この市役所に無条件で就職ができるとか。なかなか今は、スポーツ選手は、昔は私はスポーツだけしかしておりませんでしたので、スポーツをまじめにやるとけば就職も叶うのかなあというふうにも思っておりましたけども、なかなか現在においてはそういうことができない、そのような環境になっているというふうに思います。

昔、松下電器の松下幸之助さんでしたか、あの方が野球で例えれば9番目の選手まではいらないと。10番目、11番目の選手がほしいと、補欠で3年間一生懸命頑張った、そして苦しい時期を乗り越えた、そしてやり通した、そういう人間、そういう人材がほしいんだということをよく聞いておりましたけれども、やはり今この現在においては、そういうことも少し不可能なのかなというふうにも思います。それでやはり、例えば総務部長の娘さんの緒方有希ちゃんでしたか、日本一になられております。今現在は、女子校で大活躍をされて、もう県ではナンバー2ですか、3ですか。それぐらいの学校の力を付けておられます。そういった、やはり日本一、せめて日本一ぐらいになったら、それが可能になるようにですね。そのことだけでも、やはり選手にとっては励みにもなるし、勇気も与えられると思いますので、そこら辺も私の1つの提案としてお聞きいただければと思います。

それから3つ目には、さっき私が言おうと思っていたんですけど、やっぱり専門性の問題ですね。それで野球場の話をしようかなと思いましたが、野球場、

実際ありません。それは、大体総務部長あたりが野球の関係者であるということは、やはりその辺は強く考えていただきたいと思いますので、このことも財政課長さん、汗ばっかりふきなさらんで、よろしく願いをいたしておきます。

それから、総合体育館の空調設備ということですね。これは大変財政的に値段を見てみますと、私が一番最初に想像していたときよりもはるかにお金のかかる事業ということで、うーんと思いましたが、これは合併特例債のほうで何か充当ができるというふうに聞いて、少しは安心をしているところです。先ほど、答弁の中で全国レベルの大会も可能になるということをおっしゃいました。そうならば、今、総合体育館の中で控室というのが少し不足しているのかなというふうにも思います。これは、境議員さんのほうから私にちょっと教えてもらったんですけども、トレーニング場を、あそこを何とかこう控室に将来的にできないのか、そして、その中に入っているトレーニング室を南中プールのどこかに、縮小してでもこう入れていただいて、そしてあそこにトレーニング場と水泳とできる施設になりますので、これはもう専門性も出てくるとと思いますので、そこら辺もハード面でちょっとご提案をさせていただきます。

それから、4年後には県民体育祭も行われるということです。それに向けているんなところを改修されると思いますので、その辺の財政的な面もよろしく願いをしておきます。

それから、お願いばかりなんですけども、体育祭が今度……

- 議長（北田 彰君） 二ノ文委員、提言ではなく質問をしてください、質問。
- 6番（二ノ文伸元君） 質問。
- 議長（北田 彰君） 提言じゃなく。
- 6番（二ノ文伸元君） 質問にちょっと変えます。
- 議長（北田 彰君） 演説じゃないから。
- 6番（二ノ文伸元君） 体育祭が行われますけれども、やはり第1回目ということで、各区苦勞をなされて選手集めにも奔走されております。実際、私も体育指導員という立場で、今度だいぶ様変わりをしました市民体育祭を、お世話をしておりますけども、選手集めに、大人の一般の方の選手集めはそれほど感じませんが、やはり学生の子どものたちの選手集めに相当苦勞をします。例えばリレーにおきますと、低学年の1年生が1人、2年生が1人というふうに。その地区で誰が一番速いのかという、その把握しているのは、やはり子ども会とか、そういう子どもを持つ親になってくるんですね。そうすると、いろんなその通信費とか、いろんなところで、細かい話ですけどもかかってまいります。あっちの子どもが駄目、こっちの子どもも駄目、するとこっちの子どもはどうですか。いや、こっちの子

どもはもうその日は部活動でちょっと駄目なんですよと。それが本当に大変なんです。それを何とか今そろえることができましたけども、やはりそういう苦勞の影には、やはり何がしかの補助金がですね。懇談会の中にも、市民の方からの要望もありましたけども、何がしかの補助金を、第1回目ということなんですから、2回目からということも申しませんが、その辺も合わせてできましたならば、答弁のほうをよろしく願いをいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 突然の通告のない質問ですので、どれだけの答えができるかわかりませんが、まず、最初にありました地元出身のオリンピック選手とか、あるいは優秀なそういうスポーツ選手に対する資金提供等の条例のあたりをつくらんかということをございましたけども、共感できる部分が大部分でございまして、条例等の整備については、今後考えさせていただきたいと思います。

また、今ありました市民体育祭についての件でございしますが、小・中学生につきましては、学校のほうから部活動等の配慮とか、あるいは学校へのそういう選手選抜等への協力とかいうのを要請してまいりたいと思いますけども、補助金については、現在予算化をしておりません。したがって、今後どれだけのできるかというのはまだ決定できませんので、ここで明言は避けさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○6番（二ノ文伸元君） あまりにも質問が多過ぎて、ちょっと戸惑われたかと思いますが、議事録でも読んでいただいてしっかり考えていただきたいと思います。

執行部におかれましては、さらなる努力をお願いし、本市がスポーツ立市となるようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。次の一般質問は、9月16日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○
散会 午後3時16分

平成20年第3回菊池市市議会定例会

議事日程 第4号

平成20年9月16日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	枋原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君
24番	北	田	彰	君
25番	外	村	國	敏
26番	徳	永	隆	義
27番	横	田	輝	雄

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君
副	市	村	上	建	二	君
収	入	高	本	信	男	君
総	務	緒	方	希	八	郎
企	画	石	原	公	久	君
市	民	村	山		隆	君
経	済	後	藤		定	君
建	設	岡	崎	俊	裕	君
七	城	松	岡	敬	二	君
旭	志	中	村	榮	光	君
泗	水	上	林	正	章	君
企	画	木	村	靖	弘	君
財	政	川	上	憲	誠	君
総	務	山	田	浩	文	君
教	育	田	中	忠	彦	君
教	育	山	口	正	司	君
農	業	五	島	千	秋	君
水	道	三	牧		茂	君
監	査	大	塚	茂	幸	君

事務局職員出席者

事	務	局	長	岩	木	精	四	郎	君
議	事	課	長	永	田	哲	士	君	
総	務	審	議	高	田	早	苗	君	

議 事 係 長

上 田 敏 雄 君

午前10時00分 開議



○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、泉田栄一朗君。

[登壇]

○2番（泉田栄一朗君） 皆様、おはようございます。公明党の泉田です。きょうは先輩方が農業問題について何人も質問されておりますけども、私も農業問題についてこれから質問をさせていただきたいと思います。

原油、食料品、飼料、肥料などの急騰が家計や農業の従事者を直撃しております。特に農業を取り巻く環境が厳しい状況が続く中、農業を守ることが地域を守ることであり、文化を守ることだと思っております。今、世界の自給率を見ますと、アメリカは128%、フランスは122%、ドイツは84%、イギリスは70%、そして日本は40%でございます。では、国内また県内を見ますと、北海道が195%、秋田県が174%、熊本県はといいますと56%です。菊池市はと見ますと、おおよその数字ですけれども120%以上だということです。これは正確ではございません。菊池市の農業従業者の最新の調べは、平成17年では年齢別で言いますと15歳から19歳の若者が366人です。30歳代が286人、40歳代が644人、50歳代が1,009人、60歳以上が3,378人となっております。つまり、60歳以上の方が約60%を占めているということです。この農業就業者人口は5年に1回の調査だということですが、平成12年のときと比べると平均して10%減っていますが、30歳代に至っては40%もの人が農業をやめているということです。今後はますます若い人はやめていき、今、農業を支えている60歳以上の方たちが高齢化し、農業ができなくなるという予想が誰でも立つと思います。菊池市の物産館や道の駅の出荷者の方々も高齢者の方がほとんどで、5年後、10年後に出荷する人がいなくなると危ぶまれています。今、手を打たなければならない緊急対策は後継者問題であると思いますが、いかがでしょうか。

菊池市には公立の菊池農業高校があります。先日、農業高校に行って、就農者の人たち、どれくらいいるだろうかということで調査してきました。去年はたった1人だということです。また、農業関係の学校に進学した学生は16人。菊池市では、新規就農者は、去年は15人、今年は8人ということです。まさに危機的な状態だと思います。

最初に、菊池市の農業後継者の育成についてどのような対策をしているかお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。農業後継者問題についてお答えします。

本市の農業後継者の育成としましては、今後の農業を担う農業後継者が専業農家として積極的に就農に定着し、実践力旺盛な農業者として育成するために、30万円の新規就農奨励金の交付や専業農家及びその後継者が結婚した場合に5万円の結婚祝い金の交付を行っております。そのほか、優秀な農林業後継者及び担い手を育成するために、技術的なことをはじめとした、知識取得研修を行う際の研修費補助も行っているところでございます。本市の後継者の就農状況といたしましては、市町村合併しました平成17年度以降で、畜産や施設園芸を中心に年度平均で約15名の農業後継者が就農されております。そのほか、現在、国の施策の中で認定就農者制度が設けられております。これから就農しようとする方が今後農業を始める上での目標と、その実現に向けての研修や資金計画を織り込んだ就農計画を作成し、県知事の認定を受ければ認定就農者として就農目標が達成できるよう、県普及指導課等の指導を受けていくことができるとともに、就農のための研修や準備、及び農業施設や機械などの導入経費を無利子で借り受ける資金制度の利用ができるメリットがあります。

今後も県と連携して、推進を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） なぜ若い人が農業をしたがらないのか。それは、儲からないというのが一番だと思います。天候に左右され、災害に弱い。それらに伴って夢や希望が持てない職業だというイメージが強いせいだと思っております。しかし、はたして農業は悪いことばかりでしょうか。もっと自然と身近にあり、食の安全が叫ばれる現在、自分でつくった野菜、それらを食べることができる。そして自

分自身の充実感がある。いろいろと考えると、素晴らしいこともたくさんあります。そういうPRをもっと菊池市でやっていくべきだと思っております。農業は儲かる、そして農業はカッコいいとなれば、みんな農業をしたくなるはずです。先ほどのお答で、菊池市が後継者育成についていろいろと考えられているということがわかりましたけれども、それでは就農した後の農業経営に対して具体的にどのような支援をされているか伺いたしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 再質問の「農業後継者の就農後の支援については」ということにお答えします。

この支援につきましては、振興局普及指導課と連携し、振興局管内合同の新規就農者激励会において円滑な就農を支援するため、各種施策の紹介や研修の実施、新規就農者巡回相談等を実施しながら育成を図っているところでございます。そのほか、市青年農業者クラブへの支援をはじめ、農業後継者の育成に努めております。各農業後継者の営農に関する専門的な相談につきましては、振興局普及指導課によりまして随時実施されております。認定就農者に対する資金支援制度といたしまして、無利子で借りることができます就農研修資金や就農準備資金、あるいは就農施設等資金が設けられております。認定後、5ヵ年間、利用が可能となっております。そのほか、実際の経営上の支援といたしましては、就農後、認定農業者となれば、施設、機械、農地の取得に必要な資金を借り受けることができる農業改良資金や農業近代化資金、農業経営基盤強化資金などの無利子や低利の資金制度が設けられており、市といたしましても、各種資金の利子補給という形で支援を行っているところでございます。

今後、県及び関係機関と連携した後継者育成の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） 今後は後継者育成と農業経営者支援をさらに充実していただき、拡大して行くべきだと思っております。県外から就農者を呼び込むことも大事なことだと思っております。大分県では、都会に出て行った若者がUターンして農家を継ぐケースが増えたり、定年退職後に農業を再開するケースが増えています。また、別分野からの参入者も増えた新規就農者が2年続けて増加したということです。ぜひ、菊池市でもこの点を推進していただければと思っております。

おります。

次に減反部分の活用と飼料米の作付推進について質問させていただきます。

冒頭に申し上げたとおり、飼料、肥料の値上げで、今、農家が悲鳴を上げております。経営を継続することができなくなり、やめてしまう農家が増えています。飼料、肥料の値上げに何か策を講じる必要があると思います。国産の牛肉といっても、飼料は外国から輸入がほとんどです。そこで提案ですが、田んぼの減反部分を活用し、家畜の飼料米の作付を推進し、それを飼料としていけば純国産になります。耕種農家と畜産農家との連携を強めていくことにより、減反の遊んでいる部分の活用と飼料代の節約、さらには地下水保全にもつながっていくと思っております。

これは昨日、隈部議員の質問にも重なると思いますけれども、ぜひ、よろしく、この問題について言っていただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 農業支援についてお答えいたします。

主食用米の消費の減少傾向を踏まえ、飼料用米等を新規需要米として取り扱い、米の生産調整の中でも推進されているところでございます。本市の水田農業推進協議会における転作作物への助成の中で、飼料用米の作付につきましては、基本助成のほかに、集落営農組織や認定農業者、あるいは50a以上の水田耕作者を対象といたしまして、主要な5作業のうち3作業以上の実施、かつ30a以上の集積及び作業の受託・委託を行った場合に土地利用集積加算金、さらに、飼料用米につきましては平成20年度より地域振興作物として設定しておりますので、作付することで交付される新需給調整システム定着交付金を交付することにいたしております。また、耕種農家・畜産農家の連携による、水田を活用した飼料作物の生産を支援するため、国より支払われる耕畜連携水田活用対策においては、認定農業者や一定要件を満たす営農組織で転作達成者であり、集荷円滑化対策、これは過剰米対策でございますが、これらに係る供出を行っている農業者を対象といたしまして、飼料用稲・わら専用稲の生産を行う実際の作業員に対し、先ほど申し上げました、転作作物への助成金のほかに交付金が支払われる対策も併せて実施しております。さらに本年度におきましては、JA菊池が事業主体となりまして、飼料用に活用される米の生産・流通・供給に係る課題検証や精神的な取り組み等の情報収集を行うとともに、モデルとなる実証展示圃を設けまして、試験を行うことにより、早急に転換作物としての非主食米の生産の確立、あるいは、定着を図る取り組みが県補助事業を活用し、進められているところであります。

転作作物としまして、また畜産飼料の自給率向上においても有効な飼料米でありますので、関係機関と連携しながら推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） 今、いろいろな交付金制度があるということがわかりました。菊池市としても、今後、飼料米の作付についての上乗せ、また、補助等をさらに検討をしていただきたいと思っております。

次に地球温暖化の影響で、南極の氷が溶け、湖も生物が成育できなくなっているという危機状態にあるということが、様々なメディアで言われています。実際に全国各地では異常気象による被害がたくさんあります。暑さも今までとは違い、地球の温度が確かに上がっているなど感じるようになりました。温暖化防止のために、今、私たちに何ができるかということを考える時代になりました。私が前回質問させていただきました「マイバッグを持ってレジ袋を削減しよう」ということも1つですし、「混ぜればごみ、分ければ資源」というような、ごみの分別も1つです。また、「ごみという言葉自体なくなればいい」という広告機構のCMもあります。無駄なものは何一つないという観点だと思っております。今年、公明党青年局の呼びかけにより、七夕の7月7日を「クールアース・デー」に設定し、夜に照明を消すことで温暖化ガス削減への国民への理解を深める運動を提案し、創設されました。夜2時間、電気を消す運動に、東京タワーをはじめ、横浜ベイブリッジ、大阪の通天閣、また熊本では熊本城など、各地の夜景スポット、市庁舎や公共施設、レストランやイルミネーションなど、7万6,000施設が参加しました。また、各家庭1軒1軒の協力を得て、2時間で122万kwの消費電力の削減、475万tのCO₂削減効果がありました。毎年、全国的にやっていくことが決まりましたので、このことも市民の皆さんに呼びかけていきたいと考えております。大事なことは、1年に1回消せばいいということではなく、そのことをきっかけに日々の生活の中で節電の意識を深めることだと思っております。

さて、通告の質問に入らせていただきます。菊池市が県下に誇る豊かな緑を最大限に活かしていくために、小中学校に教育的・食育的観点、また温暖化防止のため、CO₂削減効果にもなる「緑のカーテン」の実施ということについて教育長にお尋ねします。

校舎にヘチマやゴーヤのような葉の生い茂る植物を植えることによって、ヒートアイランドの抑制や地球温暖化防止の対策として、全国各地の小中学校から成

功事例が発信されております。熊本市の琴平の江原中学校では朝顔を全9クラスが3階建ての屋上から165本のロープを張り、住民の協力を得て苗330本を植えました。夏休み明けに朝顔の巨大カーテンができています。「思いを1つにして行動し、生徒の結束力が強まった」という感想がありました。また、菊池市の県菊池総合庁舎では、数年前から有志が取り組み、見た目が涼しく副産物の実も採れるため、一石二鳥の効果に喜んでいきます。また、8月下旬、室内の温度が2.4度から3度の差があることが確認されております。

最初に、菊池市の小中学校、その他の「緑のカーテン」の現状をお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中 忠彦君） おはようございます。

「緑のカーテン」についてのご質問でございますけれども、地球温暖化防止とかCO₂の削減のために、この「緑のカーテン」に取り組んでいるところが最近多く見かけるようになりました。そこで市内の学校を含めました教育関係施設の状況を申し上げますと、約半数の9つの学校で職員室の前や事務室の前など、ゴーヤを中心に部分的に設置されているようですが、校舎など、建物全体を覆うような「緑のカーテン」設置に取り組んでいる施設は、現在のところ、ございません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○2番（泉田栄一朗君） 「緑のカーテン」の効果は目に涼しげな感覚を与えるのみならず、2度から4度も室内温度を下げたという報告がなされております。また、ゴーヤやヘチマ、朝顔等を種から育てていく楽しみがあります。そして収穫する喜びもあります。生活課や理科、食育の観点から、教育的価値のあるものだと思っております。ゴーヤは東インドやインドネシアなどの熱帯アジアが原産で、江戸時代日本にやってきたと言われているウリ科のつる性植物です。独自の苦みがありますが、ビタミンCが豊富で夏ばて防止のための健康野菜として各地で栽培されております。比較的病害虫にも強く、日照と十分な水があれば容易に栽培できます。また、夏には旺盛に茂って窓際からカーテンで覆われ、強い日差しを覆ってくれるだけでなく、たくさんの葉っぱから水分の蒸散するために部屋の気温上昇を防ぎます。エアコンの使用時間が減るなどの省エネルギーにつながり、ヒートアイランド対策のみならず、地球温暖化の防止にも役立つと思っております。環境教育の重要性が特に叫ばれている今、共に「学ぶ」「考える」をキーワードとして、学んだ人たちがその知識を活かし、みずからの生活の中でも環境に配慮し

た暮らしを促進して環境配慮社会が形成されることだと思っております。この教育環境という観点から、校舎に「緑のカーテン」を小中学校または市庁舎、総合支所、公共施設等、菊池市で予算を取り、実施する考えはないかお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中 忠彦君） 環境教育につきましては、総合的な学習の時間とか、あるいは特別活動等で活発に取り組まれております。例えば、菊池北小学校におきましては河川の浄化のために学校で炭を焼き、迫間川にその炭を入れたかごを設置しておりますし、また、その他の各学校におきましても、学校版 I S O 等に取り組んで節電、節水、紙の減量化などに取り組んでおります。また、食育につきましては、学校給食をはじめ、「早寝・早起き、朝ご飯」の推進、学校農園での米づくりや野菜等の栽培に取り組んでいるところです。確かに、環境及び食育の教育を兼ねて校舎の一角にゴーヤやヘチマあるいはキュウリ等の植物を「緑のカーテン」として栽培することは、日陰ができることに涼しさをもたらし、CO₂の削減にもつながるなど、素晴らしい取り組みとは思っております。しかし、植える作物によっては収穫時期が夏休みに入ることや、夏休み期間中の水やり等の問題、あるいはそうした夏休み中の登下校の事故防止等、幾つかの課題が考えられます。このような課題もありますけども、今後、学校だけでなく公民館等にも相談しながら取り組みの拡充を働きかけていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） いろいろと考えられているとは思いますが、菊池のテーマは「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」ということであります。様々な教育現場でのご苦労はあると思っておりますが、この「緑のカーテン」はわずかな予算の中で大きな教育効果が期待できると思っております。ますます深刻度を増す地球温暖化の中で、子どもたちが熱中症等で大きな被害を受けております。温暖化防止の対策として、既存の学校校舎を児童のみならず地球に住む人たちに対する教育環境の教材として活用していくということです。学校は教育の場であるとともに地域社会の核であるということから、地球温暖化対策を進める上でも重要な拠点であると思っております。ぜひ、今後とも前向きに検討をしていただきたいと思います。

次に公園整備について質問をします。私が市民相談を受けた中で、子育て中の若い世代の方が、「子どもたちを歩いて連れて行ける公園がない」「遊具のある公

園を近くに欲しい」という声がありました。また、年配の方がおしゃべりをしたり、コミュニケーションを取る場所がないとよく聞きます。公園・緑地の整備を計画的かつ効果的に進めるためには、優先的に整備する公園・緑地を絞り込み、重要化することで、整備効果のある早期実現を目指す必要があると思います。私が子どものころは車などそう多くはありませんでしたので、山や川などで遊ぶ場所がたくさんありました。今はあちこちで住宅・団地・アパート等が建ち、地域の環境が変わり、交通量も増えて、確かに子どもたちが安心して遊ぶ場所がなくなっていると思います。公園・緑地に求められる次の4つの機能、1つは、レクリエーション、防災、環境保全、景観により評価を行い、それぞれの公園・緑地の機能を再確認する必要があると思います。

まず初めに、菊池市に既存している公園はどのような考えの中からつくられ、また、具体的にどのような公園があるかお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎 俊裕君） おはようございます。

お答えを申し上げます。公園には、菊池公園などの総合公園から各区で設置された公園など、幅広くとらえる面がありますので、ここでは建設部所管をいたしております公園についてお答えをいたします。

現在、建設部が所管をします公園といたしましては、都市公園が6カ所、都市公園に該当しない公園として7カ所を所管しております。都市公園とは、都市計画区域内において設置する公園または緑地を言います。具体的には、都市住民全般の休息、鑑賞、散策、遊技、運動など、総合的な利用に寄与することを目的とした、菊池公園や泗水地区にあります合志川河川公園などが分類されます。また、都市公園に該当しない公園としましては、七城地区には鴨川河畔公園や菊池川河川公園があります。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） わかりました。都市公園が6カ所、都市公園に該当しない公園が7カ所ということで、イベント等は活発に行われているということ伺いますが、まだまだ住民のニーズに合わせた公園の整備が必要だと思っております。私も幾つかの市の公園を見て回りましたが、イベント以外で活発に使用されている公園というのが少ないようです。私の地元の孔子公園も、日曜日に行ってみましたけれどもほとんど人がおりません。人が憩い、遊び、スポーツや散策

を楽しみ、語らい、環境学習を行う場所として、地域に住む人々の日常生活に潤いと安らぎをもたらしてくれるのが公園だと思います。特に幼児や高齢者の方などにとっては、安心して過ごせる場所として、人と人との触れ合いの場として、身近な公園・緑地等は重要だと思っております。

さて、富の原地区は、菊池市で唯一人口が増加している地域だと聞いております。現在、この地域に1つも公園がありません。戦争中の花房台飛行場跡地の広大な面積に、戦後、開拓団の方たちが入植し、大変ご苦労されたとよく聞きます。その後、新興住宅地として大発展し、工業団地も入ってきて、熊本市内、合志市、大津町に地の利が良いこともあってアパートが建ち並び、これからも人口が増えることが予想されます。開拓団の方々、またその子どもたちも高齢になり、65歳以上の方が人口の15.8%を占めています。また、若い世代も多いことから、0歳から19歳までが20.6%です。また、高齢者の方で0歳から19歳までの乳幼児・幼児・生徒が憩い、触れ合いの場としての公園、遊具のある遊べる公園が非常に少ないのが現状です。高齢者と未成人者を合わせると36%の方がいらっしゃいます。

日本の都市公園では、昔は児童公園と言っておりましたけれども、今は街区公園という言葉に変わっておりますけれども、その街区公園は歩いて半径約250mのところには1つ、そして、さらに250m行って1つという、そして、さらに面積は0.25haが標準だとなっております。これは、あくまで大都市の場合を中心になっているようではございますけれども、そういうたくさんの人口が増えているところは、やはり、そういう公園が必要だと思っております。これを念頭に入れていただき、今後、新設公園の計画と富の原地域の公園整備の展望についてお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎 俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

公園の利用状況をまずご説明申し上げたいと思っておりますけれども、イベント等の利用状況につきましては、菊池公園においては、桜やツツジ等の開花時期の来訪や運動広場における各種スポーツ大会の開催などが行われております。鴨川河畔公園や菊池川河川公園においては映画祭の実施や「コスモスまつり」などが行われておまして、幼稚園や小学校などの遠足などで多数の利用があつている状況でございます。

新設公園の計画につきましては、平成21年度開園に向けまして菊池川水辺公園の整備を現在進めております。水辺公園につきましては、自然環境との共生や

親水性に富んだ市民の憩いの場とするとともに、文化活動・教育活動の場として活用できるよう計画をいたしているところでございます。また、本年度から実施しております限府地区の都市再生整備計画の中で、平成24年度までにポケットパーク4ヵ所の整備を図っていく予定であります。富の原地域につきましては、旧泗水町の都市計画マスタープランの中で、居住人口が増加傾向にある当該地区において、住環境などの面から公園整備の必要性が提示されております。

そうした状況を踏まえまして、現在進めております泗水地区における都市再整備計画策定の中で協議・検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○2番（泉田栄一郎君） 公園・緑地は、自然や歴史など、地域の個性を活かすまちづくり、スポーツ、レクリエーション需要の高まりなどの、多様化するニーズに応じて必要とされる規模や種類も異なってきております。必要性が求められる公園・緑地は、優先的に整備をする必要があると思っております。富の原地域だけでなく、これから住宅がどんどん増えてくるところは、いろいろな検討をお願いして、ぜひ、公園の推進をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時34分

開議 午前10時43分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山瀬義也君。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） おはようございます。通告をしてきました順に質問をいたします。

まず1番に、農業危機突破対策について、ししゅうの住人。農政に煩悶。臨時国会はずれ込みが確実になり、原油、肥料、飼料価格の高騰に苦しむ農業関係者は、農政空白に不満が強まっている。停滞は許されん。政治不満が最高潮に早まる解散総選挙。1年足らずのうちに国のトップが2代続けて政権を放り出す事態は、異常と言うしかない。日本が重大な危機にあるのに、米国の景気後退は100年

に1度、または2度と言われているほど深刻である。安い資源を輸入し、付加価値を付け、製品を輸出する日本のこんなビジネススタイルが、資源高騰とIT製品など価格低迷で危なくなっていく。国の財政赤字は深刻である。少子高齢化が進み、年金や医療など社会保障制度も揺らいでいる。働く貧困層などの格差問題もそのままだと新聞は報じております。

農家の経営状態悪化、公庫の調査では過去最低原油飼料高が圧迫。もう限界、対策を早く、十分な予算確保、農業用A重油価格は4年前の2倍以上に、肥料・原料も前年より2から3倍、配合飼料もこの2年で5割の上昇である。農家は、こうしたコスト上昇分を農産物価格に十分反映できないため、経済悪化が深刻になっている。

JAグループでは、低コスト生産支援を、燃油の使用料を削減するヒートポンプや多重カーテンなどの施設整備支援強化を要求。ヒートポンプの活用や畜産・酪農の生産性向上を促すために、電気量の特別価格の設定が必要だとした太陽光や風力や水力といった、自然エネルギーを活用した施設園芸への転換対策も求めた。

肥料・飼料対策でも、肥料流通の合理化や構築連携の促進、土壌分析に基づく低成分肥料の活用。日々効率の向上。受給飼料増産。配合飼料の低減などの支援を求めた。

税制対策では、農業用軽油、免税制度の継続を求めた。緊急を要するもの、特に資材高騰への集中的な支援を求めた。資材高の影響をもっと十分分析し、きめ細やかな対策を打たないと日本農業は破壊してしまう。

熊本県JAは、11億4,000万円の緊急支援に危機打開を訴え、先人が知恵と努力でできた産地は熊本の宝。次の世代に引き継ぐため、日本の農業の確立を急ぐべきだ。もう限界。対策を早く。熊本の農業、菊池の農業をつぶすな。

以上のような、各県のJAが危機突破を訴え決起をしました。

7月29日、菊池地域燃油・資材・飼料等価格高騰対策会議が設置されました。飼料、燃油、肥料など、生産資材対策について、どのような対策をやられるか、まず質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 1点目の生産資材対策等についてでございますが、平成18年4月にトン当たり4万3,000円であった配合飼料が、本年7月にはトン当たり約6万3,000円と2万円程度値上がりしております。畜産経営における費用の30%から70%が飼料費ですので、配合飼料価格が高止まりしている現状

は、畜産や酪農にとって最大の危機であると認識しているところでございます。併せまして、世界的な原油高の影響を受け、農業用燃油も高騰を続け、ハウス暖房や農業用機械の燃油経費が農業経営を圧迫しているところでもございます。また、肥料価格も世界的な肥料受給の増大を背景としまして、肥料原料の国際相場の高騰を受け、国内の肥料価格が上昇しております。燃油、肥料とも国際情勢を反映した価格上昇の傾向は、当面続くものと予想されていますので、農業を取り巻く情勢は非常に厳しいと認識しているところでございます。

このような中、7月19日に、県内JAグループが農業経営危機突破対策本部を設置しておりますし、熊本県が7月22日に、燃油・資材・飼料等価格高騰対策会議を設置しました。

これを受けまして、先ほど議員さんのほうからもお話がありましたように、7月29日に、原油価格高騰による影響を最小限に抑制するための対策を総合的に検討し、取り組みをさらに強化することを目的とした、菊池地域燃油・資材・飼料等価格高騰対策会議が設置されたところでございます。

構成メンバーといたしましては、菊池地域振興局農林部長、副部長をはじめ、各関係の会長さん方と各市、町の農政担当課長、及び農業関係団体の部長、所長など16名で、1つとしまして、燃油・飼料及び資材価格高騰対策の企画、調整、2点目としまして、省エネ対策等の技術指導、3点目に経営安定に向けた金融対策補助事業、4点目に消費者理解の醸成等について協議される予定となっております。

次に、飼料高に対する事業につきましては、自給飼料増産対策としまして、国産飼料増産対策事業、青刈りとうもろこし生産緊急拡大事業や、耕畜連携水田活用対策事業、あるいは、畜産経営生産性向上支援リース事業等、飼料自給率向上を目指した対策が実施されております。

燃油価格の高騰に対する施設園芸等の対策といたしましては、ハウスの密閉管理などの基本的な対策の徹底をはじめとした、省エネ指針が示されておまして、ハウス点検管理や定植時期の調整による、燃油節減等の省エネ対策が実施されております。

肥料価格高騰におきましても、施肥の無駄を省き、土壌分析に基づいた施肥設計による減肥、局所施肥を導入した減肥等による肥料コストの低減など、県普及指導課、農業団体等から技術的な指導が行われています。

次に2点目の危機突破に向けた市の取り組みとしましては、これまでもお答えしておりますように、畜産堆肥舎の固定資産税減免措置の再延長や、経済全般にわたる原油高騰の影響措置といたしました固定資産税のうち、事業資産にかかる

償却資産について、一部減免することによる支援策の検討を進めているところでもございます。

農業分野におきましては、今回新たに創設されました飼料・燃油価格等緊急対策資金について、利子補給、補助金の補正予算を本定例会にお願いしております。

さらに経済対策、景気対策を趣旨としました、地域通貨にかかる補正予算をお願いしております、本市農業・産業の発展のために、しっかりと支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） 再質問をいたします。

今の答えの中に農業を取り巻く情勢、非常に厳しいということございまして、その認識ははっきりしておるということでもあります。

また、7月29日に菊池地域の燃油・飼料・資材等のことに対する会議が設定されたということございまして、そのほかに例えば飼料高に対する自給飼料の増産の対策とか、また、燃油高騰の価格の高騰に対する施設園芸等の対策とか、また、肥料高騰に対する対策とかいろいろあるようございまして、これも県のほうと打ち合わせしながら、積極的に進めてもらいたいと思います。

また、突破に向けての市の取り組みとしては、堆肥舎の固定資産税の減免、引き続き5年間やっていくということございまして、ありがとうございます。

また、経済全般に新たな問題、特に原油高騰の影響を受けて固定資産、または事業への資産に対しても、償却資産を含めて一部と言いますか、減免の考えがあるということございまして、あるというか、検討と言っておりますけど、これはあるということですね。それでいいでしょう、ご理解して。

農業分野については、この対策資金が10億円を本市においては確保しておるということございまして、このたびの補正の中にもその分の予算が組んであるようございまして、そのことについても早急にやってもらいたいと思います。また、経済対策においては、地域通貨も発行するということございまして、本市農業と産業のしっかりとした支援を、この点については強く要望しておきます。

飼料・燃油・価格高騰緊急の対策の資金の履修・補給・補助金は、県と市が2分の1ずつ持つということございまして、3年間の補助となっております。その後の7年間は、基金金利の3.15%と、元に戻るとございまして、農家が安心して仕事ができるように、残り7年間も継続して補助できるように、熊本県の一番の畜産の市であります我が市から、市長がリーダーシップを取って

県に強く働きかけてもらいたいと思いますが、このことについてもお答えください。

また、資金を借り入れる際、基金協会は原則として無担保・無保証人ということで債務保証がなっておりますけども、金融機関はやっぱ資金が出づらいように、連帯書や、また担保等の物件を入れてくれということを言います。苦しんでいる本当の農家対策になっていないというのが現状なんですね。だから、規制緩和をするように畜産市である本市より働きかけていただきたいと。このこともよろしくお願ひしたいと思います。特にBSEのときに地元代議士、3年間の無利子の資金がございました。でも、それではできないという菊池の地域の皆さん方の強いそういう要望を受けて、あと3年間程度延ばしました。このこともありますし、やっぱりうちの市が農業が基本であって、基幹産業であって、そして畜産が一番だと言うなら、うちの市からやっぱ県のほうに、これは絶対必要ですよということを言ってもらいたいと。そのこともお答へ願ひたいと思います。

また、農産物生産農家から強い要望が上がっております問題、二つぐらいございます。農業への固定資産税及び償却資産税への減免措置はできないかということでございます。先ほど一部は考えるということでございましたけれども、このことも再度お答へを願ひたいと。

また、農業用で使用している軽油免税は、実施はされているものの申請が複雑であって、どうかこうもう少し簡単にできるようにやってくれということでございます。これは県の事業でございますから、どうか市からその点についても働きをお願ひしたいと思います。

菊池の基幹産業は農業です。畜産です。特に畜産では日本一であります。今の農業危機に、農家の皆さんは市の支援を期待しておられます。当然、市長をはじめとする執行部の皆さん方も農家の現場に行き、生の声を聞かれておると思います。

そこで質問いたします。

市の単独の危機突破対策に対しての考え方、具体的にわかりやすく説明をお願ひしたいと。特にこの中には、今畜産危機だからこそ、市の農業政策の基本をつくるために、現在の補助金の増額や目標達成のために、事業予算の増額の考えはあるのか。例えば補正予算の中に畜産総合対策事業補助金の119万6,000円、家畜導入補助金250万円も上がっております。が、中長期的な繁殖牛の1万頭計画を早く達成するためには、予算を増額する考えはないかということです。

また、農産物生産向上の安定のために、この対策にはどのように考えておられるかということです。

それと、菊池管内に14万t以上の堆肥が余っております。肥料対策について、農産物生産のために堆肥の利用はどのようにして考えているのか。例えば「堆肥を使えば、10a当たり数千円上乗せしてあげますよ」とか、また菊池外に、例えば市外に売り込むときのやっばり行政として、各経済部署に「菊池にはこれだけ堆肥が余っておりますから、どうか肥料対策のためにも使ってください」と、そういうセールスのやり方もあると思いますから、この点もお願いしたいと。

まずはそれをお答えください。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 再質問にお答えいたします。

1点目の生産資材等の対策についてでございますが、飼料・燃油価格高騰緊急対策資金は、飼料及び燃油価格高騰の影響を受けた農林業者に対して運転資金を融通し、各経営での取り組み効果が現れるまでの3年間、緊急的な支援として実施、助成を行うことにより、経営の維持・安定を図るものでございます。一般的に運転資金の融資は1年間ですが、農業、特に畜産の場合、販売までのサイクルが長いと、3年間の利子補給を実施することにしてあります。また、台風等の被害対策資金についても、今回の資金同様に実施補給期間を3年とされているところでございます。

このようなことから、利子補給期間の延長は非常に厳しいと考えておりますが、今後の農業情勢の変動を見極めながら、検討、協議してまいりたいと思います。

次に、融資機関への働きかけについてでございますが、融資機関が融資を実行する場合、債務保証委託と委託申込を熊本県農業信用基金協会に対して行います。基金協会は原則として無担保、無保障人で債務保証を行いますが、高額負債を有するなど、特に必要と認められた場合、融資機関を権利者とする抵当権を保証の条件とすることになっております。融資についての裁量権は融資機関であります。農業危機突破のため、ハードルを下げただけのよう働きかけをしてまいりたいと思います。

2点目の家畜導入に関する予算は、前年度予算額1,547万6,000円に対しまして、本年度予算額1,993万6,000円と、約450万円の増額をしているところでございます。また、本年度から単県事業といたしまして、くまもと和牛緊急増頭対策事業が創設されました。今後各市町村への頭数の割り振りが行われる予定ですので、本市への割り当て頭数が増えますように、農業団体と連携しながら進めてまいります。併せまして、雌雄判別精液や雌雄判別受精卵を利用した農家への助成制度を検討し、酪農家の育成不足の解消や繁殖雌牛の確保に努め

てまいりたいと考えております。

農産物生産向上・安定の対策等につきましては、これまで国、県の各種補助事業を活用した生産基盤の整備等が主でございましたが、本年度より市単独の施策といたしまして、果樹の有望品種の選定、樹種のモデル事業や、有害獣防止の電さく設置費に対する補助事業、あるいは、里山付近における家畜放牧のモデル事業への取り組みを始めました。これらの事業は今後も継続的に計画し、進めてまいりたいと考えておりますし、既存の国、県補助事業についても有効に活用するとともに、県等との連携を密にし、新規事業等の情報収集に努め、本市農業の生産、補助、経営安定につなげてまいりたいと考えております。

肥料の種類によっては、前年の2倍を超える価格になったものもあり、農業経営に多大な影響を与えているところでございます。県は、肥料価格高騰に伴う農産物の技術対策として、1点目に土壌診断に基づく基本施肥量の節減、2点目に局所施肥技術や調整型肥料などの導入による施肥量の節減、3点目に堆肥等の利用促進を打ち出しております。これは、堆肥の流通にとって大きなチャンスであると考えております。幸いにしまして、管内には大型の堆肥センターやペレット堆肥を生産できる施設がありますので、県や農業団体と連携しながら、堆肥の管内外への流通促進を図ってまいります。

しかし、耕種農家に堆肥を利用してもらうためには、成分が安定した完熟堆肥を製造しなければなりません。土づくりのための堆肥でなく、肥料として耕種農家が安心して使える堆肥製造のため、スキルアップセミナーや堆肥品評会等を開催してまいります。補助金につきましては、現在取り組んでおります、産地づくり交付金事業等を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 私のほうから、税の減免と軽油の免税についてお答えしたいと思います。

市税の減免措置は、地方税法の規定に基づきまして、天災、その他特別の事情がある場合、また、貧困により公私の扶助を受けている場合、あるいは公益上の理由など、その他特別の事情がある場合に、条例の定めにより適用される、あくまで例外的な措置でございます。特別の事情がある場合とは、法令や国の通達等によりまして減免を要請している場合でございます。税制度はその基本原則であります公平・公正を堅持することで成り立っており、維持されております。したがって、農業者の方だけに対しまして減免を行うことは、恩恵を受ける対象者

が農業者という一部に限られる、個別政策により税を減免することになりますので、多業種の方々と公平・公正の観点から農業者の方だけを個別に減免する考えは今のところございません。

しかしながら、昨年から続きます原油価格高騰によります現在の経済危機に対しましては、緊急対策を講じる必要性を十分認識しており、ただいま固定資産税のうち、先ほど経済部長が説明しましたように、事業用資産に対しまして、課税されております償却資産に相当する分についての支援措置を現在検討しているところでございます。

また、軽油取引税は、熊本県の目的税となっておりますが、手続き上、税務課で機械証明、農業委員会で耕作証明を発行し、県税事務所において免税の手続きを行うことになっております。この手続きの簡素化の要望でございますけれども、これにつきましては、熊本県のほうに伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） 質問いたします。

本来は、利子補給は3年間となっているということでございますから、やっぱり今の農業情勢を考えて、特にこのたびの資金、畜産農家はもう担保と保証人とか入れてしまっているわけなのです。ですから、ここで3割か4割の農家をつぶすのか、つぶさんのかは、やっぱり本市からその辺のことを県に、やっぱりあと7年間はやっていかんと無理だということを、力強く述べていただきたいと思えます。

また、先ほどの答弁の中にも経済部長が、今後の農業情勢がどう変動するかを見極めて、そして検討協議するというところでございますから、これは大いに期待をしております。

また、抵当権を含めたところも、保証人の問題を含めても、この農業危機突破のためにハードルを下げるような部分があるならば、ご相談をしたいという答弁でございますから、このことも踏まえて、2点踏まえて、やっぱり熊本県の一番の、先ほど言いましたように、一番の畜産の市であります。まずは本市からこのことを訴えていかんと。やっぱり突破を乗り切るため、ぜひとも菊池市長の強いリーダーシップで、熊本県の畜産問題を動かしてほしいと。これは市長に与えられた課題であると思えますから、市長どうかよろしくお願いをしたいと。

また、家畜導入資金関係のほうの中で、本年から単県の事業、和牛緊急増産対策事業ということができたということでありまして、今後、各市町村の頭数の割分

当たりがあるということですのでございますから、このこともやっぱり熊本県の中の畜産の6割、7割占めるなら、その分野での頭数の確保も、ぜひ経済部長、これはよろしく願いしておきます。

また、雌雄別の精液または受精卵、この助成制度も検討しているということがございます。特にこのことは、先日来、ちょうど私たち何人かで、政務調査で北海道に行ったわけなんです、その中で今の日本の一番の全農のETセンター、ここに研修に行ってみりました。もうX精子、Y精子、男、女なんかぴしゃっと分かるような形の、受精卵で分かってしまうとうです。そして、特に熊本県の菊池と言うとですね、そこの場長さんが青柳さんという方でございますけれども、何遍も菊池に来ると。やっぱり来るのなら菊池と私も思っております。もし、ETセンターを建てるなら、九州で。なぜならば、一番畜産の密着しとる所ですね。そして、1つの課題が、畜連とか酪連とかJA、この3つをもう少しまとめてくれということですよ。そうしたら、喜んで来ますよということがございますから、このことを私たちもう先日来行って、ぜひ、菊池にETセンターを建ててくださいと。熊本県の中でもここしかありませんよ、ということを書いてきました。このこともよろしく願いしたいと。

また、各種補助金を活用した生産基盤の整備ということもございます。本年から市単独の施策として、果樹の有望品種の選定の樹種のモデル事業ということで立ち上がりました。このことも菊池の基幹産業の農業の中のどの場所にどの品目がいいのか、大変興味がある事業でございますから、このことも例えば、花北地区の1カ所ではなくて、例えば花房台でも、例えば中山間地でも、平坦地でも、いろいろな分野でその施策をやってください。このこともお願いしておきたい。

また、今後、国・県の補助事業についても検討、協議しながら、新規事業について積極的に取り組むということもございますから、言った以上はせんといけません。やっぱりどしどしやってください。

また、肥料問題についても、今が流通についても最大のチャンスだということをお言いになりました。ちゅうことは、やっぱ、あごばかじゃいけませんけん、動いてもろて、各市町村に売り込んでください。これはJAばかりではありませんよ。やっぱりそれぐらい市に農家は期待しとっとですよ。このこともよろしく願いしたいと。

そしてまた、補助金については、現在取り組んでいる産地づくり交付金、これも有効に使うということもございますから、このことも周知徹底してどしどし使ってください。

また、総務部長の答弁の中で、やっぱり本来は税の平等性からいけば、厳し

かばってんが、昨年から続いて原油高、そういうことで現在経済の危機にあるということでございますから、やっぱり何らかの緊急対策が必要だということでありまして、固定資産税のうちの事業資産については課税される、償却資産税についてはどぎゃんかしていくと、検討をやるということですね。このこともやるということを受け止めますから、よろしくお願ひしたい。

また、軽油税についても熊本県の方に要望していくということでございますから、このこともどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、市長に全体的な農業対策、また経済対策の市長の考え、市長の考え方次第ですね。農業の見直し、また農業の立て直しが可能なんですね。ですから、もう農家がこれまで来た以上、今何もしないならば後継者も残りません。そして、中山間地から山間地にかけての農家は、本当に滅びてしまうでしょう。崩壊するでしょう。そうすると、菊池の自然環境、これも守られません。今、国からいろいろな形で担い手、規制緩和で企業でも参入できるよということをお願ひしておりますけれども、企業はもうからんからやりませんよ。来たっちゃ、すぐまた帰ります。ですから、足元の農家をこのまま保存させる。このまま生活してもらおうと。これが一番だと思ひますから、その観点からしまして、市長が具体的にどういう形で農業をやっていくのか、施策をやるのか、そして、今の危機をどう乗り切るために頑張るか、この決意を聞きたいと思ひますから、どうかよろしくお願ひしたいと。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回の定例会におきまして、これまで多くの議員の皆さん方からいろんなご質問がございましたが、その大きな問題点というのは、やはり緊急経済として、この低迷した経済情勢、先の見えない状況、そして、いろんな企業が破綻をしているという、そういう現実には即した緊急経済対策をどう考えるのかといったご質問に、集中しているかのように受け止めているわけでありまして。

先の6月の議会が終了しました以降、とりわけ国の情勢、県の情勢、そして、本市の今の経済状況というのは、その当時から、数カ月前から、何とかこれは12月危機というのが目の前に迫ってくるんじゃないかと。特に農家も元気でなければ中小商店の元気もなくなってしまうということでありまして、商店街の冷え入りというのは目を覆うばかりであると。そういうことも含めまして、全市民的に、公平・公正に元気を回復していただけるような、緊急経済対策を考えていきたいということで、これまで取り組みを進めようということで、いろんなことを検討させていただいたところでもあります。

そういった中で、農業経済の緊急経済対策として、既にこれまでお答えしておりますように、この畜産堆肥舎につきましては、5年間という限度を設けてあったわけでありまして、非常に税収が陰りを見せている自治体におきまして、この減免するというのは、大変な中長期的な財政・財源の欠落になってくるということもありますので、非常に慎重を期したわけでありまして、この現実の厳しさからいたしまして、既に固定資産税の減免措置が終了した施設については、何とかそのまま課税をさせていただきたいという思いを強くしたところでありますが、経済状況というものを見極めながら、これにつきましては、継続して5年間延長するというところにいたしましたところであります。もちろんこの後に建設をされる方々につきましても、減免の対象ということになるわけでありまして、

また、経済全般にわたる原油、燃油高ということにつきましては、この固定資産税を減免するというところで検討に入っておりますが、固定資産税と言っても幅広くありますので、この生産に伴います事業用の資産ということで、単なる自分の住居、住まい、非生産性のものについては、この課税ということでこれまでと変わりませんが、事業用の資産について、特に償却資産部分については、一部を減免することを考えようということで、今検討に入っております。そこで、どのくらいの割合にするのかというのが、1つの検討でありまして、それがどういった方々に適用できるか、上限を設けなければなりません。そこが今検討されている部分でございます。

そして、税を納めていただいた方々に対しまして、減免という形で納める前において、この固定資産を何割減免するというところで、10%は10%とした場合には、最終納期においてそれを減免するという形にするのかどうなのかということの詰めがあります。私の考え方としては、最終納期におきまして、完全に納付をされた方々に対しまして、キャッシュでバックするというところで、還付金という形を取ったほうが、より実態経済に及ぼす影響が強いのではないかとというふうに思っているところでございますが、まだ流動的になっております。

それから、今回新たに創設されましたご案内の熊本県枠約20億円の燃料・飼料価格等の緊急対策資金、これにつきましては山瀬議員も述べておられましたように、菊池市が畜産県の中におきます畜産地域であるということで、約300億円の農業生産がある中におきまして、約70%前後が畜産の生産高であるという大変なウエイトを占めております。そういうことの中で、県下の2分の1を使うことを目途といたしまして、その利子補給の補助金の準備をするということで、今回の補正に提案をしているところであります。

また、先に申し上げますように、農業を規範といたしておりますが、観光あるい

は中小商店などなど、一般市民の方々も大変な所得の目減りと言いましょうか、あるいはまた、社会的な国民負担率の増加によりまして、非常に厳しい生活環境にあるということをご理解のとおりだと思います。そういったことで、広く薄く経済対策として、市民の皆さん方にぜひひとつ還元ができるよということ、3年半前合併いたしました折りに設けました地域通貨、これについてその当時の発行状況の成果といたしまして、いろんなアンケート等の結果が出ておりますので、もうこれを参考として考えていきたいと。

この4つの商工会、まだ未合併でありますけども、4商工会の会長さん4名がおみえいただきましてご要望をいただいております。非常に冷え切った中小商店のためにも、地域通貨の発行をひとつぜひしてほしいということで要望を受けておりますし、また市民の、繰り返しなりますけども、声というのは非常に厳しい生活環境にあるということでもありますので、今ガソリンが170円程度で市場で販売されておりますが、これが今の現状でもし発行すれば、17円、153円で買えるということになりますし、また冬の暖房の灯油等につきましても、それだけ1割お得に買えるということによって、市民生活にも何がしかの影響を与えるんじゃないかと。そして、限られた期間の中に発行した地域通貨は地域限定でありますので、この地域、菊池市内において消費されるものに換金されていくということで、ものに換わっていくということでございますので、非常に効果が即効的であるということの一面をとらえながら、この地域通貨に対しますこのプレミアム分、そして事務費等について、今回の議会に提案をさせていただいているところでございます。

市といたしましても、述べられましたように、農業の本当に厳しく激しい激変に対しまして、対応していかなければならないということで、本市農業、そしてあらゆる産業につきまして、今後の発展をしっかりと進めていくためにおきましては、この経済環境の状況というものを的確にとらえながら、この推移を見守りながら、ぜひ適時にこの対策というのをさらに打っていかなければならないのかなと、このように考えているところでございます。

以上、私の考え方について述べさせていただきました。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） ありがとうございます。

今の経済部の若い職員、大変やる気のある職員が多うございます。あとはこれを生かすか、生かさんかは、部長、市長の考え方次第でございますから、彼らの提案も聞いて、やっぱり必要に応じて予算の大幅なアップをよろしくお願ひします。

2番目の文化財について、先人が残した歴史、伝統、文化、文化財は菊池の宝であります。活用次第では観光客増、まちの繁栄などが見込まれます。また、市民の誇りにもなります。現在の文化財、指定文化財、有形文化財から無形文化財まで、国・県・市指定を合わせますと143件に上っているということでございます。また、未調査の文化財もあると思います。文化財の再調査をして、確認することも必要だと思います。

現在の文化財の管理状況、また保存や管理の状況、どのようになっているのか。案内板や説明板などがどうなっているのか。道路より入り込む場合の案内板や説明板は徹底しているのか。文化財の整備や案内板などの現状は、泗水、七城、旭志のほうが菊池よりもいいように思われます。深川、赤星、北宮、菊之池を中心に初代則隆公の菊池の館周辺の調査、また武光公の後期か、武敏公により、現在の菊池神社、守山城、本城を中心とした武将の館、菊池高校、高野瀬、孔子堂跡、また土塁跡、立石の羽手の木、迫川を上り、戸豊水、大柿、菊池川を下って深川、縦4km、横3km、本城を中心とした層構えの範囲の調査、菊池氏が滅びて城主が隈部氏に変わります。城枠は半分に狭めることになっておりますけれども、役所前の新堀、空堀、総構えの調査などの再調査の考えがあるのか、お答えをもらいたいと思います。

時間がありませんから一緒にやります。

また、案内板がない文化財、立石、外堀、土塁跡、十八外城の管理探索道路の整備はどうなっているのか。懐良親王と武光公が九州平定を滝に打たれて乗った、滝の千疊河原の岩に彫った不動明王の案内板、不動明王のカビ落としの対策、菊池の文化を教育、郷土愛、観光とつなげて活力ある菊池にするためには、場所の、または規模の位置の確認が必要だと思いますので、その調査の必要性はどう考えておられるか。まずはこのことを質問いたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず1点目の文化財の管理、保存の状況についてでございますが、現在、菊池市には、先ほどおっしゃいましたとおり143件の指定文化財があります。指定の文化財の管理は、所有者管理が原則ですので、おのおので管理いただいているところです。市の所有となっている史跡などについては、年に数回の草刈りや除草、清掃などの管理を実施しております。また、神楽などの無形民族文化財は、地区の方々によって継承されておりますが、その活動に対しては、菊池市無形民族芸能団体活動補助金交付要綱にのっとり、補助金の交付を行うなどの支援を行っております。

2点目の道路からの案内板、説明板の設置状況でございますが、説明板については、指定文化財のうち設置が必要な建造物、史跡、天然記念物については、現在約81%が設置済みとなっており、毎年数基の設置を行っています。また、道路の案内板につきましては、文化財の指定件数が多く、現場の状況や道路事情もありますので、すべてに設置することは難しい面もございますが、主要な個所については順次設置を進めているところでございます。

3点目の旧菊池市の遺跡の説明板設置が少ないのではというご質問でございますが、旧菊池市は、指定文化財がほかの旧3市町村に比べまして非常に多いため、史跡などについての未設置の個所もございますが、合併後も未設置の個所の整備や、破損した案内板の修繕などを行っており、今後もまず指定の文化財を中心として、継続して設置を行っていく予定です。

それから4点目、5点目の深川菊之城跡、それから守山城周辺の再調査についてでございますが、これらの史跡や周辺の遺跡につきましては、現在住居などの建築物や耕作地があり、生活が営まれているため、新たな調査というのは難しいところもございます。地中に埋もれた埋蔵文化財については、現状を保存することが原則であります。各種事業により開発が行われている場合は、遺跡の状況を把握するなど、文化財の調査を行っております。現時点では、開発を伴わないものについては、先ほど申し上げましたとおり、個人所有の土地の発掘調査を行うのは難しい状況でございます。

それから、6点目の新堀、空堀、総構えの調査についてでございますが、特に新堀については加藤清正によるものというのが定説でございますけれども、隈府の街中を流れる井手は、江戸時代に造られたものと考えております。しかし、はっきりとわかっておりません。このような新堀、空堀、そして、総構えについては、まだわからない部分がありますので、今後専門の先生方に相談しながら資料の収集に努めていきたいと思っております。

次に案内板がない文化財、特にご指摘の立石の外堀と土塁、それから、十八外城の管理、探索道路の整備はできているのかとの質問ですが、先ほども述べましたように、まず指定の文化財から整備を行っていく予定でございます。ご質問にありました文化財は、それがいつの時代でどのような価値を持ったのかは不明なものもございますので、専門家や文化財保護委員会のご協力を得て確認していきたいと思っております。また、管理探索道路の整備でございますが、管理は所有者の方に管理していただくことを原則にしておりますし、また、探索道路につきましても区や個人所有の土地もあるため、設置は難しい状況でございます。また、お尋ねのおのこの文化財の位置が正確かどうかにつきましては、今後資料の収集

に努めていきたいと思えます。

2点目の千疊河原下流の産さん滝についてでございますが、産さん滝にございませぬ不動明王への説明板、カビ落としについてでございますが、このような文化財については市内に数多く点在しておりまして、どのような歴史的価値を持つかなどを把握することが、まず必要であると考えております。説明板の設置及びカビ落としは、その把握後に考えていきたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） ありがとうございます。

各文化財、個人所有地はなかなか調査も難しいということでございます。また、探索道路についても個人所有や区の所有ということでございますけれども、これは各区の文化財は、やっぱり区長さん方をはじめとして、いろいろなやり方があると思えますね。地域活動資金等を活用しながら、地元にもまず守ってもらうとかいう点もあると思えますから、この点もどうか参考に入れて、できないではなくて、できるようにするにはどぎゃんせなんかということをお勉強やってください。特に教育委員会は頭が固うございますから、はっきり「せん」とか「する」とか言います。やっぱり菊池がこれを活かすか活かさんかで、菊池が繁栄するのか、せんのかということも必要でございますから、その辺についてもよろしくお願ひしたいと。

また、もう時間がありませんから、最後に市長のほうに1点、ただ、前の一般質問の中で樋口議員のほうから、武王の門あたりは建てちゃどぎゃんだらうかなということがございました。このこともやっぱり先ほどの千疊河原の武光公と懐良親王が彫った不動明王もそうなんです。ですから、そういうイメージをしていくというなら、確実な調査、保存が必要なのですね。ですから、せつかく北方謙三さん、そのような形で本も出しておられます。それが受けております。ですから、このこともどうか市長、よろしくお願ひをしたいと。

また、大変多くの文化財があります。その活用次第では、菊池は大変観光でも何でも伸びていく分野がいっぱいあるわけなんです。ですから、まずは市長のほうに、やっぱり所管の教育委員会と一緒に都市計画、また観光を含めてのそのような会合を、やっぱり月に何回か持ってほしいということをお願ひしております。私、市長の決断次第では、本当に今、私の後にまた誰かが、奈田さんか何かが菊池高校の跡の発掘調査についてやるということでございますけれども、このようなこともやっぱり教育上からすれば、建物を建てて、そしてなら、その後解体したと

き、50年か70年後に発掘ばしてもよかですばいという、県の大変なことが言われます。せつかくなら、やっぱり旧体育館跡なんかは、公園化する前に1mぐらい掘れば、中世のそのような文化財というのが出てくるわけですから、これをまず確実に調査して、その後公園化すれば何も問題はないわけですね。そうすると、その場所をまたその後公園化して、そして、そういう建物があったらろうというのは、次の場所に行って再現することができます。50年後にこの宝を活かすのか、現在活かすのかは、やっぱりその担当する部署、または市長の判断でございいますから、どうか菊池のそのような繁栄のためにも、強い市長の決断を期待するわけでございます。どうか今質問した、総括的に市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 市長の決断をとということでございますが、決断はいたしております。菊池市は、中世に活躍いたしました菊池一族の本拠地として、政治や経済文化の中心として、九州の中で最も栄えてきてまいったわけでありまして、昨今、鞠智城の話題が高まっております、私からすれば中世から古代、古代から中世、現世へといった、3つの大きな区切りの歴史が菊池市に存在しているということで、大変誇らしげに思っているところでございます。このようなことが菊池市にとって大変重要な財産であるところのように認識しております。

こういった先人から伝えられて今日にありますような文化的なもの、あるいは歴史的な遺産、これをどのように活かしていくかということでありまして、それにはやはり広く市民の方々が同じ価値観を共有していただけるように、そのことについては十二分に説明していくということではないのかなと、このように思います。そういった郷土愛の観点から、皆さん方が地域、地域において、いろいろな祭り事をはじめといたしまして、地域の活性化のためのシンボルとして歴史遺産を活用されているところのように思っております。それをまた次の世代を1つ担うであろう子どもたちに、ふるさとの歴史、文化というものをつないでいく、ということが、私たちに1つの努めとして与えられております。

今、「万句の里づくり」というのが進められておりますが、これはご案内のとおり、第21代重朝公が一夜にして1万句を詠んだということで、大連歌会が開催をされておったという、これもまた他にないような大変素晴らしいことであろうと思っております。ちょうど一昨日、このまちづくりのNPO法人の観月会がありまして、そこで投扇興という、扇を投げるという、そういった趣のものがございまして、参加をさせていただきましたが、非常にゆかりのある、みやび心のある、そ

ういったものだなと思って、こういったものが菊池市には、他にないものを持っている。こういう思いを強くしたところでございます。

このような万句の会につきましては、現在中学生を中心といたしまして、小学生、中学生が俳句・短歌の1つの募集を行って、万句の里、ふるさとづくりが実施されておりますが、本年で3回目ということもありまして、昨年までは市内の小中学生からだけの募集をしてありましたが、今年からは県全域ということでありまして、また友好都市であります遠野市、あるいはまた西米良村、奄美の龍郷町、それから菊池の名を取っております大刀洗町の学校などからの募集も予定をされておりました、山瀬議員が述べられましたことなどを参考にして、今後も全国的にいろいろな歴史を展開したまちづくりに、また教育の一環に活かしていければと、このように思っているところであります。

また、観光的なものにもこれを取り入れていくということからすれば、見学コースあたりをつくるということで、この広くそういったものをウォーキングしながら、菊池市の歴史、文化というものを回っていただけるという、それが健康にもなるし観光にもつながるということで開催ができればと、このように思っているところであります。

このようなことでありますけれども、再調査ということにつきましては、教育長のほうから答弁がありましたように、私的な個人的所有の土地であったり、施設であったり、あるいは文化財も公のものが所有する、占有しているものと、それから個人が持つておられるものと、地域が持つておられるものと、いろいろなものが分類の中にあると思います。ですから、公であるものは公のほうで所有者としての管理をしておりますけれども、個人が持つておられる、地域が持つておられることについては、地域のほうでやっていただきたいということをお願いをしております。

そういったことをずっとこれからも活性化の中の核としてつなぐことができるように、行政といたしましては、そのことを公に皆さん方と連絡を取りながら、十分連携を密にして進めていくように努めてまいりたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開会します。

○
休憩 午前11時43分

開議 午前12時58分

○
○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

昨今の環境情勢の変化で、今まで経験しなかったような異常とも思える災害が頻発しております。中国でのあの大災害の大地震、まだ記憶に生々しいものが残っております。国内でも岩手・宮城の地震、また、先日の関東地方の豪雨など、大きな被害が発生し、市民の避難の様子がメディアで生々しく放送されています。そこで、通告に従いまして質問いたします。

まず、公の施設、災害時の対応、そしてその避難所の建設についてお伺いいたします。まず、耐震調査の現状と今後の取り組みについて、避難施設の充実、そして市民会館、図書館建設、早期の着工を望む声が多いということで、市長の考えをお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答え申し上げます。耐震につきましては、先の6月定例会で森隆博議員にご答弁を申し上げておりますので、一部重複する部分があると思えますけれども、ご了承お願いしたいと思います。

本市では、平成19年度に菊池市建築物耐震改修促進計画を策定をいたしております。200㎡以上の規模を有し、不特定多数の市民が利用するような施設、また学校や庁舎などの公共用施設、及び町の主要な幹線道路沿いの大規模な施設を最優先的に調査改修までの誘導していく計画でございます。中でも市の施設につきましては、予算が許す限り積極的にその改修を進めてまいります。また、民間施設についても、いろいろ優遇措置を紹介しながら、改修へ向けて誘導してまいりたいと考えております。しかし、現在の全体的な進捗状況といたしましては、民間施設も含めて遅れている状況でございます。なお、市の施設で、200㎡以上の物件に限って数で申し上げますと、総数が255棟、うち新耐震基準を満たす棟が198棟、満たしていない棟が57棟残っています。その57棟のうち、14棟が耐震診断済みで、残りの43棟は未診断の状況であります。

次に避難施設についてでございますけれども、その目的からも災害に強い施設として、耐震改修や機能の改善など、最も急ぐべき施設であると認識をいたしております。特に、人口が集中する住宅地や都市部においては、建物に限らず、道路・上下水道の設備、自家発電装置などの設備に対する備えなど、災害時にそれぞれが有効に機能する設備が必要だと考えています。なお本市では、避難施設の多くが学校施設でもあり、校舎を含めて耐震化を急ぐべきであると考えています。

現在、菊池市内の避難所として登録をされている施設は55カ所あります。そのうち、新耐震基準を満たす建物は33棟、残りの22棟がまだ整備されていない建物ということになります。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 学校関係についてお答えいたします。学校施設における第1次の耐震調査は全校で調査済みです。耐震化の対象となる施設は、平成20年4月現在で、小学校10校で校舎13棟、体育館8棟、中学校3校で校舎14棟、体育館1棟の計36棟でございます。平成20年度の取り組みとしましては、泗水西小学校の耐震補強工事と、七城小学校及び七城中学校の耐震2次診断を行っております。また本議会に、限府小学校の耐震補強設計委託、及び菊池南中学校の耐震2次診断委託料の補正を上程しているところでございます。なお、本市の耐震化計画は、平成27年度の完了を予定しておりますが、今回の中国四川大地震の影響及び地震防災対策特別措置法の改正に伴い、改正前の計画より前倒しして行うよう、計画の見直しを行っているところでございます。

学校施設は児童生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場であります。非常災害時には、地域住民の緊急避難場所になることから、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

また、市民会館、図書館建設ということについてでございますが、市民会館につきましては、菊池文化会館と泗水ホールの2施設があり、現在市民の皆様等に活用されております。収容人数については、これまでの利用状況を見ても十分であると思っておりますので、建設については考えておりません。また、図書館につきましては、平成9年に泗水町で設置された図書館が市民の共有財産として全市的に活用されているところですが、図書館活動の推進や蔵書数としても新市の市民ニーズに十分対応できていないことから、共通事業としまして、新市建設計画において図書館を兼ね備えた生涯学習センターが計画されているところでございます。

したがって、図書館建設につきましてはこの計画に沿って考えてまいりたいと思っております。

以上お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） 耐震調査につきまして、今の答弁で、総数が255のうち基準を満たしている施設が198棟、満たしていない施設が5棟、そして耐震診断、

強度の済んでいない棟が43棟あるということでございますが、驚くべきことに、避難所として登録されている55の施設のうち、クリアしている建物は33棟、残りの22棟は耐震調査の未診断だそうでございます。それが果たして本当に避難所として使えるのでしょうか。

また、学校の施設で、本年度中に3校が3分の2の国庫補助で強度の事業がなされるそうですが、この3校にしても、合併特例債の財源を当てますと、約1億3,000万円が一般財源からの持ち出しです。また残りの9校の工事を実施した場合でも、この9校は2分の1の補助でございます。この2分の1の補助以外に、一般財源を投資します金額は約3億円、初年度の、21年度の3校、また残りの9校合わせましても4億3,000万円の一般財源の持ち出しで済みます。現在、財政調整基金が43億円程度積み立てております。補助事業の関連がありますので、事業費が全額菊池市に持つてくることはできないとしましても、子どもの、生徒たちの安全確保のためには早急に取り組むべきではなかろうかと思えます。再度、教育長のお考えをお願いいたします。

また、文化会館の建設、併せまして、図書館の建設をということでお聞きしましたが、文化会館はまだ利用には問題はないということで教育長の答弁いただきました。先だつての菊池市の人権同和研究会が行われました。参加しましたが、大ホールも、隣の小ホールも満席の状態でありました。菊池市の文化会館は約20年前に建設され、3万5,000ぐらいの人口で当時建設された文化会館で、800名の収容能力の文化会館であります。併せまして、5万2,000余りの人口でございます。先だつての大会でもいっぱいございましたので、私は早く取り組むべきであり、また今の文化会館はあと30年の賃借契約があります。先の一般質問でもお聞きしましたが、1年間に約1,000万円の借地料がかかります。残りの30年、約3億、それに今お伺いしましたように、公の施設でまだ耐震の調査もない、そして審査後にまた強度の補強もしなくてはならないと、そういうことでありますなら、私はもう一度見直して、契約の見直しをするのが今後の文化会館の在り方ではないかと思えます。その点についても教育長のお答えをお願いいたします。

また、図書館についてでございますが、図書館は泗水のほうに本市の図書館がございます。今、蔵書数が7万7,000冊あります。昨年3月の定例議会で、新市にふさわしい蔵書数は15万冊から20万冊備えがあればという思いがするという、教育長の答弁がございました。図書館建設は、庁舎建設と生涯学習センター整備の共通事業で、合併協議会のほうで計画されて総合計画のほうにも載っておりますが、ぜひとも、文化会館と一緒に花房台のほうに私は計画をしてもら

いたいという思いがあります。庁舎建設は、先と同僚の東議員の答弁にも市長のほうからありましたが、現在凍結中であり、この凍結の解除もまだ先のことで、市長のほうから具体的な数字はお触れになりませんでした。その中で、県営補助事業ということで、同意書がまだ進んでいない。そして、遺跡調査の問題がありますので、多くの難題があり、庁舎建設の解除は立っていないということでございました。

合併特例債の期限も残すところ6年でございます。庁舎建設には当初から71億の事業費が計画されておりました。この70億の事業、果たして合併特例債の期限内に消化できるのでしょうか。私は特例債という、素晴らしい充当率の高い起債を、この期間内にどうしても使う必要があります。そこで再度お尋ねします。庁舎建設が進まない中、この事業の事業費を、どういう形で今後の新市計画の見直しに活かしていこうと思っていられるか、答弁をお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 学校の耐震化については、その重要性・必要性から、積極的に取り組んでいきたいと思っております。したがってこれまでの計画を見直しまして、前倒しでもやっていきたいと思っております。

また市民会館の建設につきましては、先ほども申し上げましたけれども、議員先ほど言われました人権同和教育の研究大会でのその収容人数のことについてはよく承知しておりますけれども、通常の利用状況を見ますと、十分であると考えております。そういうことで、先ほど申しましたように、建設については現在考えておりません。

それから、図書館につきましては、先ほどこれも申し上げましたけど、新市建設計画で図書館を兼ねた生涯学習センターというものが計画されておりますので、この計画に沿って考えてまいりたいと思っております。以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 図書館を兼ね備えた生涯学習センターの建設についてということでございますが、これまで新庁舎の建設基本構想、基本計画案の中で、新庁舎との複合施設としての計画がなされてきたところでございます。先ほどお述べいただいたとおりでございます。これらの事業につきましては、新市建設計画へ掲げられました事業でありますので、ご指摘のとおり合併特例の期間内に事業を完了しなければならないということでございます。したがって、合併特例債という大変有利な財源を活用しながら、適切に計画し、また今後財政面や事業の内

容の検討を行いながら、議会と十分相談しながら事業を進めていきたいとこのように思います。期間内に事業を進めていくということでございます。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） 答弁で、教育長のほうから文化会館のほうは今の収容席で十分であるとお聞きしましたが、答弁を受けましたが、私が言いましたのは、公の施設である以上、耐震の調査、それからその後の強度の事業、それと現在賃借しています残りの期間の賃借料、そのあたりを含んで契約の見直しはできないものかということでお聞きしました。その点もう一度、よかったら答弁をお願いいたします。

それから庁舎建設と一緒に入れています、生涯学習センター、それから図書館は、新市計画と一緒に期間内に市長は進めるということでしたが、その間に本当に花房北部の補助整備が完全に終わるものだろうか、私はそれを危惧しているからお聞きしました。その間の事業費がもしも10年間の期間が過ぎた場合は、有利な起債が利用できんなら、これは菊池市のマイナスになるのではないかということでお聞きしました。市長が特例債の期間中に全部終わられるということであるなら、もうくどくは申しませんが、その点をもう一度お願いいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 文化会館関係のその契約の見直しはということですが、前回もお答えしたと思いますけれども、現時点ではその見直しというのは考えておりません。以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

○19番（本田憲一君） 市長。答え一緒ならいいですよ。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） さらに確認ということでおっしゃっているようでございますが、事業というのは計画がありますから、計画どおり進めると述べさせていただきました。先ほどの答弁のとおりでございます。

やはり外的要件、いろいろなものがあって今凍結されておりますから、そういった要件を踏まえながら進めていかなければならないとこのように思っております。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番(本田憲一君) わかりました。市長のほうから計画どおりに進めるということでは言われました。私は本当に計画どおりに進むならそういう心配はしませんが。

○議長(北田 彰君) 本田議員、次の質問にってください。

○19番(本田憲一君) もしも見直しがあるならよろしく申し上げます。次に進みます。

次に、子育て、児童の成長に向けて、本市の対応はということでお聞きいたします。いいですか。よろしく申し上げます。

○議長(北田 彰君) 子育て、児童成長に向けての本市の対応についてでしょう。

○19番(本田憲一君) 若者ファミリーの家族の支援の現状と今後の取り組みについて、また隣接市町村の取り組みについてお伺いいたします。

○議長(北田 彰君) 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長(村山 隆君) 本市の子育て支援につきましては、菊池市次世代育成支援行動計画を基本に、その年度ごとに目標を設定し各種の事業を実施しております。主な事業としましては、3人目以降の子どもを出産された方に、すくすく子宝祝金制度で10万円を支給しております。

次に、主に乳幼児、0歳から3歳児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図ることや、育児相談や情報交換、また仲間づくりの場の提供する集いの広場事業がございます。この事業につきましては、空き店舗等を利用し、3カ所で実施し、平成19年度は延べ1万4,000名ほどの親子が訪れ、育児不安の解消の場となっております。

次に、菊池市社会福祉協議会内に事務所を設置している、ファミリーサポートセンター事業がございますが、これは育児の援助を行いたい人、いわゆる提供会員と、育児の援助を受けたい人、いわゆる依頼会員が、お互いに会員になって助け合うシステムで、平成16年7月より地域における育児の総合援助活動として、地域の子育て支援機能の充実を図る目的で実施し、会員数は平成20年3月末現在216名となっております。

次に、放課後児童育成クラブ事業は、保護者の方が昼間家庭にいない、主に小学校低学年、1年生から3年生の児童を対象に、放課後児童の育成指導により、児童の健全育成を図るもので、市内13施設に約530名余りの児童が利用しております。また、保育料についても、保護者の保育料への負担軽減の実施をはじめ、延長保育の実施や、子どもが3名以上いる世帯の核世帯の保育料の無料化、子育て支援センターの充実等の施策を実施しております。さらに乳幼児等医療費

助成は、平成19年度から対象年齢を小学校3年生まで引き上げて、医療費に要した一部負担金金額を助成しています。このほか、児童手当、児童扶養手当の給付など、子育て支援を行っております。

次に隣接町、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市の状況ですが、すくすく子宝祝金については、阿蘇市以外はございません。集いの広場事業につきましては、先ほどありましたけれども、菊池市が3カ所で延べ1万4,000名、合志市が2カ所で実施し延べ1万2,302名、大津町が4カ所で実施し延べ9,360名、また菊陽町が1カ所で実施し延べ4,898名の利用があり、阿蘇市については現在実施がなされておられません。ファミリーサポートセンター事業の会員数につきましては、菊池市216名、合志市1,165名、大津町802名、菊陽町62名で、阿蘇市については実施されておられません。また、放課後児童育成クラブ事業につきましては、菊池市13施設530名、合志市6施設で379名、大津町6施設で336名、菊陽町6施設で433名、阿蘇市が5施設で196名の利用がそれぞれあっております。保育料の負担軽減、子どもが3名以上いる世帯の核世帯の保育料の無料化につきましては、隣接町でも実施がなされております。次に、乳幼児等医療費助成でございますけれども、菊池管内の状況につきましては、合志市、菊陽町が本市と同じ内容で、大津町が平成20年度から対象年齢を小学校6年生まで引き上げております。また対象年齢別の県下の状況は、就学前までが36市町村、小学3年生までが6市町、小学6年生までが3町、中学3年生までが1町2村となっております。なお、乳幼児医療費を小学6年生に対象年齢を引き上げた場合につきましては、費用額の見込みとしましては年間約2,400万円の増加が見込まれます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） 医療費の助成について、隣接の町村の比較をしていただきましたが、私も申しましたが6年生まで引き上げた場合、大体2,400万円程度の費用が見込まれるということでございました。6年生までは、もう隣の大津も菊陽も引き上げています。ただ、よその町村では、中学校3年生まで、義務教育の間まで医療費を引き上げているところもあります。本市も、やはり若いファミリーが住めるように、ぜひとも義務教育の期間は医療費の助成をお願いしたいと。これは、水とみどりの菊池市、また、子育ての菊池市にもつながると思いますので、ぜひともお願いいたします。

それから、若者ファミリーをどう確保して、今後の人口維持、または人口増に

つなげていくかということでお尋ねいたします。昨年の9月の一般質問で、定住できるようにということで、秋田県の羽後町の事例を紹介いたしました。そのときの答弁で、そういうことも事例に参考にしながら検討していきたいと、当時の村山部長のほうからいただいておりますので、その後の検討をされたか、そしてそれを検討して、やはり菊池市の若者の定住に役立てるように努力されているかお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 先ほど答弁しましたとおり、乳幼児等の医療費助成につきましては、合志、菊陽町は小学校3年生までです。それから大津町が本年度から小学校6年生ということで、合志、菊陽、菊池市におきましては、今のところ小学校3年生までということです。一応、小学校6年生までの引き上げ等を考えないかということですが、今後、精査していきたいと思っております。

また、秋田県の羽後町の件ですが、一応インターネット等々で調査をしまして、その当時から1年半程度経過してはいますが、今後、20年度から21年度に、次世代育成の支援行動計画の後期計画等を作成したいと思います。その中において、十分また精査をしていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） 後期の次世代の事業のほうで取り組んでいきたいと部長言われましたので、ぜひともその点よろしく願います。

そして先だっの、ちょうど農業新聞に載っていたのですが、役割を増す子育て支援ということで載っていました。これは、自治体と地元の企業が連携しまして、家庭優待制度ということをつくっております。本市も企業誘致も盛んに進めておりますので、企業誘致で進んでこられた人たちに、ぜひとも素晴らしい事業があるということです。協賛して、企業誘致のときによかったら、こういうシステムをお互い組むように、部長のほうからでも企業のほうにも申し添えておいていただきたいと思っております。よろしく願います。

続きまして3番目の質問をいたします。第3セクターの今後の対応についてということですが、指定管理者制度が21年度で期限になります。今後、どういふふうにかこの指定管理者制度を取り入れていかれるか、また、現実に赤字の3セクもありますので、その点をどういふふうにか持っているのかお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 第3セクターの指定管理制度につきましては、来年3月末をもって1回目の指定管理期間の期限を迎えます。このため、本年度がその準備期間としての準備を進めているところでございます。

本来、公募による指定管理を行うことが自治法上望ましいこととございますけれども、第3セクターに出資されている方や出荷されている地域の住民の皆様のことを考慮しますと、21年4月以降も現状のまま引き続き指定を行いたいと考えております。なお今後は、指定管理者に任せきりではなく、施設の管理状況について、定期または随時に確認及び評価を行いまして、必要に応じて改善に向けた指導及び助言を行っていきたいというふうに考えております。当該管理者のほか、応募団体に負けないような、この5年間延長の中で体力を付けていただくということでの延長でございますので、ぜひそのようなことも理解いただきながら、当該施設の適正管理を期すための指針を策定いたしまして、適正な住民サービスの提供の確保と経費の削減に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） それで、第3セクターの「四季の里」の今後の対応、そして今後の見通し、今、部長のほうから今後5年間で足腰の強い経営をとということで答弁いただきました。今でも四季の里が一般財源のほうから投入しておりますので、今後の対応をどうされるのかお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 再質問にお答えいたします。四季の里旭志の現状といたしましては、原油高騰に起因しますドライブ等の自粛によりまして、入場客の減少と、重油等の経費増によりまして7月末における繰り越し利益余剰金は、1億円を超える損失と計上をし、依然として厳しい経営を強いられております。四季の里は地理的な要因もございまして、典型的な上半期偏重となっております。このため、いかに上半期で集客するかが重要であります。昨年比で見ても、落ち込んでいる現状からすると、先の見通しが立てにくい状況になっております。

このような状況におきまして、市としましては四季の里経営担当者会議として、担当部署と旭志総合支所、四季の里を交えまして、週1回の協議とともに、区長会を通じての利用依頼や企業への訪問など、利用促進に向けた取り組みを実施しているところでございます。また、四季の里の取締役会も毎月開催されております。

して、イベントの計画等も協議されております。先月の8月23日、24日の両日には、地域に根ざした施設として、四季の里主催によりまず初めての旭志夏祭りが開催され、盛況のうちに終了することができました。今後も地域一体となったイベントを計画し、活性化を図っていく必要があると考えております。

また、四季の里の活性化を模索するために、専門家の目から見た現状把握と経営改善を行うためにコンサルト業務を導入しております。コンサルトにおきましては、基本サービスの徹底や地域一番化、長所を伸展をテーマに家族の日、子どもの日を毎日設けての集客力アップや、びっくりメニュー等数多くの具体的な提案がなされております。また、抜本的な改革といたしまして、福祉関連事業や宿泊施設建設の可能性も触れられておりますので、その調査結果を踏まえて今後の四季の里の経営の在り方等を検証しながら、将来の方向性を併せて見極める必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） 今答弁で、宿泊施設の建設ということで触れられましたが、これはまた多額の投資が必要になってきます。そこで、本当に市民の理解が得られるでしょうか。

私たち8月に研修の機会を得ましたので、北海道のほうに研修に行っていました。そこでジンギスカン料理を食べることができました。7月の洞爺湖サミットで、8ヶ国の首脳が堪能されましたヒツジの肉はキロ当たり8,000円、日本の最高牛肉の松坂牛にも引けを取らない素晴らしい肉だったそうでございますが、その最高級のヒツジの肉とはいきませんが、私たちも負けじとヒツジの肉を堪能してまいりました。その中で、ラム肉とマトンということで、また肥育されましたフォゲットという肉も食べてまいりましたが、本当にうまい肉でございました。私はこの素晴らしいヒツジの肉を将来は菊池の名産品にということで、仲間の議員の皆様と一緒に、導入に向けて関係機関と連絡を取っているところでございます。この素晴らしいラム肉、今若い女性の間で美容と健康にいいということで人気がございます。

そこで私は提案いたします。この3セクの四季の里、20haの用地がございます。この土地を生かし、ヒツジを生産し、施設でのトップメニューに持っていければ、これは本当の四季の里の浮上の一つの方法になるのではなかろうかと思っております。機会があればぜひとも皆様と一緒に、もう一度、素晴らしいヒツジの肉を堪能したいと思います。四季の里、素晴らしいところでございます。ま

ずは、菊池市でつくった素晴らしいラム肉で、あの四季の里を元気付かせたいと思います。その点について、部長の考えをいただきます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 私のほうもまだ、ヒツジの飼育、あるいはまだ本場のラム肉を食べておりませんのでよくわかりませんが、いずれにしてもこれは提案といたしまして受けとめさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○19番（本田憲一君） ありがとうございます。最後に一つですけれど。

○議長（北田 彰君） 終わりました。ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後1時48分

開議 午後1時57分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○11番（坂本昭信君） それでは、一般質問をさせていただきます。午前中の山瀬議員の質問とダブるところがございますけれども、よろしく願いいたします。

農業問題について質問いたします。農水省は、2009年度予算の概算要求で、総額2兆9,967億円を財務省に求めています。世界的な穀物高騰で食料品が値上がりして、それに追い打ちをかけるように原油高騰と合わせて景気の後退要因となったと言われております。そこで、農水省は自給率の向上策として、関連対策費を合わせて、総額3,025億円を計上して、特に米粉、飼料用米、麦、大豆、飼料作物を戦略作物と位置付け、5つの戦略作物を10万ha生産拡大すると、自給率が0.5から1%押し上げる効果があると言われております。

本市におきましても、農家経済はますます冷え切って疲弊していることは否めない事実であります。宮崎県知事でありませんが、農業をどぎゃんかせんといかんであります。市の中心市街地活性化に向けて、回遊道路も整備が進み、見違えるようにきれいになりました。通行人はまばらであります。道路の整備ももちろん結構です。が、周辺の元気活力も最重要であります。農業・畜産の仲間が1人減り、2人減りする現状をこのように厳しい環境下の中で、市長として、首長として、今後、中長期的にどのような考えで政治に取り組み、施策を施せるか。

また、市長は、この次の市長選挙にも立候補すると表明されました。具体的に

市長の答弁を求めます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 農業問題についてのお尋ねでございます。大変厳しい農業環境にあるということは、これまで何度も繰り返して申し上げてまいりました。今、現実、どぎゃんかせんやならんという、当面の課題としてとらえていく部分が今回の9月補正の中に盛り込ませていただきましたし、また考え方を先ほども申し述べさせていただいたところでございます。

当面の緊急的な経済対策としての農業というものを考えますときに、既にお答えしたことの繰り返しにならざるを得ないのでありますが、畜産堆肥舎について、既に固定資産税の減免措置が終了した施設についても、本年度から新たに5年間の減免措置を講じるということでもあります。また、経済全般にわたる原油高騰の影響を踏まえて、固定資産税のうち事業用資産に対して課税しております償却資産について、一部減免することについて、支援策の検討を今進めているところでございます。また、今回新たに創設されました、飼料、燃油、価格等の緊急対策資金について、約10億円の融資枠が本市で確保できるように、利子補給の補助金の補正を提案しているところでございます。またさらに、経済対策、景気対策を趣旨といたしました、地域通貨の実施を計画いたしております。市といたしましても、できる限りの激変に対する経済情勢の中におきまして、本市の農業の重要な一つの基幹産業であるということにつきまして、この産業の発展のためにしっかりと支援をしてまいりたいと思います。

また、これからこの年度末までの間におきまして、こういった農業を取り巻く環境が変わってくるのか、そういったことをよくよく見極めながら、タイムリーにこの政策というものを打っていききたいと、このようにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○11番（坂本昭信君） 私は、市長に中長期的な施策を聞いたわけでございますが、ご答弁はございませんでした。それでは、今、市長の答弁にありましたが、それを受けまして、具体的に質問していきたいと思っております。

国・県の補助交付金事業に頼るも良いが、市独自の事業施策はどのようになっているか。例えば、飼料作物、飼料米、飼料米の増産・推進、ダムの水による特産品の開発、菊池の特産品にヤーコンがありますが、失礼でございますけれども、あまり売上也伸びないし人気もないようでございます。ショウガの作付推進、ア

スパラの増産、農業労働力の高齢化対策、これは若い者が減る減る、農業する人が少なくなったと言いますけれども、やはりUターンも、Iターンもあると思います。けれども、今までやってこられた高齢者の方々が一番頼りであります。高齢者は減ってもまだ下からだんだんできてまいります。

このようなことを受けまして、やはり高齢者の方々が仕事のできるように、例えば雨よけハウスの補助とか、そういうことによってですね、菊池の自給率を上げていきたい、このような考えを持っているわけでございますけれども、執行部の対応次第では、まだまだ伸びる菊池市であります。

このようなことを受けまして、今後、菊池市の農業を執行部としてどのようにリードしていかれる考えかお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 再質問にお答えします。

農業関連の独自事業といたしましては、本年度より市単独の新規事業といたしまして、農業者の高齢化と農地条件に制約のある中山間地域農業の振興策といたしまして、果樹の有望品種の選定・実証を行うモデル事業、あるいはイノシシ等による農作物等の被害が増加する中、被害防止を目的とする全柵設置費用の補助や里山付近における繁殖牛の放牧事業を現在進めております。これまでは、国・県の各種補助事業を活用した施設、機械等の導入による生産基盤の整備等が主でございましたが、これらを本年度より市独自の農業施策といたしまして実施し、今後も継続的に計画し進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど議員より具体的な事業の提案がございましたが、その中で、ショウガの作付推進につきましては、現在、菊池地域振興局普及指導課と協議を行っております。今後の普及計画の中に取り入れ、県と連携した取り組みができるよう働きかけを進めているところでございます。飼料作物に対する助成につきましては、現在の転作関連の交付金等を有効に活用していきたいと考えております。その他、ご提案いただきました事業におきましては、今後の農業振興における提案として、十分に受け止めさせていただければと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○11番（坂本昭信君） それでは、再々質問に移ります。

国・県の農業施策に起因することが大であります。菊池市自体で総生産額の目標数値を打ち出して実行する考えはないか。JA菊池の資料によりますと、J

A菊池管内で、農畜産物総販売額が旧七城町で26億円、泗水で36億円、菊池が32億円、旭志が133億円、合計190……100ちょっと、200億となっていることをございます。また、個人販売や専門農協等を加えると、270か80億ぐらいではないだろうかというJAが言っております。

現時点での数値であります、未来的に数値目標を立てて、作目ごとの小さな目標も取り組んでいただきたい。そして、やはり農家をする人に夢を与えていきたい。夢がなければ先はありません。現実も大切でございますけれども、夢を持たせることによって、生産者は励むものでございます。

このようなことを受けまして、執行部の考えをお伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 再々質問にお答えいたします。

施策の目標数値につきましては、本市総合計画の前期基本計画におきまして、平成17年度を基準に、5年後の平成21年度目標年度といたしまして、71の施策の内容ごとに目標値を持って取り組むことといたしております。

農業分野における前期基本計画では、販売金額1,000万円以上の農家数607戸を、目標650戸としまして、現在値が638戸でございますので、達成率が98%となっております。次に、農畜産物の総販売額288億1,000万円を、目標300億円としまして、現在値が282億4,000万円で、達成率が94%となっております。それから、エコファーマー数480人を、目標550人といたしまして、現在値630人で、達成率は100%を超え、115%となっております。次に、認定農業者数でございますが、563人を、目標610人といたしまして、現在値が670人で、こちらのほうも達成率は110%となっております。農業法人数でございますが、50団体を、目標90団体に対しまして、現在67団体で達成率が74%となっております。次に、集落営農数、2集落に対しまして、目標80集落としておりますが、現在値が31集落で、達成率が39%でこちらのほうがまだ半分も満たしていない状況でございます。

これらなど各主要施策における目標値を設定し、各種事業の取り組みを進めているところでございます。現段階では、作物ごとの細かな目標値による設定は行っておりませんが、将来的には、農業に特化した計画の中で目標を設定し、取り組んでいく必要があると考えておりますし、議員ご指摘の点については、十分に今後の参考とさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○11番（坂本昭信君） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

地産地消についてお伺いいたします。経済のグローバル化や流通の発展によって、食生活と地域の農林水産業の結び付きが薄れている中で、地産地消をどのように進めるか。消費者のニーズは安全・安心であります。中国の餃子事件、最近の三笠フーズによる汚染米を食用として売った事件、うなぎの産地偽装事件等、食品産業の事件が消費者の心理を逆なでし、食に対しての不信がうねりを上げています。

このような中、現状の取り組みはどうなっていますか、執行部にお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 地産地消について、お答えいたします。

今、申されましたように、近年、食の安全性や信頼性を損なう事態の発生などを背景といたしまして、消費者の食に対する安全性や信頼性への関心が一層高まってきておりまして、このような中で、地域の生産者の農産物を直接販売する物産館の意義が改めて見直されているところでございます。

これまで、本市の地産地消の取り組みは、市内物産館を拠点としまして、地元生産者組織との連携によりまして、消費者ニーズに合った安全・安心農作物の生産や農産加工品の開発、地域の製品の紹介及び販売が進められておりまして、消費者と生産者とのつながりを深める取り組みが好評を得ておりますし、各物産館での農産物の販売における、平成19年度の取り組み実績といたしまして、合計で1,131人の出荷者組織への登録があり、その売上額は合計で約14億5,000万円となっており、地産地消への貢献がなされております。そのほか、学校給食、保育園、福祉施設等への食材供給による地産地消の取り組みも行われております。

地産地消の推進は、地域農作物等の生産から販売までの過程において、安全で安心な農作物を当消費者にいつでも供給することができる仕組みを構築することにより、地域農業の振興が図られるよう、取り組む必要がありますので、今後も各物産館との連携を密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○11番（坂本昭信君） それでは、再質問をいたします。

地産地消の条例を制定する考えはございませんでしょうか。地産地消の条例を

制定している自治体は、福井県、「地域地産地消の推進に関する条例」、また愛媛県今治市におきまして、「食と農のまちづくり条例」、兵庫県洲本市の「食のまちづくり」、福井県小浜市の「食のまちづくり条例」、岩手県奥州市の「えさし地産地消推進条例」、などがあります。

それで、岩手県の奥州市の取り組みを紹介したいと思います。岩手県江刺市（平成18年2月より奥州市）では、地産地消の取り組みが地域農業の活性化につながる重要なルーツであることの認識から、「えさし地産地消推進条例」を制定したところである。当該条例は、5つの基本理念を柱として、生産履歴システム導入から、子どもの食に関する理解の促進まで、幅広い取り組みが行われ、条例制定を通じて、地産地消の推進にかかわる効果への理解が浸透している。えさし地産地消推進条例抜粋。

「この条例は、江刺市における地産地消を推進するための基本理念並びに市・生産者・事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、地産地消を通じ、農産物に係る食の安全・安心を確保し、食育を推進し、及び生産者と消費者、事業者の信頼関係を構築することにより、江刺市における農業の振興及び健全な食文化の継承を図り、もって市民と生産者の連携により、食と農を基本とした、健康で文化的な地域社会の形成を資することを目的とする」

ということになっております。5つの基本理念でございますけれども、江刺の地産地消の条例の5つの基本理念でございますけれども、生産者・消費者・事業者の信頼関係の構築。食の安全・安心が確保された農産物の安定供給。地元食材を通じた地域の魅力。環境・自然・農業の重要性の認識の醸成。食育の推進。このような岩手県の奥州市の地産地消条例はなっております。

このようなことを受けまして、菊池市でも、やはり地産地消することによって自給率も上がりますし、消費者との連携もできます。やはり地産地消条例でもつくって、周囲の市町村あたりに、あそこは地産地消条例つくったから、食は大丈夫だという安心感を持って、行うようにすれば、菊池市の農産物もかなり成長するのじゃないかなと思うわけでございますけれども、その点、いかがでございましょうか。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 再質問の条例制定の考え方についてでございますが、新たな食料・農業・農村基本計画に沿って、国が推進する「21世紀新農政2008」においても、消費者の信頼と食品の安全の確保に向けた取り組みの充実を図ることが明記されております。このようなことから、従来に増して、消費者の信

頼の確保と生産者から食卓までの食品の安全の確保を推進することが重要な課題となっているところでございます。

本市におきまして、これまで生産段階における環境保全に向けた農業への第一段階としまして、堆肥等の土づくりを基本として、化学肥料、農薬の使用料を低減するための生産方式を導入する計画を立て、県知事が認定するエコファーマーの推進を行っております。このような中で、JA部会、物産館出荷者組織による認証の取得や、農地・水・環境保全向上対策の営農活動の取り組みによる化学肥料、農薬を慣行の50%以上低減する組織的な取り組みも進められているところでございます。今後も、県知事の認定による全国的認証名のエコファーマー制度を引き続き推進しながら、さらに環境負荷の低減、安全・安心農作物生産への意識付けを図ってまいりたいと考えております。

地産地消条例につきましては、県内、九州管内の把握はできておりませんが、国内において、今、申されましたように、幾つかの地方自治体で条例化されている例があるようでございます。熊本県下では「元気人気くまもと農業運動」の展開の中で、各地域振興局ごとに管内市町村を含めた推進本部が設置されておまして、菊池中央推進本部の活動計画の中に、地産地消推進計画に位置付けられる物産館、直売所を核とした、地産地消の推進、学校給食等への食材提供や、「菊池うまかもん衆」による食の伝承活動などの食を通じた取り組みを、計画に織り込み進めているところでございます。

このように、振興局、関係市、町で協調し進めておりますので、現段階では条例化までの計画はございませんが、市独自の安全・安心農作物の認証の件と併せ、議員からの今後の提案として、受け止めさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○11番（坂本昭信君） それでは、本市におきまして、中小企業保護条例も設立されました。本市の地産地消の基本理念を定め、安心・安全な市内農産物等を供給、本市農林業の持続的な発展及び活力ある農業をすることにより、自給率の向上にもなり、条例の制定を要望します。

福岡市の自給率は、カロリーベースで14%だそうです。やはりこの福岡市はカロリーベースで14%ですから、食物自給率ではもっと下がると思います。攻めの農業で、福岡市に水と緑、光あふれる田園文化のまち、かつ新鮮・安全農産物直送便等を送り届けたい、このように私は夢を持っております。このことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

合併浄化槽についてお尋ねいたします。実は、旭志地区は、合併浄化槽によるということになっておりますけれども、下水道課に聞きますと、排水口のない所には取り付け不能。また道路維持課によりますと、浄化槽のための排水口ではないという意見も聞かれるわけですが、合併浄化槽の進捗状況はどうなっているか。また、公共下水道と比較すると、普及が停滞しているようだが、どのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

合併浄化槽本体を市が設置する、浄化槽市町村整備推進事業は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的としまして、平成15年度より旧菊池市で実施しております。平成19年度より旭志管内も含め、下水道などの集合処理区以外の地域を対象として、区域の拡大を行ったところでございます。平成20年度8月末現在で、303基を設置しております。

本事業は、住民負担の軽減を図るために環境省の補助を受けており、3分の1が国庫補助金、残りが市及び人槽に応じて申請者より分担金を徴収し、対応しているところでございます。なお、国庫補助対象が浄化槽本体となっていることから、それ以外の宅内の排水設備、放流管、または駐車場対応型の工事につきましては、補助対象とならないために申請者の負担となっております。

浄化槽の設置、浄化槽の処理水につきましては、熊本県の浄化槽取扱要綱第15条の規定により地下浸透ができませんので、最寄りの排水路や河川等に放流することになっております。しかし、周辺に適切な施設がない場合は、一般家庭の合併浄化槽の処理水を、市道の排水口に放流することを認めているところでございます。ご指摘の排水口のない市道の整備につきましては、地区の要望や緊急性及び必要性等も考慮しながら、予算の範囲内で順次工事を実施しているところでございます。

今後、特に必要な箇所につきましては、現地調査等を行い適切に対処してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○11番（坂本昭信君） できるだけ早急に実現できますようにご要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後2時25分

開議 午後2時33分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村國敏君） 通告しておきました順に従い、質問いたします。

まず、はじめに、医療助成についてでございます。1つは、H i bワクチンについてでございます。今年の1月、熊本市の4歳の男の子が「ヒブ」と言われる細菌による感染症で急死しました。私は、小児科医の先生から、昨年、H i bワクチンについて聞いておりました。正式には、ヘモフィルス・インフルエンザb型でございますが、一般的にはH i b、「ヒブ」と呼ばれております。H i bは、恐ろしい細菌であります。今、H i bによる髄膜炎が増加して、半数以上は0歳から1歳の子どもに集中し、15から20%子どもに後遺症が残り、5%の子どもが死亡すると言います。これにかかれば20人に1人が亡くなる病気だそうであります。

世界では、1998年にWHOが乳児への定期接種を推進する声明を出しております。現在、アフリカを含む102ヶ国で導入されておりますが、そのうちの97ヶ国以上が定期接種プログラムに組み込まれていると言われております。世界では、予防ワクチンの定期接種が常識となっておりますが、先進国では日本だけが導入しておりません。今年、国内でワクチンが発売の予定となるそうあります。しかし、このワクチンが導入されましても、費用のハードルがあります。4回の接種で全額自己負担なら約3万円かかるそうあります。子どもが多い家庭では大きな負担になりますし、県の小児科医会では、経済の事情によっては予防接種を受けない子どもも出て、接種率低下が危惧されるということで、自治体に公的助成を要望すると報道がありました。

ワクチンを受けた子どもは、H i bによる重症の病気にはかからないと実証済みであります。子育て支援を重要施策に掲げる本市としては、このH i bについてのご見解を求めたいと思います。

次に、医療費の抑制についてでございます。サブプライムローン問題に端を発したアメリカ経済の失速と、原油・原材料価格の高騰によって、食品・日用品の値上げが私たちの生活を直撃しております。そして、本市では、国保税も上がり、どうやって家計を守っていくべきかと頭を悩ませております。

そんな中、広島県呉市では、国保の加入者に対して、新薬と同じ成分効能で、値段が安いジェネリック医薬品に切り替えた場合に、削減できる金額を示した通知書の発送を始めたと報道されました。呉市の場合、ジェネリック医薬品の利用が、2008年で2割から3割程度進めば、市国保加入者全体の負担、約300万円も減らせるということで通知を出しているそうであります。このことに関しては、医師や薬剤師、市民の協力が欠かせないことから、市民公開シンポジウム等を開いておりますし、病院にかかる率が多い高齢者も薬代を減らすことで、国保税に貢献できるようであります。市のご見解を求めたいと思います。

以上が1回目の質問でございます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） H i b、「ヒブ」とは、議員ご案内のとおり、ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型を略してこのように言われております。毎年、猛威をふるうインフルエンザウイルスと名前が似ていますが、まったく別のもので、無菌性髄膜炎の原因症として知られています。H i bによる無菌性髄膜炎を予防するためのH i bワクチンは、欧米では定期予防接種として乳幼児に対して行われています。日本では、2007年1月に厚生労働省に認可されて、国内でのワクチン接種ができるようになりましたが、まだ定期予防接種とはなっておりません。現在、ワクチンそのものが国内で販売されておらず、発売の時期は未定であると聞いています。

また、医療費の抑制についてですけれども、議員おっしゃるとおり、広島県呉市におきましては、本年7月から国民健康保険の加入者に対しまして、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、削減できる金額を示した通知書の発送をしております。この通知書には、薬ごとに単価、数量、本人の負担額、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の削減額などを記載されております。ジェネリック医薬品の普及があったことにより、医療費の抑制を目指すという全国初の取り組みということ聞いております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村國敏君） 再質問いたします。

H i bワクチンについての説明が今ございました。乳児の病気は、いっどこで誰がかかるかわからない。しかし、かかれば先ほど申しましたように、5人に1人が亡くなるという大きな病気であります。

このワクチンは、まだまだ日本でないということでありましたが、確か9月ごろからということだったと思いますが、そういうことは調べになってはいないのでしょうか。9月にしましても、今年度中は、入るということでございます。それからの問題でございますが、そのような病気の場合、市としては、もしもそのような子どもがこの乳児の中に出てきたなら、どのように考えられるのか。だから、もしもの場合、ワクチンが普及したならば、市としてはそのことで取り組むかどうか。また、このかかる3万円の費用に対しての助成する考えはどうかということでお答え願いたいと思います。

次に、ジェネリック医薬品のことであります。この薬品は、皆様ご承知のとおり、テレビ等でも紹介されており、安くて安心、安全な薬品があるのかと、私たちも今、思っているところであります。しかし、本市には、公立病院がありませんし、医師会等の話し合いが必要でもあります。これを話題として、医師会との話し合いができるかどうか、お答え願いたいと思います。

国保税及び医薬品の高騰は、先日、東議員の質問にもありましたとおり、国保税を下げるべきとありました。確かに、市合併後のこの丸3年、4年目を迎えました。医療費、平成17年度決算、36億3,900万円余り。今年度、20年度予算、42億1,000万円余りです。3年間経ちましたが、約5億6,000万円上昇しております。国保税1人当たり換算した場合、平成17年度、7万373円が、本年度は、9万2,997円とあります。このようなことを考えると、医療費の高騰と国保税を下げるためには、今、行政はいろいろなことを施策をやってまいりました。皆さんが健康で安心して暮らせるような温泉、プールの健康、運動、また歩け歩け運動といろいろありましたが、それで今までやってきたけれども、この3年間経って、これだけの医療費が上がった。ならばその1つの方法として、安い薬品を利用する考えはどうか、市の執行部のお考えを聞きたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） H i b ワクチンですけれども、今後、厚生労働省の研究班によりまして、H i b ワクチンの効果や副作用などのデータ収集、また定期予防接種に組み込むかどうかを検討されるものと思われま。本年度中の9月に発売というふうなことで議員さんご説明がありましたが、H i b ワクチンの国内での販売も、まだ私たちは未定という状況しか聞いていません。したがって、本市としましては、その動向を見ながら対応してまいりたいと思っております。したがって、現段階ではワクチンが発売されていませんので、一応ワクチンの接

種費用を補助する考えというのは、今のところございません。

また、医療費の抑制ですけれども、呉市の取り組みにつきましては、本年7月からということですので、その成果や課題等について情報を収集していく必要があるとは考えています。このような取り組みにつきましては、市民の皆様をはじめ、地元医師会や関係機関のご理解とご協力が大変重要でございますので、慎重に対応してまいりたいと思っています。

また、健診関係等ですけれども、本年度から始まりました特定健診、特定保健指導の実施を中核に、がんなどの生活習慣病予防対策に積極的に取り組むことによりまして、医療費等の適正化を図っていきたいと思っています。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村國敏君） 再々質問いたします。

部長の答弁で、H i bワクチンがまだまだ現存していないということで、あつてからという考えだったと思いますが、H i bワクチンが輸入された場合はどうするかです。その場合に助成するかどうか、そのことを聞きたいんです。今、物が無いときにどうのこうの言ったって、ただ先のことを聞いているんです。現実的に今はないかもしれませんが、すぐ、今年度中、遅くても今年度中、ことでありますので、もうそんなに遠い将来じゃないと思います。

今から、私たちは考えていかなければ、来てかっですばいと言うと、来てからじゃ間に合わんでしょう、なんでん。その前に、来たならばこうするということをしとかんと、部長から下に課長、下に続いたときには、ずっと何日もかかります。その前には市長にお願いせにゃいかんです。そういうことするならば、今のところは、私たちはわからないけれどもということだったとありますが、今年度中は間違いのないと思いますので、その場合は助成があるかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

それで次に、ジェネリックのほうも同じでございます。ジェネリックも医師会との話し合いが一番大事だと思います。しかし、先ほど申しましたように、今まで医療費を抑制するために、いろいろなことを、市としては施策やっております。しかし、それでもなおかつ増えるということは、どこにその原因、原因というなら病気することが悪かですけどね、だけど、1つでもそのようなこと、安い薬品でもしも2割から3割安うなって、2割、3割の人がそれを利用したってするならば、先ほど言うたように、数千万円が安くなったという。そのことは考えていたただかんと、前向きにできるかできんか。そういうふうにして、医師会との話し

合いが、本当にやろうと思うか、いや、無理ですばいと、医師会がすることやけん、私たちが言うたっちゃできませんというような考えんだったら、後退します。

だから、そこまで前向きに、いや、確かにそのようなことでしたが、今の国民健康保険を抑制するためにはこれ必要ですって思われたならば、でくっと思いません。そのことを部長、もう1回お願いします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 輸入された場合の補助、また医師会との話し合いができるか否かということですが、この案件に関しましては、今後、精査をしまして、菊池圏域でも協議検討していきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村國敏君） 2番目の妊婦健診についてであります。ヒトT細胞白血病ウイルス1型とは、HTLV-1型であります。これは、到死率が高い、成人T細胞白血病ATLや、排尿・歩行障害を引き起こす脊髄疾患、これはHAMの原因ウイルスであります。このウイルスを体内に持っている人、キャリアは、全国で120万人に上ると推定され、ATLで年間約1,000人が命を落とし、HAM発症者は、劇痛や麻痺、歩行障害に苦しんでおりますが、いまだに根本的な治療法は確立されておられません。このウイルスは、輸血や性交渉により、また母乳を介して母親から感染をしますが、このうち輸血による感染防止のために、献血時の抗体検査が1986年11月から導入され、新たな感染は、ほぼなくなったと言われております。しかし、残る課題は、母乳を介しての母親からの感染防止であります。

このウイルスの特徴は、発症するまでに40年から60年と期間が長いことで、そのために自分自身がキャリアであると知らずに、子どもを産み育て、数年後に自身が発症して、はじめて我が子に感染をさせてしまったことを知らされるケースが少なくないようであります。この場合の母親の苦悩は言葉では言い表せないと言われております。HTLV-1のキャリアは、地域的な偏在が見られ、九州の南西部、沖縄、四国、紀伊、三陸、東北、北海道に多く存在するとされております。こうした地域では、特に母子感染防止策として、妊婦健診項目にHTLV-1型抗体検査を導入し、授乳方法を含めた健康指導を行っておるそうであります。HTLV-1についてのご見解を求めたいと思っております。

さらに、妊婦健診についてであります。妊婦健診の今後の考え方でございます

が、本年4月より無料妊婦健診が2回から5回になりました。これから子どもを産む人たち、若い世代の人たちが大いに喜ばれました。しかし、当初、つまずきがございました。本市の計画は5月より実施。しかし、合志市、大津町が4月からでありましたので、私が何度も質問いたしましたら、4月より実施ができました。しかし、してきた4月にさかのぼりましたものの、4月に出産した人たちには該当しないということでありました。これは、前回の質問で質問しましたら、その4月の方が30名は該当するというようなことになりました。私は、すべての施策を改定する場合、同じこの菊池市の広域の郡市で調整するなら、このようなことはあってほしくない。合志市、大津町がやっている、同じように話をしていたということではありますが、他市町より先行することはよろしいと思います。しかし、遅れて指摘されてそれをする、そのような調整は、今後、課題として執行部の皆さんたちは、しっかりと胸に刻んでもらいたいと思います。

舛添厚生労働大臣が、今度、妊婦健診は全額無料が望ましいような発言をされました。少子化解消のためには、私は一日も早く、14回無料健診が必要だと思います。一昨日、小学校の運動会ございました。地元の水源小学校に参加しましたが、来年度の入学児童がかわいい姿で登場しました。紹介ありました。何人だと思いませんか、5名だった。まあ、びっくりしたというか、もう開いた口がふさがらんだったというかですね、今まで、今年は9名、その前9名、並行線で10名とか9名とか12名だったんです。5名ということは、本当にびっくりして、今度、よその中山間の学校、ちょっと聞いてみましたら、やっぱり3人だったり5人だったり、もうそのような一ケタの数字、それが今のことの中山間の児童、子どもたちです。このようなことを考えると、やはり少子化対策はどのようにするのか。その中の1つ、産み育てやすい環境の施策として、私は舛添厚生労働大臣が言われたように、全額無料にすべきだと思います。

しかし、なかなか今年の4月からもバタバタしましたように、すぐというのは無理かもしれませんが、しかし、どのように考えておられるのか。この少子化対策の中で、厚生労働大臣も言われよるが、菊池市としては、どぎゃん思うか、いつごろまでやろうと思うのか。もしもそういうふうな考えがあるならば、いやいや無理ですばいって、まだよそがせんけんって。この菊池郡市内でまだせんとだけん、よそと合わせにゃんたいというようなじゃなくて、それは先行してやっていただきたい。ちょうど先ほど本田議員の質問もありましたが、乳幼児の医療費が、私も前回、前のときに小学校3年までのとき質問しましたが、次は6年までと言いました。そのような施策ですよ、これはひとつ。ところが、一緒になったちゅうたら、大津町が今年の4月から6年生まで。

だからですね、確かに予算がいるのはわかります。しかし、やる気があるかどうかです。いやいやよそがしてかっですばいじゃなくて、やろうと思ってして、そしてもしも予算がつかんならそれでしょうがなかですよ。しかし、その気持ちを聞かせてほしいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） まず、1点目のヒトT細胞白血病ウイルス1型の抗体検査ということですが、成人T細胞白血病というものは、ヒトT細胞白血病ウイルス1型が原因で起こると聞いております。

感染経路につきましては、母乳によるものがほとんどでございまして、大半は乳児で感染し、一度感染するとウイルスは生涯消えることはないと考えられています。ウイルス感染症の発病率は約5%程度で、発病する平均年齢は、議員おっしゃったとおり、約60歳で生涯発病しないことが大半と言われておりますが、発病すると血液のがんと言われる白血病などを起こすとされております。日本では、約120万人の感染者がいるとされまして、その半分が九州、沖縄に集中しているということでございます。血清抗ヒトT細胞白血病ウイルス1型の抗体検査は、この診断の検査の1つでございまして。現在は、妊婦の初診時の検査として実施されているところが多く、公費負担ではなく、妊婦自身が費用を負担されております。県下14市でも現在のところ、公費負担を実施しているところはなく、本市でも公費負担は行っておりません。費用につきましては、医療機関によって異なりますが、2,000円前後のようです。

母親から子どもへの感染を防ぐためには、この検査は大変有効とされておりますが、実際に実施に際しては、妊婦一般健康診査の1つの検査として考えるのは妥当と思われるので、今後、県医師会と妊婦一般健康診査の在り方を協議する中で、検討事項として提案する方向で取り組んでいきたいと思っております。また、妊婦健診の今後の考え方ですが、妊婦一般健康診査の実施につきましては、ご存じのとおり平成20年度より5回を限度とする現行に改正しております。安心して妊娠し、健やかな子どもの誕生を願う観点からは、すべての妊婦健康診査14回分を、無料で実施することは大変有意義であると思われませんが、今回の改正につきましても、県医師会といろいろ協議を重ねた結果実施することができました。

現在は、平成19年度までの旧制度と、平成20年度の新制度が入り交じり、県下の医療機関等での事務が大変煩雑になっております。公費負担回数を14回にすることにつきましては、平成19年度までの2回を、本年度5回に改正した

ばかりでありまして、この妊婦健診事業が今回の改正の目的に沿ってきちんと実施されているか等の成果を検討することも必要ではないかと考えます。また、実施にあたりましては、時期や検査内容、費用、受診票の形式、支払方法等の詳細にわたる協議が必要でございますので、今後、県下の動向等を見ながら、また県医師会と協議や郡内での協議の中で提案等を行っていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村國敏君） 再々質問いたします。

妊婦健診であります、ヒトT細胞白血病ウイルス、HTLVですかね、1型。このキャリアは、隣の鹿児島が多いというふうにあります、隣の県ですよ。お嫁に来られたり、いろいろな形でそこで家族になったりする。しかし、キャリアであっても発生まではかなり時間がかかるということで、今、部長の答弁でありましたように、そのまま60まで60年間出らなんだって、キャリア持っても出らなんだ人もおられるでしょう。

しかし、その人は出らないでも、次の子どもにそれを遺伝を残しているんですよ。だからそのことで、この検査を早くしたらいいかということではありますが、医師会と相談していくということでもあります、期待しておきます。

さらに、妊婦健診の14回も、やっと5回になったばかりだからということもあります。それはわかります。だから、将来であります、いつ、やる気があるかどうかですよ。そのこと、確かにその14回というのは結構なことと言われました。部長も、部長がおられるときまではできんかもしれませんが、しかし、14回ですね、やはり子育てのためには、私は望む。14回もしもでけんとするんならですよ、今の5回が2年後には8回ですばい、10回ですばいって、その間隔おいても結構と思います。

しかし、舛添さんは、14回はすべきだと言われましたから、もう国が、今からは本当にそのことで14回に向かうように努力すると思います。しかし国は、この2回が5回になったときもそうありますが、私は国が言う前に、このこと半年前にこのことを提案したんです。2回じゃ少ないですばいって、5回ぐらいどうですか。そのときは、それは無理でしょうっていうこと。しかし、翌年の半年後に、厚生労働省が5回以上やんなさいって発表したんです。それから今度は、1年かかってやっとできたんです。そして5回になったんです。だから、去年の1月に厚生労働省が5回だと言ってから、ところが、どこに入るとるかわからんですもんで、厚生労働省は言よるばってんが、入ったとこわからんって、あ

んま金が変わらんけんっていうようなことだもんだけんですね。しかし、国としてはやるという、前向きな態度でその分入れましたよということ。だから14回も、もう本当にどぎゃんかすんなら近い将来にいるって言うかしれんですよ。しかし、皆さん言われるでしょう。ほかのとば、削減してから言っとっただろうかわからんけんって。そのようなことを私は言っているんですよ。

だから、よければ、早目に5回が8回とか、10回とか、そのようなことで、お願いしたいと思います。そこを答えはでけんでしょうね。

次、進みます。太陽光発電についてであります。太陽光発電は、二酸化炭素、CO₂などの温室効果ガスを排出せず、枯渇の心配もないクリーンエネルギーとして世界的な注目を集めています。これまで日本は、発電量、装置の生産量として世界一を誇ってきましたが、2004年に発電量でドイツにトップの座を奪われており、今、政府は再び世界一奪還を目指す方針を打ち出しております。しかし、太陽光発電は、導入後の経費は少なくて済みますが、設置費用が高額であり伸び悩んでいるのも現状だと思います。

そこで、質問いたしますが、本市の現在までの太陽光発電の装置状況及び補助についてお答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 本市におきます太陽光発電システムにつきましては、地球温暖化防止など、環境問題に対する意識の高揚や資源循環型社会の実現を目指しまして、市民の皆様の新エネルギー利用を積極的に支援するために、平成8年度から国の補助を含めて、平成19年度まで551戸の家庭用の太陽光発電システム設置の補助を行ってきたところです。本市の家庭用の発電システム設置の普及率は3.1%でございます、こういうような補助を行っている県内の市町村は大津町、天草市、高森町、本市の4団体であります。その目標値は、世帯数の1%から3%となっております、本市は県内の市町村の目標率を上回る数値となっているところでございます。

補助の額につきましては、1キロ2万円で、3キロまで上限6万円の補助をしている、いう状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村國敏君） 太陽光発電についての答弁ございましたが、大津町の補助金はですね、聞きましたら上限が30万円だそうです。ご存じだと思いますが、菊

池市は今まで6万円、だいぶ差があるですね。

環境省の説明によりますと、一般的に住宅用発電システムの価格は、1キロワットあたり約66万円、約4キロワットとして4倍の284万円の費用。太陽電池の耐用年数を30年に設定して換算すると、1ワット1時間分発電するのに46円かかり、通常の電力使用料の2倍に相当すると発表しております。このため設置費用の軽減が、導入促進への大きな課題となっております。政府与党は、8月29日に決定した安心実現のための緊急総合対策にも、家庭、企業、公共施設等への太陽光発電の導入を明記されました。経済産業、環境両省の2009年度予算概算要求でも、大胆な導入促進策が打ち出されております。経済産業省は、住宅用発電システムの購入補助金、最大発電能力1キロワットあたり上限10万円として、238億円を計上。技術開発の促進、101億円なども盛り込んでおります。環境省は、世界一奪還への戦略策定に新たに約1億円のほか、先進的な導入支援を行う地方自治体への補助金を支給など、前年度比8倍増の約20億円を計上しております。さらに、2009年度の税制改正要望で、太陽光発電導入への税制上の優遇措置拡充を掲げております。市の今後の取り組みをお聞きしたいと思いますが、国も、今、このように力を入れてきました。

先ほど答弁の中で6万円じゃなくて市自体もそれに沿うような、補助金、そしてそれにさらに国の補助金があるならば上乘せして、そして皆さんが安心して、そしてこの太陽光発電できるような施策はできないかお答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 先ほど、私どもの補助金と大津町の補助金の比較をされまして、確かに大津町は30万円の補助を上限として行っております。しかし、その補助件数は、19年度で10件でございます。20年度、本年度で15件という件数の上限がございます。総額にいたしますと、私どもの額と変わらないというような状況でございますので、ご認識はいただきたいというふうに思います。

それから、国の制度につきましては、先ほどご紹介がありましたとおり、先般の国の予算の概算要求におきまして、近年の環境問題及び原油高対策といたしまして、平成21年度家庭用の太陽光発電システム設置補助を、4年ぶりに復活させ、平成17年度の9倍である、238億円の要求を行っているところでございます。

このような中、私ども本市でも、新エネルギーの推進を重要ととらえまして、市民の環境問題への意識を高めながら、クリーンエネルギー利用を積極的に推進していくために、太陽光発電システム設置件数につきまして、一戸建て世帯数の

10%を目標として掲げております。当面、菊池市総合計画の後期5ヵ年計画の中におきまして、5%の設置目標を掲げて補助を実施してまいりたいというふうに考えております。また、家庭用の太陽光発電システムの設置件数が、先ほど試算で一戸あたり284万円というような紹介もございました。大体230万から280万、290万というようなところだと思いますが、国の諮問機関でありませぬ、総合資源エネルギー調査会におきまして、今後、3年から5年以内で、設置費用を半額にするという施策案を提言されました。今後、国の補助も期待できるということから、本市におきましては、多くの市民への普及を目指すため、一戸あたりの補助金の額及び設置件数等につきまして、国の施策や今後の財政状況を勘案しながら、早期の目標達成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村國敏君） 再々質問いたします。

今、部長の答弁で、大津町は10戸と15戸と言われたですね。2年間ですよ。これは限度ですか。なんか30万と言われて、戸数がこしこだったから同じ言われたけど、何件という、限られとんですか。いや、これを見る限り、それはなかですよ。だから要望があるならば、皆さんたちがこの最高30万は補助が出ると思っておりますが、そのことでお答え願いたいと思います。

確かに、太陽光発電がいずれ国からの肩入れでかなり安くなると思います。そして、市民の皆さんたちが安心してこれを設置できるように。しかし、1つ考えるのが、今から先、確かにつくりやすいような太陽光発電。今までした人はどぎゃんなこと高くしてからちゅうような感じがありますもんだから、私はそのような、今から先、国と市がかなり補助金をあげてやる。前回までの人に6万円ではよかったのかということですよ。

そのこともよかったら、どういうふうに思われるのか、過去の人たち、今までやった、言うなれば、来年からもしもなったとするとときに、今年つくった人たちは、あまりにも差があるじゃないかということですよ。そういうことで、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） まず、大津町の件数について。これは私どもの調査でございますので、議員さんの調査とちょっと違うかもしれませんが、私どもの調査では23年度までに大津町は世帯数の3%を目指すという目標値を掲げてあります。

それを達成するために、19年度からの5ヵ年間で、125件を目標とされております。それを年度計画されておりました、19年度で10件、20年度で15件、21年度、25件、22年、35件、23年度、40件とだんだんに増やしていくということで、その目標値を達成するんだという計画を、私どもは入手いたしております。ちなみにほかの天草市は、1%が目標でございます。私たちは、10%、当面は後期5ヵ年間で5%を掲げております。努力は今後も続けていきたいと思っております。県下、今のところトップでございますので。

それと6万円が高いか安いのかの話でございますが、以前は、私ども菊池市も20万とか30万とか補助していた時代がございます。そのときは、一戸当たりの設置の金額が非常に高く、国からの補助も出ておりました。したがって、私どもも多額の補助をやっておったんですが、この制度が、ご存じのとおり17年度で国の補助制度がなくなりました。なくなった理由といたしまして、一戸当たりの設置の費用がかなり安くなったということから、国も個人負担の分が下がったということから補助の打ち切りとなりました。私どももそれに伴って補助を下げてきたところでございます。

前年度、19年度におきまして、これをいったん打ち切るといような施策も打ち出したんですけれども、樋口議員さんだっただと思っておりますが、今、ISOで一生懸命がんばっているのに、補助金を切るとはなんぞやというようにおしかりも受けたところでございます。そういうことからまた継続して今やっているという状況でございます。

以上、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村國敏君） 次に入ります。雇用促進住宅についてであります。これは、初日だったと思っておりますが、樋口議員のほうから詳しく聞かれました。私も聞こうと思ったことをほとんど聞かれましたが、その中で、雇用促進住宅についてちょっと読んでみたいと思っておりますが、雇用促進住宅については、規制改革3ヵ年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒しで廃止することとされ、本年4月1日付けで廃止決定された650住宅について、退居を求める入居者説明会などが開催され、現場に多くの混乱が生じているそうであります。各自治体などでは、公営住宅の優先入居の取り扱いを行うなど、取り組みが進められておりますが、とりわけ転居先のない長期入居者などに大きな不安が生じているとも言われております。

そこでお尋ねしますのは、こないだの答弁でありましたが、3年後廃止になっ

た場合、本市としてどのように取り組むか。なかなかこの間もはっきりした返事がなかったと思いますが、いかようにして雇用住宅を市営住宅のほうにするか。民間で買うということはほとんどないと思いますが、今の市営住宅の現状を見てもらうとわかると思います。数百人の方が毎年申し込んでも入られないような状態であります。そういうふうなことを考えると、この雇用促進住宅が廃止になることは間違いありませんが、市としては、それを引き受けるという考えですよね。どのように考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） ご質問にお答えを申し上げます。

初日の樋口議員にご答弁を申し上げましたとおりでございまして、本市では、譲渡を受けるか、受けないかの協議を今進めているところでございます。なお、市営住宅は入居待機者が今100名以上おられますので、市営住宅への受け入れは困難であろうと思いますし、また、民間住宅等へのあっせん等、家賃の一部補助等についても、現在では考えておりません。

以上、答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○25番（外村國敏君） 初日のとおりだと思います。同じような意見でありますので、もう控えますが、確かに今から先、今の部長の答弁では、この方たちをすべて市営住宅にというような答弁だったと思います。

しかし、ここを譲渡して、そしてそこに入れるならば、市営住宅にするならば関係ないんです。その方たちの言うなれば移転先のことを言われたんでしょう。じゃなくてですね、譲渡されたならば、そのままで結構と思いますので、そのことはもういいですが、わかりました。初日の答弁のとおり大体理解しておきます。

次に、建築確認申請手数料については、これは菊池市が手数料もらってないということで、県だそうでございますので、このことは控えたいと思います。

以上で終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。次の一般質問は、9月17日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午後3時25分

平成20年第3回菊池市市議会定例会

議事日程 第5号

平成20年9月17日(水曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	枋原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君	
24番	北	田	彰	君	
25番	外	村	國	敏	君
26番	徳	永	隆	義	君
27番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君														
副	市	長	村	上	建	二	君													
収	入	役	高	本	信	男	君													
総	務	部	長	緒	方	希	八	郎	君											
企	画	部	長	石	原	公	久	君												
市	民	部	長	村	山	隆	君													
経	済	部	長	後	藤	定	君													
建	設	部	長	岡	崎	俊	裕	君												
七	城	総	合	支	所	長	松	岡	敬	二	君									
旭	志	総	合	支	所	長	中	村	榮	光	君									
泗	水	総	合	支	所	長	上	林	正	章	君									
企	画	部	首	席	審	議	員	木	村	靖	弘	君								
財	政	課	長	川	上	憲	誠	君												
総	務	課	長	兼	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	山	田	浩	文	君
教	育	課	長	田	中	忠	彦	君												
教	育	次	長	山	口	正	司	君												
農	業	委	員	会	事	務	局	長	五	島	千	秋	君							
水	道	局	長	三	牧	茂	君													
監	査	委	員	事	務	局	長	大	塚	茂	幸	君								

事務局職員出席者

事	務	局	長	岩	木	精	四	郎	君
議	事	課	長	永	田	哲	士	君	
総	務	審	議	員	高	田	早	苗	君

議 事 係 長

上 田 敏 雄 君

午前10時00分 開議



○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、森 清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 皆さん、おはようございます。4日目のトップバッターの森清孝でございます。よろしく申し上げます。

同僚の中山議員も触れられましたけれども、8月の議員研修におきまして、元三重県知事の北川正恭氏の講演を聞くことができました。北川氏は地方分権推進の旗手として活躍されていますが、その話は地方分権とマニフェスト、国と地方の関係、あるいは議会や職員の在り方等、参考になることの多いものでございました。中でも市民が主役という立場になれば、今までとは違った要素が見えてくるという話には身につまされることも多く、感動を覚えました。それらの話から自分なりにまとめた考えをもとに質問をいたします。

きのうまでの質問と重複もありますが、まず農業振興についてお尋ねをいたします。緊急対策の1つとして、市長は償却資産税の減免についてお話しになっておりますが、そもそもその税収額はどのぐらいありますか、お尋ねをいたします。

また、いつどのような方法で、どの程度の減免をなされるのか、財源の手当はどうですか、お尋ねをいたします。

2つ目に、中長期の視点からお尋ねをいたします。今、農業振興費の大半は、中山間地の直接支払いや、農地・水保全事業の支払い、法で定められた融資事業の利子補給等に使われております。自ら考えた地域に合った農業振興策の必要性を強く感ずるものでありますけれども、市の独自の振興策にはどんなものがありますか、お尋ねをいたします。

3つ目に、担い手について伺います。認定農業者の高齢化が心配されていますが、年代別の数字、畜産・野菜等の部門ごとの数字はどうなっていますか。また、その人たちへの優遇策はどんなものがありますか、お尋ねをいたします。今、地

産地消の推進が叫ばれておりますけれども、認定農業者の関係はどうなっておりますか。

以上お尋ねし、最初の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。それでは、償却資産税の減免措置関係について、こちらのほうからお答えしたいと思いますけれども、未曾有の原油価格高騰は、食料・飼料・原材料等の価格の高騰と相まって、国民生活及び農林水産業や、中小企業をはじめとする産業界に、重大かつ深刻な影響を与えているところでございます。特に、本市の主要産業でございます農業に対します影響は、本市にとりましては計り知れないものがございます。このような原油価格の高騰による経済不安等に対応するため、固定資産税のうち事業用資産に対して課税されております償却資産を減免することによる、緊急支援の検討を始めたところでございます。

本市の平成20年度9月1日現在の固定資産税総額でございますけれども、25億5,215万1,000円でございます。そのうち償却資産の占める税額でございますけれども、7億544万8,900円となっております。償却資産の内訳であります、個人に対します課税件数が463件、税額で1億7,444万1,500円。法人に対する課税件数でございますが、415件、税額で5億3,100万7,400円となっております。

今回の緊急支援策といたしまして、検討しております内容でございますけれども、対象となる償却資産は、菊池市内で事業を営んでおられる個人または事業者、つまり本市に住所、または事業所の本所を置きます個人または事業者に対しまして、本年度の最終納期限11月末までに納付済みの固定資産税の償却資産分に相当する額の20%、限度額10万円をベースに、ただいま検討をいたしているところでございます。

これによる減免を実施しますと、おおよそ1,300万円の支援策となります。緊急支援内容が固まりましたならば、できれば10月の議会の全員協議会等でご報告させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。2点目の、中長期対策の現状の取り組みについてお答えいたします。

足腰の強い農業、持続的な農業発展を目指して、国・県の各種補助事業を有効に活用しながら、土地基盤の整備や、農業機械・施設の近代化等に取り組んでまいりました。さらに食に対する安全・安心の関心が高まる中で、地産地消の取り組みを進める各物産館の振興や、農業者の高齢化等が進む中で、農地の維持保全や環境に配慮した営農活動を進める取り組みといたしまして、中山間地域等直接支払い制度や、農地・水・環境保全向上対策を推進し、国・県と合わせた交付金の交付によりまして、継続的にその活動を支援しております。

農業振興に関する市単独事業の取り組みといたしましては、これまでもお答えしておりますが、中山間地域農業の振興策としましては、果樹の有望品種の選定、実習のモデル事業や、農林作物被害防止を目的としました電柵設置費に対する補助事業、あるいは未利用地の活用、労働力の省力化、規模拡大の推進を目的としました、里山付近における家畜放牧のモデル事業の、3つの事業を本年度より新たに計画し、取り組んでいるところでございます。これらの単独事業につきましては、今後も継続的に計画し、本市の農業振興策として進めてまいりたいと考えております。また、総合計画におきましては、安全・安心・高品質な農産物づくり、地域の特性を活かし、環境保全に留意した農業の振興を図ることといたしております。各物産館の振興により、生産者の顔が見える、安全・安心農作物の直売を通じた地産地消の取り組みや、各種事業を活用しながら、エコファーマーを第1ステップとした環境負荷低減への営農活動への取り組みを推進しているところでございます。

3点目の、担い手の育成は、農業の振興はもとより、将来の農業を担うために、最も重要な施策であると思っております。本市の担い手でございます認定農業者は、平成19年度末で個人620名、法人50件で、合計670となっております。

個人認定農業者の年齢別階層内訳につきましては、20代3名、30代61名、40代163名、50代266名、60代以上で127名となっており、60代以上の割合が約20%、50代以上では63%を超える割合となっております。営農類型別では、畜産専業が280名、野菜・花卉等の施設園芸専業が206名、これらを主体とする複合経営が116名、そのほか葉タバコ・茶等が68名となっております。

国におきましては、認定農業者に対して、水田経営所得安定対策や、指定野菜価格安定対策事業、果樹経営支援対策事業、肉用牛肥育経営安定対策事業、融資主体型補助、機械・施設のリース料助成、制度融資無利子化措置、あるいは農業者年金の保険料補助など、認定農業者に施策の集中化・重点化を行い、様々な支援措置が設けられているところでございます。

県におきましても、認定農業者への情報報告会や、先進事例等の研修会を開催しておりまして、市としましても、認定農業者に優位な事業等の周知や、研修会等の案内をし、その資質の向上を図っているところでございます。また、支援措置といたしましては、認定農業者連絡協議会や、認定農業者規模拡大推進事業に対し、補助金交付を行いながら育成を図っております。

今後とも関係機関と連携し、担い手の育成、認定農業者の育成・創出を図ってまいりたいと考えております。

次に、地産地消の推進と認定農業者と関係につきましては、本市におきましては、物産館を地産地消の拠点として推進しております。出荷者組織は、高齢農業者の生きがいつくりと、農業所得の向上を趣旨の1つとしていますが、今後におきましては、特に高齢化、担い手の不足が著しく予想され、これにより農作物の品ぞろえが将来的に危惧される状況が、課題の1つとなっております。

一方、認定農業者におきましては、他産業並みの所得確保を目標に努力されているところでございますが、昨今の農作物の価格の低迷により、農業所得の維持向上が厳しい情勢であることは、十分認識いたしております。このような中で、野菜等青果物を生産する認定農業者がJA共販、市場への出荷の中に、物産館を出荷先の1つとしてとらえていくことは、自らの農業所得向上に加え、物産館の出荷者組織や、農産物の品ぞろえを充足させていくことにもつながり、有効なものであると思いますので、今後の物産館の振興策の中で活かしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 市独自の事業は、ことしからということですので、今は小さくても将来大きなものになることを期待しまして、次の質問に移ります。

米価の下落で米づくりへの情熱が薄れたことと、温暖化等の影響で米の品質の低下が問題となっております。「ひのひかり」に代わる品種の動きもあるそうでございますが、現況と展望について、市の考え方を伺います。

2つ目に、認定農業者に対しては各種の支援が行われていることはわかりましたけれども、実際事業の申請や資金の申し込みと近況はいかがですか、お尋ねいたします。以上、2回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 再質問にお答えいたします。水稻新品種の動きにつきまし

ては、現在主流の「ひのひかり」は、九州で初めてコシヒカリの食味が導入された品種で、6月に移植する普通期栽培に適する食味の良い品種として、九州全域に急速に普及されましたが、近年高温気象などの影響で、県下では1等米比率が約20%と低迷しており、このような中、高温に強い水稻新品種といたしまして「くまさんの力」や「にこまる」などの品種が開発されております。

本県では、熊本県農業研究センター農産園芸研究所が、九州では初めて県独自品種として「くまさんの力」を開発し、本年3月に県奨励品種として採用されております。「くまさんの力」は、高温条件下でも白未熟が少なく、外観品質に優れ、高温年においても検査等級の格付け向上が見込まれるとともに、食味の良い米として評価の高い「ひのひかり」と同等の食味であり、収量も安定していることから、今後の県産米の評価向上が期待されております。

本市におきましても、平成18年度より振興局普及指導課、JA菊池が連携し、泗水町に実証展示圃が設けられております。今後の展望につきましては、既存の「ひのひかり」と収穫期が重なるため、分離した集荷ができない等の課題がございますが、県下で平成21年度作付分の種子が600ha分生産されており、当面は気候の影響を強く受ける「天草」など、海沿いの地域を中心とした普及になると聞いております。

次に、認定農業者の事業や資金申請等の近況につきましては、新市合併以来、農業経営の支援策としまして、様々な国・県の補助事業や市単独の事業を実施してきたところでございます。また、農業制度資金など、長期で低利な資金を融資することにより、経営の安定化を図ってまいりました。平成19年度より、認定農業者個人を中心に新たに創設されました、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の取り組みとしまして、平成19年度では6件の申請で、総事業費2,598万6,000円により機械等の導入が行われ、本年度は25件の申請で、総事業費2億3,880万3,000円によりまして機械・施設等の整備が進められております。制度資金の状況としましては、合併から本年8月までの融資実績は82件で、17億6,600万円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） はい、ありがとうございました。

次に、職員人事についてお尋ねをいたします。北川氏の話の中で監査室の話が出てまいりました。それは、三重県において決算を重視する方向を打ち出したところ、なかなか乗ってこなかった職員たちが、人事において監査室の陣容をうん

と高めたところ、知事は本当に決算を重視する気だというふうに変ったというお話でございました。それほど人事というのは、トップの意思を表すものであるというふうに感じたものであります。

今、本市でも取り入れられている、「Plan Do See」という改革の方法が、役所で取り入れられた始まりというのが、この三重県であったということでございます。そこで、本市において、職員の資質の向上を図るために、どのような研修がどんな方法で行われていますか、お尋ねをいたします。また、職員1人当たりの研修費はどの程度になっていますか、お答えをいただきたいと思っております。

2つ目、職員の適正な配置に努められているというふうに聞きますけれども、専門的な知識も必要と思われる部署に、短過ぎる異動や偏ったと思われる配置があるというふうに、私は思いますけれどもいかがですか、お尋ねをいたします。

3つ目に、職員の定数が定められた中で、施政の要望の変化は職員の配置にも影響があるものと思っております。縦割り組織にも弾力性が必要と思っております、いかがですか。各部・各課の枠を超えた案件が多くなり、プロジェクトチームで対応すべき案件等もあると思っておりますが、いかがですか、お尋ねをいたします。以上、最初の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 職員の人事について、まず1点目の研修についてでございますけれども、職員の研修につきましては、地方公務員法の規程に基づき、職員の研修に関し必要な事項を定めた、菊池市職員研修規程により実施しているところでございます。規定では研修区分を大きく3つに分けております。

1つ目が、自主研修でございます。これは、職員自らの意思に基づいて、個人もしくはグループによる、市行政の発展、地域の振興並びに自己啓発、能力開発を行う研修でございます。2つ目が、職場内研修でございます。これは、業務遂行に必要な知識、技能、教養等の取得を目的に、各職場の所属長が実施するもので、接遇研修や人権・同和研修等を実施することといたしております。3つ目が職場外研修でございます。これは、基本研修と派遣研修がございます。基本研修は、職員として必要な知識・技能・教養等を目的として実施する一般研修と、階層を単位として行います、そして必要な知識・技術の取得を目的とする階層別研修の2つに分かれております。

基本研修につきましては、新任課長及び新任係長研修、また採用5年目及び10年目職員研修。そのほか女性職員研修、メンタルヘルス研修、多重債務問題研修、人事評価制度研修など、合わせて11の研修を予定いたしております。

また派遣研修につきましては、特定の分野の専門かつ総合的な知識・技術の向上を目的に、職員をほかの研修期間または団体に派遣して行うもので、自治大学研修、会計事務研修、契約事務研修、市民税研修等、合わせて14研修を予定いたしております。なお、いずれの研修も研修規定に基づき募集しておりますが、一部の専門研修等を除いて、公募により募集をいたしております。

また、職員課の平成19年度研修予算でございますが、職員研修費として149万円を計上いたしております。職員1人当たりの額に換算しますと2,550円となります。なお、今後の研修の方向性につきましては、研修は職員が市民全体の奉仕者にふさわしい人格・教養と、職務遂行に必要な知識・技術の向上並びに行政経営能力、政策形成能力の醸成を目的としたもので、規定に基づき積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の異動と専門性の関係についてでございますけれども、職員の異動が必要な理由といたしましては、1つに退職者の補充。2つ目に、行政改革に伴う部・課・係の統廃合。3つ目に、職員に必要な経験を積ませること。4つに、同じ職場での長年勤務による、職員の意識の低下防止。5つ目に、職場ごとの仕事量の不均衡の是正。6つ目に、職員のメンタルヘルス対策。7つに、職員に予期せぬ家庭環境の変化が生じた場合の措置。8つ目に、職務に必要な資格を有する場合の活用等が考えられます。

しかしながら、要は職員を適材適所に配置し、公務能力を高め、公共の福祉の増進を図ることが、異動の目的でございます。議員ご指摘の、短期間での職員の異動や、保健師・建築士等の専門職の配置につきましても、この方針に沿って異動を行ったものでございます。

次に、3点目の各部の定数の動向についてでございますけれども、本市の行政組織につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、平成17年3月22日合併と同時に、菊池市部設置条例を制定し、部の設定と事務分掌を定めております。また、課以下の組織につきましても、同年同月の菊池市役所組織規則に基づき、必要な課・係を定めておりますが、部・課・係ともその定数までは定めております。各課・係の定数につきましては、各部長、各総合支所長、各課長を対象にして実施いたしております、業務ヒアリングによりまして把握し、適正に配置しているところでございます。

しかしながら、災害等緊急的に発生する予測不可能な業務につきましては、一時期、担当する職員に負担を掛けるだけでなく、行政サービスの低下にもなりかねません。そこで、このような緊急的な業務に対応するため、本年4月、菊池市職員のバックアップ体制に関する要綱を設け、所属課内はもとより、各部・各総

合支所内で、各部長や総合支所長の許可を受けて、各部・各総合支所内で職員の一時的な異動ができることとしております。この制度を有効的に利用しますと、各部・各総合支所単位で、業務量に応じて必要な時間、必要な期間、必要な職員を異動させることが可能となり、議員ご指摘の縦割り組織でない弾力的な業務運営ができるというふうに考えております。以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） ありがとうございます。

2回目に、接遇研修と派遣研修についてお尋ねをいたします。小さなことではありますが、職員の電話対応について後味のよくない経験が何度かありますが、そういうことに対する内部の検証や評価はいかがなっておりますか、お尋ねをいたします。また、派遣研修14には、公募に応じてそれぞれ何名が参加されていますか。2,500円という研修費だそうでございますけれども、ほかの団体と比較して多ございますか、どうですか、お尋ねをいたします。

2つ目で、適正に異動しておるといような話でございましたけれども、私の知っている限り、環境課長の職は、私は保全組合の組合議会の議員もしておりますので、担当職員となるわけではありますが、たしか3年続けて1年の異動であったというふうに思っております。あえて課の名前も出しましたけれども、先ほど申しましたように、やっぱり人事には人事権者の発信があるというふうに思いますので申し上げます。これが普通であれば、ほかにそのような例がありますか、お尋ねをいたします。

3つ目、行政改革大綱の中で、定員削減数の策定根拠というのが示されております。その2の項の「類似団体との比較」を見ますと、合併当時4月1日では、部門ごとにかかなりのばらつきがございます。17年の4月1日ですね。さて、20年4月1日では各部の変動はどうなっているか、お尋ねをいたします。以上、2回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 再質問にお答えいたしたいと思っております。

電話の対応を含め、職員の接遇研修につきましては、平成17年度から平成18年度にかけ、参事職以下の職員を対象に計6回実施したのをはじめ、これまで何度か全職員に対して通知をし、指導を行っているところでございます。特に平成19年10月1日から、本庁が各課直通電話に変更になった際には、各課でのマナー研修の実施を強く指示いたしておるところでございます。

接遇研修は、1回目にお答えしました菊池市職員研修規程でも、職場内研修として位置付けておりますし、特に電話対応は市と市民の方との大切な最初の接点であることを認識し、今後とも電話対応を含め、接遇マナーの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成20年度に公募により募集しました研修の参加者数でございますが、これまで計24名になっております。また、1人当たりの研修費につきましては、各市とも各課で独自に予算化をして実施しているものでございますので、単純に比較はできませんけれども、山鹿市が9,216円、玉名市が6,024円、合志市が4,464円、荒尾市が本市とほぼ同額の2,339円、阿蘇市が208円となっております。以上から、特に本市が少ないということでもないというふうに認識いたしております。

また、2点目のご質問の、課長の異動につきましては、退職者の補充に伴う異動等、職員全体の中で検討し、適材適所に配置した結果でございます。ご指摘の課以外にもこういうケースはございまして、いずれの場合も、異動により住民サービスの低下を招くことがないように配慮して行ったものでございます。

3点目でございますけれども、本市と類似団体との部門ごとの超過数につきましては、平成19年4月1日の比較で申し上げますと、議会総務部門で21名、税務部門で1名、経済部門で20名、多くなっております。また、福祉部門で45名、教育部門で22名、少なくなっております。また、各部門ごとの超過数の増減につきましては、当然各部門の業務量に対する必要な職員は配置しておりますので、本庁と各総合支所に職員を分散させて配置しているところから、生じる要因が大きいと認識いたしております。ただ、類似団体との比較は、各自治体の業務事情によって差があることは当然でございますので、今後とも類似団体の数値を1つの指針として、今後進めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 3回目には、市長に伺いたいと思います。

職員の研修の項でお尋ねをいたします。日本を離れることにより日本のことがよくわかるというふうに、よく言われるものであります。韓国には特別の縁の深い市長ですので、少しずつでも職員の海外研修あたりを進めるべきお考えはないか、お尋ねをいたします。

また、接遇研修のほうでも答弁がありましたけれども、市民が主役という立場に立って庁舎内を見ておりますと、カウンターを挟んで内側と外側の風景がある

わけでございますけれども、職員よりも市民のほうが「すみません」とか「ありがとう」とかいう言葉を発する機会が非常に多いというふうに見られます。立ち位置を考えてというような北川さんの話からしますと、非常に変わった風景にも見えてくるわけでありまして。内と外が逆になるような方策を考えるべきであるというふうに思いますが、いかがですか、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 研修につきまして、お隣の国、韓国とのご縁もあるということで、この研修先として韓国はどうかといった気持ちかなと思いました。

韓国に限ったことではありませんが、やはり異文化に触れるということは、大変心を広く持つことができる。また、自分たちのこれまでの人生の中で知り得てなかった、経験してなかった、そういったものをよその国に行くことによって知ることができる。それは、国の内外を問わず、経験は非常に貴重なものであると、私は思います。そういった意味で、お隣の国に行つて職員さんが勉強する、あるいは行政間の職員の異動・交流を行うということは、大変いいことではないかと思ひます。ただ、やはり言葉の違うところがございますので、日本から韓国に行くということになれば、言葉の基本的なことがわからなければ職務が遂行できないということにもなりますし、また逆のことも言えると、このように思ひます。そういったバリアを超えてできることであれば、交流をやればよいなど、このように思ひております。

それから、そういった研修をよその国、お隣の韓国などからは、菊池市の姉妹都市であります泗水のほうで交流されておりました、全羅北道の金堤市当たり、それから清原郡もそうありますが、来られたときに一度お尋ねしたことがございました。行政の職員さんがあるときにはお2人で来られて、お1人は行政職員で、約90日間酪農家に2軒ほど滞在をされまして、泗水のほうにも約1ヵ月ぐらゐ滞在されたと思ひますが、職員が現場の農業、酪農家の中で乳搾りから堆肥の片付けからいろんなことをやって、体験をされて帰るといふ。それが、どう帰つて活かされているのかなど、このように思ひましたし、また、日本の1つの畜産技術というものを、よく勉強して帰られたということにもなろうかと思ひます。果たして私たちは他国に行つて、そういった酪農に限らず、現場で仕事をするといふことが、果たして行政経験の中で考えられるかなと思ひますと、非常に懐の深さを感じます。

それから、あるグループが4名、5名だったでしょうか、まいりました。ノルウェーだったでしょうか、ヨーロッパのほうに行つて、そしてこの菊池に来まし

たということで、日本に来たということで2ヵ国目ということでした。なぜ、そういうことをグループでやるんですかと言ったら、行政のほうの補助金があると。3分の2が補助金で、最高額30万円日本円、20万円を行政が補助し、10万円が個人負担ということで、30万円内で2ヵ国以上の国を回るということ義務付けがされていると。それを韓国の言葉で、日本語で言えば「リュックサック研修」と言ってるそうでありまして、気軽に背中にリュックサックだけを1個背負って、そして2ヵ国以上を回って、3名以上の方々がグループ化して、そしてレポートをちゃんと的確に出すということで、私には痛烈ないろんな質問が浴びせられたところでもあります。そういう気軽に研修をやっているということを見ておりますときに、日本もそういう気軽にできるように、海外に行くことが物見遊山に行くかのような誤解を招いてしまうということを乗り越えて、職員の方々がやっていただければ、大変いいんじゃないかなと思います。そしてまた、異文化の中におきまして、お隣の国の中では、私が行ったときにそういったお話を聞いたのは、恩師の日とたしか言われたと思いますが、いろんな日がありますけども、恩師の日というのを設けてある。教師の日ですね。先生の日ということで決められて、幼いころから成人して仕事をして、どんなに偉くなっても、やはり師は師としておられると。そういった恩師に対して日を定めてやって、国民の休日となって、そして恩師にみんなが手紙を書くということをおっしゃっていただきましたけれども、そういう日本でないようなものを感じることができるという意味では、非常にいい勉強になるんじゃないかなと、このように思います。

それから、あいさつの接遇の問題でありますけれども。あいさつは、先手を打ってあいさつをしなければいけないということ、よく学びます。やっぱり市職員の方々とお会いするとき、私はまず自分のほうが先にあいさつするという心構えを持っておりますけども、多分職員の方々もそういった思いで、先手をもってあいさつをするということをやっているだろうと思います。ただ、やっぱり職務の多忙さの中において、パソコンを見ていて、つい気がそちらに回らなかったとかいったことにおいてのご指摘もあります。また、一面においては非常に、最近では市民部の窓口が非常に明るくなって、丁寧にいただいておりますといった、そういったお褒めの言葉も数多く聞くようになっておりますので、いいところを伸ばしながら、悪いところについては戒めながら進めさせていただきたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） 3つ目の質問に入ります。多くの同僚議員が質問されています

ように、施政の大きな課題が少子化に関する対応ではなかろうかというふうに思っています。そこで、その対策について伺います。

19年度本市における新生児数と、合計特殊出生率と伺いますか、その数はどうなっておりますか、お尋ねをいたします。

2つ目、子育て支援事業にはどんなものがあり、市民から好評なものはどれがありますか、お尋ねをいたします。

3つ目、支援事業の中で、よそにない独自のものは何かございますか。あればお示してください。また、今はやっていない未実施の事業の中で、市民の要望の高いものはどういうものというふうにとらえておられますか、お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） おはようございます。まず平成19年度の、市内におきますところの新生児数と出生率でございますけれども、新生児数が462名、出生率8.8%でございます。また、合計特殊出生率ですが、合併前の平成15年度の数字が一番新しいものでございまして、旧菊池市1.62、旧七城町1.64、旧旭志村1.69、旧泗水町1.60となっております。

次に、現在本市で実施しています子育て支援事業ですけれども、まず、地域の子育て支援サービスの充実としまして、子育て支援センター事業、つどいの広場事業、放課後児童育成クラブ事業です。保育ニーズへの対応としましては、ファミリーサポートセンター事業、一時保育事業、延長保育事業、障がい児保育事業を実施しております。それから、養育力不足家庭への支援及び児童虐待への対応としましては、要保護児童対策地域協議会の設置、親教育プログラム講座の実施、ショートステイ、トワイライトステイ事業などに取り組んでおります。助成金制度ですけれども、乳幼児医療費助成、すくすく子宝祝金事業、ひとり親家庭児童育成クラブ利用助成、児童手当、児童扶養手当支給なども行っております。

また、市民から好評を得ている事業でございますけれども、実際、今申し上げました事業につきましては、すべて皆様のお役に立っていると思っておりますけれども、強いて言いますと、専業主婦の在宅育児支援が大事になってきていまして、その支援策として実施しています、つどいの広場、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業は利用者の好評を得ていると存じます。

次に、支援事業の中で独創的なものということですが、第3子以降のお子さんを出産された場合、10万円を支給しております。すくすく子宝祝金事業であると思っております。このような養育支援を行っている市におきましては、県内14

市でも、本市と阿蘇市でございます。

また、未実施の事業で市民の要望が高いものということですが、市民から直接市への要望はあっていませんけれども、病気やけがで保育園等へ行けない場合、一時的に預かる病児・病後児保育事業と考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） つどいの広場事業について、お尋ねをいたします。お話によりますと、延べ1万4,000人が利用したというようなことでございますけれども、実数ではどのぐらいか把握をされておりますか、お尋ねをいたします。社協への委託もあるというふうに聞きましたけれども、開館時間、スタッフの数、要件等はどうかしておりますか、お尋ねをいたします。

2つ目に、働く若い母親の悩み、あるいは不安としてよく聞きますのに、今、部長が申されましたように子どもの急病がございます。若夫婦共稼ぎの世帯のためにも、急病児対策というのを急ぐべきだというふうに思いますが、いかがでございますか、お尋ねをいたします。先進地事例の研修、研究、仕組みの検討等をなされておりますかどうかでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） つどいの広場事業の内容でございますけれども、これは空き店舗等を利用し、市内3カ所で実施しているもので、主に乳幼児等を持つ親と子の触れ合い空間の形成、また育児相談などをお互いが語り合うことで、子育ての不安を解消することを目的として実施しております。

実数ですが、現在手元にはございませんので、大体1日の利用者が、合計60名程度ということになっております。一応、各広場には2名の非常勤職員を配置しまして、開設時間は午前9時から午後4時までとなっております。また運営につきましては、菊池市社会福祉協議会に委託しまして、平成20年度の委託料としましては1,145万8,000円となっております。

また近年、女性の社会進出が進みまして、子育てをしながら働き続ける人が増えている中で最も困ることは、子どもが病気のときの対応だと思われまして。本市の保育園で、園児が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合におきましては、保健室での養護や、病院への連絡等の対応はしているところですが、病児・病後児保育事業は行っておりません。

また先進地事例研究、仕組みの検討をしているかということですが、現在は研修は行っておりません。ただ、病児・病後児保育事業の準備を進めるにあたりましては、利用者ニーズの把握、活用可能な資源の把握、実施方法の選択、事業者選択、受け入れ対象疾患の範囲の検討、緊急時の支援体制の確保、対象児童の範囲の設定、開所日・開所時間の設定、利用料の設定、医師会との調整等が必要になってくると思っております。

また、この件につきましては、次世代育成支援行動計画の後期計画としまして、平成20年度から21年度に、市内の子育て中の家族を対象としたニーズ調査を実施します。その結果を踏まえまして、若い世代の家族に望まれる支援計画をつくり、それを実行するよう努力してまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○3番（森 清孝君） これも最後に市長にお尋ねをいたします。決意をお尋ねをいたします。先ほど、新生児462名という数字が紹介されました。この新生児が5年か6年でしょうか、たちますと小学校の1年生になるわけであります。私はもともと、農業振興が一番大事というふうに思っておる者の1人でありますけれども、だんだん突き詰めてまいりますと、やはりこの少子化というのが一番の課題になりはしないかと、このように思うものであります。

つきましては、今、部長のほうから答弁がございましたけれども、これを見越して福村市長、どのようにお考えになり、市政を進めていかれるのか、その決意をお聞きしたいと、このように思って質問を終わりたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 農業が一番大事なものだと考えているというご指摘でございました。また、この農業を営む者も、また食するものも人でありますから、子どもたちが健やかに育って行って生産に従事し、そして食料を食べて命を永らえるということの、この繰り返しが1つの世の中ではないかなと思います。

今の家庭の状況を見ておりますと、非常に核家族化が進行していると。また、仕事場の職業の就業の場の環境が、また変化をしている。さらには隣近所の近隣関係というのが、非常に希薄化してきていると。もう本当に、家族や地域の子育てということについては、自らでやらなければ、他人が面倒を見てくれない。そういったような、親の子育てに対する負担感というのは、今までのおじいちゃんおばあちゃんがいた、あるいはまた家族がいたというところと違って、負担が大変増

大の傾向にあると、こういうことだと思います。

そういった中で、議員がおっしゃっておりますように、子どもが病気のときに、仕事はやらなければならない、仕事は休めない、そういったときに病の子ども、そしてまた病が今ようやく癒えていようという病後児の子どもたちについてどうするかということで、なかなかそういったものを、面倒を見てくれるところがないということで、必要を感じておられる方々があるということだと思います。この病児・病後児保育の施設の開設ということにつきましては、非常に対象者が少ないということもありまして、少ないほうがいいわけではありますが、人件費や運営のコスト、また子どもの病気はいろんな病気があると思われまして、そういった特性によって稼働率が低いということがあって、経営ということからすれば、非常にコスト高になってくるということで、全国でも必要性は感じながら進んでいないというのが現実ではないのかなと思います。重要な育児の中の1つの事象であると、このようにはとらえております。

本市といたしましても、病児・病後児の保育につきましては、病気の子どもさんを預かることに伴いますところの、いろんな考えられるリスクというものを適切に管理していけるという自信がなければならぬと思います。それで、先ほど部長のほうで答弁しておりましたように、いろんなあらゆるシステムと言いましょいか、マニュアルというものをつくりながら、特にその中で地域の医療機関が理解と協力をしてもらわなければ、このバックアップ体制ができていなければできないということだと思います。

今後、そういった意味におきまして、関係する機関の方々と協議を進めていくということで、20年21年にかけてそのことを取り組むというようなことを、今の部長の答弁のとおりだと、このように答弁をさせていただきたいと思っております。

○3番（森 清孝君） ありがとうございます。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時49分

開議 午前10時59分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） おはようございます。通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

第1番目に環境問題についてお尋ねをいたします。ごみ処理につきましては本当に莫大な経費を必要とする事業でありますので、確認を含めてお尋ねをしていきたいと思っております。

1点目にRDFの処理状況と申しますか、大牟田リサイクル発電の現状について、平成18年の9月の定例会におきまして、2年前であります、菊池市の一般補正予算の中で、RDFの処理委託に対しまして、29年度までの債務負担行為を議会で承認をいたしました。その後、債務負担行為の状況については、所管委員会、全員協議会においても、各年度ごとの現状、状況報告というものを行うのが当然だろうと思っておりましたが、この2年間一度も報告がなされておられませんので、大牟田リサイクル発電の運営状況等をお聞かせいただきたいと思います。

1回目の質問といたします。答弁は完結をお願いいたします。2回目から、質問席にて行います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） まず1点目のRDFを製造しています「エコ ヴィレッジ 旭」につきましては、平成16年4月より本格的に稼働しまして、現在5年目を迎えております。使用期限につきましては、関係区との協定書によりまして、供用開始後15年間となっております。RDFの製造量につきましては、平成16年度が5,136トン、平成17年度が5,109トン、平成18年度5,261トン、平成19年度が4,937トンと、リサイクル推進及びごみの減量化に伴いまして、若干の減少をしているところでございます。

次に、製造しましたRDFを搬出しております大牟田リサイクル発電株式会社は、一般廃棄物の広域処理のシステムの確立、小規模市町村におけるごみ焼却に伴うダイオキシン類対策、循環型社会構築に向けたサーマルリサイクルの推進などを目的として計画されたものであり、平成14年12月から本格稼働しております。契約期間につきましては、平成30年3月末日までとなっております。

大牟田リサイクル発電株式会社の稼働当初につきましては、想定外のトラブルやRDF貯蔵管理規制の強化によりまして、施設の補修等が必要となり、費用の増加を招くこととなりました。また、平成17年度をピークとして、RDF搬入量が減少してきており、併せまして収入も減少しているところです。費用の増加と収入の減少によりまして、RDF処理料単価の改定を平成16年度1トン当たり7,200円から平成18年度1トン当たり9,500円へ上げるとともに、RDFサイロのトラブル対応のため、平成18年度に福岡県と電源開発株式会社が

4億2,000万円の増資を行っており、長期的には事業の安定的運営と負債の計画的な償還が概ね可能な事業計画となっております。

しかしながら、RDF搬入量がさらに減少傾向であること、施設の老朽化に伴う修繕費等の増加も考えられることから、引き続き経営改善を図っていく必要がございます。このため現在、大牟田リサイクル発電株式会社・参加組合市町・福岡県大牟田市・電源開発株式会社で構成する、大牟田リサイクル発電事業運営協議会幹事会におきまして、平成21年度以降の長期事業計画の改定に着手してまいり、収入の確保、経費の削減の両面から経営改善に努めているところでございます。

したがいまして、これまでは21年度のRDF処理委託料についての値上げの提示や打診は受けておらず、今後の関係者の経営改善努力に期待をしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） ありがとうございます。大牟田リサイクル発電の現状というところで、つきましては今答弁を聞きましてある程度の理解はできましたけれども、RDFの処理業務委託ということで、債務負担におきまして、29年度まで6億2,000万という債務負担行為を認めております。また昨年度、19年度の3月定例議会におきましても、九州産廃の処分の短縮・埋立てと、収量問題についても12億6,000万円というような債務負担を認めておりますし、やはり議会に年次ごとにびしっとした報告をやっていただくというのが当然であろうと思っておりますので、今後はそういった議会・市民に理解できるような透明性のある事務執行を求めたいと思っております。

次の質問に入らせていただきます。菊池郡市2市2町の統合によりますごみ処理事業に対しまして、菊池市の強力な願いがなされておるかということでお尋ねをしたいと思っておりますが、今後の菊池市のごみ処理に対しまして、市長にお尋ねをしたいと思っております。

菊陽議会の全員協議会におきまして、菊池市は菊池環境保全組合への加入を認めたくないとか、そういうような協議がなされたというふうに聞き及んでおります。菊池市のRDF現状に対しまして、調査を行われたということで、さらに同じRDF事業を行っている阿蘇市のRDFの事業の量の減少化に伴い、小国町を受け入れ、RDFの増量を行い、協定量の維持確保をなされておるということも確認されたというふうに聞きました。当然、菊池市もRDFの減少化が進んでおると今報告もありましたように、泗水地区を加入しなければ厳しい状態になる

と。菊池市は焼却をしないで済むRDF事業で行えればよいというような意見、また菊池市の環境保全組合事業には、泗水地区は受け入れるが、旧菊池市の清掃業務に対しては受け入れを考えたくないというような意見があったというふうに聞いております。

菊池市は、今のRDF事業で行えばよいということ、そして菊池市は環境保全組合への加入は認めたくない、3つ目としましては、泗水町は認めてよいが、泗水町を認めた場合には条件付きといいますか、今まで泗水だけがそういった施設を持っていなかったの、泗水地区に設けてほしいというような意見が出されたと聞いておりますので、福村市長は菊池環境保全組合の正副組合長会議及び議会にも参加されておりますので、なぜこのような菊池外しというか、そういったことにいたっておるのか、市長のほうからご意見をお聞きいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池環境保全組合の次期清掃工場の建設につきましては、先の8月21日に開会されました議会の月例会で報告をいたしました。昨年12月20日の市議会、全員協議会では、菊池市全域を参加したい旨の説明を申し上げまして、管理者会などで菊池市の立場などを再三お願いしてきたところでございます。

しかしながら、菊池広域連合関係の施設の問題、「エコ ヴィレッジ旭」のRDF処理能力の問題、そして次期清掃工場建設予定地などが複雑に絡みまして、なかなか菊池市の立場が理解されないのが現状であります。先の7月23日の菊池環境保全組合の全員協議会でも、菊池市の立場を説明を申し上げましたが、一部、また市長の、組合議員さんの強い意見がありまして、先日の議会月例会で報告をしたとおり、1つ目には菊池環境保全組合の処理区域は現在の構成市町で行うと、ただいま森議員おっしゃいましたように、旧泗水町の部分を含めた1市2町ということになります。

それから2つ目に、清掃施設建設予定地については、建設に時間的な余裕がないので、菊池郡市の1市2町の南部のほうで検討すると。特にこの2町のほうで検討するというふうにとらえていいのではないかと思います。

3つ目に、菊池市が将来菊池環境保全組合に加入しようとする場合は門戸を開けておくと。以上3点について決定がなされたところでありますが、今後の管理者会や組合の全員協議会でさらに煮詰めていかれるものとこのように思います。

また、当然菊池市の将来を考えた場合、環境保全組合の次期工場建設に、市の

全域に参加することが望ましいとこのように考えております。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） 今、市長のほうの答弁をいただきましたが、なかなか私たちに入ってきます情報といたしますか、菊陽の議員さん方の意見もありますけれども、前回の菊池郡市の議員のゴルフ、ありました時点でもそういった話が出ましたし、やはり菊陽町の全員協議会の中で、菊池市は優れたRDF施設を持っておるので、菊池市は環境保全組合の加入を認めたくないという、その本音としましては、最大の理由が旧菊池市の誠意が見えてこないというようなことであります。福村市長の環境保全組合に小木地区を提案されました。確かに小木地区は環境施設として認可を得た地区でありますけれども、菊陽、合志が提案しました場所に対しましては、まだ認可が求められるかというような不透明な、そういった発言的なこともあったように聞きますし、環境施設の地元での本当の施設を設定する場合には、やはり地元の協力と努力がなければできないのが今の現状であります。

菊池市の環境保全組合に参加を求めながら、運搬コスト、増設費といたしますか、そういうのがかかる小木地区を提案したために、菊池市に不信感というのを抱かれておるのも現実であろうと思います。隣接地の議員さんが、菊池市の市長は検討材料にもならないような場所を提案されたと、本当にこう2市2町の一本化した処理施設に協力する考えはあるのかということも尋ねられましたし、現状で見ても菊池市のごみ処理事業は年間約8億7,000万円ほどかかっております。人口割でしましても、1人当たり1万7,000円の処理費用がかかっておりますし、RDF事業にしましても、運搬から処理が大体、先ほどの説明でもありますように、6,690万円ほどがその処理と運搬費であります。その2倍ほど、その要するに点検とか機械部品の購入あたりが約2倍に当たる金額を示しております。さらに、処理費の3倍に当たります運転管理業務、これが1億8,000万円という金を出しておりますし、年間にしますと3億8,000万円のRDFの事業であります。本当にこう莫大な経費を投資しておる事業でもありますが、菊池市のこのRDFの処理にしましては、29年度までで大体終了するというところであります。

大牟田の発電所の施設も太陽電池に切り替えるというようなことで、隣接地にもう既に九州最大の出力を供えた施設を行うというふうを示されておりますし、国の方針としましても、RDFによる発電は今後5年が基準としたような形を示されておりますので、今後、菊池市のごみ処理、環境施設に対して、本当に前向きに市長も取り組まれるという、今示されましたけれども、もう一度本当にどの

ような形でごみ処理を考えておられるか、お示しいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池市につきまして、勝手なことを言っているというような意味合いが述べられたというようなニュアンスを受けましたけれども、今の小木地区におきます最終処分場につきまして、これを提案申し上げましたのについては、それぞれ関係する2市2町が、この費用対効果として参考的にどういったところを挙げるかということで、この費用対効果の面から適地を出してくださいと。もちろんそこに直ちにつくるということではなくて、単なる費用対効果を出すためだということで挙げたものが、小木地区・陣内地区の最終処分場でした。それがいつの間にか、適地かのような判断を持って議会のほうで論議をされておりましたけれども、そうではなくてあれは費用対効果として参考的に出すということが、組合議員の皆さん方のご理解をいただいているのではないかなと思いますが、一部、そういった意見があると思います。

もちろん菊池市といたしましては、最終処分場は確保していると。それから、リサイクルセンターも、議会のご承認いただきまして、建設予定にも入っていると、計画に入っているということもあります。それからRDFのほうでも処理能力は十二分にあるということであると。すべて自己完結型として、菊池市は環境問題、ごみ問題についてはすべて順調にしているという状況が、いわゆる外部から見ればそういうふうになっております。ですからこれに改めて、RDFに負担しますお金、今言われましたけれども、建設的な資金かれこれと数十億円のお金を費やしてやってきたわけでありまして、それを考えるときに、外部からも、やはりもったいない、無駄なことになる、そして二重の支払いが、今後環境保全組合でつくった場合に、それに対する負担割合というのはすごく大きくなってくと。二重の支払いというのが菊池市として本当に可能なのだろうかという、そういった疑問も、ありがたいことに抱いていただいていたということだと思いません。

そういう意味で、門戸を開放してやると、今行けるところまでは、29年、30年まではこのRDFができると。最終処分場のほうも可能であると。それで、リサイクルセンターというものについては、これをこのスケールを小さくして、この後の環境保全組合に参加加入できるときまで、菊池市内で完結していけばいいのではないかとということで、スケールを少し落とすかといった考え方に現在なっておるわけでありまして、そういう意味で、菊池市は他のほうでは満杯状態になっているものが、余裕を持って今やっているという状況で、そのままやっ

かれたらどうですかということも含めて、門戸を開けておくのでということになっていると私は理解をいたしております。決して誠意を見せなかったわけでもなんでもありません。

また、現在の環境保全組合の最終処分場等についてはもう満杯状態になっているという状況の中でありまして、これは逆に菊池市のほうに、RDFのほうに確保をお願いしたいということになってみたり、あるいは最終処分場については菊池市もしくは九州産業廃棄物処理場などについて同意を得るといような、いわゆるBSE肉骨粉みたいなことになって、菊池市のほうでご理解をいただきたいということにも逆になるのではないですかと、そういうこともお話を申し上げた経緯がございますが、このことについてはご意見をご意見として受け止めながら、慎重に対応してまいりたいとこのように思います。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） それでは2番目の質問に入らせていただきます。

旧菊池市の市営牧場跡地の状況についてであります。去る8月8日の新聞記事を読みまして、ちょっと不審に思う点がありましたので、お尋ねをしておきたいと思います。

1点目に、建設予定地の事業主体でありますコスモチキンの、認定農業者といえますか認定後に、誤認と、間違っておったというような経緯を記載してありましたので、その誤認という経緯に至ったのはどういうことかということと、2点目に菊池市が建設反対への確約を行ったというふうに記載してありました。どのような内容であったか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 新聞報道にもありましたように、誤認につきましては認定農業者の関する件ではありませんで、当時誤って農用地区域でない旨の証明を交付したことにより、相手側が農用地区域ではないと認識したということがございます。その証明につきましては、誤った証明の交付であったことを謝罪し、改めて農用地区域である旨を交付いたしております。

次に、建設反対の確約報道につきましては、平成20年8月6日に、大規模養鶏場建設に反対する、水迫地区住民の会からの要求書に対する回答といたしまして、当該地につきましては現在係争中であり、行方を見守らなければなりません。買戻しの条項である土地売買契約書第15条を遵守することとし、菊池市環境基本条例に基づき、環境に配慮した土地利用が図られるよう、最善の努力を

するという旨の回答を行ったところでございます。

この回答部分につきまして、確約という表現で報道されたものと思っております。以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） 今の説明で大體一応の経緯は理解できます。以前からこの流れにつきましては、多少報告を受けておりました。

菊池市が昭和63年度に売却を行いまして、平成18年度にその購入業者がコスモチキンに転売したということで、その土地を取得したコスモチキンが、平成18年の2月に、菊池市に対して農用地であるかないかの確認を行ったと。市は農用地でないという証明を交付し、建設計画が表面化してそれから反対運動が起きたと。その後、平成18年の8月です。誤った証明の交付であったことを謝罪し、農用地区域である旨の証明を交付したことにより、コスモチキンが農用地区域でないという、誤認といいますか間違っただ判断を行ったという、今の答弁であろうと思いますけれども、それに間違いないでしょうかね。

コスモチキンが勝手に間違っただようふうにとらえられますけれども、市は18年の2月に交付を行っておるわけであります。農用地でないという交付を行って、それから8月までの6ヵ月間、その後市に間違いであったと、証明であったということで訂正を行われております。反対運動がなければ当初の農用地でないという証明で事業が推進されたのではないかと。一般論からしまして、菊池市の事務上の手違いといいますか、明確ではないかというふうには私は考えます。菊池市の事務上の手違いというのは、先ほど森清孝議員も職員の人事関係で申されましたように、平成17年に合併をいたしまして、18年の2月といたら、このときの担当の課長さん、そして18年の4月にまた課長が変わっておられますし、その変わった後にまたそういった間違いの交付がなされておるというようなことで、本当にそのときの担当が旧菊池市の方ならば、場所とかそういった流れというのがわかったのかもしれませんが、その時点では全くわからない泗水とか七城の方が担当の課長をやられておるというようなことで、事務的な手違いがあったのは間違いではなからうというふうには思います。

そういった中に、福村市長が反対運動のほうに、先頭に立たれた経緯ということで、損害賠償を求める訴訟を起こされたのが要因ではなからうかというふうには思っております。併せまして、確約としまして、環境基本条例に基づき建設に反対すると。土地については買い戻しに努力するというふうに記載してありました。今、土地売買契約の第15条、買い戻しということで、遵守するという答弁があ

りましたが、遵守ということは法に沿って従うというようなことでありますが、どう考えましてもこの遵守する必要はないのではなかろうかと、市の責任はないというふうには私は思うわけでありませぬ。

買い戻しに對しましては、誰が買うのか少しく不透明な点があります。そういうことで、ある弁護士の方にこのことについて、この菊池市の損害賠償を求め訴訟についてお尋ねをいたしました。裁判では、一番大事な点は、当初の時点で望ましいか望ましくないか、正しい判断であったか正しい判断ではなかったかというのが、これが判断材料になるというふうにお答えをいただきました。菊池市の誤った証明で誤認ということ招き、市長の建設の反対の行動が望ましい判断であったかというふうにもとらえなければなりませんので、その点に含めまして、市長のほうの考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先ほどの経済部長の答弁にありましたように、平成20年8月6日に、大規模養鶏場建設に反対する水迫住民の会からの要求書に對しまして回答文を出したわけでありませぬが、当該地につきましては現在係争中であり、行方を見守らなければなりません、「土地売買契約書の第15条を遵守することとし、菊池市環境基本条例に基づき、環境に配慮した土地利用が図られるよう最善の努力をする」、このような旨の回答を行ったということでござひます。契約書第15条というのは買い戻しの特約でござひます。

また、今、私のほうで反対運動に参加したことが裁判のきっかけになったであろうというのは、以前の議会の一般質問でも森議員がおっしゃっておりまして、1億数千万円の訴訟になったのはそれが一つの原因であるというようなお言葉をいただいたところでもありますが、それはどういうことで裁判が提訴されたかはわかりませぬが、少なくとも住民、地域の皆さん方が、産廃に明け暮れて、長年の闘争を続けてまいられました。その後におけますこの大型の養鶏場というものがまたさらに環境破壊につながるであろうということで、大変な危惧の念を持ちながら反対運動をされているということでありませぬし、これについては、この買い戻し特約というのがあって、売買については菊池市の了承を得なければ第三者にこの目的外のことに對して売ることはできないとなつてゐると。それを、いわゆる市のほうに通知がないままに売却をされたという現実からいたしまして、これについては契約に對する違反であるということを含めまして、相手方に申し入れをしてきたところでもあります。

そういうこと背景にしまして、議会のほうに陳情書が出されまして、議会のほ

うでこれを採択をしていただきました。ですから、大規模養鶏場建設に対する反対のときには、議会の議決も背景にありながら、市長としてその場に参画をし、大いに反対の氣勢を上げたところでございます。

買い戻しが誰になるかとかといったお話もされておりましたけれども、あくまでもこの基本的な契約は菊池市との契約になっていますから、菊池市がこれを買戻す権利があると、事前にその通知をしていなければならなかったことをしていなかったということで、この裁判の結果次第においては、菊池市が買い取ってこの土地利用については環境に配慮した土地利用を図りますと、こういったことを述べたということでございます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） 今、市長の答弁の中で、菊池市が契約の相手というふうにならざっと答弁されましたが、菊池市がもう63年に売却をし、福岡のほうの業者の方がもう一応契約で買っておられたものを、18年にコスモチキンのほうに売却されたというふう聞いておりますし、契約が菊池市というのが入ってくるのもどうにも理解できない点があります。

それと、要するに18年の2月にその土地を購入されたコスモチキンが、農用地であるかないかということを確認されたときないというようなことで、それから設計から融資から、そういった段取りを動かされた後に、表面化してきて、そういった施設ができるというようなことから反対運動が起きたというふう聞いておりますので、やはりその期間ですたいね。要するに、18年の2月に農用地でないですよという証明を出して、その後から、何月のあい中で、その点が明確ではないのですけれども、いや市の間違いであったという謝罪をし、その旨の通知を出したと、この点が一番問題になつとるわけでありまして、その点の、例えば1週間、2週間、どれだけ長くても1ヵ月ぐらいだったら、業者のほうにも停止状態はできたと思いますけれど、例えば半年間そういった状況であったなら、やはりかなり事業は進んでおったのではなからうかと。それに対しての訴訟が起きて、損害賠償が出てきておるといふふうにとらえておりますので、その点もう少し明確にお答えをいただきたいというのと、やはり土地を買戻すということにつきましては、市が63年に売却したときが約1億2,000万円だったと思いますが、その業者の方がコスモチキンのほうに売却されたのが4,000万円というふうには聞いております。

そういうことになりますと、やはりその相当の開きがありますし、今、損害賠償に、訴訟の金額が1億6,000万円ほどというような形になっております。ど

の辺で落ちつくかという心配もありますし、やはりこれは、議会にかけた場合、やはり議会としては、当然、市が買う問題ではないというふうに私は判断しておりますので、やはりもう少し理解のあるような答弁をいただいております。よろしくお願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 土地の契約書に買い戻しというものが、特約がついていると。私が市とすれば、森議員が買い受け人として、この数十年前に売買をいたしました。そのときにこの森議員のほうで約束どおりに最初放牧地として使うということで、それ以外の目的に使うようなことで売買をすればかという場合には、市のほうの同意を取らなければいけないという約束になっていると。それをしなかった場合は、市は買い戻しをするというようなことになっていると。ですから、買い受けたから自分が勝手に何でもしていいというわけではないよということになっていて、それをこの第3者が買われたと。だから売った人に対して、森さんという方に対して、それは約束違反ではないですかということをして市は言っているということです。それで、第3者が買い受けたことについては、これはその目的外になってしまうから、元に戻すべきではないかというようなことになるということでございます。

それから、農振地については、これは、誤りは誤りで、これが一月であれ、何日間であれ何ヵ月間であれ、誤りによって生じた被害があるとするならば、それは提訴されていることについて、こちらは受けて立っているということでもありますから、後は裁判の結果を見なければわからないということでございます。

この買い戻しの部分と、農振の部分とは全く違うということでございます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） 今後、そういった委員会でもた協議を重ねながら、理解を求めていきたいと思っております。

それでは、次の3番目の質問に入らせていただきます。教育施設の現状と今後の計画ということについてお尋ねをいたします。公立保育所と幼稚園、公立の小中学校の施設整備の状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

1点目に、合併協議会において、新市において新たな学校規模の適性化審議会を設置するという事になっておりますが、現状ではどのようなふうになっておるか、どのような協議がなされておるのかということ。

2点目に、学校教育施設の管理運営については、管理体制の強化をするとも

に、速やかに施設整備に努めるということでありました。6月議会におきまして、学校施設整備事業として、耐震の診断等についてお尋ねをいたしました。中国、北陸等の地震で、国のほうが補助金を見直し、早急に学校・施設の補強に取り組むような指示がなされたために、現状では耐震業者が熊本県でも不足しておるといふふうにお聞きをいたしました。これは本田議員の質問にもありましたが、それにつきましても、学校施設についてどのような状況になっておるかお聞かせをいただきたいと思います。

3点目に、平成20年度の計画であります、菊池老人福祉センター、事業費が1億2,253万円の建設計画であります。建設地は有田物産館跡地ということを購入するということでもあります。菊池市の公立保育所であります第一幼稚園、第二幼稚園の老朽化もかなり進んでおります。地域の高齢者の方々と、地域の子どもたちの施設を隣接し、交流の拠点とした整備計画はできないかということでお尋ねをいたしたいと思います。

菊池市老人福祉センター建設年度、第一幼稚園、第二幼稚園の建設年度、経過年度もよかったらお聞かせをいただきたい。それと、菊池市の市立の教育施設に対しまして、建設年度及び耐震補強、改修等が行われておれば、それも併せてお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） まず、私のほうから公立保育園関係等を答弁したいと思います。

第一幼稚園につきましては、昭和49年6月の建設で34年、また第二幼稚園は昭和40年7月の建設で43年が経過しております。両施設とも老朽化が進んでおりますので、これまでも大規模改修や修繕を実施してきたところでございます。また、菊池市老人福祉センターは、昭和47年6月の建設で、経過年数は36年でございます。

地域の高齢者と地域の子どもたちの交流の拠点とした整備計画につきましては、近年核家族化が進む中、育児不安等の問題が生じていまして、地域における子育て支援の充実には、高齢者と子どもたちの交流が大変重要なことでもあります。現在、各保育園では、地域の高齢者の皆さんから伝承、遊びを教わったり、一緒に料理をつくったり、またデイサービス等で発表会をしたりして交流を深めているところでございます。今後も積極的に実施していく考えでございます。

ご質問の、保育園と老人福祉センターの同一敷地内での整備計画につきましては、現在のところ考えておりません。なお、老人福祉センターの建設につきまし

ては、議員ご案内のとおり、都市再生整備計画のふれあいプラザ整備事業として採択を受けた事業で、建設等につきましては有田物産の跡地で計画をいたしております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 私のほうからまず、学校規模適性化審議会についてお答えいたします。

合併後、平成17年度、18年度に1回ずつ審議会を開催いたしました。平成20年度より本格的に審議に入りまして、今年6月19日に委員の方の委嘱も兼ねまして第1回会議を開催したところです。委員は区長会5名、PTA関係5名、学校関係2名、学識経験者6名、行政2名の計20名の構成となっております。なお、8月22日に第2回目の会議を開催しており、1回目、2回目の会議内容というのは、現在の市内小中学校の現状についてと、国・県の適性規模の標準や基準について等が議題として挙がりました。今後の予定としましては、来年5月までに、今回も含めまして8回程度審議をいただき、来年6月をめどに答申書をいただく予定です。

次に、学校施設の耐震化の現状についてですが、議員おっしゃるとおり、7月に行われた県の説明会の中で、今回の地震防災対策特別措置法の改正を受けまして、県内各自治体が一斉に取り組み始めたところです。教育委員会としましても、耐震化が遅れないよう、前日本田議員にもご答弁申し上げましたとおり、本議会に限府小学校耐震補強設計委託料、菊池南中学校の耐震2次診断委託料を補正としてお願いしております。耐震化促進は急務ですので、都市整備課と連携をしながら事業を進めていきたいと考えます。

次に、耐震化の現在までの経緯ですが、6月議会で質問にお答えしましたように、平成20年4月時点で小学校21棟、中学校15棟の計36棟が耐震化の対象となる施設です。いずれの施設も昭和40年から50年代にかけて建設された建物です。現在までの状況は、平成18年度に泗水中学校、平成19年度に泗水小学校の耐震補強工事を行いました。今年度は、泗水西小学校の耐震補強工事を行っており、その他の施設につきましても、平成26年度完了を目標に計画を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） ありがとうございます。合併協議におきまして、学校施設に対しまして深く協議がなされていないのが現実であろうと思います。新市において学校規模適性化審議会を設置すると明確に記載してありますけれども、審議会ではどのような審議・協議が今日までなされたかと、何回なされたかというふうにお尋ねをしたわけでありまして、本年度になって本格的な審議が行われたようであります。国・県の適性化に沿った審議で本当に菊池市の現状が進展できるのかという不安もあります。学校統合に向けた地域を進めなければなりませんし、地域を把握するためにやはり地域ごとの検討委員会というようなものを設置し、地域の声、意見を聞き取り、教育環境に沿った整備の審議が一番大事ではなからうかというふうに考えます。

合併後、教育委員会、教育委員さんの定数の削減により、地域の教育現場、地域の教育環境等が把握できにくくなっているのも現状と思います。特に教育現場での施設整備に対しましては、現状でかなりの温度差を感じますし、空調整備等に対しまして、本当に格差があるなというふうに感じております。地域の声、利便性をいち早くとらえ、今後市の財政状況、少子化等も踏まえて学校規模適性化審議会において、地域、校区の意見を考慮し、学校統合に向けた協議が急務ではないかというふうに思います。併せて、適切な教育施設整備を示し、菊池市の将来を担う子どもたちの学びの場に向けて、審議・協議を行うのが当然のことと思います。今後の取り組み、方針等についても再度お尋ねをしたいと思います。

保育園等が同じ学校施設でも分かれておりますので、担当課が分かれておるといことでありますので、第一幼稚園、第二幼稚園、今お尋ねしましたら第一が49年で築34年、第二が40年の7月というようなことで築43年というようなことを示されました。本当に老朽化も進んでおります。地域の高齢者施設と地域の子どものための施設の融合といいますか、そういった施設ができないかというふうに思っております。現時点ではできないと、そういったことは理解できますけど、今後、都市計画整備事業、ふれあいプラザ整備事業等にも採択には、この第一、第二幼稚園も都市計画整備内にありますし、ふれあい事業であるということとは同一事業というふうに私は考えます。

福祉施設とそういった保育施設の安全管理体制を備えた場合、地域間で取り組むのが行政的にも多くなっておりますし、地域密着、連携した施設運営を行うことが可能なか可能ではないのか、そういった点をお聞かせいただきたい。

次に、耐震問題であります。これは本当に早急に迅速な対応を示していただきたいと思っております。1点目が、地域・校区の統合を考える会を設置し、地域の声を学校規模適性化審議会に協議し、併せて学校整備事業計画を行う考えがあるか

ないか。2点目に、地域の高齢者と地域の子どもたちの連携した施設運営の考えがあるかないか。この2点目については、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。3点目に、耐震診断、補強に対するの対応、優先順位があればお示しいただきたいと思います。

以上の3点について、お願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 公立保育園の現状について、お答えします。

第一幼楽園の敷地面積は4,585.09㎡、第二幼楽園が2,558.85㎡でございます。老人福祉センター建設予定地は、第一幼楽園とほぼ同じ面積でございますが、現在の第一幼楽園の園児数は133名、また第二幼楽園が86名でございますので、2園を統合しますと、単純計算では219名の児童数となりまして、大規模な園舎が必要となってまいります。また、老人福祉センター建設予定地は、先ほども申し上げましたように、都市再生整備計画でのふれあいプラザ整備事業で採択を受けた事業でございますので、保育園建設となりますと事業目的も変わってまいります。

以上のような状況から、老人福祉センター建設予定地に、保育園を併設しての地域密着、連携した施設運営を行うことは不可能ではないかと考えますので、同様に建設予定の敷地内での、地域の高齢者と地域の子どもたちの連携した施設運営もできないものをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 規模適性化審議会の方針等につきましては、私どもがお答えする立場ではありませんけれども、今後の方向性につきましては、国が示します適正規模の基準にこだわらず、菊池市としましては子どもを中心に考え、本市の実態に合った適性規模はどうあるべきか、という視点から審議がなされていくものと思います。議員お尋ねの地域・校区の統合を考える検討委員会を設置し、地域の声を審議会にということですが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、各中学校校区から地域の代表として区長会、PTA関係者の代表の皆さんに委員になっていただいておりますので、現在審議会に諮問している段階でもあり、新たな検討委員会設置については考えておりません。

したがって、学校施設整備計画についても同様でございます。

次に、学校施設における耐震化の実施年度及び完了年度についてですが、市内

には耐震診断の結果、震度6以上の大地震で倒壊する危険性が高いと推測される施設が3棟ございます。これらの施設につきましては、国及び県からも今回の地震防災対策特別措置法の改正による、補助率のかさ上げ期間でもあります平成22年度までの完了を求められておりまして、早急に耐震化に取り組む必要がございますので、今議会において、先ほど申しましたけれども、耐震補強工事の実施設計費や、2次診断経費の補正をお願いしているところでございます。これらの施設につきましては、実施設計が終わり次第補強工事へ、また2次診断の結果、補強工事が必要という施設は実施計画へと順次進めて、できる限り市の財政負担にならないよう努めていきたいと考えております。その他の耐震化の対象となる施設につきましても、優先順位を付けながら順次取り組み、先ほども申し上げましたとおり、平成26年度を完了目標として取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○17番（森 隆博君） すみません、市長のほうにはもう3回目で、まとめてお答えいただきたいと思っております。

再々質問になりますけれども、教育委員会の考えということではなくて、やはりこう将来を担う子どもたちの施設運営でありますので、最終的には市長の考えをいただきたいと思っております。

現段階で、学校規模適性審議会の協議内容は非公開ということは妥当だと思います。一般の代表者の方が出られまして、審議され、地域の声とは、私は考えられませんし、今、教育長が申されましたように、そういったPTA関係、区長さんあたり出られるということではありますが、菊池市の場合、これだけの小学校的な統合といったものを考える場合には、本当に地域地域の方々の意見が集約できなければできないというふうに思いますので、今後はそのような方向にやはり市としても取り組んでいかなければならないものだと思います。各学校においても、少子化は本当に進んでおりますし、毎年1割の減少を示しております。学校規模の適性を審議する機関でありますので、教育施設整備も頭に入れながら、並行した教育運営をやはり示していただきたいと。現状では考えていないということでもありますけど、6年後の26年に合併特例債がなくなった後でも、こういった学校施設整備ができるかということに不安を抱いております。

そういうことでもありますので、耐震問題もありますけど、やはり地球温暖化に対応した教育施設の整備というのが重要な課題であろうと思っております。そのために

はいろいろな工夫も必要でありますし、地域によって温度差も出てくるものと思いますので、学校統合に向けた地域の声といいますか、各地域の意見集約というのに向けて、学校規模の適性化の審議会についてどのような考えを持っておられるかということと、学校統合に向けた学校整備計画ですね。これについての考えがあるかないか、各学校において教育環境整備の統一というのについて考えておられるか、確かに老人福祉センターより古い保育園の施設でもあります。やはり今後、そういったふれあい事業としてやっていただくなれば、やはり保育所のあたりも自然と民営化といいますか、負担金が、この前菊陽町の議会でも載っておりましたように、やはり菊池市でも今、保育所5施設、幼稚園2カ所ということで、この施設だけで約3億2,000万円ほどの市の一般財源を持ち出しておりますが、これが民営化になりますと、国・県の負担金が入ってくるというようなこととなります。

そういうことも頭に入れながら、今後、やはりいち早くそういった教育施設の整備というのにも必要と思いますので、市長も来年、選挙、立候補表明されましたし、やはり福祉・教育、こういった問題はマニフェストの中で掲げておられると思いますので、そういった点について明確にお答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 老人福祉センター建設予定地に保育園の併設ができないということにつきましては、ただいま市民部長がお答え申し上げましたとおりでございます。ご理解をぜひお願いしたいと思います。これからは安全対策には十分気を配りながら、公立保育園が一体となって、地域に密着した地域交流型の福祉センターとして、目指していければとこのように思っております。

また、教育施設等々についてのご質問でございますが、地域・校区の統合を考える検討委員会や、地域の声、意見集約が必要なときは審議会の中で考えることであろうかと思いますが、先ほど教育長が答弁いたしましたように、現在20名の審議会の委員の皆様方で、規模の適性化について審議が行われております。現段階におきましては、このことについては発言を控えさせていただきたいと、そして推移を見守りたいとこのように思います。

学校施設の整備については、市の総合計画の中で、耐震工事及び施設の維持改修などで位置付けられております。教育長答弁でもございましたが、学校施設の耐震化につきましては、地震防災対策特別措置法の改正によりまして、補強及び改築工事を国・県ともに推進・促進をいたしております。学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす場所でありまして、災害時には緊急避難場所となること

から、施設の整備につきましては前倒しをやってでも積極的に進めていきたいとこのように考えています。

また、その他の教育環境整備につきましては、これまでも平準化が図られるようにいろいろな取り組みをしてきたところですが、今後も学校間の格差が生じないように、順次整備してまいりたいと思います。

地域の高齢者と子どもたちの共存共栄のための複合施設として、保育所を建設する計画についてはということでございますが、現段階においてはございませんけれども、今後、教育あるいはまた文化・福祉施設などなどの、建設整備事業等が計画された場合におきましては、選択肢の1つとして考慮したいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開会します。

○
休憩 午前11時56分

開議 午前12時59分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、奈田臣也君。

[登壇]

○13番（奈田臣也君） こんにちは。それでは、通告に従いまして、地方への分権改革を旗印として決定されました三位一体改革が菊池市に与える影響について質問をいたします。

三位一体改革は小泉内閣が推進したのが始まりであります。その三位一体改革の目的は地方の構造改革を推進することにあると言われております。そして、その改革の柱ですが、3本からなっておりますけれども、1つは地方交付税の改革、2つ目は国庫補助負担金の削減など、地方への支出金の削減、3つ目には税源移譲を通じて国・地方のスリムな政府をつくること、自治体をつくること。このような目的のために平成15年6月に改革の概要が公表されました。その改革の概要は、国からの国庫補助負担金の支出については4億円程度を廃止する。現在、地方に支給されている補助負担金額の8割及び義務的な事業費の効率化により、浮いたところを税源移譲する。3番目には、交付税についても、地方財政計画の歳出を、徹底した見直しにより、地方交付税の総額を抑制する。この3本の柱が改革になっております。

この改革が実際に実施されたのは、2004年、平成16年度からであります。

16年度の改革の実態は、国からの国庫負担金が1兆3,000億円削減されました。また、地方交付税も2兆6,800億円減額されております。地方に事業が残るということで、財政措置されたのは4,700億円であります。この改革によりまして、地方には財政調整金との取り崩した地方もあったそうです。それから実施2年目、平成17年度以降からの改革の内容でございますけれども、実際に国から地方へ税源移譲された金額は3兆円でございます。また、国から地方への国庫補助負担金が削減された金額は4兆4,000億円であります。地方交付税の基となります地方一般財源金の総額は、2002年度と比べまして、2006年度は3兆4,000億円削減されております。以上が、基本方針が策定されてから平成18年度までの経過と実績であります。

そこで質問をいたしますが、平成19年度以降において新たに国庫補助負担金が削減された事実はありませんか。また、税源移譲の金額も従来の3兆円が変わりませんか。これを教えてください。

また、2点目ですが、先ほど申し上げましたように、この三位一体改革の実績は、ダブりますけれども、国からの補助金の削減額4兆4,000億円、交付税の抑制につながる一般財源の総額の減少3兆4,000億円、補助金削減額を税源移譲した金額は3兆円あります。三位一体改革の本来の目的は、今まで国が補助負担金で実施した事業を地方へ税源移譲することによりまして、地方自治体の自主性・自立性・健全性を確立すること。すなわち、地方の構造改革を図ることが目的でありました。しかしながらその結果は、今申し上げましたように、国庫補助金の削減4兆4,000億円、地方交付税の抑制額3兆4,000億円、合わせて7兆8,000億円、国のほうで削減されまして、その分として国が地方に税源移譲したものは、たった3兆円あります。全く、地方財政への切り捨てになってしまっているのが三位一体改革の現実の実態であります。

そこで質問でございますけれども、まだこの改革は始まったばかりで難しい質問かと思っておりますけれども、1つは、今回の改革は菊池市の財政に対してどのような影響を与えたとお考えですか、教えてくださいと思います。また、菊池市の構造改革が、この税源移譲等によってどのように改善されたのか、併せて、以上、2点についてお伺いします。第3点目でございますけれども、小泉内閣で決定されました三位一体改革は私たち地方へのもろもろの大きな影響を与えておりますが、三位一体改革は平成18年6月に小泉内閣を引き継いだ安倍内閣にも引き継がれ、新しい「骨太の方針2007」が策定されております。この新たな改革の中身は、21世紀型行政システムを構築することが目的となっております。

そこで、その新たな改革の中身について調べてみますと、改革の項目は6項目

ございます。まず第1点ですが、今まで三位一体改革で決まっている歳出・歳入の一体改革は今後とも引き続きその実現に努める、2番目に抜本的な制度改革を行う、3番目に予算制度を改革する、4番目に公務員制度を改革する、5番目に、行政機構の抜本的な改革再編スリム化を行う。大事なことは6番目ですけれども、道州制を含む本格的な地方分権改革を進める。この6項目でございますが、この改革の中で最も地方の財政と関係が深いのは、6番目の地方分権改革の推進であります。

この地方分権改革で重要なポイントは2点ありますけれども、第1点は、仮称ではあります「新分権一括法」との名称で3年以内に国会に提出するための地方分権改革推進委員会で、この新法案に対する検討が現在行われております。2番目は、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しを進める。このようなことになっております。しかしながら、この新たな骨太方針を打ち出した安倍内閣は既に辞職をし、その後を引き継ぐ内閣はまだ決まっておりません。

そこであえて質問いたしますが、この三位一体改革の動向・予想等について、安倍内閣で決定されましたこの「骨太方針2007」の分権改革は、今後とも新しい内閣に引き継がれていくと考えておられますか。それとも大きく様変わりをするとお考えでありますか。将来、我々の計画は、5年先、10年先を見てするのが我々の実務ですから、そのような観点から、市当局は今申しあげました3点について、中身はございますけれども、見解をいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず、平成19年度において三位一体の改革の影響でございますが、新たに削減された国庫補助負担金はございません。また、国が示しております三位一体の改革の成果の中では、税源移譲の実績額は約3兆円となっております。三位一体の改革につきましては、議員が述べられましたとおり、平成16年度を初年度として3ヵ年計画として政府より打ち出され、真の地方分権の確立を目指し、国庫補助負担金の廃止、税源移譲、地方交付税の見直しを行うことが大前提でありました。それにもかかわらず、実際には税源移譲を伴わない補助金の一方的な廃止や、地方交付税の大幅な削減、地方に対する相変わらずの国の関与など、結果として、三位一体の改革の名を借りた国の財政再建を優先した改革と言わざるを得ないものであると考えます。特に、財政力の弱い市町村における一般財源としての地方交付税の見直しに関しましては、地方固有の財源であるにもかかわらず大幅な削減が図られ、交付税への依存度の高い本市財政をさ

らに圧迫する結果となりました。

また、骨太方針につきましては、平成20年6月27日に「経済財政改革の基本方針2008」が閣議決定され、地方分権改革として新分権一括法案や道州制ビジョンの策定が明記されております。その中でも、地方分権の推進に当たっては地方財政状況を踏まえつつ国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体改革に向け地方債を含めた検討を行うこととなっております。今後引き続き行われていくものと考えます。

いずれにしましても、地方分権の推進につきましては税源移譲等による一般財源総額の確保は必要不可欠なことと考えておりまして、特に交付税は本市における重要な一般財源であり、制度の本質であります財政保障機能を堅持し、総額の安定確保、実態に即した算定方法の見直し等について市長会を通じて要望しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○13番（奈田臣也君） 再質問に移りますが、私は健全な地域社会とは市民の皆さんが等しく安心して暮らせる社会、また、納税者の皆さんが税金を納める者の権利としてそれなりの行政サービスを受けることのできる社会、こういう社会ではないかと考えております。また、この住みよい社会の条件は、ひとえに社会保証制度の整備が整っている社会であります。また、これと併せまして、財政用語で言いますと、経常収支の比率の値が、常に財政の健全な範囲を保っている社会であると信じております。市民の義務として税金を納めている者がそれなりの豊かな市民生活を希望するのは納税者として当然の権利であります。市の代表として議会の身を置く議員はもとより、公僕として市の行政に携わっている市当局の皆さんが、その当然の権利に対し、それに値する行政サービスを行うのは当然の使命であり、責任であります。

それでは、納税者の当然の権利を保障するための基準は何かということですが、それは財政上から言えば、菊池市の経常収支の比率を現在の基準で言えば75%に押しとどめておくということでありまして、75%に押しとどめておくということは、毎年経常的に収入として入ってくる自由に使えるお金、例えば住民税や地方税などでありまして、この経常一般財源に対し、毎年必ず支出をしなければならないお金、例えば人件費や扶助費・公債費などでありまして、この割合を75%にいかにか抑えていくということでありまして、具体的に言えば、菊池市には現在自由に使えるお金、経常一般財源の額は140億円あります。この自由

に使えるお金140億円のうち、毎年決まって支出をしなければならないお金、この経常的に使えるお金の上限額を105億円までと上限を決めておくことであります。裏を返してみまして具体的に金額で申し上げますと、毎年自由に臨時的に使えるお金を35億円確保しておくということでもあります。この自由に使えるお金35億円を常に持つとくことが、私の真に豊かな社会への条件であります

それでは、現在この豊かさを測る物差しであります。菊池市の経常収支比率はどうなっているか、合併した当時、平成16年度は88.3%であります。17年度は90.4%であります。18年度は94.4%であります。平成19年度は94.8%であります。この3ヵ年間で、経常収支の比率は実に6.5%も上がっております。豊かな社会を築くために、活力のある菊池市を築くために、毎年自由に使えるお金は140億円のうちの25%、35億円が本来必要であります。しかしながら、この毎年自由に使えるお金が、現在の菊池市には7億2,000万円しかない。これが、私の豊かさからの基準から見た菊池市の厳しい財政状況の実態であります。

そこで質問ですが、経常収支比率がこのような高い比率の状態、はたして真に市民が求める豊かな市民サービスができるのか。私は、このような状態では至って市民の間には不満が残ると思います。そこで、なお一層、歳入対策が必要となりますが、今後、どのような対策なり改革をお考えになっているのか。以上、2点について市当局の見解を伺います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 再質問にお答えしたいと思います。経常収支比率は、人件費・扶助費・公債費等などの経常的な経費に地方税や地方交付税等の一般財源などの程度、どの程度使われたかを表す指標で、比率が低いほど建設事業費などの投資的経費に充てられる財源が多いとされております。ちなみに、平成19年度の経常収支比率は臨時財政対策債を含めた場合、94.8%となっております。しかし、これは少子高齢化による扶助費の増加や、合併前の建設事業に対する償還金の増加によりまして経常経費が増え、分母であります交付税、所得譲与税、地方特例交付金の減によるものでありまして、これは全国的な傾向であると考えております。今後においても高齢化による経常経費の増大が予想され、さらに、合併特例措置の期限が切れることによりまして交付税の削減となれば大変厳しい財政運営となることが想定されます。経常収支比率の動向につきましては常に注意し、歳入面では企業誘致等による自主財源の確保、歳出面におきましては施設の統廃合や民営化等による経費削減、また、職員努力による物件費の抑制等に努め

てまいらなければならぬと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○13番（奈田臣也君） 再々質問に移りますけれども、菊池市の現在進めております行政改革について質問をいたします。

菊池市は平成18年3月、行政改革推進本部の新設をされました。恥をかくようでございますが、新設当時は、その推進本部設置の必要性はそれなりにわかっていたつもりではございますが、この行政改革集中プランを見ましても、説明を聞きましても、本当に改革ができるのか、計画が計画に終わる単なる改革プランではないかと、少々、無関心のところもありました。しかし今、今まで見てきましたように、国における三位一体改革の推進は、先ほど部長からも答弁がございましたように、時代の流れであり、この流れを止めることは難しく、受け入れざるを得ないのが現在の地方の実態ではないか、そのように思っております。先日、全員協議会の席で新しくできました法律「財政健全化法」から見た菊池市の財政状況は至って健全であるとの報告がありまして、私も大変安心をいたしましたところでございます。しかしながら、今申し上げましたように、菊池市の台所事情は経常収支比率が94.8%の高い比率からも見られますように、大変厳しい状況にあります。こういう実態を目の当たりにしてみますと、行政改革集中プランにつきましても議員ももっと関心を持つべきであると認識も新たにいたしておりますし、宮崎県の東国原知事でありませぬけれども、「こりゃあ、どぎゃんかせないかんばい」と大いに反省をしているのが今の心境でございます。確かに、先ほど部長から答弁がありましたように、菊池市の行政改革は平成18年3月、本部を設置されて以来、大変な努力をされまして4億3,400万円という高額な歳出の削減を実現されております。これは大変な成果である。心から敬意を表しております。また、先日、企画部長から報告がありました。企業誘致によって税収も2,600万円ほど増えました。また、三位一体の改革で国からの税源移譲も3兆円あっております。このように考えますと、合理化もされ、税収も大きくなっておりますので、菊池市の財政状況は良くなっているはずでありますけれども、今申し上げましたように、逆に経常収支比率は年々退化し、効率なり、財政状況が悪くなっていることはプロである行政の皆さん方には当然すぎるぐらいおわかりのことと思っております。

そこで、この悪化の原因は何であるかということでございますけれども、私は2つの観点から考えております。1つには、毎年経常的に入ってくる自由に使え

るお金、経常一般財源ですが、この経常一般財源の額がこの4年間で、100%140億円で推移をいたして財政は良くなっておりません、合併当時と。この原因は本来ですと、国の三位一体改革により毎年3兆円の税源移譲はもちろんであります。企業誘致による歳入も増えておりますが、しかしながら改善せず140億円ということで横ばいしていることは、先ほど申し上げましたように、三位一体による改革により、国からの補助金は地方交付税の財源となる一般財源の総額が国においてですが7兆8,000億円も削減されているからであります。

2つ目には、本市の行政改革推進室が、今申し上げましたように、大変頑張り、支出金額を4億3,400万円も削減したにもかかわらず、毎年必ず支出しなければ、経常的な支出金額がこの3年間に9億2,000万円も増加をいたしております。毎年3億円ずつ固定に使われている金額が増えております。この原因は、菊池市が歳入予算上の、菊池市が事業を手広く広げた結果ではないかとの予測はしておりますけれども、やはり、この支出金額が3年間で9億2,000万円も増えた原因は、今まで国のほうで4兆4,000億円もかけて実施されていた事業が、三位一体改革によりその事業が打ち切られ、その打ち切られた分の事業が地方に移管されたため、地方がその分の支出金額を負担せざるをえなくなったことにあるというふうに考えております。特にこのような改革では、高等学校、いろんなところの削減が主にあったと思います。また、特に扶助費の支出等も拡大されていると思っております。

以上の結果からいたしまして、現在、地方が苦しい財政状況に陥っていることは、ひとえに国の三位一体改革のせいである。そのように信じております。

そこで質問ですが、当局は、この三位一体の改革を「国の政策だからしょうがない」と受け身になって今後とも対応されていくお考えなのか。それとも、この国の改革の流れを時代の流れとして真正面から受け止められ、必要であれば市民に痛みを伴う改革でも経常収支率の改善に向け、大胆な行政改革をやっていく考えを持っておられるのか。行政改革がなおざりにされ、軽視されるならば、菊池市の将来は借金漬けなのが目に見えております。併せまして、現在の行政改革という名称を行財政改革というふうに財政の改革も試案に入れたところの名称のお考えはないのか。

以上、3点について市当局の見解をお伺いします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 本市の財政運営を行う上で、国の三位一体の改革が与える影響につきましては先ほど答弁させていただいたとおりでございます。このこ

とから本市における行政改革は大変重要な課題であり、また、その必要性は極めて高いと認識いたしております。行政改革の目的は行政改革推進法や公共サービス改革法、そして市場化テスト法などを基本として、厳しい財政状況と少子高齢化という社会背景の中で、限られた財源や職員を有効に活用して、無理や無駄を省き、簡素で効率的な地方自治体をつくることを求めています。本市でも、「集中改革プラン」と「菊池市行政改革大綱」を定め、国の改革の流れが本市における諸問題を真正面から受け止め、簡素で効率的な菊池市をつくるために真剣に行政改革に取り組んでいるところであります。

ここで、これまでの行政改革の取り組みが本市の経常収支比率にどのような効果や影響を与えてきたかを比較してみましたので報告させていただきたいと思えます。

平成17年度と平成19年度の決算データで比較しますと、人件費と物件費を合計した決算額で約5億6,000万円少なくなっております。当然、これに充当された一般財源も約4億6,000万円減少しており、経常収支比率も2.3ポイント下がっております。この要因の1つには、定員適正化計画を上回る職員数の削減や指定管理者制度への移行による民間委託などの推進、そして補助金などを対象とした、行政評価に取り組んできた成果が反映されたものと評価いたしております。しかし、扶助費が1.3ポイント、公債費が1.7ポイント、そして、繰出金が3.6ポイント上がっているため、人件費と物件費が下がっているにもかかわらず全体の経常収支比率は4.4ポイント上昇しており、この比率で見ると、本市の財政状況はますます硬直化していることが伺えます。この扶助費・公債費、繰出金などは政策的な事業であり、かつ重要な市民サービスの経費でありますので、行政改革により、経常収支比率を下げることは不可能と思われ、逆に今後も増加していくことが見込まれます。

このようなことから、議員ご指摘のとおり、本市の経常収支比率が改善できるような大胆な行政改革が必要になってきます。その手段として最も大きな課題は、民間委託や民営化の推進であります。総務省が公表した「新地方行政指針」では、1つに総人権費改革、2つに公共サービス改革、3つに地方公会計改革の3点を重点項目として位置づけております。特に公共サービス改革では、公共サービスとして行う必要のないものや、その実施を民間が行うことができるものについては、市民サービスの低下にならない範囲で、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託などを積極的に行う必要があるとしております。ゆえに、「民でできることは民で」の考えであります。今や公共サービスの担い手は地方自治体に限ったものではございません。NPOや市民団体などをはじめ、多くの民間法人などの持つノ

ノウハウや、経験を高く評価できるものも多く存在いたしております。今まで当然のごとく行ってきました公共サービスの在り方を厳しく見つめ直し、旧態依然の行政運営を改めることが今後の菊池市に科せられた大胆な行政改革であると思われれます。半世紀に一度の歴史的大事業である市町村合併は、行政改革の到達点ではなく、新菊池市が行政改革をスタートさせるためのものであると考えますので、今後とも行政改革の推進にご理解とご協力をいただきたいと思います。

最後に、「行政改革の名称を行財政改革に変える気はないか」ということでございますが、財政分野まで含めた行財政改革であると認識しておりますので、必要に応じて行財政改革という表現を用いることがあるとご理解をいただきたいと思いますというふうに思っております。

失礼しました。先ほど、これに充当できる経常一般財源が4億6,000万円減少しているということで申し上げましたけれども、4億600万円ということで訂正をさせていただきます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○13番（奈田臣也君） 今、部長の答弁につきまして心から敬意を表したいと思えます。本当に真剣に取り組んでいただくと、心からお願いを申し上げます。

続きまして、菊池一族の館跡の保存・活用について質問をいたします。菊池一族の館跡の保存・復元が話題になりましたのは、県の発掘調査で菊池高校の敷地内から出ました菊池一族の館跡が確認されたのを機会に、この館跡を残そうというような運動が起きたからであります。この市民運動によりまして、平成18年11月3日に県の文化課より現地説明会が開催をされました。このような動きが増え踏まえまして、私は18年12月9日開催の一般質問で質問をいたしました。田中教育長は、私の一般質問に対し丁寧に答えをしていただき感謝をしております。そこでそのときの教育長の答弁の要点を3点ほどにまとめてみました。

まず第1点は、今回の発掘調査で100m四方の屋敷跡が見つかったとか、中国製の染めつけの陶磁器や青磁器、それから土師器などの出土から、当時の菊池一族の文化的な繁栄、海外との貿易などについても、うかがい知ることができたと。特に、今まで菊池一族の館跡がどこにあったかなぞであったが、今回の調査でその解明につながる手掛かりをつかむことができたのではないかと、などの評価をされました。また、市民から出ていました館跡の保存の要望については、菊池と協議をしまして、その保存についてのお願いを去年の11月13日、熊本県教育長と菊池高校に要望書を出した。その回答については、「県教育委員会からも菊

池高校からも最大限の努力をする旨の回答があった」と答弁をされました。

第2点目は、今回、調査された遺跡について、「県や市からの遺跡の指定についての要望については、県からの調査報告書の結果を踏まえ、市の文化財保護委員会等にも諮問をして対応していく」とお答えになりました。

第3点目、旧菊池高校の体育館跡の調査につきましては、「旧体育館跡にはもっと素晴らしい遺跡があることが強く言われておりますので、引き続き発掘調査を県に要望していただく旨のお願いにつきましては、市教育委員会としても機会あるごとに県教育長にお願いをしていく」との答弁をいただいております。

そこで質問ですが、発掘調査の旧体育館、実際、発掘調査をされた結果ですが、この結果については県からの調査報告書はいつごろになるとお考えですか。また、その発掘にかかりました事業費は幾らで、その財源はどこから出たのか。それが1点目です。第2点は、旧体育館跡の発掘調査については、今まで県に対し……これはやめます。

以上、2点について教育委員会のお答えをお願いします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 1点目の「発掘調査の刊行について」と「発掘調査にかかった事業費について」でございますが、県教育委員会に問い合わせましたところ、発掘調査の報告書は今年度末の刊行予定ということです。また、旧体育館跡地の確認調査の成果も併せて掲載されるようでございます。

次に「発掘調査にかかる事業費」につきましては、平成17年度、18年度にかけての発掘調査は約5,000万円、平成19年度から20年度に実施される整理作業や報告書刊行に約3,000万円を見込んでおりまして、総額8,000万円の事業経費ということでありまして、なお、本調査は県立高校の建て替え事業ですので、すべて県費負担となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○13番（奈田臣也君） 再質問を行います。2点ほどお伺いしたいと思います。

まず第1点は、今年の7月15日、旧体育館跡地についての埋蔵文化財の確認調査が行われました。その報告書が8月1日に熊本県教育長から菊池市の教育長に来ております。この報告書を見ましたが、報告書は県庁内の文化課から教育庁内の施設課に宛てた内部文書でありまして、しかも、その確認調査の内容も非常にわかりにくい内部文書になっております。大事なところを言いますので。

7月15日、「別紙3、4のとおり、NO.1、2は飛び越えて、3、4のトレンチより、遺物・遺跡の存在を確認しましたので保存に努めてください」、たったこれだけの報告が、その内容も、文化課から施設課に行った内容を教育長に送ってきております。誠に粗末な調査で、何を菊池の教育長に報告してきたのかさっぱりわかりません。

そこで質問ですが、せっかく確認調査をされたわけでありますので、どんな埋蔵文化財の存在が確認されたのか。2つには、もっと発掘調査の内容が確認されるような報告書を再度、県教育長に要求すべきではないかと考えておりますが、教育長はどのようにお考えになっているのか、教育長の見解を伺います。

第2点は、菊池市の強い要望・期待にもかかわらず、現在、旧体育館跡地には菊池高校の100周年事業として自然公園ビオトープが造成をされております。誠に残念の極みであります。確かに、このビオトープの建設は前から計画されていた事業であったことは理解しておりますけれども、しかし、それよりもずっと前から、この旧体育館の遺跡の重要性はわかっていたはずであります。私は、菊池一族の館跡の重要な遺跡が旧体育館跡に存在するであろうという考え、あるいは旧体育館跡地の発掘の調査の重要性は、菊池市当局、行政もですよ、もとより、菊池高校、県教育委員会も十分にわかり、ご理解されていたものと心から信じております。それが今回このような中途半端な発掘に終わっている結果は、ひとえに菊池市当局はもとよりでありますけれども、菊池高校、県教育委員会、市の教育委員会も、菊池一族の素晴らしい文化遺跡を残すことよりも、菊池高校の100周年記念事業のビオトープの建設を優先された結果が、今日のこの結果になっておると考えております。ビオトープの建設は、菊池の眠れる宝であります菊池一族の館跡を今後数十年にわたって地下に封じ込めることになるわけでありまして。このような行為は、まさしく暴挙以外の何者でもない愚かな行為であると考えております。

そこで質問であります。なぜ、菊池一族の館跡の発掘調査よりも緑地帯ビオトープの建設が優先されたのか。今まで、この建設について、県と菊池市と教育委員会と、どのような話し合いがあったのか、改めてお聞かせをいただきたいと思っております。また、今からでも遅くありません。きちんとした発掘調査を終えてからビオトープの建設していただくことを、再度、菊池高校と県教育委員会にお伝えをお願いしたいと強く要望いたします。

以上、2点について市教育委員会の見解を求めます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 1点目、2点目の、「確認調査で、どのような埋蔵文化財が確認されたか」と、また、「この報告書の早急な要求について」でございますが、今回の確認調査では、平成17年度、18年度の発掘調査で発見されました中世時代の堀の延長部分と、時代的に新しいと思われる柱穴が見つっております。

また、この報告書については先ほども述べましたように、詳しい内容は前回の発掘調査の報告書に含めまして刊行されることになっており、現在、県においてその作業が進められておりますので、再度の要求は考えておりません。

3点目の、「なぜ、発掘調査よりビオトープ建設が優先されたのか」とのお尋ねでございますが、菊池高校の建て替え事業は県の事業でございますので、なぜ優先されたかについてはお答えできる立場にはございません。ビオトープ建設につきましては、遺跡の上に恒久的建物、建造物が建たないため、遺跡の保存はできるとの判断から実施されることになったと思います。

4点目の、「発掘調査を終えてからビオトープの建設をしていただくよう、菊池高校と県教育委員会にお願いを」とのことでございますが、菊池市としましては、平成19年1月に体育館解体後に確認調査を実施いただくよう要望書を提出しております。当初、全面調査をお願いしていましたが、県の回答は「埋蔵文化財保護行政における発掘調査は、開発により破壊される遺跡を記録・保存するための調査でありますので、建物を建てずに保存される旧体育館跡地につきましては、遺跡及び文化財保護の観点から発掘調査はできない」との回答でございました。しかし、「本市としましては可能な限り遺跡の実情を把握したいので、せめて確認調査はぜひ実施していただきたい」と強く要望して実現したものでございます。したがって再度の要望につきましては、先ほども申し上げたとおり、菊池高校の建て替え事業は県の計画でございますので、これ以上の要望をすることは難しい状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○13番（奈田臣也君） 教育長、よかですか、教育長。教育長はこの前のときに、「県の発掘調査があつてから、市の指定、県の指定については、市の文化財と協議して推進する」。あそこだけで、一番大事なところを、体育館跡を発掘調査せずに、県の指定、市の指定、そんな理屈が成り立ちますか。そのようなお考えですと、あまりにも第1回の回答は無責任極まる回答になります。また、ビオトープも全体が改築の対象ですから、あそこ旧体育館跡地も当然するのが我々の立場からするならば当然のことです。それと併せまして、教育長は元先生であ

ります。そこで教育的な立場、視点から、この菊池一族跡の価値について、教育的な立場からどのように考えておられるのか、再度お願いします。なおまた、市長には、この貴重な一族跡の遺跡をどのように評価され、今後、どのように、この遺跡を菊池市の活力のある、元気のある菊池市に役立てようと考えておられるのか、それぞれから答弁を求めます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） この遺跡の教育的・文化的価値ということでございますが、菊池高校周辺というのは、以前から菊池一族の館があるのではないかとされておりまして。そう伝えられておりましたが、今回の発掘調査で堀や建物跡が見つかり、中世の武家の館があったことがわかりました。中世の武士の館についての資料というのは全国的に少ないと言われておりますので、そういう意味では貴重な遺跡であろうと思いますし、市民の一人として誇りを感じるわけです。また、個人としてもロマンも感じます。ただ、この県によれば、それが誰のものであったかを示す資料がないため、現時点では菊池氏の館跡という確証はないと聞いております。しかし、隈府のまちに武家が館を構えていた事実は菊池市の歴史を知る上でも重要であり、郷土に根ざした教育を行う上でも貴重なものであると考えております。今後は、県文化課の調査報告書を待って、文化財としての価値を把握し、どのような活用ができるかというものを含めまして、菊池市の文化教育向上に努めていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 「行政的な立場から、この遺跡についてどのような文化的な評価をされているのか」ということでございますが、今回の調査で中世の武家の館が確認されたことは大変大きな成果であろうと、このように思います。菊池市の歴史を知り、また文化を守り、次の世代へ継承していくことは私たち現代に生きる者の大きな責務であると、このように考えております。また、発掘調査によりまして、ご指摘のように土器・土師器などが出土しております。こういったことにつきましては、現在、県の文化課のほうに保管されておりますが、市民の皆様方に広く公開ができますように、今後、県からの譲与等についてお願いをしていきたいと、このように考えております。

○13番（奈田臣也君） 以上で終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） 終わりました。ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後1時58分

開議 午後2時07分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、自治公民館の整備についてお尋ねをいたします。

市の発展には、そこで暮らす市民の生活基盤を整えることが重要であります。自治公民館の整備は、地域住民の自主的な学習活動はもちろん、交流の拠点、防災時の避難場所としても大切な施設であり、快適で安心できる住みよいまちづくりには必要不可欠であります。現在、菊池市には自治公民館がそれぞれに、地域の努力によって、また行政の補助金によって整備ができています。私の地元でも、平成8年に住民の負担金と行政の補助金をいただき新築することができ、今では地域住民の交流の拠点として様々な地域の行事をはじめ、デイサービス等にも活用されております。市としても、自治公民館に対する補助によって整備を促進されていますが、現在の整備の状況と補助について、具体的にお示しをください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 自治公民館は、住民の自治能力と地域連帯感を高め、また生涯学習を進める上でも極めて重要な施設であります。本市には現在、211の行政区がありますが、自治公民館が設置されている区は192区、公民館類似施設を設置している区が7区あります。また、いずれも設置されていない区が12区あり、設置されていない区は、複数の地区で共同使用されている現状にあります。

本市の自治公民館整備補助事業としては、合併協議会において近隣市町村の状況も検討した上で、公民館の新築、全面改築については、建築面積が50㎡以上のものに対し、補助率3分の2以内で上限300万円を限度とし、また、改造については補助率3分の1以内で200万円を限度として交付しているところであります。そのほか、備品購入につきましては、補助率3分の1以内で50万円を限度とし、自治公民館の整備に努めているところであります。

なお、本年は小規模な改築、修繕及び備品購入を補助対象としてほしいとの各自

自治公民館の要望も多かったことから、自治公民館長会議や、社会教育委員会の意見も踏まえ、改造及び備品購入については、これまでの補助対象経費20万円以上を、平成21年度の事業分から10万円以上に改め、補助対象経費の要件を引き下げ、自治公民館の整備について拡充してまいりたいと思います。

なお、合併後の自治公民館整備補助の年度別の交付実績を申し上げますと、平成17年度が13館で、323万6,000円、平成18年度が18館で431万3,000円、平成19年度が20館で399万1,000円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。市としても、自治公民館の整備の必要性については、十分認識して取り組んでいただいているようですが、今回、特に補助についての質問をさせていただいておりますが、先ほどの答弁によりますと、自治公民館の新築・全面改築については、現行の要綱では建築面積が50㎡以上のものに対し、補助率3分の2以内で上限300万円が限度となっているようであります。また、平成21年度から備品購入については、小規模な改築、修繕及び備品購入を、これまでの補助率、補助対象経費20万円以上を10万円以上にあらためるとなっております。しかしながら、今回は自治公民館の新築・全面改築の面積についての見直しはないようであります。

私の地元の中山間地域の集落は、小さな地区が多く高齢化も進んでいます。昔ながらの蚕室公民館のままで老朽化も激しく、段差もあり、お年寄りには大変不便な公民館がいくつかあります。現行の自治公民館の要綱では、私の地元の公民館の新築には面積が広すぎて補助対象に載らず、申請もできない状況であります。

そこでお尋ねをいたしますが、備品購入と同じように、新築の補助の面積の見直しの必要があると思われませんが、再度この点についてお尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 先に述べましたとおり、現行の要綱における公民館の新築及び全面改築の補助の要件は50㎡以上となっておりますが、お尋ねの補助要件の見直しについては、今後、自治公民館活動推進委員会議等の意見をお聞きしながら、前向きに考えてまいりたいと思います。

以上、お答えをいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。前向きにとのことですので、早急に対応していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、老人センター建設後に自治公民館として使用する考えについてでございますが、現在、建設予定地も更地となり、いよいよ土地の購入となると聞いております。これまでも土地の価格については、市民より陳情書が出されたり、いろいろとありましたし、また、3月の文教厚生委員会でも価格については指摘もあっておりますので、慎重に対応されるようお願いをしておきます。

今回は、老人センター建設後に、近くの地区が自治公民館として使用されるとのことをお話を聞きましたので、本当であれば、先ほどからお願いしております各地域の自治公民館とのバランスといたしますか、不公平感もあると思われれます。各地区の公民館は、補助金以外は自分たちで負担し、その後の維持管理費もみんなで負担しております。私も、老人センターを自治公民館として使用することは、大変よいことだと思っておりますので、市の施策として負担の少ないほうに合わせていただくようお願いしたいと思います。例えば、自治公民館の補助金の増額や、新築される場合、補助金、補助以外の負担に対して、市の無利子で貸付金を準備するとかいろいろと考えていただき、いずれにしても、同じ市民として不公平感のないように対応をお願いしておきます。

このことについては、市長から今後の自治公民館の全体的な考えについてのことも含めて、何かお答えがあればいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池老人福祉センターにつきましては、先ほどご指摘のように、本年度に用地購入ができるような見通しに達しました。今後、計画では、早急に完成を目指してまいりたいと思っております。

お尋ねの、センター建設後に自治公民館として使用する考えがあるかということにつきましては、都市再整備計画のまちづくり交付金事業で採択をされて認可を受けている老人福祉センター建設でございます。完成後につきましては、高齢者の利用、これを最優先といたしますけれども、公民館的な利用を含めて、なるべく、高齢者の利用に支障がないと認められる限りにおいては、広く市民の皆様方に活用していただくことが、よりよいのではないかなということを考えます。もちろん、適性な使用料というものを支払っていただかなければならないということでもございまして、公平公正を図っていききたいとこのように思います。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。それでは次に、教育環境、青果市

場跡地の整備計画について質問させていただきます。

この件につきましては平成19年11月21日、隈府小学校PTAと第一幼稚園保護者会より、現在隈府小学校においては部活動の送迎時にグラウンドナイター利用者と競合するため車の出入りが激しく、いつ事故が起きてもおかしくない状況であることや、青果市場跡は非常に老朽化が激しく、児童たちの登下校の際、瓦が落下する等の危険な状態にあり、また第一幼稚園は、現在送迎時専用の駐車場がないため、第一幼稚園職員駐車場及び菊池南中学校プール・武道場を利用しており、送迎ピーク時において非常に危険であり、園児の安全面からも整備が必要不可欠であるということで、議会に、学校・幼稚園の駐車場設置に関する陳情書として提出され、平成19年12月において文教厚生常任委員会に付託されました。委員会で現地調査も行われ、慎重に審査され、委員長報告では、「隈府小学校駐車場設置は確かに必要である。青果市場跡地は非常に老朽化が激しく児童たちの登下校の際に危険な状態にあるため青果市場跡の買収利用と併せて、安全指導や通学路の管理については万全を期すように」との報告があり、全会一致で採択されております。その後平成20年3月議会において、教育総務費土地建物鑑定委託料が予算計上され、委員会でも隈府小学校・第一幼稚園の駐車場整備に児童の安全確保または将来の学校統合も含め、早急に対応されるよう強く要望されています。

これまで、執行部としても適切な対応をしていただいておりますが、現在、青果市場跡地の整備の進捗状況をお示しいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 青果市場跡地につきましては、議会での陳情の採択がなされているところです。そのため、教育委員会としましては、検討の材料として平成20年度において、青果市場跡地の不動産鑑定を行ったところです。今後といたしましては、青果市場跡地に隣接しております隈府小学校の体育館などの耐震補強工事、それから隈府小のプールの改修工事及び第一幼稚園の改修工事なども控えておりますので、関係部署と連携しながら、それらを総合的に考えたところで検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。

土地建物鑑定は終わっているということでございますけれども、答弁によります

と、総合的にということでおっしゃいましたけれども、先般も二ノ文議員がプールのこともおっしゃいましたけど、もう総合的なことなんかで考えていただければ、もういつになるかわからないというのが、現実だろうと思います。いずれにしても、瓦が落ちているような状況でもありますので、その危険な状態については、子どもさんたちの命もかかわりますので、早急に対応していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは次に、スクールバス民間委託後の状況と要望に対する対応についてお尋ねをいたします。

このスクールバスの民間委託は4月からスタートしておりますが、これまでの経過の中でもいろいろと問題がありましたけれども、やはり心配していたことが発生しているようであります。民間委託については、文教厚生委員会でも執行部に対してPTAの要望の問題、スクールバスの運転手の方の再雇用の問題、特に安全面については委託をしたからといって任せきりになるのではなく、しっかり監督をしていくようにと強く要望をいたしました。今回質問をさせていただきましたのも、保護者の方々や元運転手の方より不満の声を多数いただいたからであります。再雇用については積極的に対応するとの報告でしたし、PTAの要望については、検討委員会を設置して、協議をしていくとのことでしたが、なかなかうまくいっていないようであります。

そこで改めてお尋ねをいたしますが、民間委託後の状況について、具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） スクールバスは現在3小学校、1中学校の218名の児童生徒により利用されています。委託先はタクシー会社3社、バス会社3社の9路線で運行を行っております。なお、後期学期からは、以上の路線に加え、路線バスの廃止に伴い、七城小学校の利用が始まり、児童16名が対象となります。また、旭志小学校においても、マイクロバス2台での運行を予定しております。

スクールバス・タクシーの利用にあたっては、4月より旭志地区、菊池地区とに分け、別々にスクールバス検討委員会を立ち上げ、6月まで3回それぞれ協議いたしました。その後、7月より現在まで2回、旭志、菊池の合同で、学校関係、PTA役員及び利用児童生徒の保護者による協議を進めてきたところです。

現在までの協議内容としましては、平成21年度運行に関しましては、学校の地域性、歴史性を考え、基本は現状のまま運行ということになっており、平成22年度からは、路線バスの廃止などにより、現在スクールバスを利用している者

であって、通学距離が基準に満たない児童生徒については有償ということで、検討委員会の中では大半の保護者・学校関係者に理解されているところでございます。

委員会としましては、今後も保護者各位の理解を得ながら、条例等の制定に取り組みたいと考えております。

次に保護者からの要望であった、安全性の確保に当たっては、学校関係、委託業者、教育委員会で、学校別に会議を行っています。協議内容は、学校と業者の連絡体制の確認、また、児童生徒の利用の仕方等、細やかな部分まで協議を進めているところです。また、スクールバスの業務委託にあたっての要望事項として、燃料補給等は菊池市内での利用をお願いしております。その結果、委託先6事業のうちバス会社1社、タクシー業者2社につきましては、燃料及び修理等については地元を利用しているということです。6業者のうち2業者は熊本市に営業所があることから難しい面もございますが、今後も協力をお願いしたいと考えています。

次に運転手の再雇用の件ですが、9名の嘱託運転手さんのうち、5名の方が再雇用を希望されておりましたので、各社にその旨要望をしたところでございます。

委託業者の中には、これまで単発的に10回ほど運転をお願いしたという経緯も聞いておりますが、現実には2名の方がバス会社に再雇用されたというのが実情です。そのほか、教育委員会としましては、福祉関係分野にも雇用をお願いしたところですが、条件面等で折り合いがつかず、現在に至ったところでございます。

今後も教育委員会としましては、スクールバス・タクシーの運行に当たっては、まずは安全性を第一に考えながら事業を進めていきたいと考えています。

以上、お答えをいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。教育長、私がお尋ねしているのは、いろんな問題があったんじゃないでしょうかということで、お尋ねをしているわけでございます。

私がちょっと知り得た情報ですけれども、きちんと運行のあれで朝からバスが来なかったと。そういうことがあったとか。まあ、運転手の方の問題で言えば、私どもの委員会の中でもう、2名については、もうちゃんと希望があるというのは認識しておりましたので、その後についての再雇用についてをお願いをしていたはずだと思います。そのことについて、どういった対応をされたかということ

を、私は、今回の質問をしているわけでございます。だから、その理解をしているとか、そういうのじゃなくて、現実的にそういうトラブルがあったことをきちんと報告をしていただかないと、議員のほうには苦情として入ってきますので、適切な情報公開も含めて対応していただきたいと思っております。再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 先ほども言いましたけど、安全性の確保にあたっては、学校関係、委託者、教育委員会で協議を行ったところですが、議員ご指摘のとおり6月10日に一度、龍門小学校、菊池北小学校、共同運行の穴川線において、スクールバスの故障で朝の運行ができなかったことがありました。そのことも、その件も含めまして、関係小中学校に再発防止のため協議を行ったところです。

協議内容は、児童生徒の利用状況、運行時間、駐車場の再確認、保護者学校教育委員会の連絡体制の再確認、代車の手配、会社及び運転手・バスの安全管理体制等について、具体的に話を行っております。また、再雇用については、その後変化はありませんけども、今後も努めてその要望に応えられるよう、取り組んでいきたいと思っております。

以上、申し上げたように、今後も学校と委託業者による2者会議、それに教育委員会を加えました3者の協議を定期的に進めながら、児童生徒の安全を第一にスクールバスの運行に支障がないようにしていきたいと考えております。

以上、お答えをいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） 聞かれたから報告をするというような形ではいけないと思います。いずれにしても民間委託にすることによって、その安全性が失われるようであれば、やっぱり前のままがよかったと。それと運転手の方々も、正直を言って再雇用もできなくて、また何か、いろんな手続の問題がありまして、失業保険も手続が不備だった方もいらっしゃったそうでございます。その件につきましては、改めて職員課のほうにお願いして対応ができたんですけれども、本当に再雇用についてきちんと連絡を取りながらやっていただきたいというふうにして、お願いをしておりましたけれども、実際問題、その運転手の方々には、教育委員会のほうから連絡はなかったということでおっしゃっていました。いずれにしても、市民の方々が職を奪われたんですから、そういうことも、もう本当、温かいような気持ちで、きちんとした対応していただきたいと思っております。

最後は、いずれにしても子どもたちの安全が一番です。もうそれが一番だと思いますので、もうちょっときちんとした報告をしながら、対応していただきたいと思います。全員協議会や文教所管の委員会の中で、きちんとそういうことがあれば逐一報告をしていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

それでは、次に嘱託の状況についてお尋ねをいたします。

市としても、行政改革の取り組みによって職員数の削減と時間外手当の縮減も進んでいるようですが、嘱託においては増員しているとのことでありますので、現在までの状況をお示しいただきたいと思います。また、採用の流れ、予算についてもお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 嘱託員の状況についてということでございますけれども、合併当初からの嘱託職員の数でございますけれども、はじめに特別職でございますけれども、平成17年4月1日現在で17名、予算額の推移によりますと、当初予算額で約2,300万円でございます。平成18年度以降は同数となっております。各4月1日現在の人数は19名、当初予算額は約2,800万円となっております。その配置につきましては、各課の設置規則に基づき配置しており、職名は児童相談員や女性相談員、社会教育指導員、人権教育指導員、国際交流専門員などがございます。

次に一般職の嘱託員についてでございますけれども、同様に比較しますと、平成17年4月1日現在で222名、当初予算額が約3億8,600万円、平成18年4月1日現在で244名、当初予算額が約4億7,700万円、平成19年4月1日現在で234名、当初予算額が約3億9,400万円、平成20年4月1日現在で257名、当初予算額が約4億4,100万円であります。

次に嘱託職員が増えている理由ということでございますけれども、主な増加理由といたしましては、特別支援教育制度や地域包括支援制度など、新たな制度に対応するためのものが多く、支援教員や看護師の専門職員の増員によるものが挙げられます。そのほか、特別養護老人ホームつまごめ荘の改築に伴います、施設利用者サービス向上のためのユニットケアによる介護士や看護師の増、並びに公立保育園によります、0歳児や障害児の受け入れに基づく、保育士の増などが例としてあげられます。また、最後に募集から採用までの流れについてでございますけれども、採用については、地方公務員法に基づきまして、現課において履歴書と面談により選考しているところでございます。

平成20年度の募集について、教育委員会を例に取って申し上げますと、募集の

段階で、勤務条件や業務内容及び応募資格を提示し、履歴書提示段階で随時面談を実施しているところでございます。採用内示につきましては、採用予定の1ヵ月前に本人あてに通知しているところでございます。任意用通知については、関係法令等、勤務条件を記した関係要綱を示した通知書にて通知し、提示された勤務条件により、任用されることを承諾する承諾書を提出いただくこととなっております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。やはり、平成17年と比較すると平成20年は35名増員しており、予算も増加しているようであります。せっかく正職員の削減ができて、嘱託が増加しているようでは何にもなりません。有資格者、専門職の必要性については、十分理解できますが、厳しい財政状況を考慮していただき、20年度は正職員の新規採用もされますので、嘱託については見直しも含めしっかりチェックをしていただきたいと思います。

それと、採用時についての要望ですが、先ほど質問をいたしましたスクールバスの嘱託職員の方からお聞きしたのですが、採用時の説明不足だと思われませんが、有給休暇が与えられることがわかっていなかったために、自分で負担をして代理の運転者を雇っていたということがあったそうでございます。今後は、このようなことがないように、しっかりと説明をして採用していただき、嘱託職員の方々も安心して仕事ができるように、お願いをしておきます。

それでは次に、「市長と語ろうふれ合い懇談会」の状況と成果についてお尋ねをいたします。

懇談会は、皆様もご存じのように、先般8月25日に七城地域、8月26日に旭志地域、8月27日に泗水地域、8月28日に菊池地域が市内を4ブロックに分け、午後7時30分より午後9時までを予定として、各地域で行われました。目的は、市民の皆さんと行政が一体となった協働のまちづくりを推進させるため、市長が市の施策説明を行い、皆様から市に対する意見や要望を直接お聞きするために行われたと認識しています。私も、今回は全地域の懇談会に参加し、自分なりに状況を把握させていただきましたが、先日も東議員の質問でも触れておりましたが、出席者からは要望や批判的な意見が出ていましたが、全体的には参加者も少なく、費用対効果の面から考えると、あまり効果がなかったのではないかと思います。

そこでお尋ねですが、これまで、2年前も開催されておられますが、その人数等

の比較と、執行部として成果があったと思われるか、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 「市長と語ろうふれ合い懇談会」につきましては、その目的は、先ほど議員の申されたとおりでございます。市民の皆様と行政が一体となった協働のまちづくりを推進するために開催したものでございます。今年が第2回目でしたが、第1回目は平成18年11月に開催いたしました。この時は、各中学校校区単位で開催したところでございます。参加者につきましては、菊池南中学校校区で68名、菊池北中学校校区168名、七城中学校校区70名、旭志中学校校区67名、泗水中学校校区235名、合計608名の参加者でございました。

今回は、旧4市町村単位で開催したところでございまして、それぞれの参加状況については、七城公民館で行いました七城地区の懇談会が61名、旭志公民館で行いました旭志地区が43名、泗水ホールで開催しました泗水地区200名、文化会館で行いました菊池地区が104名、合計の408名の参加でございました。なお、各会場では職員も管理職を中心に参加いたしましたところでございます。各会場におきます、男女別年齢別の参加状況につきましては、アンケート調査結果によるものでございますけれども、アンケートの用紙を参加者の方がすべて回収いたしておりませんので、またアンケートの未記載部分もありましたので、参加者数とは差がありますことをお許し願いたいと思っておりますけれども、4会場を合計しますと、男性が201名、女性が70名でございました。また、年代別では、20代2名、30代7名、40代17名、50代57名、60代126名、70代45名、80代6名でございました。

今回の開催にあたりましての、費用対効果ということでございますが、費用対効果につきましては、費用につきましては、総務課の管理職以外の職員の時間外手当ということで、12万8,000円ほど時間外手当として支出することになります。効果といたしましては、それぞれの地域で忌憚のないご意見を、生の声を伺ったということで、それに対する市の市政という形でいろんなお答えをしたわけでございますので、成果は十分あったというふうに理解いたしております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。成果は十分あったということでございますけれども、私も感じましたけれども、第1回目から比べても参加者が大

変少なかったようであります。ほんと、地区によっては、市の職員の方を除けば、ほとんど地元の人はいらっしゃらなかったようなところもあったように感じました。今回は全員協議会でも、前回の反省点を示され、市民に対してしっかりアピールを行い、市民の発言の時間がしっかり取るように取り組むとの報告もありました。各会場では時間が足りなく、発言ができない市民の方もいらっしゃったように感じました。ある地域の会場で、市長に対して参加者の少ない状況を指摘され、まずそのことをどのように感じられるかとの質問がありました。

今回、私からも市長に改めてお尋ねしたいと思いますが、市長が発案されたこのふれ合い懇談会の今回の状況をどのように感じられたか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 参加者の現状を見てどう思うかというご質問でございますが、私は市長に就任以来、市民の皆様の意見を広く行政に反映したいということで、市長への手紙あるいは市長へのメール、また、毎月第1火曜日をふれあいトークとして、市民の皆さん方にいつでもお越しをいただきたいということで、市長室において話し合いをやっております。また、いろんな各種団体の皆さん方との会合にも積極的に参加をいたしまして、広くそういった各種団体を通じて市民の声を拝聴してきたところであります。それぞれ各方面から貴重な意見をお受けいたしました。今回は行政側から各地域にお邪魔をして市民の皆様のご意見を直接伺いたいと、そういう気持ちで開催をしたところであります。

成果ということでございますが、数字的なものにつきましては、先ほど総務部長がお答えしたとおりでございます。前回実施いたしましたときよりも、確かに参加していただいている方々が少なかったというふうに感じております。しかし、懇談会では、木下議員がおっしゃっておりますよう、述べられておりますように、いろんな問題が提議をされました。懇談会では、庁舎問題、あるいはまた便利カーの活用について、空き店舗対策、あるいはジェット事業について、水力発電の取り組みだとか、あるいはまた川辺工業団地の取り組みであるとか、さらには健康問題、人権の問題、各種の補助金の問題など、非常に多方面にわたって貴重なご意見をいただいたと思います。そのことが、成果と言え一番成果であろうと、このように考えています。いただきました、こういったご意見につきましては、これからの施策に反映させることができるものは、反映していくように取り組んでまいりたいと思います。

そのほか、懇談会終了後にアンケートの回収をさせていただきましたけども、ア

ンケートにもたくさんの意見、要望がございました。これもまた、今後検討させていただきたいと思いますが、その中でも、参加者の方が前より少なかった点につきまして、開催の時期に問題があったのではないかと。あるいは、また周知の方法などに問題があったのではないかと、そういったことを、いま一度反省をして、今後につなげていきたいとこのように思います。

いずれにいたしましても、先に述べましたように、市長へのメールあるいは市長への手紙、あるいはふれあいトークなどなどを通じて、今後もまたこの皆さん方市民の声をじかに聞きながら、市政に反映していくように努めていきたいとこのように考えております。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。市長としては、たくさんの意見をいただいて大変意義があったということでございます。

開催時期、周知の方法等については、いろいろあったということでございますが、もちろん、そのことも理由の1つだと思いますが、前は私も出席しておりませんのでわかりませんが、今回全地域出席してそれなりにわかりましたけれども、市長との懇談会というよりも、何か執行部との懇談会のように、私は感じました。それと、市民の方がわざわざ出席をして要望をされても、その場でできないと取られるような答弁をされているようにも感じました。それと、尋ねられても、市長も含め、誰も即答ができなかったこともあったように感じました。私も、議員も含めて、市民に対してプロとしての自覚が必要であるということ認識させられたような場面もあったんじゃないかなと思います。

その場で答えられなかったり、要望としてもその場で勇気を持って言われた方に否定をするようなことであれば、次の懇談会からは二度と参加をされないような状況にもなるかと思えます。今後は、懇談会の必要性も含め、市民の皆様の立場になって、取り組んでいただくようお願いをしておきます。

それでは次に、環境整備基金の積み立ての状況と用途について質問をさせていただきます。

この件につきましては、6月の定例会において、水迫地区の活性化策環境保全協力金の現況と用途目的について質問をしましたが、市外の自治体からの一般廃棄物を搬入することに対して徴収している環境保全協力金は、毎年基金としてきちんと積み立てられているのに対して、九州産廃の経常利益の5%の寄付は、平成11年度から平成15年までの5年分で、その後は寄付が行われていないということが判明いたしました。このことは、水迫地区はもちろん、菊池市にとっても

重要な問題でありますので、今議会で再確認をすることとしておりましたので、今回は改めて一つひとつ丁寧に確認をしていきたいと思っております。

そこでお尋ねをいたしますが、まず、基金の積立の状況と使途目的、また、現在まで市が九州産廃に委託した業務の実績をお示しいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 菊池市環境整備基金につきましては、前回の6月定例会の一般質問でお答えしましたとおり、平成16年度に九州産廃から環境整備基金として、納付いただきました7,452万7,000円等を含めた平成19年度末現在の基金総額は、約1億6396万1,000円となっております。なお、九州産廃からの環境整備基金の寄付につきましては、お願いはしておりますが、平成16年度以降はございません。

次に菊池市環境整備基金の使途につきましても、前回の内容と重複しますが、菊池市環境整備基金運営要綱において定めたとおり、1つ目に地球の環境施策経費の一部の補助金、2つ目に廃棄物処理施設周辺の環境整備に要する経費、3つ目にその他環境保全を推進するために必要と認められる経費としております。また、基金の運営を適正かつ円滑に行うため、菊池市環境整備基金運営要綱第8条に基づきまして、副市長を委員長とした菊池市環境整備基金運営委員会を設置することとされていまして、この委員会においてその基金の使途について審議することとしております。

次に、菊池市が九州産廃株式会社及び九州産業株式会社と業務委託した実績等についてでございますが、合併後の平成17年度以降の実績及び平成20年度の計画についてお答えします。

平成17年度の九州産廃株式会社と九州産業株式会社との業務委託としまして、環境課5件、下水道課2件、財政課1件の計8件で、委託金額の合計は約2,794万円となっております。平成18年度は、環境課6件、下水道課7件、財政課1件の計14件で、委託金額の合計は約3,534万円でございます。平成19年度は、環境課7件、下水道課7件、学校教育課1件、教育総務課3件の計18件で、委託金額の合計は約5,796万円でございます。平成20年度は予算ベースの計画でございますけれども、環境課8件、下水道課6件、学校教育課1件、教育総務課3件の計18件で、委託金額の計は約7,791万円でございます。4年間の九州産廃及び九州産業の委託業務の総件数は58件で、委託総額は約1億9,916万円となる予定でございます。なお、処理委託内容としましては、エコヴィレッジ旭のRDF不適物処分業務や、陣内処分場の不燃物ごみ処分業務、下水道

の処理残渣処分業務等が主なものでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。改めて確認をさせていただきましたが、やはり九州産廃からの寄付については、平成16年以降は行われていないようであります。

市長は、6月の定例会の答弁では、その時の議事録のまま申し上げますと、九州産廃が、「非常にコストが割高になってくるためにこの辺についてはもう勘弁を、といったお言葉を聞いておるということを申し上げました。この後については、これは、やはり何とかありませんか、ということは申し上げますけれども、これまでにつきましては、会社の経常利益の5%を上限とするという形で5%の上限で計算をして本当に何百円まで支払いをいただいておりますが、このことについては上限ということですから、今の業績かれこれからして、かなり、もし払うことが可能であったとしても下回ったものになるだろうと、こういうことは予測せざるを得ないと思っています」と答えられました。その答弁を聞いて、私も傍聴に来られていた、水迫地区の区長さんたちもびっくりしたわけであります。市長の九州産廃を擁護する考え、そして、九州産廃がコストが割高になって業績が厳しいので払うことは難しい。もし払うとしても下回ったものになると、はっきり答弁をされました。

これまで、九州産廃問題は昭和56年旧菊池市の柏地区に産業廃棄物の最終処分場が創業して以来、度重なる処分場の拡張増設、特に熔融キルン焼却炉の設置に対しまして、市民約1万6,500名が行政訴訟を熊本地裁に提訴し、市民による大規模な反対運動が展開されてきましたが、平成10年11月に県が立会人となって会社と菊池市の間で環境保全協定が締結されました。しかし、その後も処分場の拡張計画等をめぐって市民の理解が得られず、会社、菊池市、県による長い協議が続いてきました。そのような中、平成16年1月から本市での埋立処分を1日でも早く終わってもらうために、地元水迫地区の区長会の方々の断腸の思いの決断によって、県、会社、市そして区長会の代表者を含めた4者協議や環境保全協議会での問題解決に向けて協議が始まったのであります。その後、市としても平成18年8月、県を加えた環境保全協議会で埋立期間を4年間短縮することで合意をし、補償総額12億600万円と算定され、埋立終了後の平成27年度から平成30年度まで補償する契約を結んでいます。その財源は、総額の2分の1は県補助、残りは市の負担、市の財源は一般廃棄物を持ち込む他自治体から

集める協力金、九州産廃の寄付を積み立てている環境整備基金、県からの立地交付金であり、九州産廃からの寄付も重要な原資であります。特に九州産廃からの寄付は市民との約束であり、地元、水迫住民の大変な決断によってできた信頼関係の証しでもあります。それを、市民の代表である市長が九州産廃を擁護するような発言をされたのでは、市民も地元住民も誰を信用していいのかわかりません。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、先ほどの部長の答弁でもわかりますように、九州産廃は市の請負業者でもあり、年々使途の業務委託も増加しているようであります。また、他の自治体からの協力金はほとんど減っていない状況の中、市長が6月議会で答弁されたように、九州産廃が本当に売上げが厳しくなって、市と約束である寄付をしていないのか、お尋ねいたします。

先般7月26日、九州産廃処分場において、盛大に第3回の花火大会が開催されたそうであります。会社側のお話では、総費用が1,000万かかったとのことであり、本当に市長がおっしゃるように経営が厳しい会社が、夏祭りができるのでしょうか。祭には、熊本県下よりもたくさんのお客さんが来られたとのことですが、市長も、九州産廃は請負業者でありますので、政治倫理の面からもまさか出席はされていないと思いますが、この夏祭りの件について何かご存じであれば、出席の有無も含めお答えをいただきたいと思っております。

また、今定例会の補正でやっと、元水源北小学校跡地のグランド整備の一部改修の予算が計上されていますが、やはり一般財源であります。なぜ、使途目的の決まっている環境整備基金を使われないのか、その点もお願いをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 九州産廃の夏祭りに参加したかしなかったかというお尋ねでございましたが、参加をいたしております。この倫理的な問題があるのではないのかなといった疑問を抱いておられるようではありますが、菊池市の政治倫理条例は平成17年の第3回の定例会に、議員の提出議案として提案をされまして可決をされております。

この対象者につきましては、市議会議員並びに市長、副市長、収入役及び教育長と、こういうことになっております。条例におきましては第2条において行動の基準と、第3条においては政治倫理の基準が示されておりますが、その第3条で、政治倫理基準は7つの項目にわたり示してありますが……。

○15番（木下雄二君） 市長、それはもう出席されたら出席されたでいいです。ほかのことを申し上げます。時間がありませんので、申し上げます。

○市長（福村三男君） それでは、この件は避けさせていただきます。

それでこの基金については、どういうふうになっていくのかということですが、この基金につきましても、環境保全の協力金というものが、先ほど話の中にあっ
ておりましたように、それぞれの自治体のごみがこの産廃場に持ち込まれるとい
うことについて、大変、菊池市としては迷惑千万であるということもありまして、
ご議論の末に議決をいただいて、この協力金の条例を制定をいたしました。現在、
県内においてはトン当たり1,000円、県外については2,000円を基準とし
て決めてありますが。

○15番（木下雄二君） いや、2年目から2,000円ですよ。

○市長（福村三男君） それは1年目が地元の県内は1,000円で、2年目から2,0
00円でございます、県外は最初から2,000円ということになっております。
これについては、いろんな諸般の事情、災害などなどがありまして減免をする
といったこともあります。

この環境保全協力金というものと併せまして、この今指摘があつておりました
会社からいただく寄付金ということ、それから積立金ということで、市が積立を
するというので、この3本の柱によって環境整備の基金というのが成り立つよ
うになっております。その運用につきましては、基金運営の要綱に基づきまして、
基金運営委員会が会議を開いて、そして内容について審議をしていただくとい
うことではありますが、基金要綱に基づくわけですけれども、菊池市のいわゆる環境
保全あるいは環境の施策、また施設周辺の環境整備に必要なものということにな
つておまして、施設周辺といえ、特に水迫の地域を指していると。その水迫
地域住民の皆様の声は、特に大切に反映されなければならないと、このように思
います。

それで、会社のほうがこれまで、11年から15年まで寄付をしていただいてお
りました。11年から15年までというのは、11年から15年までの分は、毎
年積立は会社でされておったようでありまして、その収受につきましては、平
成16年にまとめて5年分をお願いしていただいたということでございます。そ
れから本年までについては、まだいただいております。それで、このこと
について会社を擁護するような云々というお話でございましたが、決してそうでは
なくて、会社のほうの話といたしまして、今までなかったこの産廃税ができた
と。そしてまた、菊池は特に協力金を会社のほうは営業のときに協力金という制度が
あるために、県外に行けば2,000円を別途に支払ってもらうように言わなけれ
ばならないというようなことなどがあるために、非常にこの競争性の中の世の中
で、非常に厳しい営業を展開しているということを述べられておりました。それ

で、こういったものがあるために、「ぜひひとつこの後の支払いについてよろしく願います」ということを私のほうのお願いいたしまして、これは、「市のほうが産廃税を今度県のほうが設置する、それから協力金を自治体からもらうために、営業していかなきゃならない、そういったことを踏まえまして、今後の支払いについては、これはなかなかできづらい」という、そういった話をされたわけでありまして。そして、「5%という上限は設けてあるけれども、その5%は上限ということだから、会社の内容がこの赤字になってこの経常利益は出ないわけでありまして、赤字になる場合もある、あるいは、収益性が非常に低い場合もある、そういった場合には、やはりこの5%の上限の枠内でしなければならない」とそういった説明がありました。

そういうことを踏まえまして、6月の議会の中で5%はあくまでも上限であって会社の経営状況内容等々によって、非常に不安定な状況に今あるという、そういうことを申し上げたところでございます。

○15番（木下雄二君） 市長、もう、それでいいです。

○市長（福村三男君） これでいいですかね。

○15番（木下雄二君） もうあと、こっちがありますから。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○15番（木下雄二君） ありがとうございます。いろいろとお話をされましたけれども、こちらに、産廃の経常利益が出た資料があります。

今、そのいろいろ厳しいということでおっしゃいましたけれども、もう全然売り上げは減っておりません。経常利益、16年はもうちゃんと4億近くありますし、17年3億4,000万、18年4億8,000万、19年4億7,000万、もうちゃんと、11年、12年、13年、14年、15年よりも逆に増えております。上限5%で、これをきちんと積み立てていただければ、4年間で8,500万はもう積み立てていなければならないような状況が、これはもう数字的に出ております。だから、私が先般の6月の議会で聞いたときに、本当に産廃が売り上げが少なくなって大変厳しいということであれば、それは上限をやっばり見直すということも考えられると思いますけれども、基本的にはこの数字であれば、きちんと上限5%を積み立てても何の支障もないと、そういう形で認識ができると思います。それと、16年分は5%の上限で会社側に積み立ててあるそうでございます。17年は減らして積み立ててあります。18年、19年は、全然積み立てておりません。だから結局、環境、その条例で、10年の11月でしたか、あれでちゃんと第5条で決まったことでございますので、それは遵守していかなければ

ればいけないと思います。市のトップである市長が、こういった形でその数字的なものをつかんでいらっしゃらないということでは、これはもう大変な問題でもありますので、このことについて、本当にご存じでなかったのでしょうか。

私、先般、この間6月のほうでも、県のほうの財政的なものも将来は再建団体になるかもしれませんので、県のほうの環境生活部長と会って来ました。その中でも、そういう産廃のほうがきちんと守っていないということをご存じなくて、そういうことであれば、また県のほうもきちんと対応していきますということでお約束をいただきました。

それと、先ほど森議員がおっしゃっていましたが、なんで環境課の担当を変えられたんですかと、そういう形で、すぐ担当の環境生活審議員の清田様がおっしゃいました。ま、そういうことで、きちんとした担当を今から市がしていかなければならない状況の時に、担当は変えるは、そのこの状況が把握されていないということであれば、これは大変なことだと思います。もう、ちょっと時間がありませんので市長のほうから、本当にこのことをご存じではなかったのかだけでも、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 5%が積み立てられなければ、契約と言いますか、協定の見直しというお言葉がありましたけども、協定が5%を上限としているということでもありますから、1%もあれば2%もあるという意味合いで、5%の上限が設けてあると。それで5%で今まで積み立ててあったものをいただいたわけですから、この後についても、もちろん5年間分については、ぜひひとつお願いしたいということをお願いしてきていて、その中で会社の状況の判断として、大変厳しい現実にあるということと言われていたということでもあります。

今後とも、やはりこの会社のほうには寄付金をぜひお願いしたいということで、お願いをしてまいるつもりでありますので、いささか変わってはおりません。

○15番（木下雄二君） これは、ご存じだったのでしょうか。

○市長（福村三男君） はい、決算……。

○15番（木下雄二君） 決算のこの経常利益の数字はご存じでしたか。

○市長（福村三男君） これは担当のほうでどうつかんでおったか知りませんが、私のほうは、今の話はこの少なくとも1年、2年前の話でございまして、このごく最近の話としてこの話をしているわけではありません。これまでの話の経過としては、こういうことになっていたということでありまして、それで今、調査15年までの間については、これはこの役所のほうがどうこう言う前に、会社のほうと

しては的確に積立をしてあったと。ですから、その後についても、積立を今してあるもんだと思っております。ただ、積立をしてあるけれども、積立が役所のほうの通帳のほうに入帳していただくためにお願いをしているということでありまして、積立は会社として当然されているもんだとこの認識しています。

○15番（木下雄二君） 実際、されてませんから。ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後3時06分

開議 午後3時15分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、水上博司君。

[登壇]

○8番（水上博司君） 最後の質問になってしまいました。議員の方から、「あんたはトリばい」というようなことでございましたが、別にトリを狙ったわけではございません。ただ、出遅れただけでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。それから、最後の質問ということで、執行部の方もちょっと笑みが見えるように思います。最後まで、よろしくお願いをいたします。

それでは、1問目の質問に入ります。地籍調査について質問いたします。

昨年3月の定例会におきまして、質問いたしました菊池管内の地籍調査の進捗状況について質問いたします。昨年、経済部長の答弁では、泗水、七城が完了、旭志が19年度で測量までの工程が100%完了、旧菊池市地域が、大字が37地区あり、その中で完了地区が9地区あり、一部調査完了が8地区、未着手の大字が20地区であることの説明で、面積にいたしまして115㎢が未着手であるという報告であったと思います。また、調査完了予定が平成40年ということで、この目標を現在地域の社会情勢をかながみて、早期完了に向け実施計画を立てるという答弁であったと思いますが、どのように計画を検討されたか、お伺いいたします。

まず、第1回目の質問にしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 地籍調査の進捗状況についてご報告いたします。

本市の全体調査面積は193.78㎢で、平成19年度までの実績といたしまして、80.01㎢が完了し、進捗率は41.3%で、残りが113.77㎢となりま

すが、これにつきましては、今、議員さんもおっしゃられましたように旧菊池市の分が残っておるということでございます。

現在、平成12年度から第5次10ヵ年計画によりまして、推進しておりますが、計画どおり推進する体制づくりを実施するために、人員と予算の確保が必要で、平成20年度より2名の現地調査対応の嘱託職員を採用しまして、従来の2班体制から3班体制で地籍調査の推進と実施体制の整備、担当職員の技術力の向上に努めております。予算におきましては、県の財政健全化計画の中、本市の20年度事業費につきましては、前年度より約2,000万円増の予算を確保していただき、早期完了に向けまして努力しているところでございます。

平成22年度からは第6次10ヵ年計画により着手することになりますが、現在調査箇所、面積等を計画中であり、市街化区域と中山間地域に並行して、山間地域の調査に取り組んでまいります。山林の境界確認は、以前から申されておりますように、高齢化や過疎化などにより、早急な事業推進が求められておりまして、県及び森林組合等との協議を行い、早期完了を目標にした実施計画を作成し、推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○8番（水上博司君） 答弁の中で、残りが113.77㎏であり、2,000万円の予算増ということで、2名の現地調査対応の嘱託職員を採用し、2班から3班体制で調査を行い、市街化区域と中山間、そして並行して山間部の調査を行い、県や森林組合協議の結果、事業推進をやるという答弁になつとると思います。できるなら、全体制で、秋から冬場に山間部の調査を行い、夏場に市街地の調査を行う考えがあるか、行う必要があると思います。夏場の山間部の調査は非常に無理があり、立ち会いされる地権者の方も高齢者の方が多く、能率を上げるためには早い時期に調査が必要であろうと思います。

現在、森林組合等におきましても、地球温暖化防止による森林の多面的な機能を発揮するために、かつ緊急間伐対策事業が推進され、国土交通省の方針としても、一筆調査については森林組合等を利用しなさいという通達がっております。組合としては、境界の確認を求め、そして集約化せいよとより経費削減の中で、山間部の地権者と立ち会いの上で大規模な間伐事業が進められております。このことから、県下でも5つの森林組合等が調査を委託をされるなど、早期事業推進につながるように頑張っておられます。

今後、新たな取り組みとして、とにかく現場に詳しい人材が必要であり、税の

公平さを保つためにも、早期完了を目標に計画を立てていただきたいと思います。

次に減反対策について質問いたします。

減反対策につきましては、経済委員会の所管事項でもあり、質問をその経済委員会の中でやろうと思っていましたが、きらり水源村の事業ということで、他の旧町村にまだわかっていないといえますか、水源村のことを詳しく知らない方が多数おられます。また、議員の方も、やはり水源村の取り組みというのがわかっていない方もおられると思いますので、改めて減反政策についてご質問を申し上げます。

「きらり水源村」が事業主体となり、新規就農者支援体制事業が取り組まれております。水源地帯は高齢化しており、限界集落そして耕作放棄地などと周りから呼ばれつつある中で、「この地域をどうにかしたい」、そうした要望の1つである、後継者育成、担い手養成の問題に気をもみまして、住民の要望により廃校になった中学校を有効活用し、跡地利用促進協議会を立ち上げ「きくちふるさと水源交流館」となり、そしてまた現在、NPO法人「きらり水源村」として指定管理運営になったと聞いております。こうした中で、地元水源地区で農業ができなくなった家の田を借り上げ、中山間地における農業の実践者と、就農者を受け入れ、指導に力を入れておられます。しかし、就農家の減反地になっているところで米をつくれれば、他の減反地を増やすことになり、山間地ではそういった問題を抱えております。米以外に、ほかの品目、大豆やら麦などは問題がないのに、研修目的でやる米作においては、いろいろな縛りが多く、新規就農者支援事業いわゆる国の事業ですが、やっていくのに非常に困っておられます。

この先、研修地として、休耕田の活用を今後どのように考えておられるか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 減反対策でございます。昨年度より、NPO法人「きらり水源村」を事業主体としまして、団塊世代、若者向けの新たな農業研修教育の充実が求められる中で、その多様な就農経路に即した研修教育の体制整備を図るため、市、市農業委員会、菊池地域振興局、県立農大、県立菊池農高及び市内農業法人等を構成員とする受け入れ態勢整備にかかる検討会を設け、研修カリキュラムの作成、新規就農者募集要項の作成等を進めながら、本年3月には、県立農大の新規就農研修を終えた2名の研修生を受け入れ、地元水源地区の農業者の方々の協力の下、指導が行われているところでございます。本事業によります本格的な研修生の募集につきましては、8月から開始されており、面接等により若干名

の研修生の決定の後には、2年間の研修期間の中で、農業の実践や教育機関での研修を計画されております。

水田作物、畑作物、県や地域の農業者の方々の指導の下で作付研修が行われることとなりますが、水稲作の場合は水田農業構造改革対策、いわゆる減反政策におきまして、研修農地の作付でありましても、主食用米の作付であれば、制度上減反の対象にすることはできません。減反を実施する必要がある、主食用米のみの作付であれば、集落内等での水稲作付面積による調整の必要がございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○8番（水上博司君） 制度上の問題があり、減反の対象にすることができないということですが、政府は地域農業を支える担い手育成に重点を置き、経営安定対策を推進するという耕作問題を拡大させ、足腰の強い農業基盤組織をつくるということですが、わが国は中山間地域が多く、農地の現状を見ると農業は机の上の計算とおりに、必ずはいかないと思います。

先だって熊日新聞に、農業の高齢化率が進み、農業に取り組んでいく人がいないかということで、企業の方々に集まっていただき、新規に農業に取り組む考えはないかという問いに、企業の方も採算が合うならやってみる価値があるという報告があったと思います。企業はまず、山間部、中山間の農地は恐らく一番に外すと思います。この「きらり水源村」、地区名を挙げるとまあ大変失礼になるかと思いますが、水源、水迫、龍門、水田面積より畦畔面積が広いところが大変多くあります。こういったところに、稲作以外には適さず、既に過疎化そして高齢化が進み、農業に取り組む者がいないのが現実です。このような中で、小さな集落が一体となって頑張っておられることに対しまして、研修農地としての扱いをもう一集落で対応することは、これは限界があります。他の地区の減反分で補うなど、菊池市全体の取り組みでカバーができますよう、支援方策を検討していただくことを、強く要望いたします。

次に、遊休農地の有効利用について質問いたします。これは私、地元旭志のことについての質問になりますが、旧旭志は、畜産の村と言われ、西日本一の畜産地帯です。小規模な畜産経営から大規模な畜産経営に移り変わり、いわゆる中山間の原野を開発して採草地が開発されたわけがございます。例を挙げますと、旭志の西日本原種豚場のそばに、以前、早期造成された土地があります。時代の流れとともに畜産農家が減少し、開発された草地がそのまま耕作放棄地として残りつつあります。そのために、産廃業者や大型の養豚業者そして養鶏業者誘致のお

話などがあります。産廃業者につきましても、市の環境基本条例で阻止することも可能と思いますが、同じこう畜産地帯に大型の畜産の誘致を反対することは、それなりの地域の方々の協力がなくてはならないと思います。しかし、地権者の方も高齢化をされ、管理ができないからもう売却をしたいという方もおられます。

現在、畜産の飼料燃料の高騰で畜産農家も大変だと思います。この遊休農地に対して、何らかの対策を講じることができないか、質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 議員ご指摘の土地は、国営牧場跡地を払い下げ、構造改善事業により造成した旭志の通称楠原原野と呼ばれているところでございます。造成から昭和60年代までは、飼料作物のとうもろこし等が作付されていましたが、イノシシによる被害が増えたことや石が多く作付に向かない等の理由から、ほとんどの土地が耕作放棄地となり、現在は荒れ果てている状況でございます。この状況を解消するため2戸の畜産農家が本年度から市単独事業として実施しております、菊池市型家畜放牧モデル事業に取り組み、繁殖牛の放牧を計画しております。放牧により雑草等を牛が食べますので、荒れ地はなくなり、牧草の種子をまくことによりまして通年放牧地として再生することが期待される所です。

議員、ご心配のように、荒廃地は中山間地域の至る所に見受けられるようになってきました。この菊池市型家畜放牧モデル事業に取り組んでいただくことによって、耕作放棄地の解消ばかりではなく、有害鳥獣の隠れ場がなくなり鳥獣被害も減少するものと期待する所でもございます。畜産農家に取りましても、飼料高騰対策や労働力の省力化、規模拡大の促進が図れ、畜産経営の安定につながるものであると考えております。

今後も、この事業を活用しながら、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○8番（水上博司君） 本年度より、市単独のモデル事業を実施するということですが、私も本当にこの地元におりながら、初めて聞きました。こうした事業があるなら、早く情報公開をやっていただき、今後もこの耕作放棄地の解消に向けて努力をしていただくようお願いを申し上げます。

次に、「市長と語ろうふれあい懇談会」を受けて、質問いたします。東議員、そして木下議員ですか、似通ったところの質問もあろうかと思いますが、よろし

くお願いを申し上げたいと思います。

懇談会の中で、最初に市長の合併後の状況、並びに現在行っている事業経過報告、また新たな取り組みとして、それぞれの事業を行わなくてはならないことについて、詳しく淡々と説明がありました。市長の発言の中で、「また、大変厳しい財政状況」という発言もあったと思います。市長が、今年仕事始めのあいさつの中で、「市の財政は悪いほうではないが、先行きに対する不安ほどの自治体も同じである」とあいさつされております。また、「行革ありきでは、市民の理解が得られない」ということも言われております。それから8ヵ月。いつから、この「厳しい財政状況」という言葉に変わったのか、また、懇談会の中でも一般市民の方々の質問に対しましても、各部課長の答弁によりますと、「大変厳しい財政状況」という感じが伺えます。執行部としては、てきぱきとした答えであったと思われるかもしれませんが、市民の方は要望に対して少し不満が出ているようにも思います。最後には、収入役の懇談会への出席者に対してのお礼のあいさつが述べられ、その中でも「大変厳しい財政状況」というとどめのあいさつがあり、私は市民の1人として、議員の1人として、厳しい財政状況ばかりではなく、何か1つでも市民が希望を持てる、期待を持てるような言葉はないのかと感じました。市民一人ひとり、市の財政が厳しいという話だけを聞きに来たのではなく、新菊池市の将来を展望できるような話を聞きに来られたのではなかろうかと思えます。財政が厳しいのは、市民一人ひとりが現在の社会状況の中で十分わかっておられると思います。保健税は上がり、老人の年金は天引きされ、農林商工業におきましても、全体が低迷をしております。

合併4年目を迎えるわけですが、以前、ある議員の方が発言の中で、「合併は負担は軽く、サービスは高く」という、よく言われていた言葉を思いました。将来にわたっての期待のできる菊池市の方向性を示すべきだと思いますが、いかがお考えか、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 国縣市町村の財政状況が厳しいということは、いろいろメディア等を通じて、多くの市民の皆様が理解されていると思います。「財政が厳しい」という言葉が現在の経済情勢を表現する、1つの手法的なものとして、日常に使われ、また使っております。

どこの自治体にも同じでありますけども、財政が厳しくとも、市民のニーズに応えていくのが行政の責務でございます。「財政が厳しい」という言葉、言い方につきましては、今後明るい展望が持てるような表現に置き換えられるものがある

とすれば、できる限りそのような表現を使っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○8番（水上博司君） 菊池市を私なりに一家庭に置き換えた場合、朝夕、子どもたちに厳しい家計の状況を語れば、まず親の跡を継ぐ後継者は絶対残らないと思います。また、財政厳しい菊池市ということですが、法人税や、固定資産税優遇措置をしないと、企業誘致もスムーズにいかなくなるのではないのかと思います。あまり財政状態が厳しい状態であれば、本当にこう地元に住む住民も、ほかの市町村に移り住むようなことも考えられます。

市長は、前回の選挙で市民の合併に対する不安と期待を一身に受け、厳しい戦いの中で当選をされました。その後、合併協議の項目や合併に審議されたこと、また、時間の都合で審議ができなかった事業につきましても、議会の承認を受け、事業推進に努めてまいられました。市長は、前日の藤野議員の質問に対しましても、「来春の市長選に再度立候補し、今日までやり残した事業も数多くあり、新市建設計画の中で見直しも視野に入れ、合併効果の実現に向け努力する」ということですが、具体的にどのような見直しをされ、建設計画を立てていかれるか、再度ご質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 水上議員の厳しい質問を受けましたけども、新しい新市が合併して3年半が過ぎました。ただいまご紹介いただきましたように、過日、藤野議員から新市の2期目の市長選挙に対しての私の姿勢を問われた形で、決意を表明いたしましたけども、「菊池市が将来進むべき道は」と言われれば、やっぱり今言われましたように、子どもたちが住みたくなるような、あるいはまた希望の持てるような、そういった市政を築いていかなければならないと思います。もちろん、今、自治体というのは、「自らで治める」すなわち、自立自行型でなければなりませんけども、現状といたしましては、これまで、きょうの質問の中にもありましたように、非常に依存財源によって保たれているという現実があります。その中で依存されていた、依存していた財源が、さらに縮減されているということですから、厳しいという言葉がつかい出してしまうのが現実であります。しかし、ご案内のとおり、県下の中におきまして、14市の中で菊池市はと問われれば、決してそういった悪い状況ではないと、中くらいにはあるよといったことだと思

います。ただ、この将来的に考えましたときに、本当に菊池の一族の話もありましたけども、菊池はいい場所を拠としてかなえていたんだなあと、自然災害に強い、今13号の台風が近づいておりますけども、本当に、菊池市はこの防災的に非常に恵まれた天恵の地の利を得ているんじゃないかなと、そういう中に、この実りの秋を今迎えようとしておりますが、農業については県下で1位を争って今おります。また、小売等につきましても、これは県下の中で4位程度に今位置しておりますし、工業の出荷高におきましても第5位というということで、どれを取りましても、県下のこの5本の指に入っているということで、バランスの取れている商工業であるというふうに思いますし、農業であると、このように思っております。これを、どういうふうに活かしていくかということでもあります。非常に、この問題につきましても、あらゆる面から検証を加えながら、科学的に分析をしながら、将来の菊池市のあるべき姿というのを示していかなければならないと思います。

ただいま、述べられましたように、合併の時におきまして、4市町村のそれぞれの施策というものが網羅されて、今の新市建設計画になっていますし、それを裏打ちする財政の計画になっていますから、総合的に今4年目を迎え、5年目を迎えようとする中においては、新市の建設計画が今の時代にふさわしいかどうかというものについては、議会の中でもご発言があって、新市建設計画の見直しということに言及をされておきまして、そのことが、やはり喫緊の課題ではないかなと。そして、時代に遅れることなく、将来の菊池市の盤石たる地盤をつくっていかなければならない。そのことをまた、子どもたち、あるいはまた地域の市民の皆さん方に対しまして希望ということで、未来志向型の菊池市を目指していくという、そして本当に幸福感が味われるようなまちづくりを進めていくということを、この後私がマニフェストとして表しながら、市民の心を問うていきたいと、このように思っております。

悲観すべきものではない、菊池市には大きな夢と期待が持てるというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○8番（水上博司君） 先だって、議員の仲間の方たちと五木村に行ってきました。

私も友人がおりまして、川辺川ダムが、建設ができるか中止になるかというようなことで、結果を出される前にといい、現状を知っておく必要があるということで行ってきました。議会の事務局の方と話し合いの中で、やはりこう五木村の

活性化はダム建設にあるということでございました。確かに42年もの間に、国と県が間に入って建設を推進してきたわけですが、知事も本当にこう、清流を守るか、災害を守るか、どちらかを選ばなくてはならないということで、苦渋の選択であったと思います。

一番、事務局のお話では、一番何が問題であるかという、あそこはご存じのように林業地帯でありますから、猿・鹿・ししの被害が多くて大変な状況であるということでした。6,000名の人口が現在1,200名で、独身者が200名ということです。それを考えますときに、やはり菊池は、まだまだこれはぬるま湯だなと思います。明るい話題もたくさんあると思います。企業誘致にいたしましても、まちの商業化活性化につきましてもそうであろうと思います。

今後、市長をはじめとし、職員、議員、一丸となって新菊池市づくりを頑張っ
てやっていきたいと思っておりますので、議員の皆さん、そして執行部の皆さん、一層の努力を期待して質問といたします。

終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で、一般質問を終わります。以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は9月24日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日はこれをもって散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午後3時50分

平成20年第3回菊池市市議会定例会

議事日程 第6号

平成20年9月24日(水曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程(第6号の追加1)

- 第1 意見書案第5号 たばこ税増税反対に関する意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
第2 意見書案第6号 郵政民営化法の見直しに関する意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
第3 意見書案第7号 燃油・飼料・肥料等生産資材高騰対策に関する意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
第4、決議案第2号 菊池市地産地消推進のまち宣言に関する決議
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程(第6号の追加1)

- 追加日程第1 意見書案第5号 たばこ税増税反対に関する意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
追加日程第2 意見書案第6号 郵政民営化法の見直しに関する意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
追加日程第3 意見書案第7号 燃油・飼料・肥料等生産資材高騰対策に関する意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
追加日程第4、決議案第2号 菊池市地産・地消推進のまち宣言に関する決議
上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員（27名）

- | | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 東 | 裕人 | 君 |
| 2番 | 泉田 | 栄一朗 | 君 |
| 3番 | 森 | 清孝 | 君 |
| 4番 | 藤野 | 敏昭 | 君 |
| 5番 | 樋口 | 正博 | 君 |
| 6番 | 二ノ文 | 伸元 | 君 |
| 7番 | 中山 | 繁雄 | 君 |
| 8番 | 水上 | 博司 | 君 |
| 9番 | 三池 | 健治 | 君 |
| 10番 | 怒留湯 | 健蓉 | さん |
| 11番 | 坂本 | 昭信 | 君 |
| 12番 | 隈部 | 忠宗 | 君 |
| 13番 | 奈田 | 臣也 | 君 |
| 14番 | 葛原 | 勇次郎 | 君 |
| 15番 | 木下 | 雄二 | 君 |
| 16番 | 坂井 | 正次 | 君 |
| 17番 | 森 | 隆博 | 君 |
| 18番 | 山瀬 | 義也 | 君 |
| 19番 | 本田 | 憲一 | 君 |
| 20番 | 栃原 | 茂樹 | 君 |
| 21番 | 松本 | 登 | 君 |
| 22番 | 工藤 | 恭一 | 君 |
| 23番 | 境 | 和則 | 君 |
| 24番 | 北田 | 彰 | 君 |
| 25番 | 外村 | 國敏 | 君 |
| 26番 | 徳永 | 隆義 | 君 |
| 27番 | 横田 | 輝雄 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福村三男	君
副市	長	村上建二	君

収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	村山隆君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	松岡敬二君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	上林正章君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	川上憲誠君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	山口正司君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	三牧茂君
監査委員事務局長	大塚茂幸君



事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
総務審議員	高田早苗君
議事係長	上田敏雄君

午前10時00分 開会



○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る9月9日会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第87号から議案第98号まで、議案第110号、議案第111号及び請願第5号、陳情第2号から陳情第4号の18案件について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

○総務常任委員長（三池健治君） おはようございます。

今定例会で総務常任委員会に付託されました議案は、議案、請願等付託一覧表のとおり条例改正案1件、補正予算関係1件、議決議案1件、陳情1件の4議案であります。2日間にわたり慎重に審議をしましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第87号、菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。本条例は、菊池市長選挙におけるビラ1万6,000枚を公費負担とする条例改正案であります。議案の過程で「1万6,000枚の根拠は」との質疑に、公職選挙法で市長選に対して1万6,000枚以上は公費負担、すなわち無料になるとの答弁でした。慎重に審議した結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第90号、平成20年度菊池市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。審議の過程で意見がありましたのは、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、節の使用及び賃借料です。市庁舎の賃借料を途中で解約するくらいなら、当初から賃借しなければよかつたのではないかと、また、計画が甘かつ

たのではないかと意見がありました。次に、目、地域振興費、節、委託料の新工業団地促進委託料であります。整備促進委託料を予算化してあるが、取付道路等の目的を持った金額が多く、予備費が少ないようである。この川辺工業団地（仮名）の整備促進は菊池市民が希望するものでもあり、期待するものである。よって、もう少し大きい予算にすべきではないかと全委員から意見が出ました。次に、款、消防費、項、消防費、目、防災管理費です。防災無線は人命にかかわる大切な連絡体系である。万全なる体制を常に保つためにも、防災無線設備に対して早急に保険を掛けるべきと要望したところでもあります。慎重に審議した結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第110号、菊池市土地開発公社定款の一部変更について申し上げます。本条例は、公有地地の拡大の推進に関する法律の一部改正が平成18年6月に行われ、平成20年12月1日から施行されるため、定款の一部を変更するものです。慎重に審議した結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

陳情第3号、郵政民営化法の見直しの意見書提出に関する陳情について申し上げます。この陳情は、郵政3事業が一体となり、住民サービスが行われるように意見書の提出をお願いするものであります。慎重に審議した結果、全員異議なく採択しました。よって、本委員会として意見書を本会議に追加議案として提出することといたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますよう申し上げます。総務常任委員長の報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） おはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

本定例議会で文教厚生常任委員会に付託されました議案は、条例案1件、補正予算案4件、請願1件の計6議案でございました。2日間にわたり現地調査を含め、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

最初に、議案第88号、菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定については、附則第3項の削除及び文言の表記を改めるもので、「障害」の漢字表記のうち「害」の漢字をひらがなに改めるものであり、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第90号、平成20年度菊池市一般会計補正予算（第5号）については、款9教育費、項3中学校費、目2教育振興費、節9旅費のうち、費用弁償200万円の減額補正は、中学生の韓国訪問が竹島問題により中止になったとのこ

とで、その経緯を学校教育課長、企画部長、国際交流課長から説明してもらいました。委員からは、こういう時期にこそ交流を深めるべきではないかという意見や、英語圏への研修も考えるべきではないかなどという意見もありましたが、当局からは、今後も韓国との交流を深めるよう、引き続き努力したいとの考えが示されました。委員からは、子どもたち、中学生の交流については、一生に一度のことであり、外交の問題とは分けて、このようなことが二度と起きないようにしてほしいとの強い意見が出されました。

また、項5 保健体育費、目2 体育施設費、節1 5 工事請負費のうち、総合体育館施設整備費3億4,000万円については、現地調査を含めた審議内容をご報告いたします。執行部からの説明は、1. トップライト遮光工事費4,800万円、2. 体育館中段の窓を開閉可能な窓へ変更する工事費4,000万円、3. LPガス式空調整備工事費2億5,200万円の、計3億4,000万円を計上したとのことでした。委員からは、空調設備だけでよいのではないかとの意見がありましたが、執行部からは、1. トップライトからの明かりについては、太陽光による館内温度の上昇や、スポーツ大会の招致にも支障があること。また、2番目に中段の窓については、開閉できないため空気の流通と温度調節ができないことなどの理由で、これらの3つの工事を組み合わせてはじめて効果が得られるという説明でした。

しかし、1つにトップライト遮光工事については、一度ふさいでしまえば暗くなり、かえって電気代がかかるのではないかなどの意見があり、ほかの工法も研究の余地があるのではないか。また2番目に、中段窓の開閉式は本当に必要であるか。3番目に、空調設備については、今回LPガス方式が提案されているが、最初から電気式にしておくべきではないかなどの意見が出され、結論として、工事全体を再度見直しを求めるということで、委員会の見解が一致しました。ただ、空調設備については、一般質問でも再々取り上げられ、教育長答弁としても早い時期の設置が述べられており、また、スポーツ関係組織や市民団体からも早急な改善が求められておりましたので、それらを踏まえて、委員会でも市民の要望には可能な限り早急に答えるべきであることから、執行部には委員会審議を基にして、早速検討、研究を行っていただき、必要に応じて報告を受け、委員会として納得に達すれば、その時点で予算を認めるという方向も合わせて確認するに至りました。よって、その改善策ができるまでは、総合体育館施設整備費については、予備費等に組み替えるという修正案を全会一致で可決いたしました。

議案第90号の総合体育館施設整備費、3億4,000万円を除くその他の案件については、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第91号、平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第92号、平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)、議案第93号、平成20年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に請願第5号、菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願については、継続審査とすることに決しました。紹介議員の1人である山瀬議員に委員会出席を求め、説明を受け、また工事中の菊池高校の現地へ赴き、本市学芸員の説明も受け、慎重に審議をいたしました。委員から、一つ、重要な史跡であるならば、少なくとも菊池高校の建築工事以前に何らかの手が打たれるべきではなかったか。二つに、菊池氏の歴史をもっと積極的に活用すべきではないか。三つ目に、本市独自の調査ができるのか、また、した場合どうなるのか。四つ目に、工事を中断してでも発掘調査を行い、復元して後世に残すべきではないかなどの意見が出されました。

それに対して、教育長、生涯学習課長の答弁は、一つ、旧体育館跡地の調査については、県へ全面調査の申し入れを行ったが、遺跡及び文化財保護の観点から確認調査をもって遺跡を保存するとの回答であったこと。二つに、これまで市からお願いしてきた堀の上層断面のはぎ取りや発掘調査の成果の公表等、概ね要望に沿う形で進められているということ。三つ目に、菊池高校及びその周辺地域の当該地は県の所有地と個人の所有地であり、市独自の長期的視点による調査体制の整備が難しい状況にあるということ。四つ目に、市民有志の要望もあることから、県に確認をしたが、県としては現在の工事は中断せず予定どおり行うという回答であり、市としては県が今年度末に調査結果を明らかにすることになっているので、それによって諸判断をしたいというものでした。委員会では、県の報告書を見て判断すべきものであるとの意見から、総合的な判断に立ち、継続審査とすべきものと決しました。

以上が文教厚生常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果でございます。議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願いいたします。文教厚生常任委員長は報告いたします。

○議長(北田 彰君) 次に、経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

○経済常任委員長(本田憲一君) 経済常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第90号、平成20年度菊池市一般会計補正予算(第5号)の付託について、議案第111号、字区域の変更について、

それから陳情第3号、たばこ税増税に反対する意見書について、陳情第4号、燃油・飼料・肥料等の生産資材高騰に対する意見書についての4件でした。

はじめに、補正予算の中で主なものは、款5農林水産業費、項3農業振興費2,938万7,000円の補正で、園芸等の新しい挑戦に対しての強化対策補助金及び飼料・燃油高騰対策利子補給補助金であります。次に、項4農業振興施設費241万5,000円の補正は、第3セクターの経営診断補助金であります。項6畜産業費372万6,000円の主な補正は、市単独事業家畜導入事業補助金250万円であります。次に、項7農地費2,313万8,000円の補正は、木庭堰設計測量委託料150万円とふるさと農道整備負担金1,715万円の補正です。款6商工費1,765万9,000円の補正は、地域通貨実行委員会補助金1,650万円、いこいの広場の不動産鑑定委託料等でございます。

補正予算の質疑の中で、制度資金利子補給事業については、全農家に広く広報を行い、周知徹底をとるの意見がありました。また、市単独の家畜導入事業について、一頭の導入当たりの最高額5万円の補助であるが、予算より頭数が増えた場合減額になるので、5万円で頭数増を積算し、金額を計上するべきではないかとの意見がありました。次に地域通貨補助事業で、17年度に行った同事業で、6店舗で売上総額の半分を占めるなど、地域通貨の活用について偏りがあるので、前回の問題点を協議し、今回に活かし、商工会や家庭にも周知徹底を図ってほしいという意見が出されました。いこいの広場の不動産鑑定委託料については、鑑定結果が出たなら経済常任委員会に報告していただき、売買を含め土地の有効な活用の協議をとる意見が出ました。

次に議案第111号、字区域の変更についてですが、大字四町分字丸山を字柳迫に変更するものです。委員会の審査の過程で、現地調査も行い、全会一致で可決いたしました。

最後に陳情第2号、たばこ税増税反対に関する意見書について、陳情第4号燃油・飼料・肥料等生産資材高騰対策に関する意見書について、全会一致で採択いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同賜りますよう、経済常任委員長のご報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

○建設常任委員長（隈部忠宗君） おはようございます。ご報告を申し上げます。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました議案は、条例案件1件、補正予算案件6件、計7件でありました。2日間にわたり慎重に審議をいたしま

したので、経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第89号、菊池市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定については、富の原西地区及び永住吉地区の事業対象区域に一部指定区域を追加するため条例の改正をするものです。

次に議案第90号、平成20年度菊池市一般会計補正予算（第5号）付託分について申し上げます。土木費の主なものは、目、道路橋りょう新設改良費39万7,000円の補正は、金峰線の道路改良で電柱移転が必要になったものです。節、委託料228万8,000円の補正は、ダム周辺、施設管理、草刈、除草管理委託料、旭志道の駅の浄化槽30人槽を68人槽にする測量設計等委託料です。節、工事請負費は、大琳寺木庭橋線の舗装工事です。項、河川費、目、河川維持費の主なものは、迫間川草刈管理委託料の増です。目、現年度補助災害復旧費、節、工事請負費1,268万円は、河川2カ所、道路3カ所の災害復旧費です。

質疑の中で、旭志道の駅の測量設計等委託料147万円について、「施設は国の建設ではなかったのか」、「当初30人槽が68人槽に至る経過は」、「できてから相当になるが、なんで今ごろ補正が出るか、当初予算であげないか」等の質疑に、「建設は国であるが管理は市が行うという契約になっている」、「処理しきれなくて物産館、保健所から指摘があっている」、「当初予算で工事請負費1,000万円をあげているが、当初の業者の打ち合わせでは50人槽で計画していたが、諸条件を考慮して68人槽が適当ではないかということ、測量設計委託料を147万円の補正に計上したとのことでした。「県との協議はしたか」との質疑に維持管理区分の中で市が行うものと理解して、していない」との説明でした。

項、都市計画費、目、街路事業費の1,100万円の減額は限府中央線街路事業の用地交渉減に伴って、高質空間への事業の委託料は工事の組替えです。項、住宅費 目、住宅管理費、節、委託料33万1,000円は泗水あさひ西団地の配水管の清掃、樹木管理委託料47万3,000円は菊池北園団地、淵園団地、音町団地、泗水福本団地の高木、交通障害の樹木の伐採です。

議案第94号、菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。節、委託料120万円の補正は、旭志地区新小川水源地の漏水試験で、本年度旭志簡易水道事業の認可を受けるためのものです。節、工事請負費400万円は、旭志三本木地区の下水道工事に伴う水道管の敷設工事です。

議案第95号、平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、節、工事請負費680万円の増は西寺地区の工事請負費、目、維持管理費は処理場のA重油の単価高騰によるもの、西寺ポンプ場の修理代・国道325線、菊池赤水線の道路改良工事に伴う、マンホール28カ所、汚水マス

25カ所の原材料負担です。

議案第96号、平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、節、工事請負費100万円の増は、公共マス設置の増、4カ所分です。需用費200万円の増は、福本マンホールポンプ2カ所の修理・泗水浄化センター空気圧縮機の修理・自家発電のバッテリーの交換です。年数が経過すると修繕費が多くなってくるが修繕に留意する点について質疑があり、「機械類の修理については、部分的にすむもの、全体的に交換しなければならないもの、その機械の程度によって変わるがメーカーと相談しながらやっている。また、延命化するため維持修理の中で注意している。」とのことでした。

議案第97号、平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、節、工事請負費150万円の補正は、合併浄化槽を市町村型で設置しているが、放流ポンプを必要とする場合、公共下水道、農業集落排水と公平性を保つということで、市で負担する6基分のポンプ設置費用ですとの説明でした。

議案第98号、平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、節、需用費の403万3,000円の補正は、富の原東の流量調整ポンプの交換・ブローの修理・田島非常用エンジンポンプの修理・永住吉のバッキ、井戸とポンプの修理等であるとの説明を受けました。委員会としては、下水道処理区域の見直し、市町村設置型浄化槽の整備促進を要望しました。

以上、9月19日の現地調査を踏まえ、慎重審議しました結果、建設常任委員会に付託されました議案に対し、原案のとおり可決すべきものと決しましたが、菊池市一般会計補正予算のうち、道路橋りょう維持費・委託料・測量設計等委託料につきましては、反対討論があり、採決の結果可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願いいたしまして、建設常任委員長報告とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。
樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） 経済常任委員長にお伺いをいたします。

議案第90号平成20年度菊池市一般会計補正予算（第5号）、款6商工費、項1商工費、その中の地域通貨実行委員会補助金1,500万円についてであります。委員長のご報告の中には、前回のことを踏まえて偏りがみられたのでそのようなことを解消するという議論がなされたということなんですが、2つほど、ちよっ

とお伺いいたします。

1点目は、今回のこの予算は市長が示された緊急経済対策という位置付けで、この施策を行っておられると思いますが、委員会の中で利用者を限定するのか、前回は市外の方もそれを購入ができて、内需を拡大するというやり方だったと思います。ただ、今回の提案理由を聞きますと、燃油高騰と市内の様々な業種に対する経済対策ということですから、今回は利用者を市内の者に限定するかどうかという議論がなされたかというのが1点です。

あと1点は、地域通貨利用に伴う支払いサイト、要はいつ締めていつ支払うと。地域通貨という名称なんですけど取り扱いによっては地域手形になってしまう。中小企業、そう経営基盤が強くない所は、そのサイトが長ければ長いほど、ある意味、現金ではなくて手形の要素になってしまうので、運営が難しいということも考えられるのですが、この2点について、委員会について審議がなされたか、もし、なされたとすれば、どのような審議内容であったかをお伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

○経済常任委員長（本田憲一君） 樋口議員にお答えいたします。

まず最初に、利用者についてですけど、委員会の中でも市内、市外ということがありました。その中で、執行部のほうから、まだそこまでははっきり限定はしていないと。この前の17年度のときは、市外の方が、福岡のほうで0.3%、佐賀・大分・鹿児島県の方がやはり0.3%、そのほかで0.2%となっております。そして、熊本市が6.6%、山鹿市が7.6%、菊池郡以外が3.4%となっております。委員会の中でも、このたびは市内・市外はまだはっきりはしておりませんということを経営部のほうからお聞きいたしました。

次に、支払いの換金の方法ですけど、それも前回は一月遅れということになっていますので、委員会の中でも、これはやはり早く現金化にしないと商工会の方々も本当に迷惑するからということ、よかったら月2回ということを検討してもらいたいと。それからまた、1週間に1回でもできるか、また、2、3日でもできるか、いろいろ換金の方法を、なるべく早くできるように要請をいたしております。

以上です。

○5番（樋口正博君） ありがとうございます。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） おはようございます。文教厚生常任委員長に、請願第5号菊池

氏館跡についての請願についてお尋ねをします。

請願書を読む限りにおいては、請願の趣旨は地元の教育委員会、議会が県に声を上げてくれということだと思います。項目も文化財の保護と調査体制の整備の確立、県教育委員会への申し入れの点であり、私は採択だと思っていましたが、報告では総合的判断により継続審議とのことでした。どうも、この史跡、遺跡の価値の問題で認識が違うような感じがしますので、ちょっとお尋ねをします。

まず、菊池氏館跡について、県や市はその歴史的価値を認めているのか、そういう議論はあったのかどうか、まずお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） 東議員のご質問にお答えをいたします。

歴史的価値を認めているかということにつきましても意見が出ました。それで、県も市もその歴史的価値は認めているけれども、現在のところでは評価が分かれていると説明があったんですね。今回出ました柱穴列についても、中世のものよりも新しい、比較的江戸時代に近い、江戸時代の柱跡であるという説もあるというように、認識が現在では分かれているというところでございました。

よろしいですか。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 一般質問で教育長は、教育的・文化的価値があるというふうに答弁もされていたわけですが、この館跡は文化財保護法でいう文化財にあたるのかどうか、そういう議論があったのかどうかお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） 適確なご質問、ありがとうございます。

文化財保護法とか、文化財にあたるかという直接的な質問はなかったのですが、ちょっと調べてみましたところによりますと、お尋ねの文化財保護法でいう文化財にはあたらないということのようです。現時点では、当該地域一帯は埋蔵文化財の包蔵地という認定がされているという地域だそうでございます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 最後に、報告でも調査報告が年度末ということでした。事業が済んだ後に調査報告があるというのは、ちょっと私は疑問が残るところで、また、教育長が教育的・文化的価値を認め、市長は歴史の継承は責務というふうに述べ

ていましたが、そうであれば、まずは調査すべきだし、請願の趣旨は「地元の声を上げてくれ」ということですから、まずは採択した上で対処すべきであると思いますが、そういう議論があったのか、あれば、それに対する議論の中身を教えてくださいたいと思います。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えいたします。

その議論がやはり一番白熱した部分でございました。順番が違うというのはですね。今になって、工事が始まって中断もできないのではないかと、なぜもっと早くしなかったかということは審議が集中いたしました。

ただし、当局の説明によりますと、これまで再三県のほうには要望を上げてきているようです。発掘調査の成果の公表、保存対策、出土品の貸与や将来的な譲渡に関する出土品の取り扱い、將軍木の保護、それから体育館解体跡の調査等もずっとお願いをして、ほぼその要望に沿う形で進められてきているということではありましたけれども、県としては、遺跡及び文化財保護の観点からこれ以上の発掘調査はできないという回答であったというふうに、当局から説明を受けております。ただし、年度末に調査報告が出ますので、それを受けて市としても対応を考えていくということを、答弁として承っております。

よろしいですか。

[登壇]

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。坂本昭信君。

[登壇]

○11番（坂本昭信君） 総務常任委員長にお尋ねいたします。

議案第110号で土地開発公社の定款の一部変更についてでございますが、これは公有地拡大による推進に関する法律の一部改正となっておりますけれども、その法律はどのような法律であって、どのように改正されるのかをお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

○総務常任委員長（三池健治君） お答えいたします。

法律的には、ちょっとあんまり詳しくは、説明は聞いてなかったと思います。

[登壇]

○11番（坂本昭信君） わかりました、後でお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○27番（横田輝雄君） 文教厚生常任委員長に、2点だけお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず第1点は、補正予算の体育館の継続審査になった件でございますけれども、いろいろな角度から検討されておまして、大変有意義な文厚委員会があったんだというふうに推察をさせていただきますが、現在、この体育館というのは、もう国体の時につくったわけですから、できましてから14、5年過ぎておりますかね。そんな意味から、今回の補正で空調設備をするということだったのですが、国体の時は、これはリースでやっております。だから、今日15年も過ぎた段階においては、やはりもう体育館も耐用年数を過ぎておりますから、リース制度というのが以前と変わらしまして、現在は非常に安くいろんなことでできるという状況になっておりますから、そのリースについて検討がなされたかどうかということをお尋ねをしたいと思います。

それからもう1点。先ほども出ておりましたけれども、菊池氏館跡の調査ということですが、私も紹介議員として名を出させていただきましたが、いろいろ検討なされておりましたし、発表がありましたので深くはお尋ねしませんが、やはり私が県に聞いた範囲内では、今後県がそれ以上にはできないということであったという報告だったのですが、それは菊池市民の、あとは熱意だと、菊池市の方々がやるということであれば、それは乗り越えられるということと同時に、こんな施設というのはどこにでもありますよという話が、間違いなく県からありました。ただし、それはよそこにもあるはずだと、どこにも住民はおったわけですから、それはあるはずだと。しかし、菊池は菊池市としての、やはりこういった歴史というのを大事にしたいということでお話をしたことでございますし、歴史家である堤先生の話とか、熊日の新聞投稿等を見てみましても、重要なのは報告書で遺構があったということを確認することではなくして、今後、私たちが直接確認できる遺構の保存の仕方、やはり私たちが、こういったものがあるんだということをお目で見確認できる施設をつくるということのほうが大事ではないかというふうなことでございますので、継続審議であれば、もし、されていなければ、そういったことを今後していただきたいし、あったかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えいたします。

最初の体育館の空調のリースの件でございますが、3つの工事のことについて

審議することに集中しておりまして、リースのことについての審議はなされてお
りませんでした。

それから請願につきましては、本当にいろんな角度から審議をして、請願者の
思いを重く受け止めていたしましたが、現地に赴きまして、非常にもう工事が進
んでおりますという状況を見て、この期に及んでは、やはり県の報告書を待って、
諸判断をそれからするというところで、部分的に遺構を残すとかということには
審議は及びませんでした。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。山瀬義也君。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） 文教厚生常任委員長に質疑をいたします。

ただいま、東議員、横田議員のほうから、この後の遺跡の発掘調査についての
請願でございますけれども、その中に、工事がもう前に進んで、ちょっと止めら
れないというお話がありましたけれども、これも本来は教育委員会のほうから、
それなりに何回となく県に要請が上がっているんですね。県としては、7月15
日に試掘といいますか、菊高の体育館跡を試掘をするということが、要望書を上
げたその方たちには報告が来とつとですよ。その中に、私たちにもちょっと連
絡がありまして、その現場に行ったわけなんです、もうそれだけ、今まで何回
となく要望があがって、発掘をする時にはどういう形でやってくださいとかいろ
いろあっているわけなんです。でも、その時には既に入札が終わっているわけな
んですよ。そして、もう7日から工事が入つとうとですね。

ですから、県の怠慢と言いますか、県はもう市のほうの報告書の中にも、もし
も地元が、菊池教育委員会が本格的に発掘する場合は、発掘するかしないかは市
の判断に任せるということですね。そして、菊池の教育委員会が本格的な発掘調
査を実施する場合には、それに協議に応じますと。本当に逃げて、自分たちは公
園化してしもうて、あとは市に任せればいたということでございますから、本当
に県の怠慢さですね。ですから、そういうことについても協議があったのか。や
はり一部の人間、例えば2、3人の人間にいて、試掘をやって、その日のうち
にいけてしまうわけなんです。ですから、先ほど委員長が言われましたように、
中世から江戸時代までであるということでございます。私たちがその場で、その調
査員から話しを聞きました。「これは中世の菊池の全盛期ですもんね」ということ
でございました。そうすると、新しい柱の掘ったとがあるとですね、大きいやつ
ば。これは恐らく古文書あたりにありますような、あそこの能舞台を含めたところ
の近くに、江戸時代にお茶屋があったということですから、「それかもわからん
ですな」という話でございましたけれども、それだけ、中世から江戸時代に向け

での重要な拠点なんです。

やはり委員会として、これを確かに確認して、それを今後につなげるとかいう、そういう意見はあったのか、そのこともあわせて、そうすると県が一方的に工事を進めているけん、結局、ならビオトープ終わってからでも、県に行って、例えば教育長の力強いお話で県の報告によっては、公園でん取りのけてでも調査をやるということでございますけれども、今まで、恐らく工事費が3,500万円程度と聞きますから、もううちかぶせてしもうて、報告は恐らく菊高の100年祭が11月でございますから、後ではそれがなかったなということも伺われる。ただ、菊池においては、これを活用でどうなるかわからんことですから、そういう全体的なことについてのお話を、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えいたします。

委員会の中で県の怠慢とか県の逃げについては、非常に厳しい追及がありましたが、答弁するのは市の方ですから、そういう激しい意見が出たということはお伝えしておきます。

それを受けまして、教育委員会としては基本的には歴史遺産として重要なものであるということ認めて、活かしていきたいという方向が示されまして、仮に、委員の中から、市単独でも調査をやれという強い意見が出ました。それについては、市単独による学術調査をするという試算などがなされているようです。そうなった場合、市の単独でやられた場合には、調査期間として約半年がかかるだろうと。それから調査報告書作成にさらに約半年か1年を要するだろうということ。そして、調査経費としてざっと見積もったところで、2,3,000万円の費用がかかるだろうということ。それから、ビオトープを解体することになるために、その復元にかかる経費の問題とか、さらには学術調査をさらに実施するならば、その保存活用をどう考えるのか、調査のみにするのか、案内板を設置するなど、そういった建造物も建てるのか。そして遺跡の復元をどこまでどうするのか、という形が、やはり詳しく試算されているようです。県の調査を待つてということのようですから、そういうふうになった場合は、その対応を、財源や期間の問題も含めて、上位機関に支援を求めるなど、そういった検討が今後出てくるだろうという考えが示されました。

それから、県が協議に応じるという回答があったということですが、それも質問がありましたけれども、これも当局のほうは県のほうに確認をしておられるようです。ですが、県としては個人情報に該当する部分もあるので、全部は答えら

れないということで、審議の時点では確認がとれていないということでございました。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） ありがとうございます。

今、個人情報とかいろいろで、県のほうからもはっきりした答弁がなかったということですね。県のほうははっきりした答弁が来とつとです。これは熊本県の教育庁施設課の教育審議委員の吉田さん、それと熊本県の教育庁文化課の課長補佐の江本さん、はっきりした自分たちの名前で相手方にやっとするわけなんですから、県もそれが、個人情報とか何とかなかですもんね。こういう要望を上げた、その組織の代表者にやっとするわけですから、そういうことでございます。

それと、先ほどの横田議員の質問の中で、委員長の答弁で、あの地域一帯がまだ指定を受けとらんということでございましたけれども、あの地域は文化財の、埋蔵文化財を含めたところの地域には入っとするわけなんです。この点については協議はなかったですか。

それと7月15日に発掘調査、試掘があつて、この報告書が8月の上旬には菊池教育委員会に報告をしますということでございますから、その点についての教育委員会からの話はございませんでしたか。

それと、学芸の委員さんというか、いうなら埋蔵文化財を含めた調査する職員さんが4名程度おられるですね。その人たちの説明が、私もこのたび一般質問で文化財についてやりましたけれども、判断の違いといいますか、これは委員長にちょっとお尋ねしますけれども、あの人たちはあくまでも下ば掘ったくつて、埋蔵文化財を地下に埋めてそのままにするのが破壊止めだという認識なんです。それは違うよ、私たちはそれを再確認して、これを活かされるか、活かされないかは、菊池がこれに、大きくなるか、ならないか、発展するかしないか、かかっとするわけなんですから、そこは、私たち、もう少し認識を変えてもらわないとということを行いました。委員会では、その人たちの報告をそのまま受け止めました。その点については。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えいたします。

県の回答については、やはり文教常任委員会の及ぶところではございませんので、回答があつたということをお伝えするにとどめさせていただきたいと思っておりますけれども、8月にあるということでしたけれども、教育委員会の答弁としては

年度末の県の公表ということで一貫しておりました。

○18番（山瀬義也君） そうすると、全体的な文化財の指定の話は教育委員会からどの程度ありましたか、あそこの地域の。

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） 文化財についての……ハリーについても説明がありました。

○18番（山瀬義也君） よかです、中身はですね。

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） よかですか。ちょっと見つけ出したら、お知らせします。

○18番（山瀬義也君） わかりました。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○18番（山瀬義也君） 文教厚生委員会としても、再度協議をということで、継続審査でございますから、今後委員会のほうでいろいろな調査をやっていただいて、やはり県に対して不満の声がいっぱいあがるとるわけなんです。ですから、そのことを県サイドでなくて、市民の立場として県に申し出てくれというのがこのたびの請願の目的でございますから、その点も十二分にわかって、今後の皆さん方の判断にお任せをしたいと思います。ありがとうございます。

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） さっきのにちょっと答えられると思います。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） 公式の見解として、菊池氏館跡というのは県が県内全域の遺跡地図の名称として取り扱っているということで、その範囲は現在の菊池高校の敷地全体から、東側は県道133号線の鯛生菊池線までの約4.2haが考えられているということでございました。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告で、議案第90号については委員会の修正案が提出されました。まず、議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第90号について採決します。議案第90号は委員会の修正案が提出されておりますので、委員会の修正案について起立により採決します。

お諮りします。委員会の修正案に賛成の方、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正案決議にした部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正案分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号は継続審査です。これから、継続審査案件を除き、議案第87号から議案第89号、議案第91号から議案第98号、議案第110号、議案第111号及び陳情を含め討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(北田 彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第110号、議案第111号、陳情2号、陳情3号、陳情4号、以上の16案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決採択です。

各常任委員長の報告のとおり、可決採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって以上の16案件については、各常任委員長の報告のとおり、可決採択に決定しました。



日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(北田 彰君) 日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの所管事務調査事項について、議席に配布の閉会中の継続審査並びに調査申出の一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査することに決定しました。



追加日程第 1 意見書案第 5 号 たばこ税増税反対に関する意見書ついて上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（北田 彰君） 次に、追加日程第 1、意見書案第 5 号、たばこ税増税反対に関

する意見書を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

○**経済常任委員長（本田憲一君）** 意見書案第5号、たばこ税増税に反対する意見書の提出について提案理由を説明いたします。

上記の意見書、別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14号第2項の規定により、経済常任委員会として提出いたします。

たばこ増税が強行されれば、たばこ離れが一層に拍車がかかり、たばこの消費が大幅に減少することは避けられず、その結果国内のたばこ産業は危機的な状況に陥ることになります。私ども葉たばこ生産者の基盤である耕作面積は急減し、まさに葉たばこを基幹作物とした農業経営は存亡の危機に直面する時代となるため。提出先及び意見書の案につきまして、1ページご参照の上、議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようご提案申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○**議長（北田 彰君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（北田 彰君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第5号について、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（北田 彰君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（北田 彰君）** 異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。



追加日程第2 意見書案第6号 郵政民営化法案の見直しに関する意見書の提出について上程・説明・質疑・討論・採決

○**議長（北田 彰君）** 次に、追加日程第2、意見書案第6号、郵政民営化法案の見直しに関する意見書を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

○総務常任委員長（三池健治君） それでは、意見書案第6号、郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について、上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により、総務常任委員会として提出いたします。

提案の理由といたしましては、郵政民営化法に基づき、郵政、郵政貯金、簡易保険のいわゆる郵政3事業は持ち株会社である日本郵政株式会社の下に4つの会社に分社化されたが、3事業一体体制が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出し、国民の利便に支障が生じるためであります。提出先の意見書の案文につきましては、請願陳情書の4ページをご参照ください。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いいたします。提出理由といたします。

○議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

意見書案第6号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。



追加日程第3 意見書案第7号 燃油・飼料・肥料等生産資材高騰対策に関する意見書上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第3、意見書案第7号、燃油・飼料・肥料等生産資材高騰対策に関する意見書を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

経済常任委員長、本田憲一君。

〔登壇〕

○経済常任委員長（本田憲一君） 意見書案第7号、燃油・飼料・肥料等生産資材高騰に関する意見書の提出について、上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会

議規則第14条第2項の規定により、経済常任委員会として提出いたします。

提案の理由としまして、食料を原料としたバイオエタノールの生産拡大や、途上国の経済発展に伴う世界的な穀物需給の逼迫、加えて投機資金の流入により、原油、肥料、飼料価格は史上最高値を更新しており、わが国の農業と農業経営は危機的な状況にあるためであります。提出者及び意見書の案文につきましては6ページを参照ください。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第7号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。



追加日程第4 決議案第2号 菊池市地産・地消推進のまち宣言に関する決議

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第4、決議案第2号、菊池市地産・地消推進のまち宣言に関する決議を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

経済常任委員長、本田憲一君。

〔登壇〕

○経済常任委員長（本田憲一君） 決議案第2号、菊池市地産・地消推進のまち宣言に関する決議の提出について、上記の決議案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により、経済常任委員会として提出します。

提案の理由としまして、現在、国内外において相次ぐ偽装問題、食においては牛、豚、鳥などの産地偽装問題や、乳製品の消費期限改ざん、日本人の主食である米においても事故米、汚染米の販売まで行われ、日本中を震撼させています。また、住まいについては耐震偽装や公共工事の手抜き工事など、様々な偽りが発

覚し、老若男女問わず市民生活を脅かす事件が発生しています。これらの原因については、平成不況による業者のモラル低下が最大の要因であると同時に、民間、行政ともに、単に安価のみを求める風潮によることの一因と考えられます。このような状況下、菊池市においても学校給食、老人ホームの調理委託、第3セクターの業務等、またはインフラ整備による公共工事など、多くの責任業務をかかえており、今こそ地産地消推進のまち宣言による安心・安全な市民生活を実践することが必要であるためであります。決議案文につきましては9ページをご参照ください。

議員各位におかれましては、決議の趣旨にご賛同いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。決議案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

以上を持って本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成20年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。



閉会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 北 田 彰

菊池市議会議員 境 和 則

菊池市議会議員 外 村 國 敏

平成20年第3回定例会付議事件一覧および審議結果表

(9月9日・9月24日議決)

議案番号	議案名	結果
議案第86号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成20年度菊池市一般会計補正予算(第4号))	原案承認
議案第87号	菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第88号	菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第89号	菊池市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第90号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第5号)	修正可決
議案第91号	平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第92号	平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第93号	平成20年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第94号	平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第95号	平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第96号	平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第97号	平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第98号	平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第99号	平成19年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第100号	平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査

議案第 101 号	平成 19 年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 102 号	平成 19 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 103 号	平成 19 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 104 号	平成 19 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 105 号	平成 19 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 106 号	平成 19 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 107 号	平成 19 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 108 号	平成 19 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 109 号	平成 19 年度菊池市水道事業会計決算の認定について	継続審査
議案第 110 号	菊池市土地開発公社定款の一部変更について	原案可決
議案第 111 号	字の区域の変更について	原案可決
議案第 112 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	適任
議案第 113 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	適任
報 告		
報告第 1 2 号	継続費精算報告について	原案報告
報告第 1 3 号	専決処分の報告について	原案報告
報告第 1 4 号	専決処分の報告について	原案報告

意見書案		
意見書案 5 号	たばこ税増税反対に関する意見書	原案可決
意見書案 6 号	郵政民営化法の見直しに関する意見書	原案可決
意見書案 7 号	燃油・飼料・肥料等生産資材高騰対策に関する意見書	原案可決
請 願		
請願第 5 号	菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願	継続審査
陳 情		
陳情第 2 号	たばこ税増税反対に関する意見書	採択
陳情第 3 号	郵政民営化法の見直しに関する意見書	採択
陳情第 4 号	燃油・飼料・肥料等生産資材高騰対策に関する意見書	採択
決 議		
決議案第 2 号	菊池市地産・地消推進のまち宣言に関する決議	原案可決

菊池市議会会議録

平成20年第3回9月定例会

発行年月◎平成20年11月

発行人◎菊池市議会議長 北田 彰

編集人◎菊池市議会事務局長 岩木 精四郎

作成◎株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

菊池市議会事務局

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888

電話：(0968) 25-2325